

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【事業年度】	第27期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	ドイツポスト・アーゲー (Deutsche Post AG)
【代表者の役職氏名】	マルティン・ツィーゲンバルク エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント (IR担当) (Martin Ziegenbalg, EVP Investor Relations)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国、53113 ボン、 シャルル・ド・ゴール・シュトラッセ20 (Charles-de-Gaulle-Straße 20, 53113 Bonn, Deutschland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 後 藤 一 光
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6438 - 5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 奥 村 文 彦 弁護士 福 岡 大 河
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	03 - 6438 - 5511
【縦覧に供する場所】	該当なし

(注)

- 1 本書において、文脈上別異に解される場合又は別段の記載がある場合を除き、以下の語は、以下の意味を有するものとする。本書において文脈上別異に解される場合を除き、会社名が使用されるときは、その連結子会社及び関連会社を含むものとする。

ドイツポスト

「当社」、「ドイツポスト」：子会社及び関連会社を含まない株式会社としてのドイツポスト・アーゲー。ドイツ又は「ドイツポスト・ドイツポスト・アーゲーの前身であるブンデスポスト・ポストディーンストアーゲー」(Deutsche Bundespost Postdienst)を指すこともある。

「当グループ」、「グループ」：ドイツポスト・アーゲー並びにその連結子会社及び関連会社。
「ドイツポストDHL」
又は「ドイツポストDHLグループ」

「ダイアログ・マーケティング」：個別具体的な形態により、ターゲットとする顧客グループに選択的にアプローチし、対話する直接的な通信方法を利用した市場指向型の事業活動。

「ドイツ連邦ネットワーク」：電気、ガス、通信、郵便及び鉄道に関するドイツの国家規制当局。
「庁」(Bundesnetzagentur)

「郵便法」(Postgesetz)：1998年1月1日に発効したドイツ郵便法の目的は、規制を通して郵便業界における競争を促進し、ドイツ全体における適切かつ十分な郵便サービスの提供を確保することである。これには、ライセンス、価格統制及びユニバーサル・サービスに関する規制が含まれている。郵便法の直近の改正は、2021年3月3日に施行された。

「パックステーション」：小包及び小型郵便物を1日中投函及び受取り可能な小包用機器。

「料金の上限設定手続」：ドイツ連邦ネットワーク庁が一定の郵便商品の価格を承認する手続。同庁は、一定種類のサービスにおける平均料金変更幅を規定する、事前に定められた標準料金に基づき、郵便商品の料金を承認する。

ドイツポストDHL

「B2C」：製品、サービス及び情報の企業及び消費者間のやり取り。

「ブロック・スペース契約」：貨物運送業者又は荷送人は、航空会社とブロック・スペース契約を締結する。当該契約により、手数料を支払うことで、定期的な航空便による確定した輸送容量を確保することができる。

「契約ロジスティックス」：契約ロジスティックス・サービス業者によるバリュー・チェーンに沿った複雑なロジスティックス及びロジスティックス関連サービス。そのサービスは特定の産業及び顧客ごとにカスタマイズされ、一般的に長期契約に基づき提供される。

「顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション」(CSI)：ドイツポストDHLの事業部門を超えた商業及びイノベーションを担う業務部。

「ゲートウェイ」：輸出向けの製品及び輸入後販売される製品の集荷拠点、通関拠点。

「ハブ」：複数の国家間での積み替え及び貨物の流通をまとめるための集荷拠点。

「リード・ロジスティック・パートナー」(LLP)：顧客のための物流プロセスの全て又は主要部分を組織する物流サービス業者。

「メディカル・エクスプレ	：医療機関、病院、研究所又は研究機関等への血液や組織サンプル等緊急又は温度に敏感な医療貨物の輸送。通常は、新薬の臨床試験に関連している。
「マルチモーダル輸送」	：例えば、航空、海上、車両及び電車等、2つ以上の輸送方法の使用。
「サプライ・チェーン」	：原材料の調達から製品の消費者への提供まで、一連の繋がったリソース及びプロセス。
「時間指定」	：配達日又は配達時間が指定又は保証された緊急の宅配サービス。
「輸送資産保全協会」 (TAPA)	：国際的なサプライ・チェーンにおける紛失を低減することを共通の目標とした製造業者、流通業者、貨物運搬業者、法執行機関及びその他利害関係者をまとめるフォーラム。
「20フィートコンテナ単位」 (TEU)	：長さ20フィート、幅8フィート(6×2.4m)の標準コンテナ単位。

- 2 「€」はユーロを指し、「¥」は日本円を指す。
- 3 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 137.63円（2022年5月9日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算率により換算されている。
- 4 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。
- 5 発行者及び当グループの事業年度は暦年である。
- 6 本書は将来に関する記述を含んでおり、かかる記述は歴史的事実とは異なる。また、将来に関する記述は、想定及び予測に関する記述を含んでおり、かかる記述は、本書提出日現在における計画、見積もり及び見解、並びに本書が完成した時点において当社が利用可能であった情報に基づくものであって、それらに含まれる将来の成果及び業績を保証するものではない。むしろ、それらは多くの要因に左右され、様々なリスク及び不確実性（とりわけ「第一部-第3-2 事業等のリスク」に記載のもの）にさらされており、不正確であるかもしれない前提に基づいている。実際の成果及び業績は、本書中の将来に関する記述とは異なる可能性がある。当社は、適用される法律で求められている場合を除き、本書中の将来に関する記述の更新について義務を負うものではない。当社が一又は複数の将来に関する記述を更新したとしても、当該記述又はその他の将来に関する記述が定期的に更新される保証はない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(イ) 一般

ドイツ法は、各種の企業形態について規定しており、その中でも以下の企業形態が頻繁に採用される。

- ・合名会社(Offene Handelsgesellschaft - 「oHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- ・合資会社(Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161乃至第177条aの適用を受け、最低1人の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の社員(有限責任社員)は一般的にその出資額を限度とする責任を負う。

- ・GmbH&Co.KG(合資会社の特殊形態)

有限会社が唯一の無限責任社員となる。この種の会社は、一般的に合資会社に適用される規定の適用を受ける。

- ・有限会社(Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。有限会社は、原則として、最低25,000ユーロの確定資本金を有する。但し、2008年の有限会社法改正後、有限会社はより低額の資本金で設立することができる。当該有限会社は、「Unternehmergesellschaft haftungsbeschränkt」又は「UG haftungsbeschränkt」を社名に追加することにより、資本金が減額されたことを表示しなければならない。各有限会社の資本金は持分に分割される。但し、持分は、公正証書によってのみ譲渡が可能である。

- ・株式会社(Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様に法人格を有する。株主は、会社の債務について責任を負わない。株式会社は、最低50,000ユーロの確定資本金を有する。かかる資本金は、額面株式又は無額面株式に分割され、記名式で発行される。又は、一定の限定的な場面においては、無記名式で発行される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡が可能である。一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べ、柔軟性に乏しい。

- ・欧州会社(Europäische Gesellschaft - Societas Europaea - 「SE」)

欧州共同体の欧州会社規則、及びドイツに登録住所を有する欧州会社についてはドイツ欧州会社設置法の適用を受ける。欧州会社は、株式会社であり、欧州連合のいずれの加盟国においても登記が可能である。

欧州会社は、最低120,000ユーロの発行済資本金を有さなければならない。欧州連合規則の適用に加え、欧州会社には、登記事業所が設置されている加盟国における株式会社に適用される法令も適用される。

株式会社の特徴を以下に敷衍する。

(ロ) 設立

株式会社は、1人以上の発起人によって設立される。発起人は、現金による出資又は現物出資と引換えに全株式を引き受ける義務を有する。設立時における株式会社の最低資本金額は、50,000ユーロである。定款は、公正

証書によって作成され、会社の法律上の所在地を管轄する地方裁判所が保管する商業登記簿に登録されなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- ・ 会社の名称及び本店所在地
- ・ 会社の目的
- ・ 資本金の額
- ・ 株式の額面株式・無額面の別、額面株式の額面金額及び額面金額ごとの株式数又は無額面株式の株式数
- ・ 株式の記名式・無記名式の別、株式は、一定の限られた場合（例えば、証券取引所に上場されている場合を含む。）には、無記名式でのみ発行することができる。
- ・ 経営取締役数又は経営取締役数決定の根拠となる規則
- ・ 会社の公告の方法に関する事項

株式会社は、商業登記簿に登録されたときに法人格を付与される。

（八）会社と株主との関係

株主は、等しい状況下では平等の取扱いを受けることができる。株主は、配当可能利益を受領することができるが、資本準備金に組み入れることなどを理由として、法律、定款若しくは株主の決議又は（所定の金額を限度として）経営取締役会及び監査役会の共同決議により配当から除外されるものについてはこの限りでない。

株式会社は、株式会社法第71条以下に定める非常に限られた場合で、かつ、欧州市場における不正行為規制（欧州連合(EU)規則596/2014号）第5条、第14条及び第15条に定める限られた場合にのみ自己株式を取得することができる。

無記名式株式は、売主と買主の合意及び株券の交付により譲渡される。記名式株式は、売主と買主の合意及び裏書された株券の引渡しにより譲渡される。記名式株式については、会社の株主名簿に登録されている株主のみが会社に対する関係で株主とみなされる。上場会社の場合、株式は一般に1枚又は数枚の包括株券により表章され、クリアストリーム・バンキング・アーゲー等の証券保険機関に預託される。株主は個別の株券を受領せず、株式の譲渡は、売主が買主に株券を交付する代わりに、保管機関の口座振替により行われる。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz（「WpHG」））第33条第1項によれば、議決権が直接的であるか間接的であるか（つまり、第三者が保有する議決権が株主に帰属する場合を指す。）を問わず、上場会社の議決権の合計が3パーセント、5パーセント、10パーセント、15パーセント、20パーセント、25パーセント、30パーセント、50パーセント又は75パーセントに達する場合、それを超える場合、若しくはそれを下回る場合においては、株主は、その事実を知った後又はその状況において知り得た後遅延なく、いかなる場合であっても4営業日（土曜日、日曜日又はドイツの最低1つの連邦州（Bundesland）における州の祝日を除く各暦日）以内に、当該上場会社及び連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（「FFSA」））に通知しなければならない。なお、株主は、株式保有基準値に到達した2営業日後にはその事実を知っているとみなされる（unwiderleglich vermutet）。ドイツ証券取引法第34条によれば、特に株主の子会社が株式を所有している場合又は株主が第三者と協力している場合は、当該第三者の議決権も株主に帰属するものとされる場合がある。ドイツ証券取引法第34条に基づく株主に直接的に保有されている又は帰属している株式に関する開示要件が満たされていない限り、当該不開示により、議決権及び配請求権は失われる。貸借対照表上の利益の分配請求権（但し、分配される範囲に限る。）及び清算による収益の分配請求権についてはその限りではないが、発行体に対する通知が、意図的に又は重過失により未実施という状況になっていないことを条件とする。意図的に又は重過失により通知がなされておらず、前述の株式保有基準値の到達、超過又は割込みが通知されていない上、通知されている議決権数と実際の議決権数の間の誤差が少なくとも10パーセントとなる場合、当該株式に係る遅延通知がなされた日から6ヶ月間行使することができない。実質株主の指図を受けない代理人による株式保有の効果は、かかる代理人に帰属する。当該月に現存する議決権数に変更があった場合、会社は、株主による株式保有基準値の計

算を可能にするため、またFFSAに対する通知を円滑に行うため、一般に現存議決権総数に関する要旨を直ちに、遅くとも2営業日以内に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社の新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、当該情報を各暦月末日に公告すればよい。また、ドイツ証券取引法第38条第1項に基づき、株式の交付を要求する権利が付随した又は券面の交付を伴うか否かにかかわらず同様の経済的効果を持つ金融商品の保有者（直接間接を問わない。）も、会社に対し上記と同様の通知を行わなければならないが、この場合は3パーセントの株式保有基準値については適用されない。かかる金融商品に関する開示を行わなければ、上述の議決権の開示に関する制裁が課され、それゆえ、議決権及び分配請求権が失われる。しかし、このような権利の喪失は、開示要件に違反した関係者に（直接）保有されている株式のみに関係があり、第三者が保有する株式には関係がない。かかる金融商品に関連する議決権と株式保有による議決権は、通知義務が発生するか否かを決定する際に合算される。投資家の直接的又は間接的な（つまり議決権が当該投資家に帰属する場合）株式保有基準値が10パーセント以上となる場合、当該投資家は議決権の取得の目的及び議決権取得のため利用された資金源を、当該株式保有基準値が達成されてから20営業日以内に株式の発行体に通知する義務を負う（ドイツ証券取引法第43条第1項）。発行体は、受取った情報又は通知義務が遵守されていない旨を公開する（ドイツ証券取引法第43条第1項及び第2項）。

ドイツ資金洗浄法（Geldwäschegesetz - 以下「GWG」という。）の改正により、遅くとも2022年3月31日以降、上場会社及びその子会社も、その最終的な実質所有者に関する一定の情報を透明性登録簿において開示することが要求される。

（二）会社の組織

（a）経営取締役会

経営取締役会の数は1人でも数人でもよく、自己の責任において会社の業務を執行するものとする。経営取締役の数は、登録上の資本金が3,000,000ユーロを超える場合は、定款に1人とする旨が明記されていない限り、2人以上でなければならない（株式会社法第76条第2項）。経営取締役は、自然人であり、かつ、完全な行為能力を有する者に限られる。

経営取締役会は業務規程を制定することができる。但し、定款により監査役会が業務規程の制定権を与えられている場合又は既に監査役会が経営取締役会のために業務規程を作成している場合はこの限りでない（株式会社法第77条第2項）。

経営取締役会は、裁判上及び裁判外において会社を代表する。経営取締役会が数人から成る場合、全経営取締役が共同してのみ会社を代表する。但し、定款に別段の規定がある場合はこの限りでない（かかる規定を設けるのが普通である）。定款において、経営取締役が単独で又は委任状を有する者と共同で代表権限を有する旨定めることができる（かかる委任は商法の適用を受ける法定の標準的な委任状によりなされ、商業登記簿に登録される）。共同代表権を有する経営取締役は、各自の間における職務分担を定めることができる。経営取締役の代理人を定めることができ、これら代理人の代表権限は第三者に対する関係においては、正規の経営取締役のそれと同じである。

経営取締役会又は代表権限の変更は、その都度、商業登記簿に登録しなければならない（株式会社法第81条第1項）。

経営取締役は、任期を最長5年として監査役会により任命される。再任又は任期の延長は、それぞれ最高5年を限度とする（株式会社法第84条）。

上場会社であり、又は、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）の監査役会は、経営取締役会における女性の代表に係る目標割合を決定しなければならない（株式会社法第111条第5項）。女性の代表者が、経営取締役会で30パーセント未満である場合、目標割合は現

在の割合に満たないものであってはならない。その他の点では、会社は、目標割合を自由に決定する。監査役会も、目標割合を実現するための期限を決定しなければならない、当該期限は5年を超えてはならない。

指導的地位における女性の代表に関する規則は、2021年に第2次指導的地位法（Zweites Führungspositionen-Gesetz - 以下「FüPoG II」という。）によって改正された。FüPoG IIによって導入された株式会社法第76条第3a項は、特に共同決定法が適用される上場会社の経営取締役会が3人を超える人数で構成される場合、少なくとも女性1人及び男性1人が経営取締役となる必要があると規定している。この参加要件に違反した経営取締役の任命は無効である。この参加要件は、2022年8月1日以降、1人又は複数の経営取締役を任命する際に遵守する必要がある。既存の職務権限は、その終了予定日まで行使することができる。関係する会社においては、この参加要件は、上記の経営取締役会における女性の代表の目標割合を決定する要件に取って代わるものである。また、FüPoG IIによって株式会社法が改正され、経営取締役が出産休暇、育児休暇、家族の介護又は病気のために職務を遂行することができない場合、一時的に職務の遂行を差し控えることができるようになった。経営取締役は、12ヶ月間、新たに任命される権利を有する。

さらに、経営取締役会は、経営取締役会より下位の二つの管理者レベルで女性の代表に関する目標割合を決定しなければならない（株式会社法第76条第4項）。したがって、経営取締役会における目標割合の設定に関する上記原則（期限等）が適用される。会社が当該目標を実現できなくても、制裁がないことは、言及に値する。しかしながら、会社は、コーポレート・ガバナンスに関する宣言の一部として（ドイツ商法第289条f第2項第4号）、女性の管理者の代表に関する目標割合を公表する義務がある。

経営取締役会は、自らの責任に基づき会社の業務を執行する。上場会社の経営取締役会は、事業活動の範囲及び会社のリスク状況に照らして適切かつ効果的な内部統制システム及びリスクマネジメントシステムを構築することが明示的に要求されている（2021年6月3日付で金融市場の健全性強化法（Gesetz zur Stärkung der Finanzmarktintegrität - 以下「FISG」という。）により改正された株式会社法第91条第3項）。経営取締役会は、重要な事由のほか、営業方針、会社の収益性及び事業の現況について、定期的に監査役会に対して報告しなければならない。

新たなドイツサプライチェーン・デューディリジェンス法（Lieferkettengesetz - 以下「LkSG」という。）には、リスクマネジメントシステムの構築（LkSG第4条第1項）、リスク分析の定期実施（LkSG第5条）、ポリシーステートメントの提出（LkSG第6条第2項）、並びにデューディリジェンス義務の履行に関する文書作成及び報告（LkSG第10条）の義務が定められており、違反した場合に罰金刑の対象となるものがある。LkSGは、会社の規模に応じて、2023年1月1日又は2024年1月1日に発効する予定である。

(b) 監査役会

株式会社法第95条に従い、監査役会は資本金の額により3人以上21人以下の監査役から構成される。

1976年5月4日付産業共同決定法（Mitbestimmungsgesetz - 以下「共同決定法」という。）は、異なる構成について規定しており、株式会社法第95条に規定の構成に優先し、同法は、一般に雇用者数が2,000人を超える全ての会社に適用される（以下の記載は共同決定法に従う会社についてのものである。）。

共同決定法第7条に従い、監査役会は、以下に従って構成されなければならない。

- ・一般に従業員数が10,000人以下の会社の場合は、12人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表6人及び従業員の代表6人（そのうち4人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を16人又は20人（株主の代表と従業員の代表を同数とする。）と定めることができる。
- ・一般に従業員数が10,000人超20,000人以下の会社の場合は、16人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表8人及び従業員の代表8人（そのうち6人は会社の従業員とし、2人は労働組合の代表）とする。但し、定款で員数を20人と規定することができる。

・一般に従業員数が20,000人を超える会社の場合は、20人の監査役で構成される。その内訳は、株主の代表10人及び従業員の代表10人（そのうち7人は会社の従業員とし、3人は労働組合の代表）とする。

監査役会の構成で株主代表に関するものは共同決定法の適用を受けないが、従業員代表に関するものについては、共同決定法に更に詳しく規定されている。

資本市場において活動する会社（組織的な市場において自らの株式を取引する会社又は当該取引許可の申請を行った会社と定義される。）（ドイツ商法第264条d）については、監査役会の管理経営取締役のうち最低1名は会計の専門知識又は財務諸表の監査の専門知識を有する者が任命されなければならない。この規定は、2021年6月3日付でFISGによって改正された。この改正により、監査役のうち少なくとも1人は会計の専門知識を有し、かつ、他の少なくとも1人は監査の専門知識を有する必要がある（株式会社法第100条第5項）。この改正は、2021年7月1日以前に監査役全員が任命されている限り、適用されない。2016年6月17日以降に任命された監査役らは全体として会社が経営されている分野について精通していなければならない。

株主代表は株主総会で選任される。経営取締役は、同時に同じ会社の監査役となってはならない（株式会社法第105条第1項）。また、上場会社において、経営取締役の任命期間終了後2年間は、25パーセント超の議決権を保有する株主による提案に基づき選任された場合を除き（株式会社法第100条第2項第1文第4号）、同じ会社の監査役となってはならない。従業員代表の選任については共同決定法第9条乃至第24条が適用され、共同決定法の授權に基づき、2002年5月27日に公布され、2021年8月7日に直近で改訂された3つの規則に更に詳しい規定がある。選任手続は複雑で、異なる組織を有する大グループの場合は最低25週間の日数を要する。

上場会社で、共同決定法（原則として2,000人以上の従業員で、監査役会の共同決定が50 / 50であることを条件とする。）に該当する会社に対し、監査役会に関し30パーセントの性別割合を義務付けられる（株式会社法第96条第2項）。かかる定数は、両性に適用される。原則として、かかる定数は、監査役会全般に適用される。しかしながら、従業員代表者及び株主選任の監査役の両者は、関係の側の多数決により監査役会の各半数は、両性から少なくとも30パーセントを構成するように求める権利がある（株式会社法第96条第2項第3文）。性別定数要件が監査役会の選任過程で遵守されない場合、当該選任は、原則として無効である。すなわち、30パーセントの定数を実現する必要があった、監査役会における役職が、欠員のままとなる（いわゆる「空席」）（株式会社法第96条第2項第6文）。しかし、監査役会の選任が新法違反以外の理由で裁判所により無効とされた場合は、無効とされた選任により達していた性別定数に依拠したその後の選任の有効性に影響を与えない。

監査役の任期は、当該監査役の就任後4会計年度中（なお、当該監査役が監査役に就任した当該会計年度は含まれない。）の同監査役の免責につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることはできない。株主代表であるか従業員代表であるかを問わず、個々の監査役については、かかる正規の監査役とともに補欠を選任することができる。かかる補欠は、正規の監査役が任期満了前に退任した場合に監査役になる。

() 監査役会の権限及び義務

監査役会は、経営取締役の任命、経営取締役会の監督、及び経営取締役会に対する助言を行う。監査役会は、会社の財産のほか会社の帳簿及び記録を閲覧・監査することができる。また、会社の利益のために必要な場合は、株主総会を招集しなければならない。

業務執行の機能を監査役会に委譲することはできないが、定款又は監査役会において、一定の取引をするには監査役会の同意を要する旨定めなければならない。

監査役の報酬は、定款又は株主総会決議により決定されなければならない。上場会社の場合には、監査役の報酬に関する株主総会決議は少なくとも4年ごとに行わなければならないが、報酬を確認する決議も許容される(株式会社法第113条第3項)。株式会社法施行法第26条j第1項に基づき、遅くとも2020年12月31日以降の定時株主総会で、監査役会の報酬に関する最初の決議が行われなければならない。かかる決議は、2021年5月6日の当社の定時株主総会において行われた。

経営取締役の報酬総額及び経営取締役会の報酬体制は、監査役会の満場一致により決定される必要があり、委員会に対し委任することはできない(株式会社法第107条第3項第7文)。報酬総額は、各経営取締役の職務及び能力並びに会社の財務状況の観点から適切なものでなければならず、正当な理由なく通例の報酬レベルを超えてはならない(株式会社法第87条第1項第1文)。上場会社においては、報酬体制が企業の持続可能かつ長期的な発展に重点を置くもの(株式会社法第87条第1項第2文)でなければならない。会社の状況が悪化した場合で、現行の報酬の支払の継続が会社にとって不適切となる場合(株式会社法第87条第2項第1文)、監査役会は速やかに経営取締役の報酬を適当な金額に減額する。会社が取締役及び役員の損害賠償保険を取得する場合、最低でも損害の10パーセントから経営取締役の固定年収の1.5倍の金額を控除免責金額として合意しなければならない(株式会社法第93条第2項第3文)。

株式会社法第120条aによると、定時株主総会において、少なくとも4年ごとに経営取締役の報酬体制を決議しなければならない。報酬体制に重要な変更があるときには必ず決議しなければならない。そのため、監査役会は、明瞭で分かりやすい経営取締役会の報酬体制を決定し(株式会社法第87条a)、その報酬体制への承認を株主総会に提案することが求められる。当該提案が認められなかった場合には、監査役会は、次回の定時株主総会で承認を受けるため、修正した報酬体制を提出しなければならない(株式会社法第120条a第3項)。株式会社法第120条a第1項に基づく最初の承認決議は、2020年12月31日以降の最初の定時株主総会で行わなければならない(株式会社法施行法第26条j第1項)、現に行われた。経営取締役との現存する契約は、当該承認により影響を受けない。

さらに、過年度の現任又は元の経営取締役及び監査役に支払われ又は支払われる報酬の年次報告が必要となる。当該報酬報告は、必要な開示が行われたか否かを会計監査人が判断する必要がある限度において、会計監査人による監査を受ける必要がある(株式会社法第162条第3項)。報酬報告は定時株主総会に提出され、承認されなければならない(株式会社法第120条a第4項)。報酬報告及び報酬報告の基となった報酬体制は、会社のウェブサイトで当該報酬体制の有効期間中、少なくとも10年間は無料公表されなければならない。最初の株主総会決議は、2020年12月31日以降の2番目の会計年度の開始後の最初の定時株主総会で行われなければならない(すなわち、当社の場合は2022年5月6日付の定時株主総会決議)。

2020年1月1日の第二次株主権指令実施法(ARUG)の施行以来、上場会社の監査役会は、会社と関連当事者との間の重要な取引に承認を与えなければならない。新たに追加された株式会社法111条aから111条cにより、上場会社と関連当事者の重要な契約は監査役会の事前承諾を要する。ここで関連当事者は、国際会計基準上の関連の会社又は自然人の意義の範囲内で定義される(改正欧州委員会(EC)規則1126/2008号)。関連取引は、会社により速やかに、遅くとも契約締結時に、公衆が容易に当該取引を認識できる方法で公表されなければならない。当該公表は、少なくとも、関連当事者と会社の関係の性質、関連当事者の名称・氏名、並びに当該取引の日付及び価値についての情報を含み、外部の者が取引の適切性を評価できるものでなければならない。これらの情報は、会社のウェブサイトに少なくとも5年間公表され続けなければならない。

() 会長、決議、委員会

監査役会は、監査役の中から監査役会会長1人及び1人以上の副会長を選任しなければならない(株式会社法第107条及び共同決定法第27条)。

法律に別段の定めがない限り、決議の定足数は、全監査役の半数以上である(共同決定法第28条)。他の監査役が代理して投票することも当該決議への参加とみなされる。別段の定めがない限り、決議には投票数の過半数が必要である。可否同数の場合は再度の投票を行うことができるが、この場合も可否同数であれば、監査役会会長が決定権を有する。監査役会副会長には、かかる決定権はない(共同決定法第29条)。

監査役会は、委員会を設置することができ、かかる委員会に対し、株式会社法第107条第3項が規定する一定の事項以外の事項につき、監査役会に代わって決定することを委任することができる。ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードは、監査役会が監査委員会及び指名委員会を組織することを推奨している(ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードD.3及びD.5における勧告)。特に資本市場において活動する会社の場合、2022年1月1日以降、監査役会が3人のみで構成されている場合を除き、法的に定義された責任を有する監査委員会の設置が義務付けられている(FISGによって改正されたドイツ商法第107条第4項第1文)。既に公表されているものの、まだ施行されていないドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの新版では、監査役会が考慮すべき環境及び社会的な持続可能性の側面も考慮される予定である。

監査委員会は、通常、会計過程並びに内部統制システム、リスクマネジメントシステム、内部修正及び内部監査システムの効率性、特に会計監査人の選任及びその独立性並びに会計監査人が提供するその他のサービスにつき監督する。特に資本市場において活動する会社については、監査委員会のうち最低1名は会計又は財務諸表の監査の専門知識を有する監査役でなければならない。この規定は、FISGによって改正された。この改正により、監査委員のうち少なくとも1人は会計の専門知識を有し、かつ、他の少なくとも1人は監査の専門知識を有する必要がある(株式会社法第107条第4項及び第100条第5項)。この改正は、2021年7月1日以前に監査委員の全員が任命されている限り、適用されない。さらに、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードに従い、監査役会の監査委員会の会長は会計原則及び内部統制の適用に関する専門知識及び経験を有し、監査に精通し、独立性を有していなければならない(ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードD.4)。特に資本市場において活動する会社の監査委員会は、監査役会に対し年次連結財務諸表の会計監査人を選出する提案を行うものとし、監査役会は当該提案に基づき株主総会において自らの提案を行う(株式会社法第124条第3項第2文)。監査役会は、例外的に監査委員会の推薦に反対することができるが、理由を株主総会において説明しなければならない。社会的影響度の高い事業体の法定監査に対する要求事項についての欧州連合(EU)規則537/2014号により、監査事務所(同規則第17条)の強制ローテーション制度が導入された。当該規則によれば、ローテーションは、最長10年ごとに行われる。FISGによるドイツ商法の改正に伴い、ドイツ法上は10年を超えて職務権限を延長することはできなくなった。

() 経営取締役の任命

共同決定法第31条に従い、経営取締役選任のための監査役会決議には3分の2の多数を必要とする。かかる多数が得られない場合、監査役4人から成る専門委員会は、1ヶ月以内にかかる選任の提案をしなければならない。その後は、かかる提案が受諾されるか否かにかかわらず、監査役会決議を過半数で採択することができる。過半数が得られない場合、3回目の採決(当該採決においても単純多数が必要となる。)を行うことができ、その場合、会長が2議決権を有する。

() 企業統治

上場会社は、毎年1回、株式会社法第161条第1項第1文に基づき、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード上の勧告事項が遵守されており、今後も遵守されること、又は勧告事項が遵守されていない場合には遵守されて

いない勧告事項及び不遵守の理由が記載された、経営取締役会及び監査役会作成に係る宣言書を自社のウェブサイト公表しなければならない(「遵守又は説明」)。宣言内容がコンプライアンス実務の変更によって不正確となる場合、変更後の宣言を速やかに会社のウェブサイトにおいて公表しなければならない。年次コンプライアンス報告書は、商法第289条fに従い、会社の企業統治に関する宣言も構成するものでなければならない。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードについては、後記第一部第5の3「コーポレート・ガバナンスの状況」も参照のこと。

GWGの改正により、遅くとも2022年3月31日以降、上場会社及びその子会社も、その最終的な実質所有者に関する一定の情報を透明性登録簿において開示することが要求される。

(c) 株主総会

株主は、株主総会でその権利を行使し、株式会社法又は定款に定められた事項について当該総会で決議する。その主な決議事項は以下のとおりである。

- ・ 監査役会における株主代表の選任
- ・ 利益処分案
- ・ 経営取締役及び監査役の免責
- ・ 会計監査人の選任
- ・ 定款変更
- ・ 増資及び減資
- ・ 経営取締役会及び監査役会の報酬体制の承認(報酬体制に重要な変更が生じた場合、少なくとも4年ごと。最初の投票は2020年12月31日以降の最初の定時株主総会で行われなければならない、現に行われた。)
- ・ 報酬報告の承認(最初の投票は2020年12月31日以降の2度目の会計年度の開始後の最初の定時株主総会で行われる。)
- ・ 特別監査人の選任
- ・ 会社の解散
- ・ 組織変更、合併及び会社分割

株主総会は、経営取締役会からその旨請求された場合に限り、営業上の問題につき決議することができる。

定時株主総会は、営業年度終了後8ヶ月以内に開催されなければならない。当該総会は、利益処分案並びに経営取締役及び監査役の免責について決議する。また当該総会は会計監査人を選任する。株主総会は、会社の利益のために要求される場合、特に会社の記名式株式資本の半分が失われる事態に至った場合にも招集されなければならない(株式会社法第92条第1項)。経営取締役会(並びに、会社の利益のために必要である場合においては、監査役会)は株主総会を招集することができる。資本金の5パーセント以上を有する株主については、株主総会招集の目的及び理由を記載した書面を経営取締役会に提出し、株主総会の招集を要求することができる。

株主総会の招集通知は、株主総会開催日の30日以上前に連邦官報(Bundesanzeiger)に公告されなければならない(株式会社法第123条)。定款において出席の前提条件が定められている場合には、この締切日は、登録締切日と同じ日数分、延長される。招集公告には、例えば、株主総会の開催日、場所及び議案等を記載しなければならない。上場会社は、とりわけ出席のための前提条件、議決権行使、又は代理人、郵送若しくは電子通信による投票手続、又はその他株主総会に関連する株主の権利に関する追加情報を提供しなければならない。記名式株式だけではない株式を発行し、又は、株式会社法第121条第4項第2文に従い招集通知を直接株主に郵送しない上場会社は、招集通知を、公告のために、メディアに郵送しなければならない(株式会社法第121条第4項a)。この公告により、会社は欧州連合全体において情報を公告したとみなされる。連邦官報における公告の直後に、上場会社は、株主総会の招集通知、決議が予定されていない議案事項の説明、総会において提供される予定の書類並びに招集通知日における株式総数及び議決権総数を会社のウェブサイトにおいて公表することが要請される。ま

た、ウェブサイトにおいて、異なる種類株式の総数を、それぞれ公表されるものとし、最後に、株主に対し直接代理投票書式又は欠席投票書式が郵送されていない場合は、当該書式を公表する（株式会社法第124条a）。さらに、とりわけ議決権行使に関する情報を含む株主総会の招集通知は、株式会社法第125条の定める者に対して送付されなければならない。株式会社法第125条に基づく当該通知の内容及び様式は、さらに欧州連合(EU)規則2018/1212号により規律される。

株主の株主総会への参加を円滑にするため、株主又はその代理人が出席しない場合でも株主が株主総会に参加し、電子通信を介し、株主がその権利の全部又は一部を完全に又は部分的に行使することが可能であることを会社の定款において規定することができ、また、定款をもって、経営取締役会にかかる措置を規定する権限を付与することが可能となった。さらに、定款をもって、経営取締役会に対し、株主又はその代理人が出席しない場合でも、株主が書面又は電子通信（株式会社法第118条第1項第2文）により議決権を行使すること（不在投票）を認める旨規定する権限を付与することが可能となった（株式会社法第118条第2項）。

経営取締役会及び（又は）監査役会は、決議を要する各議案を提出しなければならない（監査役及び会計監査人の選任決議案及び経営取締役会の報酬体制の承認決議案は、監査役会のみが提出する。）。特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社においては、会計監査人の選任決議案は監査役会の監査委員会の推薦に基づくものでなければならない（株式会社法第124条第3項第2文）。

株主は、株主総会において議事の各議案につき反対議案を提出することができる。株主が、総会前14日以内に、株主総会招集通知に記載された住所に、経営取締役会及び（又は）監査役会の提案に対する反対提案をその理由とともに通知した場合には、会社は、全株主がかかる反対議案及びそれに対する会社の意見（もしあれば）についてアクセス可能なようにしなければならない。上場会社の場合には、会社のインターネットページを通じてアクセスが提供されなければならない（株式会社法第126条第1項）。各株主は、請求に係る情報が関連する議案の正当な評価に必要な場合に限り、株主総会において、経営取締役会から会社の業務に関する情報の提供を求めることができるが、当該要求は株主総会の場において口頭で行われる必要がある。株式会社法第131条第3項に定める一定の事由（例えば、回答することが会社に不当ではない不利益を与える事由）がある場合、経営取締役会は、情報の提供を拒否することができる。株式会社法第131条第2項に従い、株式会社の定款において、総会の会長が株主による質疑応答のための時間を、適切な範囲に制限する権限を有する旨を規定することができる。当社の定款には当該権限の付与が含まれている。

株式に伴う議決権は、株主が自ら行使することも又は代理人を通じて行使することも可能である。株主が1名以上の代理人に対して授権した場合、会社は、1名又は複数の代理人を拒否することができる。委任状は、書面において発行される必要はなく、電子署名を含まない電子メール等テキスト形式によることが可能である。また、上場会社の場合には、定款の規定により、委任状の形式を簡素化する旨を定めることができる。授権の取消及び第三者が議決権行使する権利が与えられていることに関する証明の送付についても同様である。上場会社は、当該証明を株主が提供するための電子通信方法を提供しなければならない（株式会社法第134条第3項第4文）。

一方、会社は、株主からの指示によって議決権を行使する会社指定の代理人を設置することができる。会社がかかる代理人を設置した場合、株主は、会社指定の代理人に対して指示することにより又はインターネットを通じて議決権を行使することができる。

仲介人、株主組合、議決権代理行使助言業者又は株式会社法第135条第8項に定められているように代理人として定時株委総会で議決権を行使するサービスを専門的に提供するその他の者に関する詳細な手続要件及び制限が規定された。仲介人、株主組合、議決権代理行使助言業者又は株式会社法第135条第8項に定められているように代理人として定時株委総会で議決権を行使するサービスを専門的に提供するその他の者は、議案に対する議決権の行使に関する株主の明示的な指示が必要ではなくなった。代わりに、代理人は、授権により、(i)代理人自らの議決権の行使に関する提案又は(ii)経営取締役会若しくは監査役会の提案、又は異議がある場合においては監

査役会の提案に従い、広い範囲で議決権を行使することができることとなった（株式会社法第135条第1項第4文）。

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、行使された議決権の過半数で行うことができる。定款は、額面金額いくらに対し1個の議決権を付与するかを規定する。総会決議は、一定の場合（例えば定款変更、増資、減資、解散等の場合）、決議における株式資本の4分の3の多数でなされることが法律上要求される。但し、いくつかの例外（例えば、会社の目的の変更、増資の際の新株引受権の排除、合併の承認等）を除き、定款をもってかかる4分の3の多数要件を過半数に軽減することができる。

上場会社における株主総会については、公証人により議事録が作成されなければならない、かかる議事録には投票の結果が記載されなければならない。議事録は、商業登記所に提出される。

上場会社は、株主総会の後7日以内に、有効投票議決権数、これらの議決権と株式資本との対応関係、賛成議決権数、反対議決権数、及び棄権議決権数（もしあれば）を含む、決議の結果を自社のウェブサイトで公表する（株式会社法第130条第6項）。但し、定時株主総会において会長が結果を公表することにより、株主の反対がなければ、簡易方法により公表がなされたとみなすことができる（株式会社法第130条第2項第3文）。

原則として、各株主、経営取締役会、及び一定の事由がある場合には各経営取締役及び各監査役は、裁判所において株主総会決議を争う権利を有する（株式会社法第245条）。不適切な訴訟を防ぐため、株式会社法は、裁判所において一定の株主決議を争う場合について、いくつかの手続的要件を規定している。とりわけ、会社が株式会社法第246条aに従い手続を開始する場合、会社の免除申立てが原告に送達された後一週間以内に、原告が、招集通知の公告から最低でも1,000ユーロ相当の価値の株式を所有していることの証明が原告に義務付けられている。

コロナ禍を背景に、ドイツ連邦議会は、2020年3月25日、2020年12月17日及び2021年9月7日、新型コロナウイルスの感染拡大防止ため幅広い施策を決議した。そのため、会社は、2020年、2021年及び2022年（2022年8月31日まで）に開催される定時株主総会の実施の促進を目的とする様々な選択肢を利用することができる。現在、ドイツ連邦政府は、定款において対応する権限が付与されることを条件に、上記期間後もヴァーチャルな株主総会を許容することを目指している。関連性の高い選択肢は次のとおりである。

経営取締役会は、監査役会の同意を得て、定款に経営取締役会にその権限を与える規定がなくとも、(i)株主が、株式会社法第118条第1項の範囲内で、電子通信（電子参加）の方法により、株主総会に出席することができること、(ii)株式会社法第118条第2項の範囲内で、電子通信の方法により議決権を行使できること（不在投票）、(iii)監査役が、音声及びビデオ通信の方法により株主総会に出席できること（株式会社法第118条第3項）、(iv) 音声及びビデオ通信による株主総会（株式会社法第118条第4項）を行うことを決定することができる。

(i)株主総会全体の音声及びビデオが流れること、(ii)株主が委任状及び電子通信（不在投票又は電子参加）により議決権を行使することができること、(iii)株主が電子通信により質問の権利を与えられること、及び、(iv)上記(ii)に従い議決権を行使した株主が、定時株主総会に出席することなく株主総会の議案に反対する機会を与えられていることを条件に、経営取締役会は、監査役会の同意を得て、株主又はその代理人が現実に出席しないヴァーチャルな定時株主総会を開催することを決定することができる。経営取締役会は、その裁量により、質問にどのように回答するかを決定することができ、また、質問は株主総会の1日前までに電子通信により提出しなければならないことを定めることができる。

経営取締役会は、監査役会の同意を得て、株主総会の招集通知の連邦官報（Bundesanzeiger）での公告の締切日を株主総会開催日の21日前に短縮することができる。この締切日は、登録締切日の日数により延長されない。

経営取締役会は、監査役会の同意を得て、定時株主総会が、営業年度終了後8ヶ月以内には開催されず、12ヶ月以内に開催されることを決定することができる。

() 計算、利益処分

経営取締役会は、会計年度終了後3ヶ月以内に、年次貸借対照表及び損益計算書（年次財務書類）並びに前会計年度についての経営取締役会報告書を作成し、これを監査役会に提出しなければならない（商法第264条）。年次財務書類は、適正会計原則に従わなければならない、簡潔かつ記載漏れがなく、また会社の財務状態及び営業成績を偽りなく公正に表示するものでなければならない。株式会社は、商法第272条第2項に基づき、法定準備金及び資本準備金を積み立てなくてはならず、その積立は下記のものなどから成る。

- ・ 前期繰越損失額を減じた当期純利益の5パーセント（当該準備金の総額が定款記載の資本の10パーセント以上に達するまで）（株式会社法第150条第2項）。
- ・ 新株発行の際の額面超過額（いわゆる「打歩」）（商法第272条第2項）。
- ・ 転換社債又は新株予約権付社債の発行価額が当該社債の償還額を上回る部分に相当する金額（商法第272条第2項）。
- ・ 新株引受権付与の対価として株主が支払ったプレミアム額（商法第272条第2項）。
- ・ その他、株主により支払われ、資本の基礎となる金額（商法第272条第2項）。

法定準備金の使用は制限されており、基本的には欠損填補の場合に限られる。

前述の法定準備金及び資本準備金のほか、他の既開示準備金を設定することができ、株式会社法及び定款の規定の範囲内で、会社の純利益の一部又は全部にかかる既開示準備金に組入れることができる。

営業報告書には、営業状況及び会社の状態を記載するとともに、会計年度終了後に生じた事象で特に重要なものを報告することを要し、さらに年次財務書類について説明しなければならない。

営業報告書における報告義務は、特に、会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムの説明に関連し認められる。商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社は、営業報告書において、会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムの重要な機能につき説明しなければならない（商法第289条第4項）。会社に会計過程の統制及びリスクマネジメントシステムがない場合、その旨が記載されなければならない。

上場会社は、営業報告書の独立した章において、会社の経営に関する宣言（企業統治に関する宣言）を含めなければならない、又は、この代替として、ウェブサイト上で当該宣言を公表し、営業報告書にその言及を含めなければならない（商法第289条f）。会社の経営に関する情報には、適用されている経営慣習、会社全体に有効で会社全体に関係する倫理、作業及び社会性基準等の法的要請、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守に関する宣言、経営取締役会及び監査役会の業務手法の説明並びに経営取締役会及び監査役会に帰属する委員会の構成及び業務手法、株式会社法第76条第4項及び第111条第5項により導入された規定に従って監査役会及び経営取締役会の各々により決定された女性割合の目標及び期間並びにこれらの目標がこれらの期間内に達成されているかどうか、また、目標が達成されていない場合にはその理由も含まれる。目標をゼロに設定する場合は、その理由を示す必要がある（2021年8月12日時点の目標設定に適用）。上場会社であり、かつ、共同決定法が適用され、労働者代表者が会社の意思決定に参加する会社（co-determined company）の監査役会については、会社の経営に関する宣言において、監査役会が報告期間を通じて男性と女性各々30パーセント以上ずつで構成されているかどうかも述べなければならない、また、法定の最低割合を満たさない場合には、その理由も宣言で述べなければならない。同様に、上場会社の場合、FISGによって改正された株式会社法第76条第3a項に従い、少なくとも女性1人及び男性1人を経営取締役に任命する必要がある、基準期間中にこの要件を満たしたか否か、満たさなかった場合はその理由についての情報を提供しなければならない。商法第267条第3項第1文及び第4項乃至第5項の範囲内である大資本会社（große Kapitalgesellschaften）である上場会社は、会社の経営取締役会又は監査役会の構成に関して、例えば年齢、性別、学歴又は職歴等の面で追求される多様性コンセプト、並びに、かかる多様性コンセプトの目的、実施方法、及び会計年度内に達成された成果（商法第289条f第2項第6号）（前出(b)監査役会(iv)企業統治を参照のこと。）に関する記述も追加で盛り込む必要がある。

特に商法第264条dの範囲内である資本市場において活動する会社、すなわち、大会社であり、かつ、500名以上の従業員を雇用している会社（商法第289条b第1項）は、事業の財務以外の側面を報告することも求められる（商法第289条b - 第289条e）。当該情報は、営業報告書において独立した章とするか（その場合、その章は財務以外の記述という。）、分離して財務以外の報告書とすることができる。財務以外の報告書が分離して提供される場合、当社のウェブサイト又は営業報告書とともに行われる連邦官報のいずれかで実施することができる。財務以外の報告において提供されるべき情報には、会社のビジネスモデルの概要、並びに、(i)環境問題、(ii)労働者問題、(iii)社会問題、(iv)人権の尊重、及び(v)腐敗や贈収賄との闘い、又は、事業開発、会社の成果及び置かれた状況、並びに関係する点における会社活動の効用を理解することに関連する場合には、これらと類似する事項といった点が含まれる（商法第289条b、第289条c）。提供された情報においては、当該会社が営む事業に関する財務以外の主要な評価指標が提供されなければならない。分析の提供に当たり、当該情報においては、必要に応じて、年次財務諸表において報告された数値が参照され、又はさらなる補充がされなければならない。同様の報告がグループでも求められる（商法第315条b）。

財務書類又は半期財務書類に関し、経営取締役会の構成員は、これらが知りうる限りにおいて、商法第264条第2項第3文の意義の範囲内で、かかる財務書類が真実かつ公正であると考えられる旨を書面にて承認しなくてはならない（Bilanzeid）。

貸借対照表及び損益計算書を含む年次財務書類並びに営業報告書は、監査役会の提案に基づき株主総会で選任された会計監査人の監査を受けなければならない。当該会計監査人は、監査の結果を、監査役会に対して、直接、書面で報告しなければならない。会計監査人は、特に会計過程の内部統制及びリスクマネジメントシステムにおける重要な脆弱性につき、監査役会に報告を行わなければならない。また、会計監査人は、不公平な状態になり得る状況及び監査人が監査役務に加え提供した役務につき報告しなければならない（株式会社法第171条第1項第2文及び第3文）。かかる監査の最終結果に対して異議のない場合、当該会計監査人は、当該年次財務書類に承認の付記をすることにより、その旨確認する。承認の付記については、その文言が法律に規定されている。

監査役会は、年次財務書類、営業報告書、経営取締役会の利益処分案及び会計監査人の監査報告書を監査する。監査役会は、会社の財務以外の報告又は財務以外の記述（商法第289条b）とグループの財務以外の報告（商法第315条b）とが分離して作成されている場合には、分離された当該各報告も監査する。監査役会は、これらの報告に係る外部監査の実施を決定することもできる（株式会社法第111条第2項第4文）。監査役会は、監査の結果を書面で株主総会に報告しなければならない。さらに、監査役会は、会計監査人による年次財務書類の監査結果について意見を述べなければならない。監査役会は、上記報告書の末尾に、その監査の最終結果に対して異議を申し立てるべきか否か、経営取締役会の作成した年次財務書類を承認するか否かを記載することを要する。監査役会が年次財務書類を承認すれば、当該年次財務書類は確定する。但し、経営取締役会及び監査役会が、かかる確定を株主総会に委ねる旨決定した場合はこの限りでない。通常は、経営取締役会及び監査役会は、かかる確定を株主総会に対し委ねない。

会社が他の会社に対し支配的な影響を及ぼす場合に作成を義務付けられる可能性がある連結財務諸表についても、類似の規定が適用される。

（ ）利益処分案

株主総会は、利益処分案について決議しなければならないが、この場合、確定された年次（非連結）財務書類に拘束される。

（ ）公告

年次財務書類、連結財務書類、会社及びグループに関する営業報告書、監査役会の報告書並びに経営取締役会の利益処分案は、株主総会招集日以降、会社の本店内で株主の閲覧に供せられる。株主の要求に応じて、かかる

書類の写しが株主に送付される。上記規定の義務は、当該書類が会社のウェブサイトを通じて提供される場合には適用されないものとする。同様に、上場会社の場合は、商法第289条a及び第315条aに基づく情報説明報告書が会社のウェブサイトから提供されなければならない。通常は、全てのこれらの書類は会社の年次報告書に含まれ、かかる報告書は株主その他の利害関係者に会社のウェブサイトから提供される。

経営取締役会は、会計監査人の監査証明書が付された年次財務書類を、営業報告書及び監査役会の報告書とともに、ドイツ連邦官報において公表し、かつこれらを、そのインターネットサイト（[www. bundesanzeiger. de](http://www.bundesanzeiger.de)）において関連書類の閲覧を可能にするドイツ連邦官報出版局（Bundesanzeiger Verlagsgesellschaft mbH）に届出なければならない。資本市場において活動する会社の場合は、公告は、報告期間後4ヶ月以内に行わなければならない。ドイツ連邦官報出版局は、当該年次財務書類が明らかに無効でないか否かを審査する。この点を除けば、一定の形式上の要件を除き、当該年次財務書類及び営業報告書が、適用のある強行規定に従っているか否かを審査する義務はない。

ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第114条以下に基づき、ドイツ証券取引法第2条第14項に含まれる内国発行者である会社及びその親会社は、証券、債券又は株式を発行する場合、「年次財務報告書（Jahresfinanzbericht）」及び「半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）」の連結基準での公表を義務付けられた。

フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条によれば、主要銘柄部門の全ての発行者は、各報告期限（＝各報告期間の末日）現在の各会計年度の第1及び第3四半期の四半期財務書類（Quartalsmitteilung）を作成し、また、その四半期財務書類を証券取引所の経営取締役会まで郵送しなければならない。フランクフルト証券取引所の証券取引所規則第53条第6項に基づき、四半期財務書類に代えて、主要銘柄部門の発行者は、半期財務報告書（Halbjahresfinanzbericht）に関するドイツ証券取引法第115条第2項第1号及び第2号、第3項並びに第4項、又は、連結基準での報告の要件に関するドイツ証券取引法第117条第2号に定める要件を各々満たしている四半期財務報告書（Quartalsmitteilung）を、任意に作成し郵送することを選択することができる。四半期財務書類には、その対象期間において発行者の事業活動がどのように発展してきたかにつき評価できるような当該期間の情報が記載されなければならない。さらに、当年度において発行者に期待される発展について作成された予測その他の声明に生じた全ての重要な変更は、報告されなければならない。

取引所にその有価証券が上場されている株式会社は議決権の数に変更が生じた場合、一般に、現存する議決権総数を直ちに、少なくとも2営業日以内に同様に公告しなければならない。但し、現存する議決権数の変更が、会社の新株を発行させる転換権又は新株引受権が行使された範囲内でのみ実行される増資（条件付資本の増加）から生じた場合には、各暦月末日に当該情報を公告すればよい。

欧州市場における不正行為防止制度の下では、上場会社は、内部情報をできるだけ早く公告しなければならない。次いで、内部情報を連邦金融監督庁、ドイツの電子会社登記所（Unternehmensregister）及び証券取引所に提出しなければならない。さらに、規制対象となる経営取締役の取引は、発行者の株式及び債券に関する取引の双方に及ぶ。経営取締役は、かかる取引を連邦金融監督庁と発行者に速やかに、かつ3営業日以内に通知しなければならない。発行者は当該通知の受領後、速やかにかつ2営業日以内に当該通知を公告することを要求されるとともに、この情報を連邦金融監督庁とドイツの電子会社登記所に提出することも要求されている。加えて、上場会社は、インサイダーのリストを作成し維持すること並びにインサイダー取引及び市場操作を防ぐための防止措置を整備することも必要とされる。

ドイツ連邦財務省は、明確な不正があった場合に連邦金融監督庁の要請に基づき、抜打ち検査により、ドイツ国内の証券取引所上場企業の年次決算を調査する権利を民間組織である財務報告執行委員会（Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung DRP e.V.）（以下「財務報告執行委員会」という。）に授権した。一切の調査結果は財務報告執行委員会により連邦金融監督庁に開示され、同庁によりさらなる処置がとられることがあ

る。しかし、2021年7月1日に施行されたFISGに規定されるとおり、2022年1月1日付で、財務報告執行委員会の責務は連邦金融監督局（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht - BaFin）に引き継がれた。

ドイツの電子会社登記簿は、インターネット（www.unternehmensregister.de）により閲覧が可能であり、とりわけ、(イ)登記書類を含む商業登記簿登記事項、(ロ)開示済み会計書類及び報告書、(ハ)連邦官報に掲載された公告、(ニ)連邦金融監督庁に対する通知、並びに(ホ)株主への情報提供事項として入力された事項に関する情報を提供する。

（２）【提出会社の定款等に規定する制度】

以下は、2022年2月10日付の当社の定款に記載された制度に関する一部の規定の要約である。

（イ）株主総会

（a）総会の開催場所及び招集通知

- （1）株主総会は、当社の本社、証券取引所が所在するドイツ連邦共和国の都市又は人口200,000人以上のドイツ連邦共和国の都市において開催される。
- （2）制定法により期間短縮が許可されない限り、定時株主総会の招集通知は、開催日の30日以上前に送付されなければならない。かかる期限は、本定款の第19条第1項に規定されている登録期限までの日数分延長することができる。

（b）出席権、議決権、視聴覚機器による通信

- （1）当社の株主名簿に登録されており、適切な時期に登録を行っている株主は、株主総会に出席し、株主総会においてその議決権を行使することができる。出席の登録通知は、株主総会（登録期限）の6日以上前までに、招集通知に記載されている住所において、当社が受領しなければならない。取締役会は、より短い登録期限（日数で測定される）を招集通知において規定することができる。取締役会には、株主総会に出席するための登録につき、詳細を規定する権限が与えられている。
- （2）取締役会は、株主が来場せず又は代理人に委任せず、電子的通信によって株主総会に出席し、その権利の全部又は一部を行使できる旨を許可することができる（オンライン参加）。その場合、取締役会は第1文による参加及び権利行使の範囲及び手続を規定することができる。その規定は株主総会の招集通知により、連絡を受けることになる。
- （3）取締役会は、株主が株主総会に参加しない場合であっても、書面又は電子的方法による議決権行使（郵便投票による議決権行使）を許可することができる。取締役会は、当該方法の手続の詳細を規定し、特に、単一の通信チャネル及び郵便投票による議決権行使のための期限を特定することができる。詳細は、株主総会の招集通知により、連絡を受けることになる。
- （4）議決権は、代理人を通じて行使することができる。代理権行使のための委任状については、その付与、取消し及び確認は、書面で行われなければならない（Text form）。株主総会の招集通知において、委任状の付与、取消し及び確認につき、簡易化された手続を定めることができ、法律上許容される限度において、委任状の付与及び取消の詳細（委任状の確認に関する当社に対する通信手段を含む）を規定することができる。ドイツ株式会社法135条に対する影響は、存在しない。
- （5）株主総会の議長は、より詳細な特定方法により、株主総会の全部又は一部を視聴覚機器を利用した通信手段により行うことを許可することができる。一般公衆も、かかる放送に、制限なくアクセスすることが可能である。

(c) 株主総会議長

- (1) 株主総会は、監査役会会長又は監査役会会長により任命されたその他の株主側の監査役が議長を務める。監査役会会長又は会長により任命された監査役のいずれも株主総会の議長を務めない場合、議長は株主総会により選任される。
- (2) 議長は、株主総会を運営する。議長は、議題を処理する順序、並びに投票の形態及び順序を決定する。議長は、質問及び発言に適切な時間を設定することができ、特に株主総会の開始時又はその最中に、株主総会の議事進行、各議題、並びに質問及び発言につき適切な時間枠を設定することができ、また各議題に対する決議開始時間を決定することができる。

(d) 決議

- (1) 株主総会において、普通株式は、1株につき1個の議決権を有する。
- (2) 法令により別段の定めがない限り、決議は、投じられた議決権の単純過半数をもって採択される。投じられた議決権の過半数に加えて、資本の過半数が法令により要求される場合、決議は、関連決議が採択される日時及び場所において代表される資本の単純過半数により採択される。

(ロ) 取締役会

(a) 構成及び手続規則

- (1) 取締役会は、最低2名の取締役から構成される。監査役会は、取締役会の員数を定める。
- (2) 監査役会は、取締役会の会長及び副会長を任命することができる。また、代替取締役を任命することができる。
- (3) 取締役会は、全会一致の決議により手続規則を定める。かかる手続規則は、監査役会の同意を条件とする。

(b) 当社の代表権

2名の取締役が共同して、又は1名の取締役が登記済の授權職員（Prokurist）と共同して、当社を法的に代表する。当社を代表する権限に関して、代替取締役は、正規の取締役とみなされる。

(c) 管理

取締役会は、監査役会によって承認された手続規則及び職務分掌規定に従い、当社の業務を管理する。

(d) 同意を要する取引

- (1) 監査役会の手続規則は、取締役会のいかなる取引が監査役会の事前の同意を要するかについて定める。
- (2) 監査役会は、いつでも、その同意を要する取引を追加することができる。監査役会は、一般に又は特定の取引が特定の条件を満たす場合、特定の種類の取引に取消可能な形で、事前の同意を付与することができる。

(八) 監査役会

(a) 構成、任期及び退任

- (1) 監査役会は、20名の監査役、すなわち株主により任命された10名の監査役及び従業員により任命された10名の監査役から構成される。株主側の監査役は、株主総会において選任され、従業員側の監査役は、共同決定法（Mitbestimmungsgesetz）に従い任命される。
- (2) 監査役の任期は、就任後の第4会計年度について監査役の行為の承認を決議する株主総会の終了時までとする。任期が開始する会計年度は、算入されない。株主総会は、株主側の監査役の選任に際して、任期を短縮することができる。株主総会が別段の定めをしない限り、任期満了前に退任する株主側の監査役の後任者の任期は、退任する監査役の残任期間とする。
- (3) 監査役の任命に際して、代替監査役を同時に任命することができ、任命された監査役が任期終了前に後任者を任命せずに退任する場合、かかる代替監査役が監査役となる。監査役となった代替監査役の任期は、退任する監査役の後任者が任命されると同時に終了する。なお、後任者の任期は、退任する監査役の残任期間を超えないものとする。
- (4) 監査役及び代替監査役は、取締役会に申出書を提出することにより、通知期間を定めることなく、かつ退任理由を述べることなく退任することができる。

(b) 会長及び副会長

- (1) 共同決定法第27条(1)及び(2)に従い、監査役は、本定款第10条(2)に定められた任期の会長及び副会長を互選する。選任は、株主総会により任命される株主側の監査役が任命された株主総会の後、直ちに特段の通知なしに開催される監査役会で行われる。会長又は副会長が任期満了前に退任した場合には、監査役会は、退任者の残任期間のために、新規の選任を行う。
- (2) 会長及び副会長の選任後、監査役会は、速やかに、共同決定法第31条(3)に定める職務に責任を負う委員会を設置する。会長、副会長及び2名の代表者（従業員及び株主から各1名ずつ過半数の投票により選任される。）は、かかる委員会の委員となる。

(c) 手続規則

監査役会は、法律上の強行規定及び本定款に従い、手続規則を交付する。

2【外国為替管理制度】

ドイツの外国為替管理制度は、随時改正される1961年外国貿易法（Aussenwirtschaftsgesetz）（以下「貿易法」という。）、及び貿易法の下で公布された現行の外国貿易省令（Aussenwirtschaftsverordnung）（以下「貿易省令」という。）に基づいている。

貿易省令は、ドイツ連邦共和国に所在する会社に対し、特定の事例において、ドイツ非居住者による対内投資について、ドイツ中央銀行（ブンデスバンク）に対する報告を要求している。これに関し、特定の基準値を条件として、貿易省令第65条は、外国株主（外国人又は経済的につながりのある外国人集団）による国内企業への資本又は議決権の10パーセントを超える投資について、報告義務を定めている。さらに、3百万ユーロを超える事業資産を有する外国人の国内支店及び恒久施設については、報告義務がある。

ドイツ非居住者である株主への内国証券に係る配当の支払については、何ら制限は実施されていないが、かかる支払は貿易省令第70条に基づく報告義務の対象となる。

3【課税上の取扱い】

以下の説明は、(イ)日本国とドイツとの間の租税条約（以下「租税条約」という。）に定義する税法上の日本国居住者である場合、(ロ)租税条約の利益を享受する権利を有し、とりわけドイツの条約の適用を回避することを防止するための規定により租税条約上の税額控除請求権を排除されていない者であって、個人に当たらない場合、及び(ハ)株式がドイツ国内の恒久的施設（ドイツの常任代理人を含む。）又は確立された事業基盤の営業財産の一部を構成しない場合における、株式の実質的所有者のためのドイツの一定の重要な税額控除の要約である。本項においてかかる実質的所有者を「日本の株主」という。

かかる要約は、本書の日付現在において効力を有し、ドイツ税務当局及び租税裁判所により適用されているドイツ租税法及び租税条約に基づくものであり、遡及的效果を有すると考えられるドイツ租税法又は租税条約の改正に従う。

以下の説明は、日本の株主に関連するあらゆるドイツの租税に関する要点及び検討事項の包括的な説明を企図するものではない。株式の購入、所有及び処分並びにドイツにおける配当金の源泉徴収税の還付手続に係るドイツの連邦税、州税及び地方税に関しては、自身の税務顧問に相談されたい。

（１）【ドイツの課税上の取扱い】

ドイツの法人は、原則として、15パーセントの法人所得税を負担する。さらに、査定された法人所得税額に対して、5.5パーセントの統一割増税が課される。法人所得税及び統一割増税は、合計で15.825パーセントになる。

個々の事案によっては実効税率の引上げにつながる一定の所得引上げ要因が含まれている。特に、利払いに係る税額控除の対象が通常限定される利息除外規則（Zinsschranke）は、会社の税負担全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法人は、法人所得税及び統一割増税のみならず営業税も負担する。営業税の税率は、法人が営業施設を維持している自治体によって異なる。営業税率の計算基準は、特定の加算及び控除を除き法人所得税の計算と同じである。

（イ）日本の株主に課される所得税

現行のドイツ国税法では、2008年12月31日後に受領するドイツの法人による配当金の分配に対しては、一般的に25パーセントの源泉徴収税及びこれに対する5.5パーセントの統一割増税が課される。そのため、配当金に対する源泉徴収税の合計は、現在は26.375パーセントとなっている。

日本の株主の場合租税条約に基づき、租税は以下のとおり引き下げられる。

- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する18ヶ月間において当該会社の議決権株式の25パーセント以上を直接所有する他の締約国の居住者及び会社（組合を除く。）である場合には、配当金への課税は行われない。
- ・配当金の実質的所有者が、配当金の支払が決定された日に終了する6ヶ月間において当該会社の議決権株式の10パーセント以上を直接所有する会社（組合を除く。）である場合には、配当金の総額の5パーセントに引き下げられる。
- ・その他の場合には全て、配当金の総額の15パーセントに引き下げられる。

日本の株主は、ドイツ中央税務局（ドイツ、53225 ボン、アン・ダー・クッペ1 ブンデスアムト・フューア・フィナンツェン）に対して、上述の租税条約適用税率を超過して課せられた部分の源泉徴収税を還付するよう申請することができる。代わりに、他の要件を充足している限り、配当支払の時点における一定の法人株主に支払われた配当金について、請求に応じて、減額された源泉課税率が適用され得る。申請用紙は、ドイツ中央税務局、東京のドイツ大使館、日本国内のドイツ領事館又はウェブサイト（www.bzst.de）から入手することができる。

る。日本の株主は本国の税法に従いドイツの源泉徴収税に対する税金還付金（又はその一部）を受領することができる（後記(2)も参照のこと）。しかし、上述の源泉徴収税の減額（又は免除）は、(i)租税条約により結果として適用税率15パーセント以下となる減税が行われる場合、及び、(ii)日本の株主が、(a)ドイツポスト・アーゲーの株式資本の10パーセント以上を直接所有する会社であり、かつ(b)日本において所得及び利益に対する課税の免除を受けられない会社ではない場合には、制限される。この場合、源泉徴収税の減額（又は免除）には3つの追加的要件がある。それは、(i)日本の株主が、配当期日の45日前から45日後までの間における連続した45日間の最低保有期間にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者の適格を有すること、(ii)日本の株主が、最低保有期間において、直接又は間接にヘッジされることなく、ドイツポスト・アーゲー株式に係る価値変動リスクの70パーセント以上を負担しなければならないこと、及び(iii)日本の株主が、配当金の全部又は大部分について第三者に対し直接又は間接に補填することを要請されないことである。しかし、これらの追加的要件は、日本の株主が、配当金の受領時において、連続して、過去1年以上にわたりドイツポスト・アーゲー株式の経済的所有者であった場合には、適用されない。

租税条約第13条の関連規定は日本の株主が保有するドイツポスト・アーゲーの株式について日本に排他的な課税権を付与しているため、租税条約の保護を受ける日本の株主は、当社株式の処分によるキャピタル・ゲインにつきドイツの税金が課されることはない。

(ロ) 2022年において支払われたドイツポスト・アーゲーによる2021年度配当の取扱い

配当は、通常、25パーセントの源泉徴収税（キャピタルゲイン税）及び当該源泉徴収税に係る5.5パーセントの連帯保証料（合計26.375パーセント）を控除した金額が支払われる。2022年5月6日の定時株主総会で決定された2021会計年度の配当についても同様である。

源泉徴収税は、上述の条約に基づいて減額されることがある。

(ハ) 相続税及び贈与税

現行のドイツ税法上、ドイツの贈与税又は相続税は、一般的に、以下いずれかの場合において、日本の株主が死亡又は贈与により株式を譲渡した場合に課される。

- ・被相続人若しくは贈与者又は相続人、受贈者若しくはその他の譲受人が、譲渡時において、ドイツ国内に住所若しくは生活拠点又は実質的な経営拠点を有する場合又はドイツ国内に住所を有せずにドイツ国外にて連続5年以上居住したことの無いドイツ市民である場合。
- ・当該株式が、恒久的施設を伴うか、又はドイツにおいて常任代理人が置かれた事業資産として、被相続人又は贈与者により保有されていた場合。
- ・相続開始時における被相続人又は贈与時における贈与人が、単独で又は関係当事者と共同で、直接的又は間接的に、会社の記名式株式資本の最低10パーセントを保有していた場合。

(二) その他の租税

ドイツの有価証券取引税、印紙税又は類似の租税は、日本の株主による株式の購入、売却又はその他の処分には適用されない。現在、ドイツでは純資産税及び金融取引税は課されない。しかし、欧州金融取引税（FTT）の導入が議論されている。連邦財務省の2020年5月25日付文書(Bundesministerium der Finanzen)によると、新しい金融取引税は、主に時価総額10億ユーロ超の上場会社が発行する株式に関する取引に対して適用され、税率は0.2パーセントである。しかし、金融取引税は、欧州連合参加国間で交渉中であり、実施されるかどうかは未定である。金融取引税は、仮に実施される場合、実施までに変更される可能性があり、対象が広がる可能性もある。

（２）【日本の課税上の取扱い】

所得税法、法人税法、相続税法及びその他の関連法令に従い、かつ、その制限の下、日本国の居住者又は法人は、適用租税条約に従い、上記で述べたところに従って、個人又は法人の各所得について（また、個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき、日本の税務当局に対して税額控除を請求することができる。

4【法律意見】

ドイツにおける当社の法律顧問であるヘンゲラー・ミュラー・パルトナーシャフト・フォン・レクツァンフォルテンmbB法律事務所は、本書の「第一部 第1 本国における法制等の概要」のうち、「1 - (3)課税上の取扱い」を除く部分の英語訳（以下「精査済有価証券報告書」という。）を精査し、次の趣旨の法律意見書を提出している。

- （イ）ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ法に基づく法人として、適法に設立され、有効に存続しており、本書に記載されている事業を営み、財産を所有し管理する完全な権能及び権限を有する。
- （ロ）当職らの知る限り、精査済有価証券報告書に記載されているドイツ法に関する記述及び情報は、全ての重要な点において、真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下の表は、2021年12月31日までの5会計年度及び当該各会計年度末日現在の当グループ（非継続事業を除く。）の主要な連結業績データを表示している。

	2017年	2018年	2019年	2020年 調整後	2021年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	60,444	61,550	63,341	66,716	81,747
	83,189(億円)	84,711(億円)	87,176(億円)	91,821(億円)	112,508(億円)
利息支払前税引前利益(EBIT)	3,741	3,162	4,128	4,847	7,978
	5,149(億円)	4,352(億円)	5,681(億円)	6,671(億円)	10,980(億円)
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾	6.2%	5.1%	6.5%	7.3%	9.8%
資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)	2,175	716	1,509	2,199	5,186
	2,993(億円)	985(億円)	2,077(億円)	3,026(億円)	7,137(億円)
連結当期純利益 ⁽²⁾	2,713	2,075	2,623	2,979	5,053
	3,734(億円)	2,856(億円)	3,610(億円)	4,100(億円)	6,954(億円)
フリー・キャッシュ・フロー	1,432	1,059	867	2,535	4,092
	1,971(億円)	1,458(億円)	1,193(億円)	3,489(億円)	5,632(億円)
純負債 ⁽³⁾	1,938	12,303	13,367	12,928	12,772
	2,667(億円)	16,933(億円)	18,397(億円)	17,793(億円)	17,578(億円)
自己資本比率 ⁽⁴⁾	33.4%	27.5%	27.6%	25.5%	30.7%
基本的一株当たり利益 ⁽⁵⁾	2.24ユーロ	1.69ユーロ	2.13ユーロ	2.41ユーロ	4.10ユーロ
	308.29(円)	232.59(円)	293.15(円)	331.69(円)	564.28(円)
一株当たり配当	1.15ユーロ	1.15ユーロ	1.15ユーロ	1.35ユーロ	1.80ユーロ
	158.27(円)	158.27(円)	158.27(円)	185.80(円)	247.73(円)
従業員数 ⁽⁶⁾	519,544人	547,459人	546,924人	571,974人	592,263人

(1) EBIT / 売上高。

(2) 非支配株主持分の控除後。

(3) 計算については、後記「第3-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における「純資産」を参照。

(4) 自己資本（非支配株主持分を含む。） / 資本及び負債合計。

(5) 算出には加重平均発行済株式数が使用されている。

(6) 年度末の従業員数で研修生を含む。

以下の表は、2021年12月31日までの5会計年度及び当該各会計年度末日現在のドイツポスト・アーゲーの主要な個別業績データを表示している。

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ	百万ユーロ
売上高	14,333	14,353	14,957	15,585	16,610
	19,727(億円)	19,754(億円)	20,585(億円)	21,450(億円)	22,860(億円)
当期純利益	1,886	959	2,250	2,915	3,935
	2,596(億円)	1,320(億円)	3,097(億円)	4,012(億円)	5,416(億円)
資本	16,143	15,893	16,795	18,366	19,740
	22,218(億円)	21,874(億円)	23,115(億円)	25,277(億円)	27,168(億円)
資産合計	35,662	36,864	38,315	43,012	46,255
	49,082(億円)	50,736(億円)	52,733(億円)	59,197(億円)	63,661(億円)
現金及び現金同等物	1,756	1,601	1,315	2,767	1,861
	2,417(億円)	2,203(億円)	1,810(億円)	3,808(億円)	2,561(億円)

2【沿革】

(1)【当社の沿革】

当グループは、当初、連邦特別資産であるブンデスポスト（ドイツ連邦郵便局）の一部であった。ブンデスポストは、1989年、ブンデスポスト・ポストディーンスト（Deutsche Bundespost POSTDIENST）、ブンデスポスト・ポストバンク（Deutsche Bundespost POSTBANK）及びブンデスポスト・テレコム（Deutsche Bundespost TELEKOM）の3社に分割された。1994年9月14日のブンデスポストの株式会社への転換に関する法律（Gesetz zur Umwandlung der Unternehmen der Deutschen Bundespost in die Rechtsform der Aktiengesellschaft）に基づき、ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと改名し、1995年1月2日に登録番号HRB6792に基づき、ボン地方裁判所にて商業登記を行った。当グループの国際化は、ダンツァス・ホールディングAG（スイス）の買収（1999年）及びDHLインターナショナルLtd.（バミューダ）の段階的株式取得（1998年開始）とともに明らかに進展した。

当グループの経営成績及び財政状態は、1999年及び2000年に行われた買収による強い影響を受けている。これらの買収により、当グループの売上高が著しく増加し、かつ、銀行業務による収益がもたらされた。そのうち最も重要な買収は、それぞれポストバンク及びダンツァスの買収（1999年1月1日）、DSLバンクの買収（2000年1月1日）並びにAEIの買収（2000年3月1日）である。ポストバンク及びDSLバンクの買収は、当グループの貸借対照表に報告される有利子資産及び有利子負債の水準を顕著に増大させることになった。ポストバンク及びDSLバンクは、現在、当グループには属しない。

(2) 【当グループの沿革】

年月	出来事
1989年	ブンデスポスト・ポストディーンスト、ブンデスポスト・ポストバンク及びブンデスポスト・テレコムの3社に分割された。
1994年	
12月20日	ブンデスポスト・ポストディーンストは、株式会社へ再編成され、1994年12月20日にドイツポスト・アーゲーと社名変更した。
1998年	
1月	マク・ペーパーAG(McPaper AG)を買収した。
7月	DHL株式の25.002パーセント(対価総額425百万ユーロ)を段階的に取得した。かかる投資額は持分法に基づき計算されている。
10月	グローバル・メールLtd.(Global Mail Ltd.)(米国)を買収した。
1999年	
1月	デュクロ(Ducros)(フランス)を買収した。 MITサン・ジュリアーノ・ミラネーゼ(MIT, San Giuliano Milanese)(イタリア)を買収した。 ダンツァスを買収した。 ITG GmbHインターナショナル・スペディション(ITG GmbH Internationale Spedition)(ドイツ)の80.2パーセント及びITG GmbHロギスティック・ウント・ディストリブーション(ITG GmbH Logistik und Distribution)(ドイツ)の82.0パーセントを取得した。 当社が保有していないドイツ・ポストバンク AGの株式82.5パーセントを対価総額2,211百万ユーロで取得した。
4月	セキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.(Securicor Omega Holdings Ltd.)(英国)の株式25パーセントを対価総額303百万ユーロで取得した。かかる投資額は当グループの利益参加49.99パーセントを基準に比例配分による連結法に基づき計算されている。当社は、同社の議決権付株式の50パーセントを保有している。
7月	ファンゲント&ロース(Van Gend & Loos)(オランダ)を買収した。 セレクトブラハト(Selektvacht)(オランダ)を買収した。 ネドロイド(Nedlloyd)を買収(この中には、エクスプレス事業部に移されたファンゲント&ロースとセレクトブラハトの事業持分の割合が含まれている。)(オランダ及び世界規模)した。
9月	ASGを買収(スウェーデン及び世界規模)した。
10月	グイプスコアナ(Guipuzcoana)を買収した。(ナーロンド・デサローロSL(Narrondo Desarrollo S.L.)(スペイン及びポルトガル)の株式49パーセントを取得した。かかる投資額は比例配分による連結法に基づき計算されている。)
12月	DSLホールディングAGの株式81.2パーセントを対価総額272百万ユーロで取得した。そのうち30百万ユーロを、ポストバンクが1998年に支払済である。DSLホールディングAGは以前には旧DSLバンクの匿名組合出資持分48パーセントを保有していた。旧DSLバンクは現在ポストバンクと合併済である。旧DSLバンクの既存の持分がポストバンクの匿名組合出資持分に転換される額は未定である。DSLホールディングAGの取締役会及び監査役会は、株主総会において、2000年12月31日にDSLホールディングAGを解散し、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
2000年	
1月	トランス・オ・フレックス(trans-o-flex)の子会社数社(オーストリア、ベルギー、デンマーク、ハンガリー及びオランダの事業を含む。)を買収した。 DSLバンクを買収した。DSLホールディングは、以前からDSLバンクの匿名組合出資持分を旧DSLバンクとポストバンクの合併後も継続して保有している。匿名組合出資持分をポストバンクに転換する額は未定である。取締役会及び監査役会は、匿名組合出資持分の基礎となる契約上の合意を解消した。
3月	エア・エクスプレス・インターナショナルLtd.(Air Express International Ltd.)を買収(米国及び世界規模)した。
7月	インターナショナル・ポスタル・コンサルタンツ(米国)を買収した。

11月	当社株式319.9百万株の世界規模での募集を行った。
2001年	
1月	イタリアにおけるユーロエクスプレスのネットワークを完成させるため、SAV S.p.A.(イタリア)を100パーセント買収した。 DHLインターナショナルLtd.(バミューダ)の株式の21.383パーセントを追加取得(総保有割合46.386パーセント)した。
3月	ルフトハンザAGとのジョイント・ベンチャーによるエアロロジックGmbH(Aerologic GmbH)(ドイツ)を設立(当グループ50.1パーセント、ルフトハンザ49.9パーセント)した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは株式会社日本航空からDHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得するオプションを取得した。 BHF(米国)ホールディングInc.(米国の信用機関)を買収(100パーセント)した。
11月	キャンドウノカーゴライン・グループ(Candoo / Cargoline Group)(オーストリア及び東欧諸国)のオプションを100パーセント取得した。
2002年	
3月	DHLインターナショナル株式の4.256パーセントを追加取得した(取得後保有割合50.642パーセント)。取得の効力は2002年1月1日に遡及する。 ダンツァスが、オーストリアの主要なロジスティックス・サービス提供者となり、また、東欧・中欧における存在を強化するために、ウィーンに本部を置くカーゴプランノカーゴライン・グループ(Cargoplan / Cargoline group)を買収した。
4月	セルヴィスコSP zoo(Servisco Sp zoo)(ポーランド)の株式の40パーセントを追加取得(取得後保有割合100パーセント)した。
12月	ポストバンクがクレディスイスAGの子会社2社を買収した。ポストバンク・フェルメゲンズベラツンAG(Postbank Vermögensberatung AG)を新たに設立し、ポストバンクは、サービスのモバイル端末での販売により、店舗及びインターネットでの販売活動を補完する。 ドイツポスト・ワールドネットが残り24.4パーセントのDHLインターナショナルLtd.(バミューダ)に対する持分を取得した。これにより、ドイツポスト・ワールドネットは、当該会社を完全に所有することになった。
2003年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、イタリアの小包会社カサ・ディ・スペディツィオーニ・アスコリS.p.A(Casa di Spedizioni Ascoli S.p.A.)を買収し、DHLブランド傘下のヨーロッパ小包ネットワークに統合した。
2月	カナダの反トラスト当局がDHLによるルーミス(Loomis)の買収を承認した。これにより、カナダ市場における陸上輸送ベースのエクスプレス輸送に関するDHLの地位が強化された。 ドイツポスト・ワールドネットは、中国の輸送・ロジスティックス最大手シノトランス(Sinotrans Ltd.)の国際株式公開に際し、その持分の4.75パーセントを取得することにより、主要な中国成長市場における地位を強化した。シノトランスは、中国におけるDHLの折半出資のジョイント・ベンチャーの相手方である。
6月	欧州委員会は、ドイツポスト・ワールドネットに対し、1999年に英国に設立したジョイント・ベンチャーであるセキュリコール・オメガ・ホールディングスLtd.の100パーセント持分取得を承認した。これにより、同社をDHLのヨーロッパにおけるネットワークに完全に統合することができるようになった。
7月	DHLエアウェイズは、運送会社の社長兼最高経営責任者である、ジョン・ダズバーク(John Dasburg)氏率いる米国投資家グループに売却され、その後、当該運送会社はアスター・エア・カーゴ(ASTAR Air Cargo)に社名変更した。 DHLダンツァス・エアー・アンド・オーシャン(DHL Danzas Air & Ocean)は、地域を越えた事業展開を行いDHLグループのシナジー効果を達成するため、コーポレーション・コーマーS.A.(Corporación Cormar Sociedad Arónima)(中米)に対する100パーセントの持分を取得した。
8月	DHLによる、アメリカのエクスプレス・サービス業者エアボーンInc.(Airborne, Inc.)(米国)の買収が完了した。米国反トラスト当局及びエアボーンInc.の株主はともに買収を承認しており、これによりドイツポスト・ワールドネットは米国第3位の規模のエクスプレス・サービス業者となり、米国内のネットワークの最後の隙間を埋めることとなった。

10月	ポストバンクは、ドイツ・バンク・アーゲー(ドイツ)及びドレスナーバンクAG(Dresdner Bank AG)(ドイツ)に対し、支払決済業務を代行することを企図し、当時銀行らは、提携に関する適法な趣意書に署名した。
12月	ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ(旧Kreditanstalt für Wiederaufbau))は、ドイツポストに対する持分の一部を売却し、同時にドイツポスト株式への転換社債を発行した。浮動株は、5.7パーセント増加し37.4パーセントとなった。
2004年	
1月	ドイツポスト・グローバル・メールは、英国企業スピードメール・インターナショナル(Speedmail International)を買収した。同社は、英国国内郵便市場で活躍し、英国向け及び同国発の国際事業用郵便の輸送を行う、数少ない認可を受けた郵便事業会社である。
4月	オランダにおいて、ドイツポスト・グローバル・メールは、ジョイント・ベンチャーであり、以前ウェゲナー・グループが保有していたインターランデンB.V.(Interlanden B.V.)の30パーセントの持分を取得し、現在オランダにおける主要な宛先無指定広告郵便サービス業者として、その100パーセントを保有している。
5月	ドイツポスト・グローバル・メールは、米国の郵便サービス業者2社、スマートメール(SmartMail)及びクイックパック(QuikPak)の買収を発表した。米国の顧客は、これ以後、ワンストップの国内及びクロスボーダー郵便サービスの提供を受ける予定である。
6月	ポストバンクの新規株式公開が成功裡に完了した。一株当たり発行価格は28.50ユーロであった。ドイツポストは、困難な市況下において、その子会社の新規株式公開に対処するため、株式公募とポストバンク株対象交換社債を組み合わせた革新的な取引手段を採用し、合計約26億ユーロの収益を上げた。新規株式公開後、ドイツポストによるドイツ・ポストバンク AG株式保有比率は66.67パーセントであった。
10月	ドイツポスト・ワールドネットグループは、グループの国際郵便サービスを新しいブランドの下に統合し、ドイツポスト・グローバル・メールは、DHLグローバル・メールになった。
11月	ドイツポスト・グローバル・メールは、スペイン企業ユニポスト(Unipost)の約38パーセントの株式を取得することにより、海外の国内郵便市場に参入する戦略を続けている。同社は、スペインにおいて最大の民間郵便サービス業者であり、自社拠点及び提携者の拠点を通じ、同国の人口の少なくとも70パーセントに対し営業活動を行っている。
	DHLは、インドのエクスプレス会社ブルー・ダート(Blue Dart)の68パーセントの株式を初めて取得した。DHLは、中国及びインドにおいて顧客に自社の国内及び国際サービスを提供する初めての国際エクスプレス・ロジスティックス業者となった。
	2004年11月29日、ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)は、約12億ユーロ相当のドイツポスト株を売却した。その結果、超過引受オプション行使後のドイツポストの浮動株は37.4パーセントから44パーセントに増加した。
12月	DHLグローバル・メールは、フランスの郵便サービス業者K0BAの過半数の株式を取得した。同社は、フランスにおけるダイレクト・マーケティング及び郵便通信の専門業者の一つであり、国内配達に関してフランス郵政公社と業務協力している。ドイツポスト・ワールドネットグループは、現在フランスにおいて高水準の郵便サービスを顧客に提供することができる。
2005年	
3月	インドのエクスプレス会社ブルー・ダートの合計81パーセントの株式取得が法的に有効となった。当グループは、中国及びインドといったアジアの主要市場において顧客にその国内及び国際エクスプレス・サービスを提供する最初の国際事業者となった。
7月	DHLは、カールシュタットクヴェレAG(KarstadtQuelle AG)の大型商品及び混載貨物の配送ロジスティックス事業を承継した。その主たる事業内容は、クヴェレ・アンド・ネッケルマン(Quelle and Neckermann)のメール・オーダー事業における大型商品及び混載貨物の倉庫保管並びに配送の運営・実施である。DHLは4月にロジスティックス事業部全体を承継していた。
10月	ドイツポストはオランダの郵便会社メールマージ(MailMerge)の過半数持分を取得する。これにより、既に当グループに属するセレクト・メール・ネーデルランド(Selekt Mail Nederland)、インターランデン、セレクトブラハト及びDHLグローバル・メールと合わせ、当社はオランダにおける最大の民間郵便事業会社となった。
	ドイツ・ポストバンク AGは、財務・退職制度企画の専門会社であるBHWホールディングAGの76.4パーセントの株式を取得し、これによりBHW株式に対する支配が90パーセントを超えたことを発表した。両社とも、住宅貸付、貯蓄、住宅貯蓄及び普通預金の分野におけるマーケット・リーダーとなる予定である。

12月	ドイツポストは英国企業エクセル(Exel)を買収した。契約ロジスティックスの世界的マーケット・リーダーは、ヨーロッパにおけるDHLの勢力を理想的に補完し、当該買収により当社は世界的ロジスティックス企業となった。
2006年	
1月	ポストバンクは、住宅ローン専門会社のBHWを買収し、ドイツにおいて主力的な個人顧客向け金融サービス事業者となった。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、クーリエ会社のマルケン(Marken)を金融投資家3iに売却した。ドイツポストは、企業情報ソリューション事業世界最大手の英国企業ウィリアムズ・リー(Williams Lea)の過半数持分を取得した。
8月	DHLは、インドのエクスプレス・サービス事業者ブルー・ダート・エクスプレスの株式を完全取得するため、残り19パーセントの株式に係る公開買付を実施した。
10月	DHLは、ポーラー・エア・カーゴ・ワールドワイド(Polar Air Cargo Worldwide)の49パーセントの株式を取得した。締結された契約の期間は20年であり、これによりDHLは長期的な太平洋ルートの航空貨物輸送力を確保した。
11月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)の支配権を得た。
2007年	
1月	ウィリアムズ・リーは、英国の公共部門関連の印刷サービス及び文書管理事業の大手であるザ・ステーションナリー・オフィス(The Stationery Office)を買収した。
5月	DHLは、インドのレミュイール・グループ(Lemuir Group)とのジョイント・ベンチャーを拡大し、それによって、インドの物流市場における主導的立場を強化した。
6月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国空輸会社アスター・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。 ドイツポスト・ワールドネットは、米国会社ポーラー・エア・カーゴの株式のうち49パーセントを取得した。
9月	ポストバンクは、BHWレーベンスフェーズィッヒェルングAG(BHW Lebensversicherung AG)、PBフェルズィッヒェルング(PB Versicherung AG)及びPBレーベンスフェルズィッヒェルングAG(PB Lebensversicherung AG)の持株をタランクスAG(Talanx AG)に売却した。 DHLエクスプレス及びルフトハンザ・カーゴは、航空貨物会社であるエアロロジック(AeroLogic)を共同設立し、2009年4月より就航を始める予定である。
12月	DHLエクセル・サプライ・チェーンは、英国の家具及び調度品の小売業者であるMFIと200百万ユーロ超の5年契約を締結した。
2008年	
1月	ドイツポスト・ワールドネットは、米国最大の薬局チェーンであるウォルグリーンズ(Walgreens)との戦略的な合意を行う旨発表した。 ドイツポスト・ワールドネットは、全世界においてIMGのファッション・ウィークの公式エクスプレス及びロジスティックス・パートナーとなった。
1～3月	FC(フライング・カーゴ)・インターナショナルLtd.の買収に伴い、イスラエル・ドイツポスト・ワールドネットは、従前の株主に対し、購入価額総額85百万ユーロのうち65百万ユーロを支払った。
2～7月	ドイツポスト・ワールドネットは、ニュージーランドのニュージーランド・ポストとジョイント・ベンチャーを立ち上げた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、ジャガー(Jaguar)及びランド・ローバー(Land Rover)との間で、1年あたり100百万ポンド超(130百万ユーロ超)に相当する3年契約を締結した。
4月	ドイツポスト・ワールドネットは、企業情報ソリューション事業の世界最大手であるウィリアムズ・リーの株式持分を66パーセントから96パーセントに増加させた。 ドイツポスト・ワールドネットは、主にドイツに所在する約1,300物件からなる不動産ポートフォリオを、米国投資家であるローン・スター(Lone Star)に10億ユーロ相当の現金にて売却することで合意に達したと発表した。

	ドイツポスト・ワールドネットは、ジョイント・ベンチャーであるエクセル・シノトランス・フレート・フォーディングCo.Ltd.(Exel-Sinotrans Freight Forwarding Co.,Ltd)の残りの50パーセントの株式を取得し、完全子会社化した。
7月	ドイツポスト・ワールドネットは、世界的航空機メーカーの一つであるエアバス(Airbus)との間で新たに5年契約を締結したと発表した。
9月	ドイツポスト・ワールドネット及びドイツ・バンクは、ポストバンクに対する少数持分29.75パーセントを、総額27.9億ユーロ又は一株当たり57.25ユーロで売却し、ポストバンクに対するドイツポストDHLの残りの株式持分については、追加オプションを付与して売却することで合意した。
10月	ドイツポスト・ワールドネットは、ドイツ・ポストバンク AGの株式54.8百万株を引き受け、ドイツ・ポストバンク AGの増資に参加した。増資後において、ドイツポスト・アーゲーのドイツ・ポストバンク AGに対する株式持分は62.35パーセントへと増加した。
12月	ドイツポスト・ワールドネットは、サンドヴィック・マイニング＆コンストラクション(Sandvik Mining & Construction)との間で300百万ユーロ相当の世界的な合意を締結したと発表した。
2009年	
2月	ドイツポスト・ワールドネットは、国内の米国事業から撤退した。
	ポストバンク株式のドイツ・バンクへの売却は計画通り終了し、ドイツ・バンクは、増資を行い、ドイツ・バンク株式50百万株(約8パーセントの保有持分)をドイツポスト・ワールドネットに譲渡する代わりに、同グループからポストバンク株式22.9パーセントを取得した(第1段階)。
	ドイツポスト・ワールドネットは、オランダ企業であるセレクト・メール・ネーデルランドC.V.の持分を51パーセントから100パーセントに増加させた。
3月	ドイツポスト・ワールドネットは、グループ名をドイツポストDHLに変更した。
5月	ドイツポストDHLは、計画どおり、ドイツ・バンク・アーゲー株式の半分を売却した。その結果、ドイツポストDHLの保有株式は、4パーセントに減少した。
6月	ドイツポストDHLは、フランス企業であるDHLグローバル・メール・サービスSASを売却した。
7月	ドイツポストDHLは、計画どおり、残りのドイツ・バンク・アーゲー株式を売却した。その結果、ドイツポストDHLは、ドイツ・バンク・アーゲーの保有株式はなくなった。
	ドイツポストDHLが株式の51パーセントを保有するDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエLtd.は、上海チュアンイー・エクスプレスCo. Ltd.(Shanghai Quanyi Express Co. Ltd)の株式を取得し、同社を完全子会社化した。
12月	ドイツポストDHLは、DHLコンテナ・ロジスティックスUK Ltd.(DHL Container Logistics UK Ltd.)を売却した。
2010年	
3月	DHLエクスプレス(UK)Ltd.は、国内日付指定運送事業を売却した。12百万ユーロの費用が為替換算調整勘定から按分でDHLエクスプレス(UK)により認識された。
4月	DHLサプライ・チェーン・オーストリアは、契約ロジスティックス事業の一部(冷凍及びチルド食品)を売却した。
6月	DHLエクスプレス(フランス)SASの国内日付指定運送事業及びDHLフレート・フランスのシャンパン事業の売却が完了した。
8月	ドイツポストは、インターネット広告市場への関与を集約し、nugg.ad AGを買収し、同社はドイツポスト・アーゲーの子会社となった。なお、同社は、独立したターゲット・サービス・プロバイダーとして業務を継続する。
2011年	
4月	当グループは、アメリカとカナダにおいて積荷仲介及び共同一貫輸送業務を行う、エクセル・トランスポート・サービス・グループ(ETS)を売却した。
	当グループは、ドイツのケルンにある、アドクラウド・GmbH(Adcloud GmbH)の全株式を買収することにより、郵便事業部にインターネット広告サービスの専門的なプロバイダーを組み込んだ。
5月	イタリアのロディにある、ユーロディファームsrl.(Eurodifarm srl.)の全株式買収が完了した。
6月	当グループは、アメリカのイーストモリーンにある、スタンダード・フォワードリングLLCの全株式を買収した。

7月	当グループは、ケイマン諸島にあるタグ・エクイティーCo.Limited(Tag EquityCo Limited)及びその子会社を買収した。
7月～9月	中国の法的枠組みの改正により、当社は、第3四半期に当社の国内エクスプレス事業を中国のユニトップ・インダストリー(深圳市)に売却した。
2012年	
2月	ドイツ・ポストバンク株式の売却の一環として、強制転換社債が満期になる2012年2月の下旬に、ドイツ・ポストバンク株式27.4パーセントがドイツ・バンク・アーゲーへ移転された。 なお、ドイツポスト・アーゲーは、残りのポストバンク株式12.1パーセントのプットオプションを行使した。
	コミュニケーションズ部門において活躍し、プリントメディアのデザイン、制作及び現地化を専門としているタグ・ベルギー(Tag Belgium)の全株式を買収した。
	2012年の第1四半期、連結の関係が解消されたため、DHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、非連結化された。2012年2月より持分法を利用して会計された。
6月	2012年6月下旬において、エクスプレス・クーリエズ・リミテッド(ECL)(ニュージーランド)及びパーセル・ダイレクト・グループPtyリミテッド(PDG)(オーストラリア)のジョイント・ベンチャーの売却は完了した。買主は元ジョイント・ベンチャー・パートナーのニュージーランド・ポストである。
7月	当グループは、検索エンジン広告の分野において活動している入札管理技術提供者のintelliAd Mediaの全株式を買収した。 当グループはまた、航空ケイタリングの分野において活動している2 Sisters Food Group(2SFG)(ヒースロー)の全株式を買収した。
8月	ドイツポストDHLは、LuftfrachtsicherheitサービスGmbHの株式50パーセントを買収した。同社は、契約内容に従い、完全連結化されている。
10月	ドイツポストDHLは、モバイル商取引のスーパーマーケットのオール・ユー・ニード GmbH(All you need GmbH)の持分を33パーセントから82パーセントに増加させた。不均衡な増資によって、持分は、さらに90.25パーセントまで引き上げられた。ドイツポストDHLは、物流インフラを取得及び強化するために、リセールを視野に入れて株式が取得された。
2013年	
1月	ドイツポストDHLは、コンパドル・テクノロジーズGmbH(Compador Technologies GmbH)(ベルリン)の株式49パーセントを買収した。同社は、郵便サービスの提供者及び企業が処理する郵便物に網羅的に対応する仕分け機器及びソフトウェア・ソリューションの開発及び製造を専門としている。同社は、既存の潜在的議決権を理由に連結化された。
3月	ルーマニアで国内エクスプレス事業を行うカルガス・インターナショナルS.R.L.(Cargus International S.R.L.)の売却が完了した。
4月	ドイツポストDHLは、DHLファッション(フランス)SASのファッション流通事業の売却を完了した。
5月	米国企業であるエクセル・ディレクト Inc.(Exel Direct Inc.)のカナダ支店を含めた売却が完了した。
6月	オプティヴォGmbH(Optivo GmbH)(ベルリン)を買収した。同社は、ドイツ語圏の国において、技術的な電子メールによるマーケティング・サービスを提供している。
	ITG GmbHインターナショナル・スペディション・ウント・ロギスティック(ITG GmbH Internationale Spedition und Logistik)(ドイツ)は、その子会社と共に売却された。
7月	ライザー・ID・サービスGmbH(RISER ID Services GmbH)(ベルリン)の全株式は、ドイツポストDHLが51パーセントの株式を有する子会社を通して買収された。同社は、公共の住民登録から電子的な住所情報を提供するサービス提供者である。
10月	DHLエクスプレス(UK) Ltd.のドメスティック・セイム・デイ事業の売却がクローズした。
2014年	
5月	貨物運送業者、輸送及び物流サービス業者であるDHLグローバル・フォワーディング(DHL Oman)(オマーン)は、従前持分法を利用して会計されていたが、契約内容の変更に伴い2014年5月以降連結化された。

7月	ハル・ブライス(アンゴラ)Ltd.(アンゴラ)の本業に関連しない活動(関連する非流動資産を含む。)及びハル・ブライス・アンゴラ・ヴィアジェンス・エ・トゥーリスモLda.(Hull Blyth Angola Viagens e Turismo Lda.)(アンゴラ)を売却した。
12月	ドイツポストDHLは、ストリートスクーターGmbHを買収した。電気自動車を開発している企業である。買収の結果、ドイツポストDHLは、自動車の開発権及び製造権を取得した。
	コンパドール・テクノロジーズ(ベルリン)を売却し、連結の関係が解消された。
	DHLサプライ・チェーン・リミテッド(英国)は、デジタル・ソリューション・ビジネスを資産取引により売却した。
2015年	
1月～6月	2015年上半年期には、中国のシノトランス Ltd.の株式の4.16パーセント、イギリスの不動産開発会社のキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)(英国)の株式を売却した。
5月	グローバル・フォワーディング/フレート事業部により保有されていた中国のシノトランス Ltd.の株式の4.16パーセントを売却した。
12月	2015年12月にDHLサプライ・チェーン・リミテッド(DHL SC Ltd.)(英国)は、その食材調達ビジネスを売却した。
	2015年12月にDHLグローバル・フォワーディング(デンマーク) A/S(デンマーク)のファインアート輸送ビジネスを売却した。
2016年	
1月	当グループは、フランスにおけるeコマース・ロジスティックス・スペシャリストであるルレ・コリSA(Relais Colis SA)の非支配持分27.5パーセントを取得した。この非支配持分は、連結財務書類において持分法を用いて会計される。 eコマース企業であるドイツのnugg.ad GmbHは売却された。
1～3月	2016年の第1四半期に、英国の不動産開発会社であるキングス・クロス・セントラル・プロパティ・トラスト及びキングス・クロス・セントラル・ゼネラル・パートナー・リミテッド(キングズクロス社)の残りの株式は売却された。
7～9月	2016年の第3四半期に、DHL eコマース(マレーシア)Sdn. Bhd.の残り51パーセントの株式を取得し、連結された。 また、持分法が適用されていた検索エンジン広告の分野で活動する企業であるドイツのIntelliAd Media GmbH、ジョイント・ベンチャーであるドイツのGüll GmbH及びスイスのプレッセ・サービスGüll GmbH (Presse-Service Güll GmbH)は、2016年6月に売却が完了した。テクニカル・e-メール・マーケティング・サービスのプロバイダーであるドイツのオプティーフォ(optivo GmbH)の全ての株式は、2016年9月末に売却された。これらの売却及び連結の解消の効果は、ポスト-eコマース-パーセル事業部に関連している。
9月	DHLサプライ・チェーン(DHL Supply Chain)(イタリア) S.p.A. は、イタリアにおけるテクノロジー、製薬及びハイテク分野のためのロジスティックス・サービスを提供するイタリア企業のMitsafetrans S.r.l.を、その子会社Mitradiopharma S.r.l.を含め、買収した。
12月	当グループは、小包及び郵便物を処理するための英国における最大の統合ネットワークの一つを運営する、英国のUKメール・グループplc(UK Mail Group plc)及びUK・メール・リミテッド(UK Mail Limited)を買収した。
2017年	
7月	当グループは、ブラジルに拠点を置くOlimpo Holding S.A.(Olimpo)(子会社のPolar Transportes Ltda.及びRio Lopes Transportes Ltda.を含む。)の持分の80パーセントを取得した。同社は、ライフサイエンス・ヘルスケア・セクターにおいて輸送サービスを提供し、温度制御輸送を専門にしている。
11月	当グループは、管轄権を有する競争規制当局の承認を受けた後、アドベント・インターナショナルに対するウィリアムズ・リー・タグ・グループの売却を完了した。同社は、マーケティング及びコミュニケーション・ソリューションを専門としている。
2018年	

4月	当グループは、コロンビアの会社であるサプラ・カーゴ S.A.S.(Supla Cargo S.A.S.)、サービスティコス Ltda.(Serviceuticos Ltda.)、アヘンシア・デ・アドゥアナス・サプラ S.A.S.(Agencia de Aduanas Supla S.A.S.)及びサプラ S.A.(Supla S.A.)を買収した。当該買収により、DHLサプライ・チェーンは、ラテンアメリカにおいて事業を拡大することができる。これらの会社は、輸送、倉庫保管及び包装サービスを提供する。
10月	当グループは、ロジスティックス・プロバイダーであるS.F.ホールディング(中国)との間で、戦略的パートナーシップの一環として、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディングに売却する旨の契約を締結した。
2019年	
2月	当グループは、中国、香港及びマカオにおけるサプライ・チェーン事業をS.F.ホールディング(中国)に売却した。
2020年	
2月	取締役会は、ストリートスクーターGmbHを既存車両の運営会社に移管させ、電気自動車の生産を中期的に中止することを決定した。
3月	ファシリティ・マネジメント会社であるCSG.PB GmbHの売却を完了した。
12月	ソーラー及び車両技術を専門とする、英国を拠点とするトレイラー・リミテッド及びドイツを拠点とするトレイラーGmbHが売却され、非連結化された。
2021年	
8月	取締役会は、ジェイ・エフ・ヒレブランド(J.F. Hillebrand)グループAGおよびその子会社の100パーセントを取得する契約に署名した。

3【事業の内容】

(1)【一般情報】

事業活動

国際的なサービスのポートフォリオ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツのボンに所在する上場企業である。当グループは、DHL及びドイツポストのブランドの下、エクスプレス輸送、フレート、サプライ・チェーン管理、eコマース・ソリューション、並びに郵便及び宅配便の分野におけるサービスの、国際的なサービスのポートフォリオを提供している。当グループは、エクスプレス事業部、グローバル・フォワーディング/フレート事業部、サプライ・チェーン事業部、eコマース・ソリューション事業部、及びポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部の5つの事業部により構成されている。各事業部は、当該各事業部の本部に管理され、また、報告の効率化の観点から、各機能、各業務部又は各地域へとさらに細分化されている。

当グループ全体をサポートする内部サービスは、国際事業サービス部に統合された。当グループの経営は、グループ・ファンクションが集中して行っている。

2021年12月31日現在の組織構造

ドイツポストDHL グループ				
事業部				
エクスプレス	グローバル・ フォワーディング /フレート	サプライ・ チェーン	eコマース・ ソリューション	ポスト・アンド・ パーセル・ ジャーマニー
主に期日指定国際便 による緊急性の高い 文書及び物品の配送	航空、海上及び地上 の貨物輸送国際フォ ワーディング・サー ビス	倉庫保管、輸送及び 付加価値サービス等 の国際的に標準化さ れたモジュールに基 づく個別設計型のロ ジスティックス・ サービス及びサプラ イ・チェーン	ヨーロッパ、米国及 びアジアの一部の国 での国内ラストワン マイル小包配達； ヨーロッパを発着地 としたクロスボー ダーの非TDIサービ ス	文書及び物品のドイ ツ国内での輸送、仕 分け及び配達、並び に国外への輸出
2021年の連結売上高 (1)に占める割合				
29.0%	26.4%	16.8%	7.1%	20.7%

グループ・ファンクション		
コーポレート・センター	国際事業サービス	顧客ソリューション及び イノベーション
CEO	財 務	人 事

(1) 連結財務諸表に対する注記11を参照されたい。

組織の変更

2021年1月1日、コーポレート・インキュベーション取締役会部会は廃止され、コーポレート・ファンクションはグループ・ファンクションに改称された。

2021年3月、ジョン・ピアソンの取締役任期が2026年12月まで延長された。2021年6月、トビアス・メイヤー及びメラニー・クライスの取締役任期がそれぞれ2027年3月及び2027年5月まで延長された。

監査役会は、2021年12月に以下の変更を決議した：オスカー・デ・ボックの取締役任期が2027年9月まで延長された。フランク・アペルの取締役会会長の任期が2023年5月まで延長された。2022年7月1日付で、トビアス・マイヤーが国際事業サービスの責任者となり、同氏は2023年の定時株主総会の翌日に取締役会会長に就任する。ニコラ・ハグレイトナーは、2022年7月1日から2025年6月30日までの任期で取締役に就任し、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニーの責任は同氏に引き継がれる。

世界を結ぶ存在

ドイツポストDHLグループの拠点は、株式保有リストに示されている。以下の事業部の記載は、当グループの最重要地域における市場シェア及び市場ボリュームを、利用可能かつ有用な範囲で示している。

各業務部

(イ) エクスプレス事業部

グローバル・エクスプレス・ネットワーク
従業員：約120,000人 ハブ：22拠点 顧客：約300万人 サービス拠点：約111,800箇所 利用空港：500港以上 専用航空機：320機以上 施設：約3,400箇所 サービス網：220以上の国・地域

期日指定国際便

エクスプレス事業部では、緊急性の高い文書及び物品を、各宛先に確実に、時間どおりに配送する。期日指定国際便は当グループの中核事業である。同事業部の主力商品は期日指定国際便（Time Definite International）（TDI）である。当グループのTDIサービスは、指定された時間どおりの配達を可能にし、迅速で信頼性の高い戸口直送のサービスを確保するための必要条件である当グループの通関手続についての専門知識により、滞りない貨物の輸送が可能となっている。当グループはまた、当グループの期日指定国際便商品の補完として特定の業界向けのサービスも提供している。例えば、当グループのメディカル・エクスプレス輸送ソリューションは、ライフサイエンス・ヘルスケア分野の企業のための特別仕様になっており、温度制御、冷却及び冷凍品のための様々な温度管理包装を提供している。

当グループのパーチャル・エアライン

当グループの国際的な航空貨物ネットワークは複数の航空会社によって稼働しており、その航空会社の中には当グループによって完全に保有されるものも含まれる。当グループの保有及び購入する積載量を合わせることで、当グループは変動する需要に柔軟に対応することができる。次の図は、当グループのフレート余剰積載量の構成及び市場での提供方法を示している。当グループのフレート余剰積載量の殆どは当グループの主力商品である期日指定国際便のために使用されている。当グループの航空機の貨物容量に残余がある場合は、当グループは航空貨物セクターの顧客にこれを販売する。残余積載量の最大の購入者は、DHLのグローバル・フォワーディング業務部である。

余剰積載量

BSA	ブロック・スペース契約—保証航空貨物商品
CORE	エクスプレスTDIコア商品—日々調整される平均利用量に基づく積載量
ACS	航空積載量販売—ブロック・スペース契約又はTDIコアの積載量に利用することが予定されていない平均総余剰積載量

顧客サービスの約束の遵守

グローバル・ネットワーク・オペレーターとして顧客に対する約束を守るために、当グループは顧客の変化し続けるニーズを、例えばインセインリー・カスタマー・セントリック・カルチャー・プログラムを通じて、あるいはネット・プロモーター・スコアを用いて、モニタリングしている。

当グループの品質管理センターでは、当グループは全世界の発送を追跡し、必要に応じて配送の過程をダイナミックに調整している。プレミアム商品は全て、配達されるまで追跡されている。

当グループは、政府当局と協力して、当グループの施設における営業上の安全性、基準の遵守及びサービスの品質について定期的な見直しを実施している。およそ370箇所が、輸送資産保全協会（TAPA）により認証されており、当グループはアジアを牽引する一社となっている。

(ロ) グローバル・フォワーディング/フレート事業部

航空、海上及び地上フレート
顧客：250,000人以上 サービス網：150以上の国・地域 従業員：約45,000人 貨物輸送ターミナル：約200箇所

航空、海上及び地上フレート・フォワーディング・サービス

航空、海上及び地上のフレート・フォワーディング・サービスは当グループの中核事業である。これらの事業には、マルチモーダル輸送及び特定分野に合わせたソリューション並びにカスタマイズされた産業プロジェクトに加えて、標準化されたコンテナ輸送や通関サービスも含まれる。当グループのビジネスモデルは、顧客と運送業者の間で輸送サービスの取次ぎを行うことに基づいている。当グループのネットワークの世界的な広がりにより、当グループは、効率的な輸送経路及びマルチモーダル輸送の選択肢の提供が可能である。当グループの他の事業部と比較して、当事業部の運用するビジネスモデルは資産が軽量化されている。

航空貨物輸送は不確実な市況にあっても取引量の増加を達成

2021年のパンデミックにもかかわらず、当グループは輸出航空貨物輸送で約2.1百万トン（前年度：1.7百万トン）を輸送し、取引量の大幅な増加を達成した。

海上貨物輸送市場においても取引量の増加を報告

2021年において、約3.1百万（前年度：2.9百万）の20フィートコンテナ単位の輸送により、当グループは2021年の困難な環境下でも海上貨物輸送量を増加させた。

航空及び海上貨物輸送市場(2021年)：関連取引量						
	アジア 太平洋	アメリカ 大陸	中東/ アフリカ	ヨーロッパ	その他	グローバル
航空貨物輸送 (単位：百万トン) ⁽¹⁾	11.6	5.5	1.1	6.0	0.9	25.1
海上貨物輸送 (単位：百万TEU) ⁽²⁾	39.3	9.1	5.3	8.4	1.1	63.2

(1) データは、輸出貨物の重量のみに基づく。出典：シーバリー・コンサルティングの推計。

(2) 20フィートコンテナ単位。フォワーダーが管理する全ての市場における推計部分。データは、輸出取引量のみに基づく。
出典：シーバリー・コンサルティングの企業推計。

ヨーロッパの地上貨物輸送市場は、大幅な減少を経て再び力強い成長を記録

困難だった2020年を経て、欧州の道路運送市場は報告対象年度に再び力強い成長を記録した。同時に、いくつかの課題も生じ、とりわけ需給の不均衡のため積載量が抑制された。しかし、主に需要の力強い伸びに支えられ、DHLは、極めて細分化されたヨーロッパ道路輸送市場においてその地位を強化した。

顧客満足の向上及びプロセスの自動化

当グループは、できるだけユーザー・フレンドリーなサービスを設計することを目指している。そのため当グループは、顧客からのフィードバックを、ネット・プロモーター・スコアを計算し、満足度の年次調査を行うことによって、系統立てて記録している。受領した情報を基にして、当グループは当グループの商品及びサービスを着実に改善していくことを眼目とした取り組みや活動を策定している。

顧客体験の向上を可能にするもう1つの要素が、当グループのデジタル化ロードマップである。当グループが報告対象年度中にグローバル・フォワーディング業務部への導入を完了したグローバル輸送管理システムは、グローバル・アプリケーションや自動化・標準化されたプロセスをさらに拡張するための基盤となった。

当グループは、フレート業務部でも標準化された輸送管理システムの実装を全力で進めた。また当グループは、今や14ヶ国語に対応するmyDHLiで、引き続き新規ユーザーグループの登録を行っている。当グループはまた、当グループのデジタル・マーケットプレイスであるSaloodo! や、スウェーデンの顧客向けのオンライン・フレート・ポータル等の販売チャネルを通じて、新たなセグメントに進出している。

(ハ) サプライ・チェーン事業部

顧客のサプライ・チェーンの複雑性を低減するためのソリューション

倉庫及び業務スペース⁽¹⁾：約14百万平米
従業員：約177,000人
車両：約10,000台
稼働：50ヶ国以上
ランキング（ガートナーによる）：最もイノベティブなサードパーティ・ロジスティックスの提供企業に選出

(1) 自社所有及びリースの倉庫のみを含み、DHLが営業する顧客所有の施設は含まない。

個別設計型のサプライ・チェーン・ソリューション

当グループの中核事業は、当グループ顧客の複雑な手間を省いて付加価値を与える個別設計型のロジスティックス・サービス及びサプライ・チェーン・ソリューションで構成される。当グループは、倉庫運用、輸送、並びに、eフルフィルメント及び返品管理、リード・ロジスティックス・パートナー（LLP）、不動産ソリューション、サービス・ロジスティックス、梱包ソリューション等の戦略的業種ごとの付加価値サービスを含む、幅広い商品ポートフォリオを提供している。当グループは、顧客のオペレーションがサプライ・チェーンのニーズの変化に対してより機動的かつ柔軟に対応できるように、モジュール式ソリューションを提供している。

標準化及び革新的技術の利用

当グループは常に、モジュールの標準化と新技術の利用を通してサプライ・チェーン全体のスピードと機動性を向上させることに努めている。例えば約2,000台の協働ロボットや約25,000台の装着型機器の導入等、既に当グループの80パーセント以上の拠点で最先端のデジタル・ソリューションが活用されている。加えて、当グループは、業務効率を引き上げ顧客体験を高めるべく、データ解析を活用している。当グループは、物的なサプライ・チェーン・ソリューションとデジタル・サプライ・ソリューションを融合させている。

契約ロジスティックスにおける主導的地位

世界の契約ロジスティックス市場の規模は、2020年度において約2,154億ユーロと推定される。DHLは、5.8パーセントの市場シェア（2020年）を有し、50ヶ国以上で事業を営んでおり、契約ロジスティックスの細分化された市場の世界的リーダーの地位にある。第2位のプロバイダーの市場シェアはその半分程度にすぎない。

契約ロジスティックス市場(2020年)⁽¹⁾

(単位：十億ユーロ)	アジア太平洋	アメリカ大陸	中東/アフリカ	ヨーロッパ	グローバル
契約ロジスティックス	75.9	63.4	7.8	68.3	215.4

(1) 企業推計。

品質に対する期待に応え、若しくは上回る

当グループは、継続的に、契約ロジスティックスにおけるクオリティ・リーダーとしての地位を確立している。当グループのグローバルに一貫した業務基準である業務管理システム「ファースト・チョイス」によって、当グループは確実に、顧客の品質に対する期待に応え若しくはこれを上回り、継続的に改善を続けていく。

顧客からのフィードバックに対する系統立ったフォローアップのおかげで、当グループの満足度評価（ネット・プロモーター・アプローチ）は、一貫して高い水準で維持されている。

(二) eコマース・ソリューション事業部

国内のラストワンマイル小包配達及び非TDIのクロスボーダー・サービス
実施：20ヶ国以上 サービス拠点：70,000箇所以上 従業員：40,000人 取扱件数：11億個以上 専用航空機：6機 車両：約22,500台

国内・国際非期日指定小包配送

当グループの中核的な業務は、ヨーロッパやアジア新興市場の一部の国、米国及びインドでの国内ラストワンマイル小包配達、並びに主にヨーロッパを発着地とした及び米国を発着地とした非TDIのクロスボーダー・サービスである。

国内ラストワンマイル小包配達サービスは、当グループのネットワーク及びパートナーのネットワークを通じて提供され、あらゆるセクターのB2C顧客及びB2B顧客に対してサービスを提供している。当グループのクロスボーダーの非TDIサービスは、全世界的な出荷ソリューションを提供し、スピード、透明性及び品質に関する顧客からの期待に応えつつ、顧客がクロスボーダー取引における力強い成長から利益を得ることを可能にしている。「DHLパーセル・コネクト」のプラットフォームは、ヨーロッパのeコマースに特化して開発された、B2BとB2Cの両方に対応する当グループの配送及び返品ソリューションであり、統一のラベル、共通のITシステム、中枢の機能及び各地のサービスと併せて、ヨーロッパ全土にわたるクロスボーダー配送を容易にしている。

同事業部の事業の管理は、当グループが事業を展開する地域に応じて集中的に実施されている。

顧客満足及び配達信頼度の高さ

当グループは、業界を牽引するパフォーマンスを発揮することだけでなく、卓越した品質とサービスにも重きを置いている。パンデミックによる運営上の困難や取引量の増加にもかかわらず、当グループは、世界全体で95パーセント（前年度：94パーセント）の配達クオリティを達成した。

ネット・プロモーター・アプローチは、eコマース部門でも導入準備に入っている。

(ホ)ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部

ドイツの全国郵便・小包配送ネットワーク

郵便箱：約108,600箇所
 1営業日当たりの郵便物数：約49百万通
 パックステーション：約8,700箇所
 従業員：約197,000人
 小包センター：37箇所
 販売拠点：約25,500箇所
 メールセンター：82箇所
 1営業日当たりの小包数：約6.7百万個

ドイツにおける郵便サービス

当グループは、ヨーロッパ最大の郵便会社であり、その中核事業は文書及び物品の輸送、仕分け及び配達である。上の表に示す通り、当グループはドイツ国内で、全国的な郵便及び小包配送ネットワークを維持しており、デジタル化及び持続可能性を考慮に入れてこれを拡大し続けている。

当グループのメール・コミュニケーション・セグメントの商品及びサービスは、個人顧客及び事業顧客を対象とし、物理的及びハイブリッドな書簡から、物品の配送に係る特別商品にまで及び、書留郵便、料金の着払い及び商品補償等の追加サービスを含んでいる。当グループは2021年に、データ・マトリックス・コード付き切手等のデジタル製品や、様々な郵便サービスへの円滑なアクセス拠点としてのポストステーションの導入により進展を遂げた。

報告対象年度において、事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場の規模は、約42億ユーロ（前年度：約43億ユーロ）相当となった。郵便量の構造的減少は、ドイツの連邦選挙及び州選挙で利用が進む郵便投票により、幾らかは相殺された。当グループは自らの競争市場を注視しており、当該市場において当グループはサービス提供企業、すなわち、エンド・トゥ・エンド・サービス提供企業、及び部分的なサービス提供者である混載業者（コンソリデーター）の双方と競合している。当グループの市場シェアは、61.4パーセントであり、前年度（62.6パーセント）から微減となった。

事業顧客向けメール・コミュニケーションのドイツ市場（2021年）

市場規模：約42億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
61.4%	38.6%

出典：企業推計。

クロスチャネルでの対話

ダイアログ・マーケティング部は、要望に応じて、住所情報サービス、デザイン及び創造のためのツールから、印刷、発送、効果測定まで、エンド・トゥ・エンドのソリューションを広告主に提供している。このソリューションは、調整されたタイムテーブルに従い、重複なく、相互に関係したコンテンツをデジタル及び現物で届けられるよう、クロスチャネルでの個別化及び自動化された対話を支援する。

ドイツ広告市場は、主にパンデミックに関連した前年の落込みを経て、2021年には前年比で5.9パーセント増加して281億ユーロとなった。主にオンライン業務関連のマーケット・データの拡充により、前年度の報告値の表示からは差異が生じている。かかる極めて細分化された広告市場において、当グループのシェアは微減し、6.0パーセント（前年度：6.4パーセント）となった。

ドイツ広告市場⁽¹⁾（2021年）

市場規模 ⁽²⁾ ：281億ユーロ	
ドイツポスト	競合他社
6.0%	94.0%

(1) 外部販売費を伴う全ての広告媒体を含む。配置費用は割合として示される。

(2) (主にオンライン業務に関して) 拡充された市場データに基づく。

出典：企業推計。

企業・個人向けDHLパーセル

当グループはドイツ内において小包集荷・配達所の密なネットワークを維持しており、報告対象年度において当グループはそれを拡大した。

当グループは、インターネット小売事業の成長に向けて事業を支援している。当グループは、サプライ・チェーン・ソリューションを併用し、顧客の要求に応じて、返品管理までのロジスティックス・チェーン全体について対応することができる。

多様なサービスは、個人顧客に対する個別仕様の便利な小包配達を可能にしており、直前に通知を受ければ代替の住所、指定の小売店又はパケットショップに小包を配達することができる。さらに、登録済みの顧客は、あらゆる物品の送付先をパックステーション又は指定の小売店に設定できるようになった。

ドイツの小包市場は、老舗と新興企業が各自のサービスを提供し、競争主導型の構造変化にさらされ続けている。eコマースにおいては、荷物の一部の配送は加盟店の独自配送ネットワークが担っている。

当グループは、ドイツ全域の顧客が小包の発送及び受取りをより便利に行えるようにするため、また環境に配慮し交通負荷を軽減した小包配送システムを構築するために、2023年までにパックステーションを15,000箇所に増やしていく。

迅速かつ信頼性のある配達

著名な調査会社であるQuotasによって行われた調査によれば、報告対象年度には、当グループの小売店舗における日中の営業時間内又は最終集荷の前にドイツ国内で投函された郵便物のおよそ88パーセントが、ちょうど翌日に配達された。およそ98パーセントは二日以内に配達された。当グループのこれらの数字は、法的に要求される水準（80パーセントは翌日に、95パーセントは2日以内に）を大きく上回るものである。

小包事業においては、報告対象年度において、商品のおよそ79パーセントが翌営業日に配達された。これには、事業顧客から回収し、翌日に配達された小包も含まれる。これらの数字は、パンデミックやインターネット注文数の増加により生じた困難を極める営業状況に照らせば、非常に好調とみてよい。

当グループのおよそ25,500の販売拠点は、報告対象年度において、前年と同様に、平均して一週間に55時間営業していた。主に小売業者が運営の大部分を担うドイツポスト小売店舗の商品及びサービスを利用する顧客を対象として、顧客満足度の年次調査がKundenmonitor Deutschlandによって実施された。調査回答者の計94.5パーセントが質とサービスに満足しており（前年度：94.6パーセント）、この調査によってドイツポスト小売店舗が高い水準で支持を受けていることが裏付けられた。加えて、顧客はドイチェ・ポスト・ロケーション・ファインダーにおいて、当グループの販売拠点に対して、星5つ中平均で4.31のレーティングを付けた（前年度：4.39）。パックステーション・ネットワークの拡大によって、固定店舗の集荷・販売拠点ネットワークは約34,000箇所に増加した（前年度32,000箇所）。

（２）【戦略上の注力領域】

不安定かつ変化の激しい環境を安全に乗り切るための指針

当グループは、2019年10月に戦略2025を発表した。この戦略は、当グループを世界有数のロジスティックス企業として確立した戦略2015及び戦略2020で功を奏した要素を活用している。この強固な基盤の上に立って、戦略2025は、当グループを取り巻く世界の変化のペースが加速する中で、当グループのリーディングポジションを強固にし、当グループを成長させるのに役立つものである。

当グループは、従業員、顧客、サプライヤー、投資家等、関連するステークホルダーと協力しながら、包括的なプロセスにおける当グループの戦略目標を定義した。当グループの戦略図は、当グループの戦略の最も重要な要素、及びそれらがどのように関連しているかを示している。

戦略2025は、世界的なパンデミックによってもたらされた不安定で変化の激しい環境を無事に乗り切れるように当社グループを導いた。年次評価の一環で、当グループが、当グループの企業戦略を詳細に見直したところ、当該戦略が基本的に健全であるだけでなく、パンデミックに直面したドイツポストDHLグループの回復力を高めていることが判明した。この回復力は、当グループの戦略を規律正しく一貫して実行した結果であり、それぞれの要素が重要な役割を果たしている。

目的・ビジョン・価値観の戦略的三要素

当グループの目的である、「人々を結び付け、その生活を改善する」は、今日最も重要視されているものである。当グループは、「世界のロジスティックス会社」になるというビジョンに沿って業界をリードし、また、世界がデジタル及びサステナビリティへの志向を強める中で業界をリードし続けることを目指している。当グループの価値観の中核である「尊重と成果」は、過去と同様に今日の当グループの戦略の一部である。

目的、ビジョン、価値観という3つの要素は、戦略2025の3つの構成要素、すなわち、「優れた雇用主、プロバイダー、投資先になる」という3つのボトム・ラインに沿った持続的で良質な業務執行、収益性の高い中核事業及びデジタルトランスフォーメーションへの注力を支えている。当グループはまた、目的や当グループ独自の価値観を通じて、事業戦略のあらゆる面でサステナビリティを確立している。尊重と成果とは、互いに信頼し合って共に有意義な社会貢献をすることを意味する。当グループの「人々を結び付け、生活を改善する」という目的は、当グループの努力と責任感に指針を与える。

戦略2025—デジタル世界における良質さの提供

当グループの目的 — 人々を結び付け、生活を改善する		
当グループのビジョン — 当グループは「世界のロジスティックス会社」である		
当グループの価値観 — 尊重と成果		
人々を結び付け、生活を改善する	< 優れた雇用主 > 人を知る	< 当グループのミッション > 「良質。シンプルな配送。」 持続可能な方法で3つのボトム・ラインに従う (共通のDNAによって実現される)
	< 優れたプロバイダー > 顧客を知る	
	< 優れた投資先 > 数字を知る	
収益性の高い中核		< 当グループの事業部門のフォーカス > 収益性の高い中核を強化する (グループ機能に支えられて)
デジタル化		

3つのボトム・ラインに沿った持続的で良質な業務執行

当グループのミッションである「良質。シンプルな配送。」は、3つのボトム・ラインによって定義される。当グループは、意欲的で熟練した従業員を有することが、良質なサービスを提供し、収益性の高い成長を達成するための鍵であると信じている。

ドイツポストDHLグループでは、「共通のDNA」とは、当グループ全体で実践されている一連の行動様式、方法及びプログラムを意味する。「認証（Certified）」「ファースト・チョイス（First Choice）」「安全第一（Safety First）」等のグループ全体のプログラムは、日々の行動に影響を与え、共通のDNAを構築する上で重要な役割を果たしている。事業部、地理的地域、職務にかかわらず、共通のDNAはドイツポストDHLグループにおける私たち自身と私たちの行動を表現している。

サステナビリティは、当グループの戦略に不可欠な要素として、3つのボトム・ラインに沿って定着している。業際的な新たな政策及び規制、変容が進む購買習慣、並びに持続可能投資への関心の高まりに促され、当グループは、この業界におけるサステナビリティのロールモデルとなり、また意欲的な目標を自らに課そうとしてきた。それゆえ、当グループは、戦略2025の礎としてサステナビリティを当グループのミッションの基軸に据えた。

ESGロードマップにおいて、当グループは、これまでの成果を活かして将来の成功への道筋を描いている。このロードマップは、環境、社会的責任及びコーポレート・ガバナンスの3分野における指針となる。これらの各分野につき、明確な目標が設定された。当グループは、環境に配慮した物流に取り組み、また、みんなが働きやすい素晴らしい職場となり信頼される企業及びパートナーになることを目指す。

当グループは透明性のある期限付きの目標やKPIを設定しており、これにより当グループは目標を意思決定プロセスに組み入れつつ、年次計画や戦略サイクルの不可欠な要素としてサステナビリティを扱うことができる。主要目標の1つに、当社の脱炭素化計画の加速がある。

各事業部の収益性の高い中核事業への集中

当グループの事業部は引き続き、収益性の高い中核事業に絶え間なく注力している。そうすることで、通常とは異なる状況であっても、当グループのサービスやソリューションを確実に提供することができる。

重要な手段としてのデジタルトランスフォーメーション

デジタルトランスフォーメーションは、持続的な事業成長に向けた重要な手段であり、当グループの戦略において重要な役割を担う。そのため、当グループは、顧客及び従業員の当社での体験を改善し、業務効率を向上させるために設計された戦略に投資している。当グループのデジタル化フレームワークには2つの要素がある。当グループは、グループ全体でITインフラを改善し、新技術を取り入れている。同時に、当グループは、当グループの中核を増強するためビジネスモデルを拡張している。2019年から2025年までの間に、デジタルトランスフォーメーションへの支出は約20億ユーロに達し、また2025年までに年間少なくとも15億ユーロの収益に貢献すると予測されている。

事業部では、ITバックボーンの更新、将来のアジリティの確保、及びIT効率の向上を目的としたいいくつかのイニシアチブやプログラムを実施している。当グループのセンター・オブ・エクセレンスでは、自動化及びロボット工学、データ・サイエンス、アプリケーション・プログラミング・インターフェース（API）、ブロックチェーン並びにモノのインターネットの分野等で技術と専門知識を結集している。これにより、社内のノウハウを醸成・構築し、各事業部にデジタル・ソリューションを拡張することができる。

4【関係会社の状況】

(1)【連邦共和国との関係】

この点に関しては、別途「第6-1-(1)-(ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記47.1 (関連当事者に関する開示 (会社及びドイツ連邦共和国))」を参照されたい。

(2)【親会社、子会社及び関連会社】

ドイツポスト・アーゲーに、親会社は存在しない。

次の表は、報告日におけるドイツポスト・アーゲーの連結子会社及び関連会社の種類及び数を示している。詳細に関しては、別途「第6-1-(2)-(ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記別紙3」も参照されたい。

	2021年12月31日
完全所有連結会社(子会社)数	719
国内	83
海外	636
共同経営数	1
国内	1
海外	0
持分法が適用される投資数	17
国内	1
海外	16

(3)【兼任状況】

(イ) 取締役

(報告対象期間中)

名前	法定監査役の兼任	その他の兼任
フランク・アペル	フレゼニウス・マネージメントSE (監査役) (2021年5月21日以降)	—

(ロ) 監査役

(報告対象期間中)

監査役	法定監査役の兼任	その他の兼任
株主代表		
Dr. ニコラス・フォン・ボム ハード(会長)	ミュンヘナー・リュックファージヘルン グス - ゲゼルシャフト・アーゲー (ミュンヘン再保険)(会長)	アソラ・ホールディング Ltd.(バ ミューダ)(取締役会会長)
Dr. ギュンター・プロイニヒ	ドイツ・ファンドブリーフバンク AG (会長) ドイツ・テレコム AG	—
Dr. ハインリッヒ・ヒージン ガー	BMW AG フレゼニウス・マネージメントSE ZFフリードリッヒスハーフェンAG(2021 年1月1日以降)(2022年1月1日以降は会 長)	—
Dr. ヨエルグ・クーキーズ	KfW IPEX-バンク GmbH ⁽¹⁾	ドイツ復興金融公庫(KfW バンケンゲ ルッペ)(取締役会副会長)(2021年12 月8日まで)
シモーヌ・メンネ	BMW AG(2021年5月18日まで) ヘンケルAG & Co. KGaA	ジョンソン・コントロールズ・インター ナショナル plc(アイルランド)(取締 役) ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ Inc(米国)(取締役)
ローレンス・ローゼン	ランクセス AG ランクセス・ドイツ GmbH ⁽²⁾	—
Prof. Dr. -Ing. カトヤ・ ヴィント	フラポート AG	—
Dr. マリオ・ダーバーコウ	—	ソフトブリッジ-プロジェクトス・テクノ ロジコス S.A.(ポルトガル)(取締役) ⁽³⁾ フォルクスワーゲン・パルチシパソエス Ltda.(ブラジル)(監査役) ⁽³⁾ フォルクスワーゲン・ホールディング・ フィナンシエール S.A.(2021年8月5日に フォルクスワーゲン・フィナンシャル・ サービス・フランスに改称)(フラン ス)(監査役) ⁽³⁾ フォルクスワーゲン・ペイメンツ S.A. (ルクセンブルグ)(監査役会会長) ⁽³⁾ フォルクスワーゲン S.A. インスティ トゥション・デ・バンカ・ムルティプレ (メキシコ)(監査役) ⁽³⁾ (2021年10月 7日まで) VWクレジット Inc.(米国)(取締役) ⁽³⁾
イングリッド・デルテンル	—	ジボダン SA(スイス)(取締役) バンク・カントナール・ボードワーズ SA (スイス)(取締役) フランス通信社(フランス)(取締役) アカラ・ファンズAG(スイス)(取締 役)

Dr. シュテファン・ショルト	—	フラポート・アウスバウ・シュード GmbH (監査役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース A S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース B S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリース・マネージメント・カンパニー S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・ポルト・アレグレ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・フォルタレザ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽⁴⁾
従業員代表		
ヨルグ・フォン・ドスキー	PSD バンク・ミュンヘン eG	—
ステファン・タウチャー	DHL ハブ・ライプツィヒ GmbH (副会長)	—
アンドレア・コシス	—	ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケンゲルッペ) (取締役)

(1) ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケンゲルッペ) のグループ会社の兼任。

(2) ランクセス AGのグループ会社の兼任。

(3) フォルクスワーゲン AGのグループ会社の兼任。

(4) フラポート AGのグループ会社の兼任。

5【従業員の状況】

ドイツポストDHLの従業員

成功要因としての共通DNA

企業文化は当グループを強くする。当グループの企業文化は共通の価値観、信念、行動様式に支えられており、当グループのビジネスの成功において最も大切な要素の1つである。当グループはこれを「共通のDNA」と呼んでいる。当グループの企業文化は、あらゆる業務部や営業地域を超えて私たちを結びつけ、私たちが何者であり、どのように活動するかを明確にする。当グループは早くも2006年に、グループ全体に適用される行動規範を定めた。当グループは、私たちが共に協力して働き当社の財務的な成功に向けた基礎を固めるため、当グループの職員の多様性を大事にし、相互を尊重して処遇する。

優れた雇用主になるために

従業員は当グループの最も貴重な資産である。約59万人の従業員を擁する当グループは、この分野では世界最大級の雇用主の1つであり、有能で献身的な従業員を惹きつけ、継続的にその能力を開発し、長期にわたって雇用する優れた雇用主となることを目指している。

モチベーションの高い従業員がいてこそ、優れたサービス品質を提供し、顧客のニーズに応え、その結果当グループのビジネス活動の持続的な収益性を確保することができる。そのため当グループは、従業員のコミットメントを強化しそれを高い水準で安定させたいと願っている。当グループは、個々人が大切にされる差別のない職場環境をつくり、健康が育まれる職場を保証するために、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（受け入れること）の原則に熱心に取り組んでいる。

従業員は、上司や経営陣との直接対話に加えて、従業員委員会、従業員協議会、労働組合等の自分たちの利益を間接的に代表する組織を利用することができる。

グローバルレベルでは、当グループは、UNIグローバルユニオン（UNI）や国際運輸労連（ITF）等の国際的な労働組合連合と定期的かつオープンな対話を行っている。

従業員に係る事項				
テーマ	KPI	2021年実績	2022年目標	2025年目標
従業員の貢献	従業員の貢献 ⁽¹⁾	年次調査で従業員貢献充足率が84%に上昇	グループ充足率80%以上	従業員の貢献を高水準に維持
ダイバーシティとインクルージョン	中堅・上級管理職に占める女性の割合 ⁽¹⁾	女性比25.1%	女性比25.9%	女性比を30%に
労働衛生安全	20万労働時間当たりのLTIFR ⁽¹⁾	LTIFR 3.9	LTIFRを3.7に低減	LTIFRを3.1以下に

⁽¹⁾ 社内管理上のもの；中堅・上級管理職およびLTIFRについては2022年から。

当グループは、市場の水準に合致した業績連動型の報酬を提供することによって、従業員の忠誠心及びモチベーションを高めている。かかる報酬には、基本給の他、賞与等の合意された変動報酬部分が含まれる。当グループはまた、多くの国々で、確定給付型や確定拠出型の退職給付制度への加入資格を従業員に提供している。また当グループは、個人的特性に基づく差別を生まないように、中立的な職務評価を活用している。この評価では、職種、社内での役職及び与えられた職責に着目する。このシステムティックな手法により、独立的でバランスのとれた報酬体系が実現されている。

ドイツでは、賃金や給与は一般に、業界レベル又は企業レベルの賃金労働協約によって規律される。ドイツ国内の子会社の多くにおいて、当グループの賃金表が適用される従業員は、月極賃金又は月給に加えて業績連動報酬を受け取る。賃金労働協約の対象となるドイツポスト・アーゲーの従業員は、昇給の代わりに追加の休暇を選択することができる。2021年12月31日現在、合計で同職員の18.7パーセントがこの選択権を行使した。

さらに、当グループは確定給付型と確定拠出型の両年金制度を設けており、当グループ従業員の約70パーセントがこれらに加入している。当グループの主な退職給付制度は、ドイツ、英国、米国、オランダ及びスイスで提供されている（連結財務諸表の注記37.1 を参照されたい）。

人件費は238億7,900万ユーロとなり、前年の222億3,400万ユーロを上回った。これには、パンデミックのために迫られた追加的な負担に対して、報告対象年度中に全従業員に支給した300ユーロの特別賞与（2020年にも同額の賞与を支給）が含まれる。詳細は、連結財務諸表の注記15で確認することができる。

2021年12月31日現在、当グループは592,263名を雇用していた。常勤従業員相当に換算した人数は合計548,042名であり、前年比で4.0パーセント増加した。当グループの現状の計画では、2022年中もやはり従業員数の微増を見込んでいる。これに加えて、グループの管理・指揮下に置かれる外部の常勤従業員相当数（FTE）は81,939名であった。

従業員数

	2020年	2021年	増減(%)
12月31日時点における総数⁽¹⁾	571,974	592,263	3.5
年平均⁽¹⁾	547,128	574,047	4.9
12月31日時点における常勤従業員相当数	526,896	548,042	4.0
内、エクスプレス事業部	105,036	114,134	8.7
内、グローバル・フォワーディング/フレート事業部 ⁽²⁾	41,897	43,840	4.6
内、サプライ・チェーン事業部 ⁽²⁾	166,199	175,099	5.4
内、eコマース・ソリューション事業部	31,995	33,809	5.7
内、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	169,299	168,084	-0.7
内、グループ・ファンクション	12,470	13,076	4.9
年平均⁽¹⁾	502,207	528,079	5.2
パートタイム従業員の割合(%)	18	17	–
当グループ従業員の平均年齢(歳)	40	40	–
従業員に占める女性の割合(%)	34.2	34.7	–
計画外の従業員離職率(%)	8	12	–

⁽¹⁾ 研修生を除く。

⁽²⁾ 過年度の数値は修正されている。

従業員の貢献は高水準を維持

当グループは毎年、グループ全体の調査を実施し、従業員の満足度や貢献を測定している。この重要なツールは、当グループが「優れた雇用主」に至る道程のどの段階にいるかを判断する点で有用である。このプロセスで当グループは、グループ全体の経営関連指標として「従業員の貢献」KPIを活用している。これにより当グループは、従業員の会社へのコミットメントと、グループの成功に貢献しようとするモチベーションを定量化することができる。報告対象年度の当グループの承認スコアは84パーセントで、80パーセント以上という目標を上回った。

従業員意識調査の結果の要約

%		
	2020年	2021年
回答率	75	75
従業員の貢献度のKPIの支持率	83(1)	84

(1) 調査の変更に伴い過年度の数値は修正されている。

当グループの共通のDNAは、企業戦略の根幹である。それを知り実践すれば、従業員の満足度及び貢献にすぐに影響が出る。当グループは、日々の業務の中だけでなく、厳選されたトレーニングイニシアチブを通じて、企業文化を伝えている。例えば、グループ全体で実施している従業員のモチベーション向上と能力開発プログラム「認証（Certified）」では、従業員を各担当分野のエキスパートに育成することを目指している。これはまた、顧客を当グループの活動の中心に位置付け、当グループが確実に良質なサービスを提供するための雰囲気を作り出している。従業員には、認証（Certified）のための基礎モジュールに加えて、それぞれの役割や専門分野に合わせてカスタマイズされた幅広いフォローアップ・モジュールを提供している。当グループは、経営陣やチームリーダーの研修に特に力を入れ、従業員がその役割を高め、経営層がリーダーシップを発揮できるようにしている。このような研修では、当グループの全役員に適用され、行動の指針となるリーダーシップ属性に焦点を当てている。当グループはまた、将来性と成長意欲のある者を対象としたセルフ・マネジメントや学際的・国際的プロジェクトへの参加といった特別研修をはじめ、条件をみだす従業員に対して様々な自己啓発オプションを提供している。

多様性は当グループの強み

当グループには、世界中の文化及び文化的背景を持ち、幅広い経験、能力及び見識を有する人々が集結しており、ドイツの拠点だけでも179ヶ国に及ぶ人々が働いている。従業員の多様性は、当社の財産であるだけでなく、大きな強みの1つでもある。ダイバーシティ（多様性）、インクルージョン（受け入れること）及び差別しないことは、行動規範の一部として当グループ全体に定着している。当グループは、いかなる形の一切の差別をも明確に拒否する。

新規採用の際には、社内外を問わず機会均等にアプローチし、候補者の適性を判断する際にはもっぱら適格性を重視している。

ダイバーシティ・マネジメントの活動の中で当グループが特に力を入れているのが、経営層に占める女性の割合の向上である。当グループは2025年までに、当グループの中堅・上級管理職に占める女性の割合を30パーセント以上にするを目指している。当社は、特に女性の若手職員が力を付けていけるよう、中堅・上級経営層のキャリアへと繋がる次のステップに進むための様々なアプローチを用いており、これにはコーチング、メンタリング及び人的交流が含まれる。報告対象年度中、当グループは、中堅・上級管理職に占める女性の割合を23.2パーセントから25.1パーセントへと1.9パーセント・ポイント増加させた。2022年に当グループは同割合を25.9パーセントとする計画である。

当社の社内ネットワークであるRainbowNetは、LGBTQ+の従業員が自らの経験を共有する場を提供する。その目的は、性的指向や性自認に関係なく、全従業員が制約を受けずに業務に取り組めるようにする点にある。当グループは、PROUT AT WORK財団の設立メンバーとして、従業員が性的指向や性自認に関係なく個々人のキャリア目標を達成できるよう協調的で差別のない職場を提供することに取り組んでいる。

当グループは、包括的なアプローチに基づき、障がいのある人々に職務上の展望を提供している。ドイツでは、障害のある人が従業員の少なくとも5パーセントを占めるようにすることが法律で義務付けられている。ド

イツに所在する当グループの主要企業であるドイツポスト・アーゲーでは、報告対象年度に全従業員の8.0パーセントにあたる14,652名の障がいのある従業員が在籍しており、そのうち15名は研修生であった。この数字は、法定割当数を大幅に上回っている。

ドイツでは、報告対象年度中、当グループは、中等教育後の研修プログラムに合計約2,000名の枠を提供した。大卒者には、さまざまな大学院の研修プログラムを選択する機会を提供している。

当グループは、ドイツにおける人口構造の変化に対応し、高齢化に配慮した職場を確保することを目的として、55歳以上のドイツポスト・アーゲーの従業員が労働時間を短縮できる「ジェネレーション・パクト（Generations Pact）」を制定した。公務員向けの早期退職オプション（engagierter Ruhestand）も引き続き実施されている。

ドイツポスト・アーゲーのジェネレーション・パクト			
	2020年	2021年	増減(%)
労働時間口座を保有する従業員数	30,220	31,449	4.1
内、部分的退職者	5,997	6,735	12.3
労働時間口座を保有する公務員数	4,104	4,201	2.4
内、部分的退職者	1,234	1,149	-6.9

労働安全衛生

当グループは、職場における従業員の安全衛生を特に重視しており、そのためこれらを当グループの行動規範に組み込んでいる。当グループは、グループの既存の労働安全衛生方針、法的規制、業界標準を遵守している。当グループの労働安全衛生方針は、当グループのマネジメント・システム「安全第一（Safety First）」においてグループ全体で実施される7つの中核要素を定義する。このシステムは国際基準であるISO 45001に準拠し、様々な業務部も同基準に基づく外部認証を取得している。また、当グループとサプライヤーとの契約の一部として拘束力を有する「サプライヤー行動規範」では、ビジネスパートナーにも同様の高い基準の遵守を求めている。

職場の事故防止は、当グループの労働安全衛生活動の最優先事項である。最大の課題のいくつかは集配業務に内在する。悪天候、道路工事、複雑な交通事情や動物への対処等のため、従業員は注意を払い、集中し、また自分で責任を負わなければならない。最多の事故原因はスリップ、躓き及び転倒、並びに重荷物の運搬である。事故は、その原因を判定し当グループ従業員向けに継続的な安全向上策を実施するために分析される。また、当グループは定期的な業務打合せや職場点検を実施し、危険性の高い場所には従業員の注意を喚起するため標識を設置している。

これらの取り組みの成果は、20万労働時間当たりの休業災害発生率（Lost Time Injury Frequency Rate、LTIFR）に基づいて測定している。報告対象年度において、当グループは予定通り前年度水準の3.9を維持することができた。労働関連災害に伴い生じた休業は1件当たり平均18.3日であった。当グループは、パンデミックの継続的な影響下にあってもLTIFRを3.7に抑えることを2022年の意欲的な目標として掲げている。さらに当グループは、労働安全やコミュニケーションの取り組みにも着手する。当グループは2025年までこの指標を3.1以下にしたいと考えている。

労働災害統計		
--------	--	--

	2020年	2021年
休業災害発生率（LTIFR）	3.9	3.9
内、エクスプレス事業部	2.1	1.8
内、グローバル・フォワーディング/フレート事業部	0.7	0.7
内、サプライ・チェーン事業部	0.5	0.5
内、eコマース・ソリューション事業部	1.4	1.8
内、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	11.0	11.7
内、グループ・ファンクション	0.4	0.2
1事故あたりの労働損失日数	17.2	18.3
労働災害による死亡者数	5	5
内、交通事故によるもの	5	4

当グループは、健康プロジェクトや地域での取り組みを通じ、健康的な職場環境の構築と従業員のヘルシー・ライフスタイルへの意識向上を図っている。従業員とその家族に対して健康増進プログラムを提供するよう、現地の経営陣にはインセンティブが与えられている。

最高医療責任者（チーフ・メディカル・オフィサー）は、例えば職場環境下での心身疾患への対応方法や、さらにパンデミックやエビデミック状況への対処方法等の労働衛生に関するあらゆる事項について、取締役会に助言する。報告対象年度中に当グループは、グループ全体で各拠点の従業員を対象にワクチン接種と検査を進めた。ドイツだけでも約75,000件のワクチン接種が実施された。パンデミックにもかかわらず、報告対象年度における当グループのグローバルな罹患率は5.5パーセントで、前年度（5.4パーセント）とほぼ同水準であった。

当社の従業員の一部は、法定医療保険が十分でない、又は存在しない国で就業している。そのため当グループは、グループ内の従業員福利厚生プログラムを通じて、多くの国で働く従業員とその家族に対して、魅力的な条件で質の高い基礎医療保険又は補完的医療保険を提供している。100ヶ国の約25万人の従業員がこのプログラムに加入している。

ドイツポスト・アーゲーの従業員

常勤従業員相当に換算した当社の人員数は、報告日時点で165,221人（前年度：166,143人）となっている。

個別財務諸表に対する注記40を参照されたい。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

前記「第2 - 3 事業の内容」及び下記「2 事業等のリスク」を参照されたい。

そのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

2【事業等のリスク】

（1）【総合評価】

連結EBITは、2022会計年度には約80億ユーロ（最大でプラス/マイナス5パーセント）となることが見込まれる。DHL事業部については、総額で約70億ユーロ（最大でプラス/マイナス4パーセント）となる見込みである。ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部のEBITは約15億ユーロ（最大でプラス/マイナス10パーセント）と見込んでいる。グループ・ファンクションによる収益は、約4.5億ユーロの減少となる見込みである。EBITの改善の見通しと共に、増加が予測される資産に関する費用を考慮すると、EACは前年度比で僅かに減少すると予想される。フリー・キャッシュ・フロー（ヒレブランドの買収価格の支払いを除く。）は約36億ユーロ（最大でプラス/マイナス5パーセント）になることが見込まれる。

現在の事業計画においては、前年度のリスクレポートと比べ、当グループの機会及びリスクの総合的な状況における大きな変化は特定されていない。現在の評価によると、当グループの実績に対して重大な影響を与える可能性のある新しいリスクは確認されていない。当グループの早期警戒システム及び取締役会の見解によると、現在の予想期間において、継続企業として活動を行う当グループの能力に疑義を生じさせる特定可能なリスクは、個別的にも総合的にも存在しない。また、予測可能な将来においても、このようなリスクが生じる可能性は確認されていない。さらに、信用格付においては、当グループの安定的ないしポジティブなアウトルックの見積もりが反映されている。

（2）【リスク】

重要な機会及びリスクの概要

当グループは、以下に概説する重要な機会及びリスクを下記の区分で分類している。

重要な機会及びリスクの概要		
区分	機会 / リスク	重要性
企業戦略	該当なし	-
法務・コンプライアンス関連	該当なし	-
設備投資及びプロジェクト	該当なし	-
オペレーション	気候変動によるオペレーション上の制約リスク	中程度
人事	該当なし	-
情報技術（IT）	ITセキュリティ・インシデント	中程度
財務	為替による影響（機会及びリスク）	中程度
税務関連	該当なし	-
不動産	該当なし	-

市場及び顧客固有	インフレ 持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性	中程度 中程度
規制	価格設定の承認手続 炭素税 温室効果ガス排出制限	中程度 中程度 中程度
環境、災害及び疫病	COVID-19	中程度

企業戦略から生ずる機会及びリスク

過去数年にわたり、当グループは、世界において最も成長著しい地域・市場において当グループの事業活動を好位置につけることに成功した。また、当グループは、永続的かつ収益性のある事業の成功のための条件となる、能力・コストを柔軟に需要に適応させることを可能とする効率的な仕組みを全ての地域において、継続的に作り出している。当グループの戦略的な方向性としては、当グループは、組織的な成長及び顧客の便益のためのプロセスの簡素化に目を向け、物流及び書信郵便事業における当グループの中核的な能力に注力している。当グループの収益予測は、当グループの戦略的な方向性から生じる発展の機会を常に考慮に入れている。

当グループは、潜在的な戦略リスクに対抗するために早期に行動する。そうすることで、ユーザーとサプライヤー企業のポートフォリオが可能な限り広くなり、収益性の高いセクターと商品に焦点を当て、顧客と商品のパフォーマンスを定期的に確認し、厳格なコスト管理を実施し、必要に応じて割増料金を追加することができる。

エクスプレス事業部においては、当グループの将来における成功は、何よりもまず、競争環境における傾向、コスト及び配送量等の一般的な要因に依存している。当グループは、国際的な事業を引き続き成長させることを計画しており、また、配送量のさらなる増加を見込んでいる。かかる想定に基づき、当グループは、当グループのネットワーク、サービス、従業員及びDHLブランドに対して投資を行っている。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、自ら輸送サービスを提供するのではなく、航空会社、海運会社及び貨物輸送会社から関心を示す買手のために輸送サービスを購入している。最良の場合、利益を生み出すことができるほど低いレートで輸送サービスを外部委託することができる。他方で、最悪の場合のシナリオでは、価格上昇分の全てを顧客に転嫁できないというリスクにさらされることになる。この機会及びリスクの範囲は基本的に、輸送サービスの供給、需要及び価格の傾向並びに当グループの契約期間に依存する。当グループは、輸送サービスの仲介分野に関する包括的な知識を有することから、かかる機会を活用し、リスクを最小化することができている。

サプライ・チェーン事業部において、当グループの成功は、顧客の事業成績に大きく依存している。世界中の異なる分野において多種多様な商品を企業に提供していることから、当グループは、リスクのポートフォリオを分散させることができ、よって既存のリスクを緩和することができている。さらに、当グループの将来的な成功は、既存事業を継続的に改善できるか、新規事業をシームレスに統合できるか、また、当グループにとって最も重要な市場及びセグメントにおいて成長できるかに依存している。

eコマース・ソリューション事業部は、世界中の様々な国で時間指定なしの標準的な国内及び国際宅配便サービスを担当しており、主に急成長するeコマース・セクターの顧客にサービスを提供している。当グループの目標は、当グループの国際的な資源及びサービスを活用して、ラストワンマイル配達のための最も費用効率の良いネットワークに接続することのできる国境を超えたソリューション・プラットフォームを構築することにある。当グループは、全てのセクター及びセグメントにおいて収益性の高い成長を遂げることを望んでいる。当グループは、コスト圧力の上昇という基本的なリスクを緩和し、ネットワークの効率性及びコストの柔軟性を向上させるための措置を講じた。

ドイツにおける郵便及び小包事業において、当グループは、物理的なビジネスからデジタルビジネスへの構造的な変更によりもたらされた課題や、小包の量や商品メールの着実な増加と並行して発生する書信郵便の継続的

な減少という課題への対応を行っている。当グループは、サービスの提供範囲を拡大することによって、需要の変化から生じるリスクを和らげている。eコマースの急成長により、当グループは、小包事業が向こう数年間成長を続けることを期待しており、そのため、小包ネットワークを拡大している。また、当グループは、電子通信サービスの範囲を拡大し、品質を主導するリーダーとしての当グループの立場を確保し、できる限り当グループの輸送費用及び配達費用をより柔軟にしている。当グループは、市場の発展を注意深く見守り、収益の予測においてこれらを考慮している。

現時点では、当グループ又は個々の事業部について、極めて重要度の高い具体的な企業戦略的な機会又はリスクは認められない。

法務・コンプライアンスに関する機会及びリスク

国内法又は国際法、規制又は契約が遵守されない場合、法的紛争が生じたり、法的手続が開始されたりすることがある。例えば、独占禁止法や競争法や規制・法令・契約への違反等があげられる。かかる違反の調査によって、法的手続内又は裁判所外の和解において、相当の（金銭的な）制裁が課せらる。

当グループでは、コンプライアンス上の典型的なリスクについて、グループレベルと事業部レベルの両方で、グループ共通の基準の遵守状況を監視するためのコーポレート・コンプライアンス業務部を設置している。コンプライアンス業務部では、外部法規制の遵守状況や外部法規制に対応するための社内方針をモニタリングし、リスクの顕在化を未然に防止している。また、当グループは、汚職・カルテル法違反・競争法違反への対応を目的としたコンプライアンス・イニシアチブに加え、EU（欧州連合）一般データ保護規則（GDPR）の遵守等のデータ保護法の遵守を目的とした全事業部での取組みを開始している。グループ全体のコンプライアンス・イニシアチブは、国際的及び国内的な輸出規制及び禁輸規制の確実な順守を目的としている。

現時点では、具体的な法規制やコンプライアンス上の重要な機会やリスクは認められない。

設備投資とプロジェクトから生ずる機会及びリスク

当グループは、ネットワークの拡大、建物・技術設備、ITソリューション、車両・貨物業への投資を行っているが、予算逸脱のリスクがある。また、実行スケジュールからの逸脱は、当グループが提供するサービスの継続性と品質を損なう可能性がある。複雑なプロジェクトやリソースの利用可能性の欠如も、同様に予算やスケジュールからの逸脱につながるリスクがある。当グループは、事業部の地位を確固たるものとするために、常に魅力的で財務的に有利な投資選択肢を検討している。

プロジェクトの管理、プロジェクト・投資のモニタリングでは、リスクを早期に把握し、的を絞った対策を講じるために、投資・プロジェクトの現状を常に注視している。当グループでは、モニタリング対象案件の状況を定期的にグループ取締役会に報告している。また、当グループの最大のプロジェクトに関しては、定期的かつ包括的な報告書を監査役会に提供している。さらに、重要なプロジェクトについては、速やかにグループ取締役会に報告している。

現時点では、設備投資やプロジェクトの分野において、重要な機会やリスクは認められない。

オペレーションの機会及びリスク

一般に、物流サービスは、大量供給され、高い品質基準を備えた複雑な外部のオペレーションインフラを必要とする。入札、仕分け、輸送、倉庫保管、通関又は出荷に問題があれば、それが些細な問題でも、当グループの競争上の地位を著しく損なう可能性を有する。信頼と納期を一貫して担保するためには、技術的・人的なトラブルが発生しないよう、プロセスを整理する必要がある。当グループは、効率的な業務フローや仕組みの構築、フリート管理を継続的に改善することにより、潜在的なオペレーショナル・リスクに対応する。また、保険に加入し、潜在的な損失を防いでいる。

昨今の世界的なパンデミックは、外部的な要因が従業員の稼働率を低下させ、それによって当グループの業績を損なう可能性があることを明らかにした。従業員を守るための取り組みの詳細については、下記「人事から生じる機会及びリスク」及び「環境、災害及び疫病から生じる機会及びリスク」を参照のこと。

当グループのサービスを提供するため、多数の内部プロセスを調整しなければならない。これらの内部プロセスには、当グループの基本的なオペレーション・プロセスのほか、売買等のサポート機能も含まれている。当グループが、コストを削減しつつ、内部プロセスを顧客のニーズに合致するようどれだけ調整することができるかは、現在の予測からの改善の可能性と相関する。当グループの収益予測は、期待されるコスト削減効果を織り込んでいる。

今後数年で、航空輸送又は都市中心部へのアクセスに対する制限を含む、気候変動に対応するための法律により課される制限が強化される可能性がある。また、場合によっては、当グループのビジネス・モデルにも影響が及び、その結果生じるリスクは、現時点では当グループにとって重要性が中程度のリスクである。

この点において、現時点では、具体的で重要なオペレーション上のさらなる機会やリスクは認められない。

人事から生じる機会及びリスク

長期的な成功のためには、適材適所でモチベーションの高い人材を登用することが不可欠である。しかし、一部の市場では、人口変動により労働者が不足する可能性がある。

当グループの人事部は、人口構成や社会構造の変化から生じる潜在的なリスクを回避するため、従業員のモチベーションを高め、成長機会を提供し、長期的な会社への忠誠心を育てている。特に重要なのは、リーダーシップを担う役員及びチームリーダーの研修であり、この研修は当グループのすべての役員が対象とされ、行動指針となる。

当グループは、常に雇用市場の動向に目を向け、従業員と直接対話し、現職の従業員及び将来入社する見込みの従業員にとっての当グループの魅力をさらに高めていく。

従業員の慢性病や急性疾患は、従業員の健康や当グループのサービス提供能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、当グループは、労働安全衛生基準を重視している。さらに、地域のニーズに合った取組みを実施するとともに、アプリ対応型の運動プログラム、職場での任意の検診、グループ全体の従業員福利厚生プログラム等、医療イニシアチブの管理に事業部横断的に協力することで、疾病や疾病のリスクにも対処している。さらに、メンタルストレスに伴うリスクを評価する新しいシステムを用いて、メンタルヘルス分野のリスクにも取り組んでいる。

約590,000人の従業員（2021年12月31日現在の総従業員数）が220を超える国や地域に所在しており、人権の尊重は、当グループの人権に関するポリシー・ステートメントにも反映されている重要な優先事項である。人権侵害が報告された場合、当グループは、解決のために適切な措置を講じる。

当グループは、対象を絞った調和的なアプローチにより、当グループの病気の発生率に深刻な影響を与えることなく、報告対象年度におけるパンデミックの影響を制限することができ、2022年についても同様の結果となるものと予測している。

全体として、現時点では、具体的で重要な人事関連の機会やリスクは認められない。

情報技術（IT）から生ずる機会及びリスク

当グループの情報システムのセキュリティは、当グループにとって特に重要である。目標は、ITシステムの継続的運営を確保し、当グループのシステム及びデータベースに対する無権限でのアクセスを防止することである。これらの要請を満たすために、当グループは情報セキュリティ管理の国際基準であるISO 27001に基づくガイドライン、基準及び手続を策定した。さらに、ITリスクは、グループ・リスク管理、内部監査、データ保護及びコーポレート・セキュリティの各部門により、継続的に監視され、評価されている。当グループは、第三者が

当グループのシステムに不正にアクセスし、当グループのデータの可用性を危険にさらす潜在的なリスクを中程度のものと推定している。

当グループの事業プロセスを常に円滑に進めるためには、当グループの基礎的なITシステムが常時利用可能でなければならない。したがって、当グループは、システムの完全な故障が回避されるように当グループのシステムを設計した。当グループの全てのソフトウェアは、バグへの対応、セキュリティの潜在的な問題の排除、及び機能性の改善を行うため、定期的に更新されている。また、古いソフトウェア又はソフトウェアの更新から生じるリスクを管理するため、ソフトウェアの更新管理の明確な手順であるパッチ管理プロセスを導入している。

当グループは、従業員が自らの業務に必要なデータのみにアクセスすることができるよう、当グループのシステム及びデータへのアクセスを制限している。全てのシステム及びデータは、定期的にバックアップされ、重要なデータは全てのデータ・センターにおいて複製される。外注のデータ・センターに加え、当グループは、チェコ共和国、マレーシア及び米国においてセントラル・データ・センターを運営している。そのため、当グループのシステムは、地理的に分離されており、現地で複製することができる。全体として、潜在的なITセキュリティ・インシデントは、重要性が中程度のリスクである。

また、定期的な情報セキュリティ・インシデント・シミュレーションに加えて、従業員向けの定期的なトレーニングコースの開催、サイバー・ディフェンス・センターを介した全てのネットワークとITシステムの世界的な監視等、リスクを最小限に抑えるための継続的な措置を講じている。

現時点において、他に具体的なIT関連の重大な機会やリスクは認められない。

財務上の機会及びリスク

当グループは、世界企業として、為替レート、金利レート及び商品価格の変動から生じる財務上の機会及びリスク、並びに金融商品固有の一般的なリスクにさらされている。年金債務の変動も当グループの事業に影響を及ぼしている。当グループは、経営及び財務上の管理施策の実行によって、財務リスクによる財務業績の変動を減少させるよう努めている。

通貨に関する機会及びリスクは、予定された又は将来の予算に計上された外国通貨取引から生じる。予算に計上された取引により生じる重大な通貨リスクは、ネットポジションとして24ヶ月間周期で数値化される。高度の相関性を有する通貨は、ブロックで連結されている。当グループの最も重要な純剰余金は、スターリング・ポンド、日本円及びオーストラリア・ドルに加え、米国ドル・ブロックにて予算として計上されている。通貨ではチェコ・コルナのみ大きな純損失を被っている。報告日現在において、予定された外貨建取引について、重要な為替ヘッジはない。

ユーロの下落は、当グループの収益に機会を提供するものである。当グループの収益に対する主要なリスクは、ユーロの一般的な値上がりである。

当グループは現在、為替差損益の影響を、当グループにとっての機会及び重要性が中程度のリスクと評価している。

燃料価格（灯油、ディーゼル及び船舶用ディーゼル）の変動は、物流グループの商品価格に関する最大のリスクである。DHL事業部では、このリスクの大半を、経営上の方策（燃料サーチャージ）により顧客に転嫁している。

流動性管理の鍵となる要素は、中央流動性準備金である。当グループの流動性は、短期・中期的に確保される。また、当グループは、業界内で高い評価故に資本市場へのオープンなアクセスを享受しており、長期的な資本要件を確実に満たすことができる立場にあるため、現時点において、流動性の面で当グループに重大なリスクは認められない。

当グループの財政状態及び財務戦略、並びに財務リスクの管理に関する他の情報については、後記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (へ)連結財

務諸表の注記」の注記43を参照のこと。当グループの確定給付型年金制度に関連するリスクの詳細な情報については、連結財務諸表の注記37を参照のこと。

財務・管理会計プロセス及び予算プロセスからリスクが発生する可能性もあるが、当グループはこれらのプロセスを継続的にモニタリングし、リスクの顕在化を未然に防止している。現時点において、その他の重要な財務機会やリスクは認められない。

税務上の機会及びリスク

国際的な事業範囲故に、当グループは様々な税制の対象となっており、新しい税金の導入、立法の変更及び司法上の裁定から機会やリスクが生じうる。

当グループは、税務当局や税務アドバイザーとの継続的な対話を通じ、法的確実性を最大限に引き出すことで、このリスクを軽減し、当グループが知る限り、事業を展開している国々の税務コンプライアンスを満たすことができると考えている。当グループのリスク管理体制には、税務リスクを監視しできるだけ回避できるような、税務リスク管理の仕組みを組み込んでいる。

現時点では、税務上の重要な機会やリスクは認められていない。

不動産取引の機会及びリスク

ドイツポストDHLグループは、工業用不動産の世界最大の法人ユーザーの1つである。当グループの工業用不動産ポートフォリオの大部分は、リース物件で構成されている。所有権の取得は、いくつかの特に戦略的な資産に対して、追加的に実施されている。当グループの事業は、不動産のリース、購入、販売、建設又は使用から生じる機会及びリスクにより影響を受ける可能性があるため、不動産専門のグローバルチームがグループのポートフォリオを管理し、早期に機会やリスクを特定し、適切な対応が選択されるようにしている。

当グループは、主に中核事業に必要な物件を確保するため、賃貸人と早期に適切な交渉を行い、不動産市場の分析を行い、事業部の事業戦略及び事業立地計画に基づき、現在のポートフォリオを拡大又は最適化するための適切な不動産を特定している。

現時点では、不動産分野において具体的で重要な機会やリスクは認められない。

市場と顧客固有の機会及びリスク

マクロ経済及び事業分野特有の状況は、当グループの事業の成功を決定する重要な要素である。世界経済のサイクルとともに、特に重要なのは、当社とステークホルダー（顧客、サプライヤー及び競合他社を含む。）との相互作用による物流市場の進化であり、需要の変化は機会とリスクの両方をもたらす。

当グループは、顧客に選ばれる供給者として、顧客のニーズをもとに事業を展開している。顧客も同様に、各事業分野の成長に影響を与えるマクロ経済の動向にさらされている。当グループは、市場の動向を継続的にモニタリングし、事業パートナーとサプライヤーとの関係性による潜在的な財務上の影響を定期的に見直し、例えば、早期に支払不能リスクを回避することができるようにしている。このために、顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション業務部では、リスク・ダッシュボードを採用している。

当グループは、2022年に向け積極的に事業展開を進めていきたいと考えている。世界経済が徐々に回復し、eコマース分野で構造的な成長が続くにつれて、あらゆるビジネス分野で成長機会が生まれうる。パンデミックの影響で世界貿易は弱体化しているが、DHL事業部は、グローバルなマーケットリーダーとして、複雑な物流ソリューションへの需要の増加等の恩恵を受けている。

また、事業展開地域における当グループの強固な地位は、他の地域での貿易レーンの下落を補うことを可能にする。物流市場がどの程度成長するかは、多くの要因に左右される。

業務のアウトソーシング化が進んでいる。世界的なパンデミックの結果、多くの企業からサプライヤーの多様性を求める声が高まっていることもあり、サプライ・チェーンは複雑化・国際化している。しかし、複雑さが増すと、サプライ・チェーンが混乱しやすくなる。そのため、安定的かつ統合的な物流ソリューションに対するニーズが高まっており、それこそが当グループが幅広いサービスポートフォリオに基づき提供するものである。

特定の地域における景気後退や輸送量の停滞・減少の可能性を排除することはできないが、これは全ての事業の需要を減少させるものではないと考えている。例えば、今回のパンデミックで経験したように、オンライン・セールの需要が増加したため、当グループの小包事業の需要が増加している。リスクといえども、循環すればその規模や時期により当グループの事業に異なる影響を与える可能性があるため、全体的にみればリスクの影響は緩和される可能性がある。さらに、近年では、当グループのコストの柔軟性を高め、市場の需要変化に迅速に対応できるような対策を講じている。例えば、コロナウイルス対策委員会は、パンデミックによる変化に迅速かつ柔軟に対応することができ、これにより、サプライ・チェーンを損なわず、最高のサービスを提供することができた。

ドイツポストとDHLは、他の供給者や新規参入企業と競合しており、このような競争は、当グループの市場における価格やマージンの水準だけでなく、当グループの顧客基盤にも大きな影響を与える可能性がある。物流・書信郵便事業においては、品質、信頼、価格競争力こそが成功の鍵であり、当グループは、高品質のサービスを提供することで、近年のコスト削減の効果とともに、競争力を維持し、マイナスの影響を低く抑えることができています。

物流面では、市場価格の変動が当グループの収益に影響を与えている。現在のインフレの上昇は、重要性が中程度のリスクである。

当グループは、ESGロードマップに沿って、2030年までに航空貨物輸送に使用する全燃料の30パーセント以上を持続可能な資源（持続可能な航空燃料 - SAF）から調達することを目指す。よって、SAFの市場供給量が十分でない状況になり得る可能性は、重要性が中程度のリスクである。

さらに、現時点では、このリスクカテゴリーでの重要な機会やリスクは認められない。

政治、規制、法律から生じる機会及びリスク

当グループの事業は、基本的に、当グループが活動する政治的・法的環境と結びついている。安定かつ安全な国際輸送ルートは、この枠組みにおいて最も重要であり、地政学的発展から軍事的対立に及ぶ様々な事象によって大きく混乱する可能性がある。さらに、物品の国際輸送は、220以上の国及び地域の輸出入や輸送に関する規制、並びにそれらの国や地域に適用される外国取引法の対象となっている。近年、こうした法律や規制の数のみならず複雑さ（域外適用を含む。）が大幅に増している。また、管轄当局によって違反が積極的に追及されるようになり、より厳しい罰則が課されているため、グループ全体でコンプライアンス・プログラムを実施している。現行の禁輸リストで法的に要求される全ての送信者、受信者、サプライヤー及び従業員のチェックに加え、輸出制限・制裁及び禁輸を実施する目的で法的に義務付けられた出荷レビューが行われる。また、ドイツポストDHLグループは、違反の防止に努めるとともに、潜在的な制裁措置を回避又は制限するための違反調査を支援し、当局と協力している。

当グループには、規制された市場でサービスを提供していることに由来するリスクが発生している。ドイツポスト・アーゲー及びその子会社（特にポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部）が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ連邦ネットワーク庁による規制の対象となっている。ドイツ連邦ネットワーク庁は、料金の承認や見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を策定し、特別な監督権限により市場濫用と闘い、普遍的な郵便サービスの提供を保証している。一般的に、同庁によって否定的な意思決定が行われた場合、売上高及び収益の減少につながるリスクがある。

売上高及び収益リスクは、特に、個々の書信郵便の郵送料金を決定するための料金の上限設定手続きから生じる可能性がある。2022年1月1日から2024年12月31日までの期間の料金については、2021年12月10日にドイツ連邦ネットワーク庁によって暫定的に承認された。

郵便事業の消費者として、ジャーマン・クーリエ・エクスプレス・アンド・パーセル（CEP）組合並びにその他郵便事業の顧客及びプロバイダーは、2019年12月12日に付与された以前の料金設定の承認に対してケルン行政裁判所に訴訟を起こした。2021年1月4日、ケルン行政裁判所は、CEP組合が提起した訴訟により、ドイツ国内の標準、コンパクト、大型フォーマット及び超大型フォーマットの手紙の郵送料金を引き上げるドイツ連邦ネットワーク庁の決定を差し止める判決を下した。この判決は、CEP組合にのみ適用され、訴えは未だ係属中である。

CEP組合は、2016年から2018年までの期間に付与された料金設定の承認に対しても、以前（2015年12月4日）に訴訟を提起している。ドイツ連邦行政裁判所は、2020年5月27日に、CEP組合が提起した当該訴訟について判断した。裁判所が違法と判断した唯一の承認は、2016年から2018年までの間の標準的な国内郵便料金の0.70ユーロへの値上げに関するものである。この判決は、原告にのみ直接適用される。訴額は、ドイツ連邦行政裁判所により標準的な4桁のユーロ額に設定された。現在まで、原告は、2016年から2018年までの期間の郵便料金の還付請求を行っていない。

裁判所は、判決理由中で、2015年郵便料金規制法の改正規定に基づく利益率の算定方法が、委任立法の発令権限に関するドイツ郵便法の規定に適合していないため、問題となった料金設定の承認は違法であると判断した。ドイツ政府は、2021年3月に施行したドイツ郵便法の改正及びその他の改正により、ドイツ連邦行政裁判所が指摘したこの形式上の欠如を解消した。その結果、これまでの規制慣行を継続することが可能となった。

現時点では、裁判所の判決、規制枠組みの変更及び係争中の訴訟による既存の料金設定の承認又は将来の料金の上限設定手続きへの影響が、ドイツポストにとってマイナスとなる可能性は否定できず、現在の評価によれば、これは中程度のリスクである。

ドイツ連邦政府は、ドイツ郵便法を再度改正する連立協定に合意した。その目的は、社会環境基準をさらに拡充し、公正な競争を強化することにある。新たな規制枠組みの構造によっては、当社の規制対象分野に機会及びリスクが生じる可能性がある。

その他の重要な法的手続については、「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記」の注記45に記載されている。但し、いずれも、2022年の予測期間の予測から大幅に逸脱するリスクをもたらすとは考えていない。

気候変動への対応により、今後数年で規制及び法律の変更が増加する可能性がある。炭素税の引上げ又はその導入の強化は、温室効果ガス排出に対する規制強化と同様に、当グループにとって重要性が中程度のリスクである。

政治的・規制的・法的環境に関連するその他の重要な機会やリスクは認められない。

環境、災害及び疫病から生じる機会及びリスク

当グループの事業活動は、洪水や暴風等の気候変動から生じる物理リスクを含め、自然災害、疫病及び環境的要因により、プラスとマイナス双方の影響を受けうる。

2021年もまた、まさにCOVID-19のパンデミックが象徴的な1年であり、このパンデミックは、当グループに機会とリスクの両方をもたらした。当グループは、常に従業員の健康を守ることに力を注いでいる。ドイツの小包事業やエクスプレス事業が数量的に増加したことにより、当グループは大幅な増収を得たが、同時に、パンデミックを抑制するための対策は、世界経済全体と当グループ事業の今後のあり方について、経済的な制約や不確実性をもたらした。当グループは、衛生実施要項の改善、マスクの着用、リモートワークやバーチャル・ミーティングの実施等、適切な対策を講じ、ウイルスの封じ込めと現状への対応に全力で取り組んでい

る。現時点において、今後のウイルスの動向を予測することはできないため、当グループは、パンデミックが各地域の業務に与える影響を定期的に検証している。ここに記載されたリスクが今後の当グループにもたらす全体的な影響は、中程度のものと考えている。

パンデミックの影響以外には、この分野における重要な機会やリスクは認められない。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載は、前記「第2 - 3 事業の内容」と併せてお読みいただきたい。当グループの事業全体及びセグメントごとの経営成績及びキャッシュ・フローの状況については、以下に加え、後記「第6 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記42乃至42.3」を参照されたい。また、当グループの生産、受注及び販売の状況については、前記「第2 - 3 - (1)一般情報」を参照されたい。

本「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」で言及されている財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を認識するために採用されている会計方針の詳細な情報は、後記「第6 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記 - 注記7乃至8」に記載されている。

これらのうち将来の見通しに関する記述は、本書提出日現在のものである点に留意されたい。

経済状態

総合評価

2021会計年度は、国際貿易全体が再び伸びを示したことで配送量が増加した。ドイツポストDHLグループの全事業部は、売上高、収益及び利益を増加させることができ、一部では大幅に増加した。全体では、グループEBITが80億ユーロに達し、直近の予想値77億ユーロを上回った。当グループは、39億ユーロの投資によって、引き続きインフラを拡大し将来の実行可能性を高めている。41億ユーロのフリー・キャッシュ・フローは、当グループの強固な財務基盤と将来における収益性の高い成長の可能性を示している。

重要事象

パンデミック時の業績を評価し、前年度と同様に、従業員にそれぞれ300ユーロの特別賞与を支払った。総額165百万ユーロが人件費に計上された。

当グループは、その財務戦略に沿って、報告対象年度に総額10億ユーロの株式を買い戻した。

ドイツポストDHLグループは8月、J.F.ヒレブランド・グループ・アーゲーの全株式を約15億ユーロで取得する契約を締結した。この取得は、活力ある海上貨物輸送フォワーディング市場での拡大を加速させる役割を果たす。

ポートフォリオは変更なし

報告対象年度の当グループのポートフォリオに重大な変化はなかった。

連結売上高は22.5パーセント増加

2021会計年度の連結売上高は、為替の影響により301百万ユーロ減少したが、66,716百万ユーロから増加して81,747百万ユーロとなった。海外における売上高の割合は70.3パーセントから73.6パーセントに増加した。2021年第4四半期の売上高は22.4パーセント増の23,378百万ユーロであり、451百万ユーロの為替の好影響を受けた。

その他の営業収益は、196百万ユーロ増加して2,291百万ユーロとなった。

経営成績を示す特定指標					
	単位	2020年	2021年	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期
売上高 ⁽¹⁾	百万ユーロ	66,716	81,747	19,093	23,378
利息支払前税引前利益(EBIT)	百万ユーロ	4,847	7,978	1,966	2,213
売上高当期純利益率 ⁽²⁾	%	7.3	9.8	10.3	9.5
資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC)	百万ユーロ	2,199	5,186	1,310	1,488
連結当期純利益 ⁽³⁾	百万ユーロ	2,979	5,053	1,302	1,484
一株当たり利益 ⁽⁴⁾	ユーロ	2.41	4.10	1.05	1.21
一株当たり配当	ユーロ	1.35	1.80	-	-

(1) 前年度の数値は調整後のもの（連結財務諸表の注記4を参照のこと。）

(2) EBIT / 売上高

(3) 非支配株主持分を控除後

(4) 基本的一株当たり利益

材料費の増加

主にグローバル・フォワーディング/フレート事業部における輸送費の高騰により、材料費は33,704百万ユーロから43,897百万ユーロに増加し、エクスプレス事業部においては燃料費が増加した。主に従業員数の増加により、人件費は23,879百万ユーロとなり、1,645百万ユーロ増加した。一方、減価償却費、償却費及び減損損失は、62百万ユーロ減少して3,768百万ユーロとなった。過年度は、特にロックダウン措置によりサプライ・チェーン事業部で然るべき減損損失が生じた。とりわけ、当グループのグローバル・ブランド・キャンペーンなどの広告費用により、その他の営業費用が442百万ユーロ増加して4,896百万ユーロとなった。

連結EBITが64.6パーセント増加

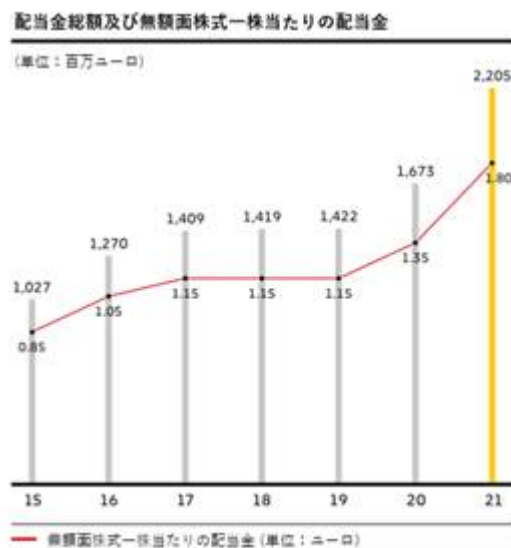
営業活動による利益（EBIT）は、報告対象年度において7,978百万ユーロとなり、前年度の数値（4,847百万ユーロ）を3,131百万ユーロも上回った。2021年度第4四半期は、1,966百万ユーロから2,213百万ユーロに増加した。金融費用純額は-676百万ユーロから-619百万ユーロと改善された。支払利息に対するプラスの影響は、長期引当金の割引率の変更によるものであった。税引前利益は7,359百万ユーロであり、3,188百万ユーロの大幅な増加となった。法人所得税は、税率が引き上げられたこともあり、941百万ユーロ増加し、1,936百万ユーロとなった。

連結純利益の大幅な改善

連結純利益は、3,176百万ユーロから5,423百万ユーロへと2021会計年度に大幅に改善した。この数値のうち、5,053百万ユーロはドイツポスト・アーゲーの株主に、また、370百万ユーロは非支配株主に帰属するものである。基本的一株当たり利益も2.41ユーロから4.10ユーロに増加し、希薄化後一株当たり利益は2.36ユーロから4.01ユーロに増加した。

一株当たり1.80ユーロの配当

当社の財務戦略として、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。2021会計年度については株主に対して一株当たり1.80ユーロの配当を支払うことを定時株主総会において決定した（前年度：1.35ユーロ）。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益に関する配当比率は43.6パーセントである。重大な一時的要因を調整した配当比率は42.9パーセントである。当グループ株式の年度末終値に基づく配当の純利回りは、3.2パーセントである。配当は2022年5月11日に支払われた。



資産に関する費用を計上後のEBIT (EAC) の著しい増加

EACは、2021年においては大きく改善し、2,199百万ユーロから5,186百万ユーロに増加した。EBITが大幅に増加した一方で、帰属する資産に関する費用は穏やかな増加にとどまった。

資産に関する費用を計上後のEBIT(EAC)			
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年	増減率（％）
EBIT	4,847	7,978	64.6
-資産に関する費用	-2,648	-2,792	-5.4
=EAC	2,199	5,186	100超

純資産ベースは、報告日時点において3,557百万ユーロ増加し、34,493百万ユーロとなった。無形固定資産及び有形固定資産は、主に貨物機の取得、並びに倉庫、仕分け装置及び保有車両への投資により増加した。純運転資本も前年度に比べて増加した。

営業引当金は前年度比で増加し、同様にその他非流動資産及び負債も増加した。

純資産ベース（連結） ⁽¹⁾			
(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2021年12月31日	増減率（％）
無形固定資産及び有形固定資産	33,673	36,996	9.9
+/- 純運転資本	-505	-162	67.9

- 営業引当金（年金及びその他同様の債務の引当金は除く。）	-2,267	-2,472	9.0
+/- その他非流動資産及び負債	35	131	100超
= 純資産ベース	30,936	34,493	11.5

(1) 資産及び負債はセグメント別報告に記載のとおりである（連結財務諸表の注記10を参照のこと。）。

財政状態

主要キャッシュ・フロー指標				
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年	2020年第4四半期	2021年第4四半期
12月31日時点での現金及び現金同等物	4,482	3,531	4,482	3,531
現金及び現金同等物の変動	1,809	-1,055	233	-444
営業活動より生じた現金純額	7,699	9,993	2,918	2,616
投資活動において使用された現金純額	-3,640	-4,824	-1,672	-2,184
財務活動において使用された現金純額	-2,250	-6,224	-1,013	-876

当グループにおける財務管理は集中型機能である

当グループの財務管理業務には、金利、通貨及び商品価格の変動のヘッジに伴う流動性の管理、当グループの資金繰りの手配、保証状及びコンフォート・レターの発行、並びに、格付機関との連絡が含まれる。ボンにある当グループ本社のコーポレート・ファイナンス部がこれらの業務を担当しており、これをボン（ドイツ）、ウエストン（米国フロリダ州）及びシンガポールの3つの地域財務センターが支えている。これらの地域センターは、当グループ本社と事業会社との中継拠点として機能し、財務管理問題について事業会社に助言し、当グループ全体の要件の遵守を徹底させている。

コーポレート・ファイナンス部の主たる役割は、当グループの財務の安定性と柔軟性を長期にわたって維持する他、財務リスクと資本コストを最小化することにある。当グループは、資本市場への自由なアクセスを確保するため、該当セクターに見合う信用格付の維持を目指している。

当グループは、2021会計年度において再度実績のある財務戦略を推進した。当該戦略は、株主の利益の他、債権者の要求も考慮しており、2022年にさらに強化される予定である。

FF0負債比率		
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年
運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フロー	8,103	10,423
+ 利息受取額	67	91
- 利息支払額	556	550
+ 年金の調整	97	102
= 償却前修正利益(FF0)	7,711	10,066
金融負債計上額	19,098	19,897
- 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	54	13
+ 年金の調整	5,826	3,777
- 余剰現金及び準現金投資 ⁽¹⁾	4,350	4,089
= 負債	20,520	19,572
FF0負債比率(%)	37.6	51.4

(1) 現金及び現金同等物、並びに一覧払いの投資資金の合計から営業に必要な現金を差し引いたものが報告されている。

償却前修正利益（FF0）は、「FF0負債比率」の計算のとおり、運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フローの数値に利息受取額を加算し、これから利息支払額を差し引いた上、年金について修正した金額をいう。金融負債並びに余剰現金及び準現金投資に加え、負債金額には、引当金により積み立てられた年金負債が含まれている。

負債が減少した一方で償却前修正利益が増加したことにより、報告対象年度における「FF0負債比率」パフォーマンス・メトリックは、前年度と比較して大幅に増加した。

主として運転資本の増減考慮前の営業活動によるキャッシュ・フローが好転したことにより、償却前修正利益は2,355百万ユーロ増加し、10,066百万ユーロとなった。

負債は、前年度比で948百万ユーロ減少し、19,572百万ユーロとなった。金融負債計上額は、主にリース負債が増えたことにより、増加した。他方で、1つの社債は、報告対象年度に750百万ユーロで償還された。年金資産が増加した一方で年金債務が減少したため、年金の調整が減少した。余剰現金及び準現金投資は、フリー・キャッシュ・フローが4,092百万ユーロであったにもかかわらず減少した。この減少は主に、配当の支払い、株式買戻プログラムにおける支払い、社債の償還及び事業運営に必要な現金の増加によるものであった。

現金及び流動性の集中管理

全世界において営業している当グループの子会社の現金及び流動性については、コーポレート財務部が集中管理している。当グループの外部売上高の約80パーセントは、現金プールで連結され、内部の流動性需要の調整に使用される。法律上の理由からこのような方法を採用できない国については、コーポレート財務部がグループ内借入れ及び外部借入れ並びに投資を集中管理する。その際、当グループでは、特定の銀行からの独立性を維持するため、バランスのとれた銀行取引方針を遵守している。外部の銀行手数料やマージンの支払を避けるため、子会社のグループ内売上高も当グループ内の銀行にプールされ管理されている（会社間決済）。支払決済は、統一指針に従い、標準化されたプロセス及びITシステムを通じて行われている。多くの当グループ会社は、当該各会社名義でドイツポスト・アーゲーの中央銀行口座を経由して支払を実行する、当グループ内のペイメント・ファクトリーに外部支払決済をプールしている。

市場リスクの限定

当グループは、市場リスクを限定するために、基本金融商品及びデリバティブ金融商品の両方を利用している。金利リスクは、スワップのみにより管理されている。通貨リスクは、先渡取引、為替スワップ及びオプションによってもヘッジされている。当グループは、商品価格の変動から生じるリスクの大部分を顧客に転嫁しており、残りのリスクの管理については、商品スワップを一定程度用いている。デリバティブ商品の利用に関するパラメーター、責任及びコントロールは、内部指針において定められている。

柔軟かつ安定した資金調達

当グループは、株式資本及び負債により、長期的資金需要をカバーしている。これは、当グループに十分な柔軟性をもたらし、かつ、当グループの財務の安定性の確保を可能にする。当グループにとって最も重要な資金源は、営業活動より生じた現金純額である。

また、当グループは、当グループに対して好ましい市況を保証し、安定した長期流動性準備金として機能する総額20億ユーロの協調与信枠を有している。この協調与信枠の期間は2025年までであり、当グループの財務指標に関する追加的なコベナントは含まれておらず、当グループの堅調な流動性の状況に鑑み、報告対象年度中、この協調与信枠は利用されなかった。

銀行取引方針の一環として、当グループは、取引量を拡大させ、取引先金融機関との長期的な関係を維持している。当グループは、与信枠の他、社債、約束手形及びリース等の独自の資金調達源により、当グループの借入必要額を満たしている。大部分の負債は、経済規模及び分業化による利益を活用するために集約されており、その結果として借入コストを最小限に抑えている。

報告対象年度において、1つの社債が償還され、償還額は750百万ユーロであった。社債に関する情報は、連結財務諸表の注記39に記載する。

当グループの信用格付の据え置き

当グループの信用状態について、フィッチ・レーティングス（フィッチ）による「BBB+」の格付け及びムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）による「A3」の格付けが維持されている。また、両方の格付機関からの安定的なアウトルックも、引き続き適用される。これらの格付けにより、当グループは、引き続き、運輸及び物流セクターにおいて良好な立場にある。以下の表は、報告日における格付けと評価因子を示したものである。格付機関による最新の分析の全て及び格付分類は、当グループのウェブサイトに掲載されている。

格付機関による格付け		
	プラス評価要因	マイナス評価要因
フィッチ 長期：BBB+ 短期：F2 アウトルック：安定的	・ バランスのとれた事業リスクの内容。 ・ eコマースにより促進された小包事業及びエクスプレス事業の成長。 ・ 期日指定国際便商品及び期日指定国内便商品の配送量の力強い増大。 ・ 堅実な信用指標が適用されており、望ましい流動性があること。	・ ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部における郵便量の構造的減少及び同事業部内での費用構造の管理における課題。 ・ DHL事業部を通じて、グローバル・マーケットの変動性及び競争にさらされるリスクがあること。
ムーディーズ 長期：A3 短期：P-2 アウトルック：安定的	・ エクスプレス事業及びロジスティックス事業におけるグローバルリーダーとしての地位、並びにドイツにおける大規模な郵便事業により支えられた、規模の大きさ及び堅実な事業構成。 ・ 連邦政府が持分を間接的に保有していること及びドイツ経済における当社のサービスの重要性のために、評価に組み込まれた下支えがあること。 ・ 堅実な財務プロファイル。 ・ eコマースの着実な成長により支えられた、良好な収益モメンタム。	・ 伝統的な書信郵便事業の構造的な衰退により国内書信郵便事業が直面する課題。 ・ 物流事業における非常に競争的で成熟したマーケット及び不安定なマーケット状況にさらされること。 ・ 資本的支出が増加し、キャッシュ・フローを妨げること。

流動性及び資金源

報告日現在、当グループは、自由に使用できる現金及び現金同等物を35億ユーロ保有していた（前年度：45億ユーロ）。一元的に利用可能な現金は、短期的に金融市場及び資本市場に対して投資されるか、既存の銀行口座に預金されている。このような一元的な短期金融投資額は、報告日現在において、合計36億ユーロに達する（前年度：39億ユーロ）。

貸借対照表で報告されている金融負債の内訳は、以下のとおりである。追加情報については、連結財務諸表の注記39を参照のこと。

金融負債		
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年
リース負債	10,459	11,805
社債	7,410	6,669
銀行に対する負債額	479	544
約束手形	150	150
純損益を通じた公正価値での金融負債	54	13
その他の金融負債	546	716
	19,098	19,897

取得資産のための資本的支出の前年度からの増加

取得した有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産に対する投資は、報告対象年度において、3,895百万ユーロであった（前年度：2,999百万ユーロ）。資産の種類別及び地域別の資本的支出の内訳については、連結財務諸表の注記10、22及び23を参照のこと。

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（通年）

	エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		eコマース・ソリューション事業部		ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部		グループ・ファンクション		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
取得資産に関連する資本的支出(単位:百万ユーロ)	1,428	1,707	104	132	351	483	141	245	590	883	385	445	0	0	2,999	3,895
リース資産に関連する資本的支出(単位:百万ユーロ)	974	1,246	207	215	973	667	143	178	14	14	448	760	0	0	2,759	3,080
合計(単位:百万ユーロ)	2,402	2,953	311	347	1,324	1,150	284	423	604	897	833	1,205	0	0	5,758	6,975
減価償却費、償却費及び減損損失(単位:百万ユーロ)	1,383	1,511	246	245	920	756	169	179	329	334	784	744	-1	-1	3,830	3,768
資本的支出合計対減価償却費、償却費及び減損損失比率	1.74	1.95	1.26	1.42	1.44	1.52	1.68	2.36	1.84	2.69	1.06	1.62	-	-	1.50	1.85

(1) 四捨五入を含む。

資本的支出並びに減価償却費、償却費及び減損損失（第4四半期）

	エクスプレス事業部		グローバル・フォワーディング/フレート事業部		サプライ・チェーン事業部		eコマース・ソリューション事業部		ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部		グループ・ファンクション		連結 ⁽¹⁾		グループ	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
取得資産に関連する資本的支出(単位:百万ユーロ)	737	758	41	37	99	166	79	138	260	403	165	136	0	0	1,381	1,638
リース資産に関連する資本的支出(単位:百万ユーロ)	259	334	74	60	289	155	39	90	2	5	151	263	0	-1	814	906
合計(単位:百万ユーロ)	996	1,092	115	97	388	321	118	228	262	408	316	399	0	-1	2,195	2,544
減価償却費、償却費及び減損損失(単位:百万ユーロ)	355	400	60	65	228	117	43	51	89	90	190	190	0	-1	965	912

資本的支出合計対減価償却費、償却費及び減損損失比率	2.81	2.73	1.92	1.49	1.70	2.74	2.74	4.47	2.94	4.53	1.66	2.10	-	-	2.27	2.79
---------------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	---	---	------	------

(1) 四捨五入を含む。

エクスプレス事業部において、投資は建物と技術機器に関わるものであった。当グループの大陸間航空機の継続的な保守と更新もまた、投資費用の追加的な重点要素である。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部において、当グループは、倉庫、IT及びオフィス・ビルに投資を行った。

サプライ・チェーン事業部において、資金の大部分は、主にアメリカ大陸及びEMEA（ヨーロッパ、中東及びアフリカ）等の全地域において、顧客の支援のための投資に使われた。

eコマース・ソリューション事業部において、投資の大部分はオランダ、チェコ共和国及び米国でのネットワーク拡大に起因するものであった。

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部において、最も大きな資本的支出は当グループのインフラ拡大に起因するものであった。報告対象年度において、資産の取得及び開発が増加した。他に重点が置かれたのはパックステーションの拡大であった。

グループ・ファンクションでは、報告対象年度における投資は、主として保有車両及びITソリューションに対するものであった。

営業活動によるキャッシュ・フローの大幅な増加

営業活動より生じた現金純額は、7,699百万ユーロから9,993百万ユーロに大幅に増加した。前年度の数値を大きく上回る7,978百万ユーロ（前年度：4,847百万ユーロ）であるEBITに基づき、全ての現金を伴わない収益及び費用は調整された。法人所得税の支払いは、569百万ユーロ増加して1,323百万ユーロとなった。運転資本の変化による現金支出は430百万ユーロとなり、前年度から26百万ユーロ増加した。

投資活動に使用した現金純額は、3,640百万ユーロから4,824百万ユーロに増加した。非流動資産の取得に支払った現金も、前年度の2,945百万ユーロから報告対象年度には3,767百万ユーロへと増加した。この大半は、当グループの車両及び航空機の継続的な拡大及び更新のためのものであった。総額950百万ユーロのマネー・マーケット・ファンドの購入により、とりわけ短期金融資産の取得に支払った現金が1,508百万ユーロとなった（前年度：933百万ユーロ）。

フリー・キャッシュ・フローは、2,535百万ユーロから4,092百万ユーロへと大幅な改善を示した。

フリー・キャッシュ・フローの算定方法				
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期
営業活動より生じた現金純額	7,699	9,993	2,918	2,616
有形固定資産及び無形固定資産の売却	122	190	38	102
有形固定資産及び無形固定資産の取得	-2,922	-3,736	-1,259	-1,456
有形固定資産及び無形固定資産の変動による現金支出	-2,800	-3,546	-1,221	-1,354
子会社及びその他業務部の処分	5	13	1	10
持分法が適用される投資及びその他投資の処分	0	1	0	1
子会社及びその他業務部の取得	0	0	0	0
持分法が適用される投資及びその他投資の取得	-13	-2	0	0
取得／売却による現金支出／収入	-8	12	1	11
リース受取債権による収入	27	143	10	122
リース受取債権による利息	0	16	0	16
リース負債の返済	-1,894	-2,051	-478	-532
リース負債に係る利息	-394	-383	-96	-100
リースからの現金支出	-2,261	-2,275	-564	-494
利息受取額（リースに係るものを除く。）	67	75	16	22
利息支払額（リースに係るものを除く。）	-162	-167	-75	-68
純利息支払額	-95	-92	-59	-46
フリー・キャッシュ・フロー	2,535	4,092	1,075	733

財務活動において使用された現金純額は6,224百万ユーロであり、前年度の数値（2,250百万ユーロ）を大きく上回った。これは主に、発行された社債により、22億ユーロの収入が生じたことに影響を受けた。一方、報告対象年度において、当グループは、750百万ユーロの社債の償還を行った。当グループの株主に対して5月に支払った配当は、251百万ユーロ増加して1,673百万ユーロとなった。特に株式買戻プログラムにより、自己株式の取得が1,115百万ユーロに増加した。

現金及び現金同等物は、2020年12月31日時点の4,482百万ユーロから、3,531百万ユーロへ減少した。

純資産

純資産に関する主要な指標			
		2020年 12月31日	2021年 12月31日
自己資本比率	(単位：%)	25.5	30.7
純負債	(単位：百万ユーロ)	12,928	12,772
純インタレスト・カバー		9.9	17.4
純ギアリング	(単位：%)	47.9	39.6

連結総資産の顕著な増加

当グループの総資産は、2021年12月31日時点で63,592百万ユーロであり、2020年12月31日時点（55,307百万ユーロ）より8,285百万ユーロ増加した。

無形固定資産は、主に、為替によるプラスの影響により、のれんが増加したため、11,658百万ユーロから12,076百万ユーロへ増加した。有形固定資産は22,007百万ユーロから24,903百万ユーロへと大幅に増加したが、これは、投資及び為替によるプラスの影響が、処分、減価償却費、償却費及び減損損失を上回ったためである。長期金融資産は、主にリース受取債権の増加により、746百万ユーロから1,190百万ユーロへと増加した。その他の非流動資産は、427百万ユーロ増加して587百万ユーロとなったが、特に数理計算上の差益が年金資産を増加させた。短期金融資産も、当グループによるマネー・マーケット・ファンドへの950百万ユーロの投資により、1,315百万ユーロから3,088百万ユーロへと劇的に増加した。売掛金は、2,698百万ユーロ増加し、11,683百万ユーロとなった。現金及び現金同等物は、951百万ユーロ減少し、3,531百万ユーロとなった。

ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する持分は、2020年12月31日時点の数値（13,777百万ユーロ）を大きく上回る19,037百万ユーロとなった。この数値は、特に年金債務の数理計算上の差益、為替の影響及び連結当期純利益により増加した一方で、配当金の支払い及び株式買戻しにより減少した。金利の上昇により、年金及びその他の債務の引当金は1,650百万ユーロ急激に減少し、4,185百万ユーロとなった。金融負債は、19,098百万ユーロから19,897百万ユーロに増加した。これは、主に、リース負債が投資により増加したためである。買掛金は、7,309百万ユーロから9,556百万ユーロへと増加した。その他の流動負債は、当グループが顧客に代わって支払った関税及び税金の増加もあって、1,003百万ユーロ増加し、6,138百万ユーロとなった。

12月31日時点の当グループの貸借対照表の構成

資産		
	2020年	2021年
無形固定資産	21%	19%
有形固定資産	40%	39%
売掛金	16%	18%
その他の資産	23%	24%
合計（百万ユーロ）	55,307	63,592
資本及び負債		
	2020年	2021年
資本	26%	31%

長期引当金及び非流動負債	43%	36%
短期引当金及び流動負債	31%	33%
合計（百万ユーロ）	55,307	63,592

純負債は12,772百万ユーロへと僅かに減少

当グループの純負債は、2020年12月31日時点の12,928百万ユーロから、2021年12月31日時点では12,772百万ユーロへと僅かに減少した。自己資本比率は、30.7パーセントであり、前年度の数値（25.5パーセント）を大きく上回った。純インタレスト・カバーは、前年度水準(9.9)から大幅に増加し、17.4となった。純ギアリングは、2021年12月31日時点で39.6パーセントとなった。

純負債		
(単位：百万ユーロ)		
		2020年 12月31日
		2021年 12月31日
長期金融負債		15,833
+	短期金融負債	2,893
=	金融負債⁽¹⁾	18,726
-	現金及び現金同等物	4,482
-	短期金融資産	1,315
-	長期金融デリバティブの正の公正価値 ⁽²⁾	1
=	金融資産	5,798
純負債		12,928
		12,772

(1) 営業金融債務を控除。
(2) 貸借対照表において、長期金融資産として認識されている。

事業部における業績

エクスプレス

ネットワーク及び大陸間航空機の強化と現代化の継続

2018年において、当グループは、大陸間航空機の強化の一貫として、ボーイング社と14機の新しいB777F航空機を購入する契約を締結した。2021年末までに、発注した全ての新しい航空機が納入され運航が開始した。当グループは、さらに2020年に8機の新しいB777貨物輸送機を発注しており、このうち4機は、2022年の納入予定である。

ヨーロッパにおける重要なハブは全て、その機能を最大限に活用している。ブレグジット及び22ユーロのVAT課税基準の撤廃による移行が問題なく行われた。パリ・シャルル・ド・ゴール空港に新たなハブが開設されたことは、重要な事象の1つである。2021年においては、2機のエアバスA321改造機及び2機のA330-300改造機が運航を開始した。また、当グループは、7機のB737-800航空機の購入も確約し、2022年に納入される予定である。さらに、当グループは、ヨーロッパ・エア・トランスポート・ライプツィヒに続く当グループ2社目のヨーロッパの航空会社として、新会社DHLエア・オーストリアを設立した。

アメリカ大陸地域での主要プロジェクトには、マイアミ国際空港のハブ及びオンタリオ国際空港のゲートウェイの拡張が含まれる。米国においては、さらに3機のボーイングB737-800改造機が運航を開始した。南アメリカ

においては、1機のボーイングB767-300改造機が導入され、マイアミからサンティアゴ・デ・チレまでの専用便が就航した。当グループは、56の新たな小売サービスポイントと700を超える小売パートナーを追加し、当グループの小売拠点を拡大している。

アジア太平洋地域において、当グループは、複数の新しい大陸間接続を増やし、好調なアジア域内貿易に対応するため、当グループの航空輸送能力を拡充している。過去に改造のため購入した3機のエアバスA330-300航空機のうち、3機目が2021年初めに運航を開始した。改造済みの残りの2機は、2022年に納入予定である。航空機を追加したことにより、香港とペナンとの間の直行便の導入が可能となった。当グループは10月、拡張したインドのベンガルール・ゲートウェイを開設した。

MEA地域（中東及びアフリカ）においても、カタール、バーレーン及びアラブ首長国連邦に新しい施設を備え、地域ごとの陸上及び航空輸送への投資を加速している。さらに、当グループは、改造のために7機のB767-300航空機を購入し、そのうち6機は2021年に運航を開始した。残りの1機の納入は2022年初めになる予定である。これらの拡大により、バーレーン、香港及びベンガルールとの間で毎日運航される便が追加された。サハラ以南のアフリカ地域では、当グループは、4機のATR72-500改造航空機を購入する確約をしており、既存の古い航空機と入れ替える意向である。

パンデミックによる当グループの事業への影響

パンデミックは、オンライン販売の成長を加速させており、当グループのネットワーク容量への需要に直接影響を及ぼした。ほぼ全ての地域において、B2B及びB2C向けeコマース部門の配送量が、予想を上回って大幅に増加した。B2Bの回復により、配送重量も大幅に増加したが、パンデミックは航空貨物輸送能力の供給に深刻な影響を及ぼした。特に旅客便が影響を受け、多くの便がキャンセルとなり、航空機は地上に待機させられた。当グループが商用便の貨物積載量を購入する能力が限定され、一部の便ではこの影響が2021年を通して継続した。増大する需要に対応し、商用便の運航が縮小又は停止となった目的地への運航を確保するために、当グループは、当グループ専用便を増やすことで、航空ネットワークの運用を調整している。

2021年、当グループは、例えばイースト・ミッドランズとマイアミ間、香港とマイアミ間、シンガポールとメルボルン間、深センとロサンゼルス間といった、複数の直行便の運航を新たに追加し、当グループの航空ネットワークを拡大した。さらに、当グループは、広州からアメリカ大陸への直行便を就航した。

国際事業の売上高は力強く成長

報告対象年度における同事業部の売上高は、26.6パーセント上昇し、24,217百万ユーロとなった。この数値には、157百万ユーロの為替によるマイナスの影響が含まれており、これらの影響を除くと、売上高は27.4パーセント増加した。この売上高は、燃油サーチャージが全ての地域で前年度より上昇したことも反映している。為替による影響及び燃油サーチャージを除外すると、売上高は22.9パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品及び期日指定国内便（TDD）商品のいずれにおいても、報告対象年度における1日当たりの売上高と配送量は増加した。

報告対象年度におけるヨーロッパ地域での売上高は前年度と比較して、25.7パーセント増加し、10,193百万ユーロとなった。この数値には、10百万ユーロの為替によるマイナスの影響が含まれているが、それを除くと、売上高は前年度比で25.8パーセントの増加であった。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は29.8パーセント増加し、1日当たりの配送量は12.4パーセント増加した。2021年度第4四半期において、1日当たりの国際的な売上高は20.1パーセント増加し、1日当たりの配送量は0.3パーセント増加した。

2021年度におけるアメリカ大陸地域での売上高は、28.9パーセント増加し、5,120百万ユーロとなった。89百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は、31.2パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品においては、1日当たりの配送量は前年度比で18.8パーセント増加し、1日当たりの売上高は38.5パーセント

増加した。2021年度第4四半期において、1日当たりの配送量は5.3パーセント改善し、1日当たりの国際的な売上高は30.3パーセント増加した。

報告対象年度におけるアジア・太平洋地域での売上高は、24.3パーセント増加し、8,871百万ユーロとなった。この売上高の数値には、13百万ユーロの為替差益が含まれており、為替による影響を除くと、売上高は24.1パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は25.1パーセント増加し、1日当たりの配送量は6.2パーセント増加した。2021年度第4四半期における変動については、1日当たりの売上高は20.9パーセント増加し、1日当たりの配送量は2.1パーセント減少した。

報告対象年度におけるMEA地域（中東及びアフリカ）での売上高は、8.3パーセント増加し、1,361百万ユーロとなった。32百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は10.8パーセント増加した。期日指定国際便（TDI）商品の1日当たりの売上高は17.4パーセント増加し、1日当たりの配送量は1.0パーセント減少した。2021年度第4四半期における変動については、1日当たりの売上高は6.1パーセント増加し、1日当たりの配送量は15.7パーセント減少した。

主要な経済指標—エクスプレス						
（単位：百万ユーロ）	2020年	2021年	増減率 （%）	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 （%）
売上高	19,135	24,217	26.6	5,599	6,856	22.5
内、ヨーロッパ	8,110	10,193	25.7	2,424	2,863	18.1
内、アメリカ大陸	3,971	5,120	28.9	1,152	1,464	27.1
内、アジア・太平洋	7,139	8,871	24.3	2,046	2,560	25.1
内、MEA(中東及びアフリカ)	1,257	1,361	8.3	348	364	4.6
内、連結 / その他	-1,342	-1,328	1.0	-371	-395	-6.5
利息支払前税引前利益(EBIT)	2,751	4,220	53.4	1,040	1,111	6.8
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ （%）	14.4	17.4	-	18.6	16.2	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,382	5,894	34.5	1,381	1,331	-3.6

⁽¹⁾ EBIT / 売上高

エクスプレス：商品別売上高						
（単位：1日当たり百万ユーロ） ⁽¹⁾	2020年	2021年	増減率 （%）	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 （%）
期日指定国際便(TDI)	57.3	73.6	28.4	68.5	83.0	21.2
期日指定国内便(TDD)	5.0	5.8	16.0	6.0	6.3	5.0

⁽¹⁾ 比較可能性の改善のため、商品の売上高は、統一為替レートで換算されたものである。また、これらの売上高は、営業日の加重計算に基づいている。

エクスプレス：商品別配送量						
（単位：1日当たり千通）	2020年	2021年	増減率 （%）	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 （%）
期日指定国際便(TDI)	1,097	1,210	10.3	1,289	1,281	-0.6
期日指定国内便(TDD)	615	645	4.9	716	671	-6.3

EBITは前年度比で大幅に増加

2021年度における同事業部のEBITは、53.4パーセント増加し、4,220百万ユーロとなった。売上高当期純利益率は、14.4パーセントから17.4パーセントに上昇した。2021年度においても特別賞与が支払われ、その額は37百

万ユーロとなった。また、2021年度第4四半期において、EBITは6.8パーセント増加し、1,111百万ユーロとなった。

グローバル・フォワーディング/フレート

主要な経済指標—グローバル・フォワーディング/フレート事業部						
(単位：百万ユーロ)	2020年 調整後 ⁽¹⁾	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2021年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	15,813	22,833	44.4	4,365	7,134	63.4
内、グローバル・フォワーディング業務部 ⁽¹⁾	11,579	18,108	56.4	3,212	5,894	83.5
内、フレート業務部	4,345	4,848	11.6	1,181	1,270	7.5
内、連結/その他	-111	-123	-10.8	-28	-30	-7.1
利息支払前税引前利益(EBIT)	592	1,303	100超	173	403	100超
売上高当期純利益率 ⁽²⁾ (%)	3.7	5.7	—	4.0	5.6	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	665	1,008	51.6	259	622	100超

⁽¹⁾ 前年度の数値は組替のため調整したもの

⁽²⁾ EBIT / 売上高

グローバル・フォワーディング：売上高						
(単位：百万ユーロ)	2020年 調整後 ⁽¹⁾	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2021年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送	6,137	8,788	43.2	1,770	2,848	60.9
海上貨物輸送	3,502	7,115	100超	949	2,456	100超
その他	1,940	2,205	13.7	493	590	19.7
合計	11,579	18,108	56.4	3,212	5,894	83.5

⁽¹⁾ 前年度の数値は組替のため調整したもの

グローバル・フォワーディング：配送量						
(単位：1,000)	2020年 調整後 ⁽¹⁾	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2021年 第4四半期	増減率 (%)
航空貨物輸送輸出(トン)	1,667	2,096	25.7	478	561	17.4
海上貨物輸送(TEU ⁽²⁾)	2,891	3,142	8.7	771	802	4.0

⁽¹⁾ 前年度の数値は組替のため調整したもの

⁽²⁾ 20フィートコンテナに相当する単位

パンデミックによる当グループの事業への影響

グローバル・フォワーディング市場は、2021年も依然としてCOVID-19のパンデミックにより多大な影響を受けた。堅調な商品需要が配送量の回復を牽引した一方で、航空及び海上貨物の両方で輸送能力不足やインフラ上の問題が生じたため、輸送料が引き上げられ、大幅に引き上げられる場合もあった。

Seabury Consultingは、世界中の航空貨物の総輸送量が2021年に18.4パーセント増加すると予測している。

海上貨物輸送市場でもまた、地域によって程度に差があるが輸送量が回復した。パンデミックの発生とスエズ運河の封鎖による船舶の輸送能力不足、港の過負荷又は港の閉鎖が輻湊を引き起こした。

航空及び海上貨物輸送と同様に、ヨーロッパの陸上輸送市場においても、2021年は通常とは異なる厳しい年であった。COVID-19によるロックダウン措置が緩和され、ワクチン接種も増えるにつれ、経済成長が回復し需要が大幅に増加したことに加えて、市場構造の大きな変化及び重要な原材料不足により、輸送能力が大幅に制限された。

売上高は増加傾向

報告対象年度における同事業部の売上高は44.4パーセント増加し、22,833百万ユーロとなった。84百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は44.9パーセント増となった。2021年度第4四半期における売上高は、7,134百万ユーロとなり、前年度の数値を63.4パーセント上回った。報告対象年度におけるグローバル・フォワーディング業務部の売上高は、56.4パーセント増の18,108百万ユーロとなった。87百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は57.1パーセント増加した。同業務部の総利益は3,366百万ユーロで、前年度の2,564百万ユーロを上回った。

航空及び海上貨物輸送の総利益の増加、海上貨物の輸送能力の不足

2021年度における航空貨物輸送の配送量は、世界的な貿易取引の回復を主たる原因として、25.7パーセント増加した。最も高い成長は、アジアと米国との間の貿易経路に起因した。航空貨物輸送の売上高は、前年度の水準を43.2パーセント上回り、総利益は18.5パーセント改善した。2021年度第4四半期における航空貨物輸送の売上高は60.9パーセント増加し、総利益は31.9パーセント増加した。

報告対象年度における海上貨物輸送の配送量は、前年度比で8.7パーセント増加した。海上貨物輸送の売上高は103.2パーセント増加し、総利益は77.5パーセント改善した。これは、貨物輸送能力の一元調達により大きく影響を受けたことによる。継続的な輸送の需給逼迫が輸送料の上昇につながった。2021年度第4四半期における海上貨物輸送の売上高は158.8パーセント、総利益は93.5パーセントと両方が大幅に改善を示した。

ヨーロッパ地上輸送事業の売上高は増加

報告対象年度におけるフレート業務部の売上高は、3百万ユーロの為替によるプラスの影響により、11.6パーセント増加し、4,848百万ユーロとなった。配送量は前年度比で7.8パーセント増加した。同業務部における総利益は、11.0パーセント増加し、1,239百万ユーロとなった。2021年度第4四半期も好調であり、売上高は前年度比で7.5パーセント増加した。

収益は前年度の数値を大幅に増加

報告対象年度の同事業部のEBITは、592百万ユーロから1,303百万ユーロへと倍以上の増加となった。EBITマージンは5.7パーセントであり、EBITは総利益の28.3パーセントとなった。2021年度第4四半期における同事業部のEBITは、403百万ユーロで、前年度同期の173百万ユーロから大幅に増加した。また、報告対象年度においても特別賞与が支払われ、その額は14百万ユーロであった。

サプライ・チェーン

主要な経済指標—サプライ・チェーン事業部						
(単位：百万ユーロ)	2020年 調整後 ⁽¹⁾	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期 調整後 ⁽¹⁾	2021年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	12,549	13,864	10.5	3,501	3,655	4.4
内、EMEA (ヨーロッパ、中東及びアフリカ)	6,104	6,596	8.1	1,689	1,806	6.9

内、アメリカ大陸	4,640	5,266	13.5	1,310	1,329	1.5
内、アジア・太平洋	1,814	2,046	12.8	505	534	5.7
内、連結／その他	-9	-44	-100未満	-3	-14	-100未満
利息支払前税引前利益(EBIT)	424	705	66.3	174	198	13.8
売上高当期純利益率 ⁽²⁾ (%)	3.4	5.1	-	5.0	5.4	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,063	1,582	48.8	699	664	-5.0

(1) 前年度の数値は組替のため調整したもの

(2) EBIT / 売上高

パンデミックによる当グループの事業への影響

COVID-19は、2021年も契約ロジスティクス市場に影響を及ぼした。一部のセクターでは、地域のロックダウン措置や経済的制限に直面し、パンデミックは、半導体チップ等の世界的な不足を引き起こした。当グループは、その柔軟性、標準化されたプロセス及び対象を絞ったデータ分析により、顧客のサプライ・チェーンを管理することができた。

報告対象年度の堅調な売上高の成長

報告対象年度における同事業部の売上高は、10.5パーセント増加し、13,864百万ユーロとなった。30百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高は前年度の数値を10.7パーセント上回った。2021年度中に計上した好調な業績は、全ての地域及びセクターにまで及び、さらにeコマース事業の成長、新規事業及び契約の更新によって支えられている。2021年度第4四半期においては、売上高は4.4パーセント増加し、3,655百万ユーロとなった。

サプライ・チェーン（2021年）：分野別売上高						
総売上高：13,864百万ユーロ						
小売	消費財	自動車	テクノロジー	ライフ・サイエンス&ヘルスケア	エンジニアリング&マニファクチャリング	その他
29%	22%	14%	13%	12%	6%	4%

サプライ・チェーン（2021年）：地域別売上高		
総売上高：13,864百万ユーロ		
ヨーロッパ／中東／アフリカ／連結	アメリカ大陸	アジア・太平洋
47%	38%	15%

1,409百万ユーロの新規事業を確保

報告対象年度において、同事業部は、5,104百万ユーロの契約配送量に相当する約1,409百万ユーロ（年間売上高）の追加の契約を締結した。小売（eコマースを含む。）、消費財分野、ライフ・サイエンス&ヘルスケア分野が、これら新規事業獲得の大半を占め、eコマースに基づくソリューションは、新規事業の28パーセントを占めた。年間契約更新率は、一貫して高水準を維持した。

業績は前年度から大幅に増加

報告対象年度の同事業部におけるEBITは、705百万ユーロに大幅に増加した（前年度：424百万ユーロ）。前年度のEBITは、ロックダウン及び合計52百万ユーロの特別賞与の支払いに起因する非経常的な減損損失により生じた62百万ユーロの特別費用の影響を受けた。特別賞与は報告対象年度にも支払われ、その額は47百万ユーロとなった。堅調な売上高増加、生産性の向上及びデジタル化への取り組みは、収益の伸びに大きく貢献した。報告対

象年度のEBITマージンは、5.1パーセントであった。2021年度第4四半期のEBITは、174百万ユーロから198百万ユーロに増加した。

eコマース・ソリューション

主要な経済指標—eコマース・ソリューション事業部						
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	4,829	5,928	22.8	1,455	1,664	14.4
内、アメリカ大陸	1,629	2,079	27.6	495	617	24.6
内、ヨーロッパ	2,618	3,140	19.9	785	855	8.9
内、アジア	593	719	21.2	182	195	7.1
内、連結 / その他	-11	-10	9.1	-7	-3	57.1
利息支払前税引前損益(EBIT)	158	417	100超	75	93	24.0
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	3.3	7.0	-	5.2	5.6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	337	654	94.1	37	99	100超

⁽¹⁾ EBIT / 売上高

パンデミックによる当グループの事業への影響

世界中で継続する従来の小売事業からeコマースへの移行に加えて、パンデミック及びパンデミック関連の要因が、2021年も引き続きインターネット・ショッピングへの流れを加速させている。全ての地域にわたり、当グループにおいては、特にB2C向けeコマース事業分野での出荷量が増加している。

全ての地域において売上高は増加

eコマース・ソリューション事業部の報告対象年度の売上高は、5,928百万ユーロで、前年度から22.8パーセント増加した。全ての地域での売上高の増加が、B2C事業における配送量の増加に起因するものであった。38百万ユーロの為替によるマイナスの影響を除くと、売上高全体で、前年度から23.5パーセント増加した。2021年度第4四半期において、同事業部の売上高は14.4パーセント増加し、1,664百万ユーロとなった。

EBITの前年度からの大幅な増加

報告対象年度における当該事業部のEBITは、417百万ユーロ（前年度：158百万ユーロ）に増加した。これは主に、B2C事業における売上高の増加及び厳格なコスト管理によるものであった。前年度においては、第2四半期に30百万ユーロの経常外の減損損失が認識され、第3四半期に10百万ユーロの特別賞与の支払いが認識された。報告対象年度においても特別賞与が支払われ、その額は11百万ユーロとなった。EBITマージンは7.0パーセントであった。2021年度第4四半期のEBITは、93百万ユーロであった（前年度：75百万ユーロ）。

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー

パンデミックによる当グループの事業への影響

継続するCOVID-19のパンデミックは、郵便配達市場において既に進行している構造変化を加速させた。報告対象年度において、文書を含む従来の書信郵便取扱量は減少し続けているが、商品の出荷量は、小売店の大部分が事業を開始したにもかかわらず増加しており、一部では大幅に増加した。

ダイアログ・マーケティング業務部の業績は好調であった。メール・オーダー小売事業における広告費は、主にパンデミックの影響により、低迷していた前年度とは対照的に増加した。

小包市場は、多くの商品区分にわたり、小売販売事業からインターネット販売への継続的な移行に牽引され、引き続き著しく成長した。

売上高が前年度の水準を超える

報告対象年度における事業部の売上高は17,445百万ユーロとなり、前年度の数値から6.0パーセント上回った。かかる増加は、特に国内の小包事業における継続的な力強い成長によるものである。2021年第4四半期の売上高は、前年度比で0.6パーセントの僅かな減少となった。

各業務部における業績

報告対象年度のメール・コミュニケーションの売上高及び配送量は、予想どおり、全体的に減少傾向が続いた。ドイツの連邦議会選挙及び州議会選挙において、郵送により投票を行った人の割合が極めて高かったことにより、この傾向はいくらか緩和された。3年間の物価安定期間を経て、規制に従い、2022年1月1日に一部の郵便商品の価格が若干引き上げられた。

ダイアログ・マーケティングの売上高及び販売量は、2021年を通じて、ロックダウンの影響により前年度の水準を下回り、特に小売事業分野において広告費が減少した。

従来の小売販売に対するパンデミック関連の規制が、年の半ばまで国内小包事業の成長を力強く牽引した。小売事業が徐々に再開した後も、下半期の配送量は高い水準を維持した。料金の値上げに支えられ、報告対象年度におけるパーセル・ジャーマニーの売上高は14.7パーセント増加した。

報告対象年度において、国内に配送された書信郵便は、ヨーロッパの輸入規制の変更に起因して、中国からの小型商品の配送量が減少したことにより大きな影響を受けた。他方、ドイツ国内に配送された小包については、年間を通じて大幅な成長を記録した。ヨーロッパ及びその他の国への小包及び郵便については、郵便の配送が僅かに減少したが、小包の配送量は再び増加した。

EBITは前年度比で大幅に向上

同事業部におけるEBITは、報告対象年度に9.7パーセント改善し、1,747百万ユーロとなった。これは主に、国内及び国際小包事業の売上高の増加及び厳格なコスト管理によるものである。他方、メール・コミュニケーションの売上高は、僅かに減少した。EBITの数値には、合計52百万ユーロの従業員への特別賞与の支払いが含まれている。前年度の数値には、51百万ユーロの特別賞与が含まれている。2021年第4四半期における同事業部のEBITは、14.5パーセント減の576百万ユーロであった。パンデミックによる売上高の前年度同期からの減少及びクリスマス・シーズンにおける高品質を確保するための材料費の増加は、EBITに影響を及ぼした。

主要な経済指標—ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー						
(単位: 百万ユーロ)	2020年	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 (%)
売上高	16,455	17,445	6.0	4,801	4,771	-0.6

内、ポスト・ジャーマニー業務部	8,030	7,995	-0.4	2,211	2,197	-0.6
内、パーセル・ジャーマニー業務部	5,915	6,785	14.7	1,839	1,840	0.1
内、国際業務部	2,397	2,570	7.2	726	714	-1.7
内、その他／連結	113	95	-15.9	25	20	-20.0
利息支払前税引前利益(EBIT)	1,592	1,747	9.7	674	576	-14.5
売上高当期純利益率 ⁽¹⁾ (%)	9.7	10.0	-	14.0	12.1	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,703	1,811	6.3	695	346	-50.2

⁽¹⁾ EBIT / 売上高

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー：売上高						
(単位：百万ユーロ)	2020年	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 (%)
ポスト・ジャーマニー	8,030	7,995	-0.4	2,211	2,197	-0.6
内、メール・コミュニケーション	5,525	5,473	-0.9	1,519	1,478	-2.7
内、ダイアログ・マーケティング	1,804	1,811	0.4	507	530	4.5
内、その他／連結(ポスト・ジャーマニー)	701	711	1.4	185	189	2.2
パーセル・ジャーマニー	5,915	6,785	14.7	1,839	1,840	0.1

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー：配送量						
(単位：百万通)	2020年	2021年	増減率 (%)	2020年 第4四半期	2021年 第4四半期	増減率 (%)
ポスト・ジャーマニー	14,260	14,216	-0.3	3,889	3,942	1.4
内、メール・コミュニケーション	6,420	6,314	-1.7	1,753	1,687	-3.8
内、ダイアログ・マーケティング	6,827	6,928	1.5	1,870	1,992	6.5
パーセル・ジャーマニー	1,614	1,818	12.6	498	488	-2.0

4【経営上の重要な契約等】

2021年8月、取締役会は、J.F. ヒレブランド・グループ・アーゲー及びその子会社の全株式を約15億ユーロで取得する契約を締結した。

5【研究開発活動】

サービス提供者であるドイツポストDHLグループは、狭義の意味での研究開発には取り組んでいないため、これに関連して報告すべき重要な経費は存在しない。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

本項目に関する詳しい内容については、前記「第3-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「取得資産のための資本的支出の前年度からの増加」を参照。

2【主要な設備の状況】

(1)【不動産及び恒久的施設】

不動産の大部分は、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー(P&P)事業部に関連しており、ドイツ国内における当該部門の配達インフラのためのものである。また、郵便・小包センターは、全て自動化されているため、これらの設備で働く従業員はそれほど多くないといえる。

以下の表は、2021年12月31日現在の最重要不動産の所有状況の概要を示している。

	グループ	P&P	エクスプレス	ロジスティック ス部門 ⁽¹⁾	その他 ⁽²⁾
敷地面積 (所有) ・合計(m ²)	12,210,000	6,900,000	1,960,000	3,180,000	170,000
グループ所有不動産					
事業所数	580	365	55	100	60
・建物数	1,160	885	55	160	60
・使用可能 純面積(m ²)	3,840,000	2,450,000	340,000	1,010,000	40,000
賃借不動産					
・賃貸借契約数	28,530	19,950	3,650	3,930	1,000
・使用可能 純面積(m ²)	30,610,000	4,680,000	6,750,000	18,690,000	490,000

⁽¹⁾ サプライ・チェーン、グローバル・フォワーディング/フレート、eコマース・ソリューション

⁽²⁾ 本部、空ビル、第三者支店、コーポレート・センター、国際事業サービス

2020年12月31日現在の当グループの不動産の簿価総額は、約33億ユーロ（IFRS第16号適用の効果による土地建物の使用权を含めると115億ユーロ）であった。当グループの所有不動産の大半は、ドイツ国内に所在し、総不動産の約65パーセントを占める。

当グループの小包及び郵便サービスのための最重要不動産は、各々について約10箇所の配達拠点がある、36箇所の小包センター、及び、合計3,500箇所の配達支援地点を有する、82箇所の郵便物センターである。今日までの間に、使用可能総面積8.5百万平方メートル、6,200件の営業用不動産（そのうちいくつかは都心に位置している。）が売却された。

（２）【支店】

一般郵便サービス規則に従って定められたインフラストラクチャー命令に基づき、当グループは、2007年12月31日までの間に、ドイツ国内において、少なくとも12,000箇所の恒久的郵便施設の運営を行わなければならなかった。これらの施設は、営業日の需要に対応できるように運営されなければならない。さらに、2,000人を超える居住者が存在する地域には、少なくとも1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。2004年、当グループは人口2,000人を超える隣接する各居住地域について、郵便施設を1箇所設置することを約束した。4,000人を超える居住者がいる地域及び中心機能を有する地域では、その隣接居住地域において、郵便顧客に対し最大2キロメートル以内に1箇所の郵便支局の提供が保証されなければならない。当グループはまた、4,000人を超える居住者のいる隣接居住地域について、顧客の2キロメートル以内に1箇所の郵便支局を設置することを約束した。また、各地方部においては、80平方キロメートル以内に1箇所の郵便施設の設置が必要とされる。

ドイツポストは、法律上の責務が終了したにもかかわらず未だに包括的な一般郵便サービスを提供するドイツで唯一の郵便会社である。

1990年以来、当グループは、大幅に支店数を減らし、とりわけ小規模及び中規模支店においては事業の大半を第三者提携企業に譲渡してきた。提携企業により運営されている支店は、例えば、デパート、小売店及び文房具店に設置されている施設である。以下に記載する概況は、1990年以降の支店網の展開を示すものである。

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 ⁽¹⁾
小売店舗（支店、小包取扱店及び販売拠点）	29,000	17,000	13,700	13,000	20,000	20,000	20,000	27,500	29,000	27,600	27,100
支店数 ⁽¹⁾	29,000	17,000	13,700	13,000	14,000	13,000	13,000	13,000	13,200	13,200	13,000
グループ支店 ⁽¹⁾	29,000	14,000	5,600	5,700	1,100	600	600	600	600	600	600
第三者支店（提携先支店） ⁽¹⁾	-	3,000	8,100	7,300	12,900	12,400	12,400	12,400	12,600	12,600	12,400
DHL小包取扱店	0	0	0	0	0	0	0	10,000	12,000	11,000	11,000
販売拠点 ⁽¹⁾	0	0	0	0	6,000	7,000	7,000	4,500	3,800	3,400	3,100
1支店当たりの週間平均営業時間（時間／週）	18	30	41	42	45	46	47	47	47	47	47
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年						
小売店舗（支店、小包取扱店及び販売拠点）	27,000	27,000	27,000	25,500	25,500						
支店数 ⁽¹⁾	13,200	13,000	13,000	13,000	13,000						
グループ支店 ⁽¹⁾	800	900	900	800	700						
第三者支店（提携先支店） ⁽¹⁾	12,400	12,200	12,100	12,200	12,300						
DHL小包取扱店	11,000	11,000	10,500	10,500	10,500						
販売拠点 ⁽¹⁾	2,800	2,500	2,300	2,000	2,000						
1支店当たりの週間平均営業時間（時間／週）	47	54	55	55	55						

⁽¹⁾ 各年末の情報

ポストバンクは、最も販売量の多い支店850箇所を取得している。その大部分は、いわゆるポストバンク・ファイナンス・センターである。また、2005年12月31日、オーナー運営に係る1,172箇所の支店はドイツポスト・アーゲーに譲渡され、850箇所はドイツポスト・リテールGmbH (Deutsche Post Retail GmbH) の所有にとどまる形で、ドイツポスト・リテールGmbHの支店網が分割されている。ドイツポスト・リテールGmbHの株式は、2006年1月1日付でポストバンクに譲渡された。既存の協力関係に基づき、ポストバンクは、2010年7月1日より、277箇所のドイツポストの小売店舗を引き継いだ。その結果、現在、ポストバンクは、1,100箇所のポストバンク・ファイナンス・センターを独自に運営している。全ての支店において、引続き郵便サービスが提供されている。

支店網に係る総合的な事業上の責任を統括するため、サービス部門がドイツポスト・アーゲーに設置され、当該部門は、約800箇所の郵便サービス支店の直接運営及びその他2箇所の支店の管理を行う。同部はまた、外部提携業者運営に係る12,200箇所超の支店、約11,000箇所のDHL小包取扱店及び約2,500箇所の販売拠点の調整も行う。

成長を続けるオンライン小売/eコマースの傾向はドイツにおいて、小包事業のブームにつながっており、これに関連して、ドイツポストDHLは、小包サービスにおける顧客との近接性及びアクセスの容易性の双方をさらに発展させることを決定した。このため、2013年半ばには、DHL小包取扱店が急速に発展し、小売店や販売拠点を含む、既存の販売店に加わった。2014年末までに、約12,000店が開店した。料金別納の小荷物や小包に加え、返却品も、DHL小包取扱店に持ち込んで、発送することができる。また、小包に貼る発送ラベルや、小荷物用パッケージ、はがき、手紙及び書留郵便の販売も行っている。

DHL小包取扱店及び販売拠点も、提携業者が運営している。販売拠点は、小包や書留郵便の切手や郵便料金のみを取り扱っている。販売拠点は、支店ではないので、書簡や小包の集荷は行っていない。

最大の支店は、ポストバンク・ファイナンス・センターである。これらの支店において、顧客は、ポストバンク金融サービスに係る個別の販売コンサルタント及び当グループの伝統的なサービスやポストバンクのサービスを提供する複数のオープン・サービスカウンターを利用することができる。さらに、ドイツポストは、従来の郵便サービス及びポストバンクの顧客に対するサービス全般も提供する2箇所の支店を運営している。提携業者運営支店が提供する商品及びサービスは、基本的な郵便サービス並びにしばしば金融商品及びサービスに限られる。

当グループは、約900箇所のポスト・サービス支店において、基本的な郵便商品及び郵便サービスを提供している。ポスト・サービスはグループ支店であり、小売店内に設置され、当グループ子会社によって少人数の人員で運営されている。

支店は当グループ内において共同利用されており、郵便、小包、エクスプレス及びしばしば金融サービス(ポストバンク)のサービスを提供している。2010年10月より、ポストバンクは、もはやドイツポストDHLグループの一員ではなくなっている。そのため、ポストバンクが保有する約865箇所の支店は、現在、提携先運営支店として数えられている。多くの提携先運営店舗は、伝統的なサービスに加え、事務用消耗品や文房具のみならず携帯電話のプリペイドカードやe-Value商品、新規の長距離用バスサービスであるポストバスのチケットを含む他の商品やサービスも提供している。

このように、ドイツポストDHLは、合計で27,000を超える固定販売店舗を運営するに至っており、ドイツにおいてはこの種業界内で最も幅広いネットワークを有しているといっても過言ではない。

3【設備の新設、除却等の計画】

資本的支出は総額約42億ユーロへ

当グループの戦略目標、及び予想されるより高い水準でのさらなる成長を支えるため、2022年の資本的支出（リースを除く。）は、例年と同様の重点で、約42億ユーロに増額する予定である。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2021年12月31日現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
1,437,677,050	1,239,059,409 ⁽¹⁾	198,617,641 ⁽²⁾

(1) 発行済株式は全て普通株式である。

(2) 2021年12月31日現在の授権資本・条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）に関し、連結財務諸表の注記33.2を参照のこと。

発行済株式資本金は1,239,059,409ユーロである。これは、一株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,239,059,409株で構成され、全て払込み済である。

2021年12月31日現在の授権資本／条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

	百万ユーロ	目的
2021年授権資本	130	現金／現物出資による株式資本の増加（2026年5月5日まで）
2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）	75	オプション／転換権の発行（2018年5月7日まで）
2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/1	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行（2020年10月8日まで）
2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/1	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行（2023年8月26日まで）
2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）/2	40	オプション／転換権の発行（2023年8月26日まで）

2021年授権資本

取締役会は、監査役会の同意を条件に、2026年5月5日までの期間、現金払込み及び／又は現物出資と引き換えに、130百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を最大130百万ユーロ増加させる権限を付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告期間において、当該権限は行使されなかった。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び／又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの2017年／2025年転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付で最大75百万ユーロまで増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2017年／2025年転換社債の詳細

(2021年12月31日現在)

転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の数(株)	最大17,967,641 ⁽¹⁾
転換社債に付された転換権の行使により発行される予定の株式の種類	普通株式
転換社債の発行日	2017年12月13日
転換権行使により発行する株式の発行価格(一株当たりの転換価格)(ユーロ)	55.6556 ⁽²⁾
転換権行使により発行する株式の資本組入額総額(ユーロ)	最大17,967,641 ⁽¹⁾
条件付行使期間 ⁽³⁾	2018年1月23日から2020年12月12日まで
行使期間	2020年12月13日から2025年6月16日まで ⁽⁴⁾

(1) 現在の転換比率に基づく。

(2) 転換価格は、(a)増資又は減資若しくは株式分割、(b)年間配当額が所定の閾値を超え若しくは下回ったこと、及び(c)会社支配権の変動等により、適宜調整される。

(3) 転換社債の要項に規定されている所定の条件（会社支配権の変動、債務不履行等）の下でのみ行使される。

(4) 償還期日（2025年6月30日）の各10営業日前。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）／1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）／1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。最大で12百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 2

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大40百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、40百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

自己株式を取得する権限

2021年5月6日付の定時株主総会決議により、当社は、2026年5月5日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限を付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会の決議において言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計5パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。

株式買戻プログラム

株式買戻プログラムが終了した2021年10月時点において、17.7百万株が、総額10億ユーロ（一株当たりの平均価格：56.53ユーロ）で取得された。

2021会計年度において、2020年トランシェ、及び2016年トランシェに基づくマッチング株式に係る支払い分を決済するために、さらに自己株式が取得され、役員に対して発行された。2.6百万株が、総額118百万ユーロ（一株当たりの平均価格：44.96ユーロ）で取得された。

2020年PSPトランシェを決済するため、関連する役員に対して合計2.5百万株の自己株式が発行された。

2021年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは15,247,431株の自己株式を保有している（前年度：0株）。

【発行済株式】

(2021年12月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	摘要
記名式無額面株式	普通株式	1,239,059,409 ⁽¹⁾	フランクフルト証券取引所 シュトゥットガルト証券取引所 ミュンヘン証券取引所 ハノーヴァー証券取引所 デュッセルドルフ証券取引所 ベルリン・プレーメン証券取引所 ハンブルグ証券取引所 クセトラ(Xetra)	該当なし
計	-	1,239,059,409 ⁽¹⁾	-	-

⁽¹⁾ 2004年10月以降、全株式につき取引可能となった。

（２）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

（３）【発行済株式総数及び資本金の推移】

(2021年12月31日現在)

年月日	発行済株式数(株)		資本金(ユーロ)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
2016年12月31日現在	28,162,196	1,240,915,883	28,162,196	1,240,915,883	様々な社債権者が転換 オプションを行使した ことによる増資 ⁽¹⁾
2017年12月31日現在	-12,208,338	1,228,707,545	-12,208,338	1,228,707,545	株式買戻プログラムに よる27.3百万株の減資 及び様々な社債権者が 転換オプションを行使 したことによる増資
2018年12月31日現在	7,799,214	1,236,506,759	7,799,214	1,236,506,759	社債権者による転換オ プションの行使及びパ フォーマンス・シェ ア・プランの2014年ト ランシェに基づく権利 の処理による増資 ⁽²⁾
2019年12月31日現在	0	1,236,506,759	0	1,236,506,759	-
2020年12月31日現在	2,252,650	1,239,059,409	2,552,650	1,239,059,409	パフォーマンス・シェ ア・プランの2016年ト ランシェに基づく権利 の処理による増資 ⁽³⁾
2021年12月31日現在	0	1,239,059,409	0	1,239,059,409	-

⁽¹⁾ 2016会計年度において、授権資本は使用されなかった。授権資本は、240百万ユーロであったところ、現在は236百万ユーロとなっている。2017年4月28日付定時株主総会において、当該授権資本を、現行のドイツポスト・アーゲー定款第5条第2項の160百万ユーロの2017年授権資本に置き換えることが決議された。

⁽²⁾ 2018年第3四半期にパフォーマンス・シェア・プランの2014年ランシェに基づく権利が処理され、ドイツポスト・アーゲーは、2018年9月に、役員に対して、2014年条件付資本から新たに2.4百万株を発行した。

⁽³⁾ 2020年第3四半期にパフォーマンス・シェア・プランの2016年ランシェに基づく権利が処理され、ドイツポスト・アーゲーは、2020年9月に、役員に対して、2014年条件付資本から新たに2.55百万株を発行した。

(4)【所有者別状況】

(2021年12月31日現在)

区分	株主数	総株主数に対する割合(%)	株式数(株)	発行済株式数に対する割合(%)
政府及び政府機関	1	0.00	253,861,436	20.49
法人	8,005	1.52	819,631,740	66.15
その他個人	520,102	98.48	165,566,233	13.36
計	528,108	100	1,239,059,409	100

(5)【大株主の状況】

(2021年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百万株) ⁽¹⁾	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) ⁽¹⁾
ドイツ復興金融公庫(KfW バンケングルッペ)	ドイツ連邦共和国、60325フランクフルト・アム・マイン、パルメンガルテンシュトラッセ 5-9	253.9	20.49
ブラックロック Inc.	グローバル	70.6	5.71
ザ・ヴァンガード・グループ Inc.	米国	32.8	2.65
DWSインベストメント GmbH	ドイツ	28.9	2.34
デカ・インベストメント GmbH	ドイツ	28.2	2.28
ノルゲ銀行インベストメント・マネジメント(ノルウェー)	ノルウェー	24.5	1.98
RBCグローバル・アセット・マネジメント(UK) Ltd.	英国	16.8	1.36
アムンディ・アセット・マネジメント SAS	フランス	15.6	1.27
フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー LLC	米国	13.4	1.08
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(US)	米国	11.8	0.95
アーティザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ	米国	11.4	0.92
計	-	507.9	41.03

(1) これらは、ドイツポストDHLの内部調査に基づく計数である。計数は四捨五入されているため、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

2【配当政策】

当社の財務戦略として、純利益の40パーセントから60パーセントを配当として支払うという原則がある。このため、2022年5月6日開催の定時株主総会において、2021会計年度については株主に対して一株当たり1.80ユーロ(前年度: 1.35ユーロ)の配当を支払うことが決定された。ドイツポスト・アーゲーの株主に帰属する連結純利益に関する配当比率は、43.6パーセントとなる。重要な一時的な要因を調整した配当比率は、42.9パーセントとなる。当グループ株式の年度末終値に基づく配当純利回りは3.2パーセントとなる。配当は、2022年5月11日に実施された。

当社の株主は、ある会計年度に関し、配当金を支払うか否か、そして支払う場合にはその金額及び時期について決議する。かかる決議は、当社の取締役会及び監査役会の提案に基づき、当該配当金の支払の対象となる年度

の直後の当社の定時株主総会で採択される。配当は、ドイツ法の規定に基づき、株主総会の開催日の3営業日後に株主に対して分配される。

配当金は、取締役会により作成され、かつ、監査役会により承認された当社の年次個別財務諸表に計上された年間純利益に基づいてのみ決議され、支払うことが可能である。配当可能な金額の決定にあたっては、年間純利益につき、前年度からの繰越損益及び準備金の取崩し額又は準備金への組入額を計上する調整を行わなければならない。法律により一定の準備金の積み立てが義務付けられていることから、かかる準備金は、年間純利益の計算にあたり控除されなければならない。

将来の配当金の支払は、当社の利益、財政状態、並びに、流動性要件、今後の見通し及び課税や諸規制を初めとするその他の法的考慮要素により左右される。当社の配当金支払能力は、ドイツ商法上の一般会計原則に従い作成される当社の年次個別財務諸表に基づいて決定される。当社の財政方針は、原則として、純利益の40パーセントか60パーセントを配当に充てるというものである。配当金の支払は、一般に源泉課税の対象とされる。ドイツの源泉徴収税についてのより詳細な情報は、「第1-3 課税上の取扱い」を参照のこと。

3【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

以下の記述は、参照されている規程及び報告書に加えて、当社のウェブサイトで閲覧可能な2021会計年度の当社及び当グループの年次コーポレート・ガバナンス・ステートメントに基づくものである。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードへの適合宣言

ドイツポスト・アーゲーは報告対象年度においてもまた、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの提言及び勧告を遵守した。取締役会及び監査役会は、今後もこれを遵守し続ける。ただし例外的に、個別判断により、取締役が任期終盤の一定月間中に他企業の監査役会会長に就任することは可能である。2021年12月、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は以下の適合宣言を出した。

「取締役会及び監査役会は、2020年12月に適合宣言を発表して以降、2020年3月20日付で連邦官報において公表された2019年12月16日改正版のドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの全ての勧告を遵守していること、及びコードに基づく全ての勧告を今後も遵守する意向であることをここに宣言する。勧告C.5については、取締役がその任期末までの12から15ヶ月の残任期間中に上場企業の監査役会会長に就任する場合には、これを適用しない。」

取締役が長期間の在任を経て退任する場合は特に、同人が離職する前に余裕をもってその交代が周知される。取締役の任期が正式に終了する前に、他企業の監査役会会長への就任が内定する場合もある。監査役会は、経験豊かな取締役が任期の終盤で監査役会会長に任命されるのは順当なことであると考えており、個別判断によりこれを認めていく意向である。

現在の適合宣言、直近5年の年次コーポレート・ガバナンス・ステートメント及び適合宣言は、当社のウェブサイト上で閲覧可能である。

コーポレート・ガバナンスの原理及び共有価値

当グループの取引関係及び活動は、適用される法令、倫理基準及び国際的なガイドラインを遵守した信頼できる取引慣行に依拠しており、このことが当グループの企業戦略の一部を形成している。同様に、当グループはサプライヤーに対してもこのような行動を要求している。当グループの株主、従業員及びその他の利害関係人が当グループをサプライヤー、雇用主又は投資対象として選定するか否かもまた、当グループが優れたコーポレート・ガバナンス基準を適用するという要求にますます依拠することになるが、当グループは、それらの者との関係を奨励している。

行動規範は、グループ全体の方針及び規制の枠組みとして、当社にしっかりと定着し、全ての事業部及び全ての地域にわたり適用されている。同規範は、国際連合（国連）のグローバル・コンパクトに定める原則を考慮し、世界人権宣言に基づいたものである。この規範は、賄賂防止に関する適用ある規制及び合意を含む、一般に認められている法的基準と一致している。当グループは、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」及び「OECD多国籍企業行動指針」を遵守している。長年にわたる国連のパートナーとして、当グループは、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」も支援している。

行動規範はさらに、多様性の意味を定義している。多様性と互いの尊重は当グループ内における良好な協力関係の構築、ひいては経済的な成功に資する中核的な価値の一部である。当グループの従業員の採用と専門的能力の開発の重要な基準は、彼らのスキルと適格性である。取締役会及び監査役会の役員は、当グループの多様性戦略を、特に、女性管理職の人数を増加させることに焦点を当ててサポートしている。

郵便及び物流分野のサービス・プロバイダーとしての専門知識を社会及び環境のために活用することは、当グループの事業遂行の一環であり、当グループは従業員に対して個人的な関与を促している。

ビジネスパートナー、株主及び一般の人々との対話が、確実に誠実かつ法律の範囲内で行われるようにすることは、当グループの評判を維持する上で不可欠であり、当グループの持続的な事業成功の根幹をなすものでもある。当グループのコンプライアンス・マネジメント・システム（CMS）は、汚職や反競争的行為の防止に焦点を当てている。コンプライアンス監査や報告された違反行為から得られた知見は、CMSを継続的に改善及び改良するためにも活用されている。

取締役会と監査役会の協力、報酬、定年

当社は、ドイツ株式会社法の適用を受け、取締役会及び監査役会という二重構造の役員会を具備している。

取締役は、当社の経営について責任を負う。取締役会の手続規程は、取締役会の内部体制、管理及び代表並びに取締役個人間の協力の方針について定めている。取締役は、取締役会全体で特に重要な決定及び結論を下す場合を除き、独立して担当部門を管理する。取締役会は、個々の担当部門の利益よりも会社全体の利益を優先し、その責任範囲内での重要な進展について取締役会全体に報告することが求められている。

最高経営責任者は、取締役会の業務を遂行し、取締役の担当部門の活動を会社全体の目標や計画と整合させ、会社の方針が確実に実行されるようにする。意思決定の過程において、取締役は、個人の利益のために行動してはならず、かつ自らの便益のために、当グループの事業の機会を利用してはならない。いかなる利益相反も遅滞無く監査役会会長及び取締役会会長に開示しなければならず、他の取締役にも通知しなければならない。

監査役会は、取締役会に対して任命、助言及び監督を行う。監査役会は、取締役の報酬制度を定時株主総会に提案し、また、取締役会の長期的な後継者育成計画について取締役会と共同で責任を負う。

当社取締役の現報酬制度は、2021年5月の定時株主総会に先立ち、株式会社法の新たな規定、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの新たな規制及び投資家との協議を踏まえて採択され、定時株主総会で投票数の93.39パーセントの賛成をもって過半数で承認された。

取締役は当グループ以外の上場会社の監査役会であってはならず、また同等の監査機能を発揮してはならない。最高経営責任者のDr. フランク・アペルは、フレゼニウス・マネージメント SEの監査役を務めている。また同氏は、ドイツ・テレコム AGの監査役会会長でもある（2022年4月7日から）。

取締役の定年は、監査役会により、原則として65歳に達する年とされている。監査役会は、監査役の選出に向けた指名においては、監査役が72歳に達した後に開催される定時株主総会の終了時までにはその任期が終了するという留意すべきという形で監査役の定年を定めた。監査役は、原則として3期を超えて在任しないものとする。

取締役に対する会社役員賠償責任保険は、ドイツ株式会社法（AktG）により設定された免責範囲を設けている。

監査役会の内部体制を規律する原則、承認を要する取締役会の取引一覧及び監査役会の業務は、手続規程により規律される。監査役の互選により選出された会長は、監査役会の業務を調整し、公に監査役会を代表する。監査役会は、取締役との関係で会社を代表する。監査役は、定時株主総会より1年につき70,000ユーロの固定報酬を受け取っており、この金額が最後に増額されたのは2014年であった。その後、業務時間及び業務量の面で監査役会に求める役割が増加していることや、類似企業の報酬の動向を反映し、2022年5月6日の定時株主総会において、この基本報酬は年100,000ユーロに引き上げられた。先例に倣い、報酬の増額は監査役会会長が100パーセント、副会長が50パーセント、委員会の委員長が100パーセント及び委員が50パーセントとする。取締役及び監査役の報酬報告書の内容は監査済みであり、かかる報告書は当社ウェブサイトで閲覧することができる。当社と監査役の間には、監査役会業務に関する契約及び従業員代表との雇用契約を除き、契約はない。

監査役会は、少なくとも各半期に2回開催され、少なくとも1回は取締役会の同席なしで開催される。短期間で意思決定する必要がある場合や特定の問題について議論の必要が生じた場合にはいつでも、臨時監査役会が開催される。監査役会は、監査役会報告書に記載のとおり、2021会計年度においては、5回の本会議及び21回の委員会会議を行い、非公開の会議を1回行ったが、パンデミック関連の規制により、その一部は電話会議で行われ

た。監査役は当年中、本会議及び在籍する委員会の会議の全てに例外なく出席した。出席率は100パーセントで、監査役会報告書にその内訳が記載されている。

取締役会と監査役会は、当グループの戦略、事業部の目標及び戦略、財務状況並びに当社及び当グループの業績、重要な事業取引、買収及び投資の進捗、コンプライアンス及びコンプライアンス管理、リスク・エクスポージャー及びリスク管理並びに全ての重要なビジネス上の計画及び関連する実施における問題に関して、定期的に議論を行っている。

取締役会は、全ての重要な問題について、速やかに、かつ、全面的に監査役会に対して報告を行っている。監査役会会長及び最高経営責任者は、進行中の問題について密接に連絡を取り合っている。財務・監査委員会の委員長は、財務担当取締役と重要事項について会合の場に限り定期的に協議している。

監査役会による意思決定は、株主代表及び従業員代表の各会議並びに関係する委員会において事前に準備がなされる。監査役会の各本会議においては、委員会の業務及び決定についての詳細な報告がなされる。監査役は、個人として、任務遂行のために必要な訓練及び専門的育成を確実に受ける責任がある。また、その過程で当社から適切な支援を受ける。その支援の中心となる要素が「取締役の日」である。6月の取締役の日はドイツポストDHLグループの税務状況及び社内外のコミュニケーションのテーマを取り上げ、また9月の回はサプライ・チェーン法、金融市場公正性強化法及びその他の企業統治分野の最新動向を扱った。

取締役会の後継者育成計画

取締役の任命計画は、主に執行委員会の権限下で継続的に進められる手続である。欠員が見込まれる場合、執行委員会は、取締役会の構成員として充足されるべき経験や資格の特定の要件を考慮して個別面談にふさわしい候補者を選定し、候補者リストを吟味したうえで監査役会に提出する。

候補者には通常、各自の担当分野のテーマについて監査役会でプレゼンテーションを行う機会が与えられる。これにより監査役会は、当グループ内で活かせる能力や才能をしっかりと把握することができる。新たに取締役を任命する場合、監査役会は、取締役の様々な人柄やスキルが取締役会を補完し、取締役会の構成ができる限り多様なものになるように万全を期している。業界経験や出身国の多様性のみならず、性（ジェンダー）の多様性も重要な選考基準の1つである。取締役の当初任期は通常3年である。

監査役会における株主代表の独立性

全ての監査役は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードにおける意味において独立している。そのため、株主側監査役に占める独立監査役の割合を60パーセント以上とする目標は超過達成されている。

当社の最大の株主であるドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）は現在、当社の株式の20.49パーセントを保有しており、それゆえに当社の支配権を有しているわけではない。したがって、Dr.ヨエルグ・クーキーズ及びDr.ギュンター・ブロイニヒは独立している。Dr.ギュンター・ブロイニヒの後任監査役としての選任が提案されているシュテファン・B・ヴィンテルスについても同様である。

監査役在任が12年を超えるDr.シュテファン・ショルトの任期は、同氏の独立性に影響するものではなく、また前述の最長3期の枠組みにも収まっている。独立性を判断するにあたっては、任期の長さを考慮に入れつつ、当該監査役の人柄や職責といった大局的な観点も加味しなければならず、長めの在任期間とその他の事情との兼ね合いを見て結論を出す場合もある。監査役会による大局的観点の考慮においては、Dr.ショルトの財務専門家としての、特に財務・監査委員会の委員長としての専門的手腕に異論の余地がなく、同氏が取締役会とオープンに議論しその言説を批判的に検証する点が決め手となった。

ローレンス・ローゼンの当社取締役の任務は、2016年9月30日に終了しており、よって同氏の独立性に影響を与えない。むしろ、当社や事業運営に関する知見により、同氏は批判的な助言者として取締役会を支援し、監査役会の監視業務を十全に遂行することができる。

監査役は、72歳を超えて、監査役となることはできない。また、監査役は、当グループの主要な競合他社の管理機関の役職に就いたり、それらの競合他社にコンサルティングサービスを提供したり、それらの競合他社と個人的な関係を維持したりすることはできない。

監査役会による助言及び監視の有効性

監査役会は、その職務がどの程度有効に遂行されているかについて、年1回のレビューを実施している。当該レビューは、取締役会の関与がない監査役会で、少なくとも3年に1回のアンケートに基づき行われる。個々の監査役による提案も、その年の間に取り上げられ実施される。報告対象年度には、監査役会は9月の会議で業務の効率性をレビューし、その監督及び助言義務が効率的かつ有効に履行されていると結論づけた。監査役会内及び取締役との信頼に基づく建設的な協力体制により、職務を適切かつ専門的な方法で遂行することが可能となっている。

監査役会の構成（スキルプロファイル）に関する目標

監査役会の構成は、法律要件（特にドイツ株式会社法（AktG）第100条および第107条）のほか、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード（DCGK）の勧告C.6に従っている。監査役会は、サステナビリティに関する課題について適切な助言を追加的に担うに当たり、構成に関する目標を直近の2021年12月に改定した。全般的に、監査役会はその構成に関して以下の目標を設定しており、これには監査役会が確保したいスキルプロファイルも反映されている。

1. 監査役会が定時株主総会に監査役候補者を提案する際には、監査役会は当社の利益のためにのみ行動しなければならない。この要請のもと、監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのC.6に定義される独立株主代表グループの割合が最低でも監査役会の60パーセントとなり、監査役会の女性の割合が、最低でも30パーセントになることを目標にしている。
2. 監査役会が監査役候補者を定時株主総会に提案する場合、その出身、学歴又は職歴により国際的な知識及び経験が備わっている候補者を検討することとする。
3. 監査役会は、取締役会に対する将来の問題についての適切な助言者として一体的に機能すべきである。監査役会の意見では、この助言には特にデジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティに関する課題も含まれる。
4. 監査役会は、全体として、会計や財務書類の監査の分野において十分な専門性を有していなければならず、この専門性には、会計の分野における国際的な発展に関する知識も含まれている。加えて、監査役会の各構成員の独立性の確保により、会計プロセスの廉潔性が保証され、会計監査人の独立性が確保される。
5. 監査役に影響を及ぼす利益相反は、取締役会に対して独立した助言及び監督を行うための障害となる。監査役会は、法律に従い、かつドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードを十分に考慮して、各案件ベースの潜在的な又は顕在化した利益相反の取扱方法について決定する。
6. 監査役選任に関する提案は、監査役会が採択し、監査役会の手続規程に記載されている年齢制限に従い、監査役が72歳になった後に開催される定時株主総会の終了時までには確実に任期が終了するようにしなければならない。原則として、監査役は3回を超えて任期を務めるべきではないとされている。

現在の監査役会においてはこれらの目標が達成され、スキルプロファイルが網羅されている。監査役会は、2021年の定時株主総会での監査役選出に関する提案においてその目標とスキルプロファイルを考慮し、また、今年の定時株主総会に提出される監査役選出に関する提案においても考慮した。

取締役会及び監査役会委員会

事業検討会議は、各事業部の経営陣代表が出席して四半期ごとに開催され、うち1回は取締役全員、その他の3回は最高経営責任者及び最高財務責任者が出席する。さらに、最高経営責任者、最高財務責任者及び経営陣代表出席のもと、各事業部間を横断する検討会議が四半期ごとに開催される。

同検討会議では、各事業部の戦略的イニシアチブ、運営上の議題及び予算状況についての検討がされる。さらに、取締役会の全ての部会に取締役会委員会が設置され、ここで各部会の基本的な戦略的方向性及び重要テーマについて意思決定が行われる。最終的に、投資、不動産及びM&Aの計画については、担当の取締役会部会が、所定の意思決定・承認プロセスを用いて一定の基準値内で決定を下す。

監査役会委員会の構成員は、本会議で行われる決議の準備を行い、法律、当社定款、及び監査役会の手続規程によって与えられた任務を遂行する。

執行委員会は、取締役の選任、委任契約（報酬を含む。）の締結、取締役報酬制度、変動報酬目標の設定、目標達成度に基づく変動報酬の設定及び取締役報酬の適切性のレビューに関して、本会議で決議するための準備を行う。また、執行委員会は、取締役会の長期的な後継者育成計画にも定期的に注力する。

財務・監査委員会は、当社の帳簿を見直し、当社の会計処理、並びに内部統制システム、リスク管理システム及び内部監査システムの有効性のみならず、年次財務諸表の監査、とりわけ監査の質及び会計監査人の独立性について監督する。財務・監査委員会は、監査役会が定時株主総会に提出する会計監査法人の選出に関する提案の準備を行い、選出プロセスを実施する責任を負う。さらに、財務・監査委員会は、財務報告以外の点についての監査を行う。監査以外の職務を行う会計監査人と契約を締結する場合は、財務・監査委員会がその契約を承認しなければならない。財務・監査委員会は、コーポレート・コンプライアンスを検証し、半期及び四半期財務報告書が公表される前に、取締役会と共に当該報告書について議論する。財務・監査委員会は、独自の評価に基づき、監査役会に年次の連結財務書類の承認を提案する。必要に応じて、財務・監査委員会は、当社と関連当事者との間の重要な取引について、必要とされる監査役会の承認を決定する責任も負う。

前述のとおり、財務・監査委員会の委員長であるDr. シュテファン・ショルトは、株式会社法第100条第5項及び第107条第4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.4において定義されている独立した会計・財務諸表監査の専門家である。Dr. シュテファン・ショルトのほか、シモーネ・メンネ（財務・監査委員を兼任）とローレンス・ローゼンも、独立した会計・財務諸表監査分野の専門知識の保有者である。

監査の間に生じた直ちに治癒不可能な会計監査人の独立性の排除又は阻害の潜在的要因が、監査役会会長及び財務・監査委員会委員長に遅滞なく通知されるべきことについて、会計監査人との間で合意が整った。加えて、会計監査人は監査役会に監査の過程での重要な発見及び事象を全て遅滞なく通知しなければならないことについても合意した。さらに、会計監査人は、財務諸表の監査の過程で、取締役会及び監査役会によって法令遵守宣言が発されるに至る事実が不正確であることを発見した場合は監査役会に通知しなければならない。財務・監査委員会の委員長と会計監査人は、会議やその他の機会において定期的に情報交換を行う。財務・監査委員会は、財務諸表監査の質を定期的に検証している。財務諸表の承認審査会合に備えて開かれる財務・監査委員会の会合、並びに個別及び連結財務諸表を承認する全体会合の両会合において、監査役は財務諸表監査の内容及びプロセスを精査する。

戦略委員会の職務は、2021年12月の監査役会決議により、サステナビリティ関連のテーマ（環境、社会、ガバナンス - ESG）への定常的な取組みを加える形で拡張された。同委員会は「戦略・サステナビリティ委員会」に改称された。ESG課題への対応に加え、戦略・サステナビリティ委員会は、監査役会における戦略協議の準備を行い、戦略の実施並びに企業全体及び個々の事業部の競争力に関する定期的な議論も行う。加えて、監査役会の承認を必要とする企業買収及び売却の準備を行う。報告対象年度では、J.F.ヒレブランド・グループの株式会社の買収でこうした準備が行われた。

指名委員会は、定時株主総会における監査役への選出のために、監査役会の株主代表に対して、株主から候補者を推薦する。

人事委員会は、当グループの人的資源の指針について議論する。

調停委員会は、ドイツ共同決定法に基づき、割り当てられた任務を遂行する。調停委員会は、監査役会の構成員の3分の2以上の多数による賛成が得られない場合には、取締役の選任について監査役会に対して提言を行う。調停委員会は、過年度においては、会議が開催されていない。

2021会計年度における監査役会及び監査役会委員会の職務に関する詳細は、監査役会報告書に記載されている。監査役及びその兼務状況並びに取締役及びその兼務状況については、後記「(2) 役員の状況」を参照のこと。取締役の経歴書、適格性情報、および現行任期に関する情報は、当社ウェブサイトでも公開されている。また、監査役会の株主代表監査役の経歴書のほか、専門職、監査役会在任期間及び現行任期の期間に関する情報も同ウェブサイトに掲載されている。

監査役会の委員会

執行委員会	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
イングリッド・デルテンル	
トーマス・ヘルト	
トルシュテン・キューン	
ヨエルグ・クーキーズ	
人事委員会	
アンドレア・コシス	委員長
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード	副委員長
イングリッド・デルテンル	
マリオ・ヤクバシュ（2021年9月15日から）	
トーマス・コチェルニク（2021年8月31日まで）	
財務・監査委員会	
Dr. シュテファン・ショルト（ドイツ株式会社法（AktG）第100条第5項及び第107条4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.4に定義される独立した会計・財務諸表監査分野の専門家）	委員長
ステファン・タウチャー	副委員長
トーマス・コチェルニク（2021年8月31日まで）	
Dr. ヨエルグ・クーキーズ	
シモーネ・メンネ（ドイツ株式会社法（AktG）第100条第5項及び第107条4項、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのD.4に定義される独立した会計・財務諸表監査分野の専門家）	

ユフス・オズデミル（2021年9月15日から）	
シュテファニー・ヴェケッセル	
戦略・サステナビリティ委員会	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
Dr. ギュンター・ブロイニヒ	
トーマス・ヘルト（2021年9月15日まで）	
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー	
トーマス・コチェルニク（2021年8月31日まで）	
ステファン・タウチャー	
指名委員会	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード	委員長
イングリッド・デルテンル	
Dr. ヨエルグ・クーキーズ	
調停委員会（ドイツ共同決定法第27(3)条に基づく）	
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード	委員長
アンドレア・コシス	副委員長
Dr. ハインリッヒ・ヒージンガー	
トルシュテン・キューン	

(2) 【役員の状況】

役員の男女別人数及び割合は以下のとおりである。

(報告書提出日現在)

役員	人数	割合
男性	19	67.86%
女性	9	32.14%

(イ) 取締役会

当社の現在の取締役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職又は管理業務	任期
Dr. フランク・アペル 1961年7月29日生	最高経営責任者 (2008年2月から2023年5月4日) 国際事業サービス事業部 (2017年1月1日から2022年6月30日まで)	2002年11月から 2023年5月まで
ケン・アレン 1955年8月8日生	eコマース・ソリューション事業部 (2019年1月1日から2022年7月31日まで) * * eコマース・ソリューション事業部は2022年8月1日にパブロ・チャーノが引き継ぐ。	2009年2月から 2022年7月まで
オスカー・デ・ボック 1967年4月26日生	サプライ・チェーン事業部 (2019年10月1日から)	2019年10月から 2027年9月まで
メラニー・クライス 1971年3月20日生	財務部	2014年10月から 2027年5月まで
Dr. トビアス・メイヤー 1975年9月30日生	ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部 (2019年4月1日から2022年7月30日まで) * 国際事業サービス部 (2022年7月1日から) 最高経営責任者 (2023年5月4日から) * ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部は2022年7月1日にニコラ・ハグレイトナーが引き継ぐ。	2019年4月から 2027年3月まで
Dr. トーマス・オギルヴィー 1976年11月3日生	人事部	2017年9月から 2025年8月まで
ジョン・ピアソン 1963年1月24日生	エクスプレス事業部 (2019年1月1日から)	2019年1月から 2026年12月まで
ティム・シャルルヴァート 1965年8月15日生	グローバル・フォワーディング/フレート事業部	2017年6月から 2025年5月まで

(ロ) 監査役会

当社の現在の監査役は、次の表のとおりである。

(報告書提出日現在)

氏名及び生年月日	役職	主たる職業
株主代表監査役		
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード (2018年4月24日から会長) 1956年7月28日生	監査役会会長	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー (ミュンヘン再保険) の元取締役会 会長
Dr. ギュンター・プロイニヒ (2018年3月17日から2022年5月6日 まで) 1955年10月10日生	監査役	ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケングルッペ) の元取締 役会会長 (2021年11月1日から)
Dr. マリオ・ダーバーコウ (2018年4月24日から) 1969年6月25日生	監査役	フォルクスワーゲン・フィナンシャル・サービス・アー ゲーの取締役
イングリッド・デルテンル 1960年8月25日生	監査役	様々な企業の取締役、及び、欧州放送連合の元会長
Dr. ハインリッヒ・ヒーシガー (2019年5月15日から) 1960年5月25日生	監査役	様々な企業の監査役、ティッセンクルップ AGの元取締 役会会長
Prof. ルイーゼ・ホルジャー (2022年3月30日から) 1971年7月21日生	監査役	連邦首相府事務次官 (2021年12月9日から)
Dr. ヨエルグ・クーキーズ (2020年4月16日から2022年3月9日 まで) 1968年2月21日生	監査役	連邦財務省事務次官
シモーネ・メンネ 1960年10月7日生	監査役	様々な企業の監査役、バーリンガー・インゲルハイム GmbHの元取締役
ローレンス・ローゼン (2020年8月27日から) 1957年12月8日生	監査役	様々な企業の監査役、ドイツポスト・アーゲーの元取締 役
Dr. シュテファン・ショルト 1960年4月9日生	監査役	フラポート AGの取締役会会長
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント 1969年6月4日生	監査役	SMSグルー プGmbHの取締役 (2018年4月1日から)
シュテファン・B・ヴィンテルス (2022年5月6日から) 1966年11月17日生	監査役	ドイツ復興金融公庫 (KfW バンケングルッペ) の取締役 会会長
従業員代表監査役		
アンドレア・コシス 1965年9月16日生	監査役会副会長	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並び に、郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロ ジスティックス事業部の責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー 1961年1月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの当グループ及び当社執行代表 委員会委員長
ガブリエーレ・ギェルツァウ (2018 年4月24日から) 1958年7月17日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのハンブルク業務支店の労働評 議会議長
トーマス・ヘルト (2018年4月24日 から) 1969年4月30日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの中央労働評議会議長
マリオ・ヤクバシュ (2018年4月24 日から) 1961年9月11日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのグルー プ労働評議会議長 (2021年9月1日から)

トルシュテン・キューン（2020年8月28日から） 1971年11月6日生	監査役	統一サービス産業労働組合の管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー 1968年7月6日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーの中央労働評議会副議長
ユフス・オズデミル（2021年9月9日から） 1983年3月21日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのグループ労働評議会副議長及び中央労働評議会副議長
ステファン・タウチャー 1961年11月24日生	監査役	統一サービス産業労働組合の管理組織の郵便事業、フォーワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業部の賃金・公務員・社会政策の責任者
シュテファニー・ヴェケッセル 1965年11月12日生	監査役	ドイツポスト・アーゲーのアウグスブルグ業務支店の労働評議会副議長

（八）役員の報酬等

2021会計年度について取締役及び監査役に適用された報酬は、以下のとおりである。以下に加え、後記「第6 経理の状況 - 1 - (1) - (ヘ)連結財務諸表の注記」の注記46、注記47.2及び注記47.3、並びに「第6 経理の状況 - 1 - (2) - (ハ)ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記」の注記54を参照されたい。

報酬報告書は、2021会計年度において、ドイツポスト・アーゲーの現取締役、現監査役、元取締役及び元監査役に付与された報酬に関する詳細な個人別の情報を提供する。当該報告書は、ドイツ株式会社法（AktG）の要件に準拠して、取締役会及び監査役会により共同で作成された。2021年定時株主総会で承認された報酬体系及び監査役について採択された報酬に関して報酬報告書に含まれるもの以外の情報は、当社のウェブサイトで閲覧可能である。ドイツ株式会社法第162条(3)に定める法的要件に加えて、報酬報告書は、独立監査人による監査の対象であり、株主の承認を得るために、2022年5月6日の定時株主総会に提出された。

以下の「取締役会の報酬体系の原理」から「報酬水準の決定」までの項は、報酬体系からの抜粋に過ぎず、総合的な情報は当社のウェブサイトで閲覧可能である。

取締役会の報酬体系の原理

取締役会の報酬体系は、企業戦略の実施の成功と当グループの持続可能な発展のためのインセンティブを提供し、主に株主のための長期的な価値創造を目指している。また、その報酬体系は、ドイツ株式会社法（AktG）の要件、並びにドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの勧告及び提言に従っている。

さらに、監査役会は、最適な取締役候補者を引き付け、維持するために、競争力のある市場基準に即した報酬の設定を目標としている。

報酬体系を策定する際、監査役会は、可能な限り、取締役の下位に位置する役員の報酬体系との調整を行い、同様の業績インセンティブを提供することを確実に行う。よって、監査役会は、報酬体系と報酬水準の決定にあたり、以下の指針を考慮する。

取締役報酬の決定原則
報酬体系は、企業戦略の実施に大きく寄与すること。
報酬構造は、当グループの長期的かつ持続可能な発展の支援を目的とすること。
業績基準は、営業目標に加えて、主に戦略目標に基づいていること。
厳しい目標を設定することで、優れた業績に対して適切な報酬を付与し、目標が達成できなかった場合には報酬を減額すること（業績に対する報酬）を確実に行うこと。

報酬体系は、株主、従業員及びその他の利害関係人の利益を考慮すること。
監査役会は、取締役会と役員との間の目標の一貫性を確保すること。
報酬は、取締役の任務及び業績、並びに当社の状況を適切に反映し、他社と比較しても標準的であること。

取締役会の報酬体系の決定、実施及び見直しの手続

監査役会は、取締役の報酬を決定し、基礎となる報酬体系を定める。このプロセスは、報酬体系の適切な設計を監督し、監査役会の決定の準備を行う執行委員会が支援する。必要な場合には、監査役会は、外部コンサルタントを採用し、選定した全てのコンサルタントの独立性を確保する。法律により、取締役の報酬体系の決定、見直し及び実施に関する責任を監査役が負っているため、当初から利益相反が回避され、また過去において個々の監査役の利益相反は生じていない。今後利益相反が生じた場合、監査役は、監査役会の会長に当該利益相反について遅滞なく開示することが義務付けられている。その場合、当該監査役は、監査役会又は各委員会において、関連する議題の決議に参加しないものとする。

報酬体系の見直し

執行委員会は、監査役会による定期的な報酬体系の見直しの準備を行い、必要な場合には、監査役会に対して変更を助言する。報酬体系は、重要な変更が行われる場合（但し、少なくとも4年に一度）、承認を得るために定時株主総会に提出される。定時株主総会に提出された報酬体系が承認されなかった場合、見直しを行い、決議を行うため、遅くとも次回の定時株主総会までに見直し後の報酬体系が提出される。

報酬水準の決定

監査役会は、報酬体系に基づき、全取締役について具体的な目標と報酬限度額を設定する。5年契約においては、契約開始から3年後に報酬が見直される。報酬水準の設定に際し、監査役会は取締役の適切な報酬の提供に重点を置く。この基準には、当社の経済的状況、成果や将来の見通し、及び市場環境を加味した報酬の慣習（水平的適切性）、並びに当社において適用される報酬構造（垂直的適切性）に加え、取締役個人の任務、実績及び経験が含まれる。

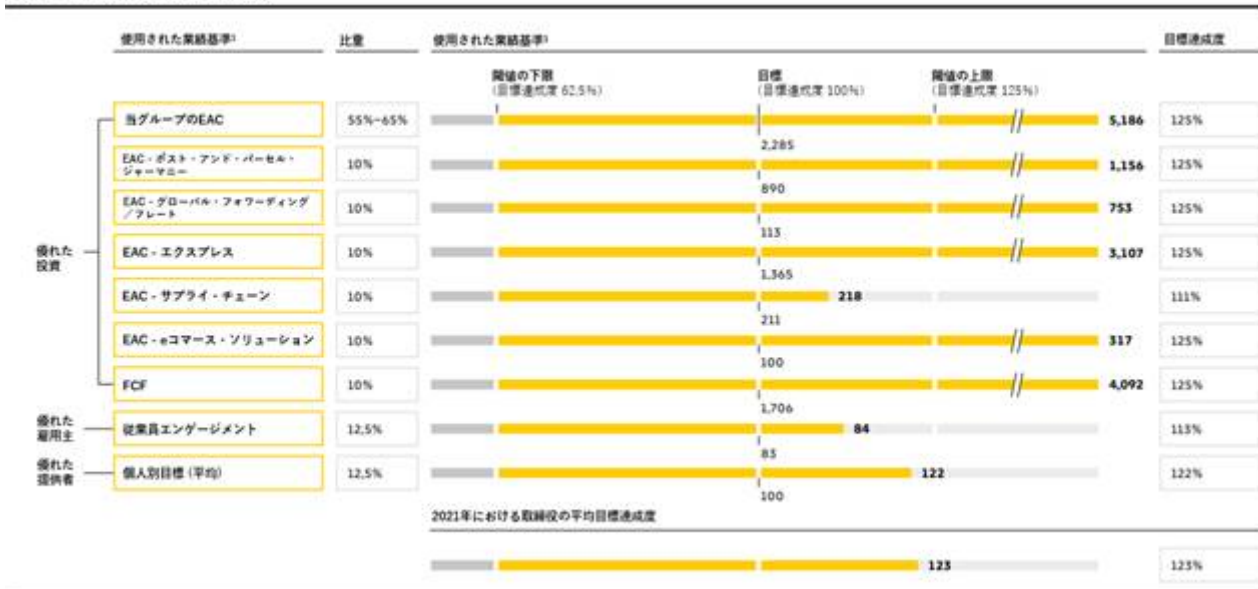
水平的適切性を評価するために、同業他社グループとしてDAX構成銘柄が用いられる。主要指標となる売上高、従業員数及び時価総額に基づくドイツポストの市場地位を考慮し、同業他社グループ内での順位が決定される。垂直的適切性という点で、監査役会は、上級管理職及びドイツにおける当社の労働者の報酬との関係を、時間とともに変化することも含めて考慮する。監査役会は、上級管理職を、当社が指定した管理職のレベルBからDにおける最高位の管理職と定義する。残りの労働者は、その他の役員並びに代表的な報酬グループが考慮される労働協約の対象者及び非対象者で構成されている。

2021年の報酬の概要

報酬体系を策定する際、監査役会は、企業戦略及び当グループの持続可能な発展の実現に対するインセンティブを提供し、主に株主のための長期的な価値創造を目的とする原則に従う。よって、取締役の目標達成度は、2021会計年度の好調な当社の事業と株式の実績に基づいている。

2021会計年度の年間賞与については、取締役全体の目標達成度は、121.9パーセントと123.4パーセントの間であり、取締役個人の目標達成度は、112.5パーセントと125パーセントの間であった。2019会計年度に繰り延べられた年間賞与部分の支払いに関連する目標も達成された。同様に、2017年に付与され売却禁止期間が2021会計年度に終了した長期報酬の業績目標も全て達成された。以下の各表は、変動報酬の構成要素別に作成されており、2021会計年度に取締役会が達成した目標の基本的な概観を示している。

2021年年間賞与：目標達成度の概要



¹ 財務目標（百万ユーロ）、従業員エンゲージメント（承認の割合(%)）。EAC：資産に関する費用を計上後のEBIT（のれんの減損計上前ののれんに係る資産に関する費用を含む。）

2019年中期部分の目標達成度

2019年	2020年	2021年	2022年春
年間賞与	繰延		目標達成度／支払額の決定
	基準 1 ¹ ：2021年のEAC > 2019年のEAC		5,186 > 1,513
	基準 2 ¹ ：2020年のEAC + 2021年のEAC > 0		2,212 ² + 5,186 > 0

¹ EAC (百万ユーロ) ² 2,535百万ユーロ（ストリートスクーターを除く。）

2017年SARトランシェの目標達成度



報酬の構成要素の概観

取締役会の報酬は、以下の要素で構成されている。

報酬の構成要素

構成要素	目的	設計
固定報酬		
基本給与	・取締役の経験と専門性に基づいて、戦略を立案及び実践できる者を起用する。それと同時に、独立性を有しリスクに対応できる責任ある当社の経営者を育成する。	・固定額で契約上合意された年間報酬を、通常12回に等分し毎月支払われる。
特別給付		・主に社用車（該当する場合は運転手を含む。）の個人利用、ドイツ社会保険法に基づく規定及び給付の類似の適用における健康保険及び介護保険手当、並びに二重家計が生じる場合の給付。
年金契約	・退職後の十分な収入を確保する。	・基本給与の35パーセントの年間拠出。 ・利率：iBoxx Corporate AA10+ Annual Yieldレート（但し、2.25パーセント以上）に従い、2020年中までに付与された年金拠出。 ・2021年現在付与された年金拠出：ドイツ年金制度に基づくドイツポストの年金資産総額に係る加重年間利率（但し、1パーセント以上）。
変動報酬		

年間賞与及び 中期部分(繰延)	・取締役会の全体的な責任及び取締役個人の業績を考慮し収益性のある成長を確保する。 ・年次の事業上の優先事項の実現に注力させるために、取締役にインセンティブを提供する。 ・付加的な業績基準に従う繰延要素は、取締役会報酬を、より当社の長期的な業績に焦点を当てたものにする。	・目標額：各基本給与の80パーセント ・支払い：翌年に50パーセント、更に2年（持続性管理期間）後に50パーセント（中期部分）（但し、資産に関する費用同等額を持続性管理期間の終了時に稼得した場合のみ）。 ・繰延はマルス引当金として設計される。 ・2021年まで： - 財務的な業績目標によるものが75パーセント、非財務的な業績目標によるものが25パーセント。 - 上限：各基本給与の100パーセント ・2022年以降： - 財務的な業績目標によるものが70パーセント、ESG目標によるものが30パーセント。 - 例外的な進展があった場合は20パーセントを上限として加減される。 - 上限：例外的な進展があった場合に各基本給与の120パーセント。
長期部分 - 長期 インセンティブ 制度(LTIP)	・企業価値の持続可能な向上を促進し、株主の利益と取締役の利益を合致させる。	・制度の種類：株式評価益権 ・付与額：基本給与の100パーセント ・個人的投資：基本給与の10パーセント。取締役は、当社の株式に対して個人的に投資を行わなければならない。インサイダー取引に関する法律に基づく要件を考慮すると、例外として現金の形態を取ることとも可能である。2021年、取締役全員が株式への個人的投資を実行した。 ・株価に基づく業績目標は以下のとおりである。 - 株価の絶対的上昇 - ストックス欧州600指数に対する相対的な業績 ・最高額(上限)：基本給与の4倍（最高経営責任者は基本給与の2.5倍） ・行使可否：4年後の業績目標の達成度による。 ・現金による支払い：各行使日に応じ、付与から5年後又は6年後。

全ての取締役役に適用されるその他の契約条件は、以下のとおりである。

その他の契約条件	
構成要素	詳細
最大報酬総額の上限	・変動報酬の構成要素に対する個々の上限に加えて、全体の上限が存在し、これは1年の目標報酬から生じる報酬を制限する（目標報酬の上限：2017年のガバナンス・コードに従って付与される報酬の上限）。2022年より、1会計年度に帰属する支払いにも上限が設定される。 ・平取締役に関する上限：5.15百万ユーロ（2020年中までの目標報酬の上限：特別給付を除き5百万ユーロ）、最高経営責任者に関する上限：8.15百万ユーロ（2020年中までの目標報酬の上限：特別給付を除き8百万ユーロ）
変動報酬に関連するマルス及びクローバック規定	・株式評価益権（SAR）は、例外的な進展が生じた場合、監査役会が支払額を制限することができることを条件として付与される。 ・2022年より、監査役会は、例外的な進展が生じた場合、20パーセントを上限として年間賞与を加減することができる。 ・目標達成により生じる年間賞与の50パーセントは中期部分に移転され、2年間の持続性管理期間に服する。当該中期部分は、EAC持続可能性目標が持続性管理期間中に達成されなかった場合、留保される。 ・付与されたSARは、4年間の売却禁止期間中に絶対的又は相対的業績目標が達成されなかった場合、その範囲内でクローバックされ、代替措置なく消滅する。 ・法定の制限期間内であれば、法定のクローバック規則が重ねて適用される。
株式保有	・長期インセンティブ制度（LTIP）の目標は株価に基づくため、株主の利益に密接にかつ直接沿うものになっている。これにより、利益の一致が確保される。 ・トランシェごとの潜在的収益：基本給与の2.5倍（最高経営責任者）又は4倍（取締役）。この効果は複数年にわたって累積される。 ・各取締役は、LTIトランシェごとに、主に当社株式の形態により、年間基本給与の10パーセントを個人的に投資する必要がある。
兼任による収入	・当グループ内での兼任による報酬は、全額放棄されなければならない。 ・当グループ外での兼任による報酬は、放棄される必要はない。
取締役の退任に関連する契約	
支配権の変更	・取締役は、支配権の変更後6ヶ月以内に早期解除できる権利を有する（3ヶ月前までの通知を条件とし、該当する月の末日から有効となる。）。当該権利を行使した場合、退職金の支払いを請求する権利を有しない。
就労不能又は死亡	・一時的な就労不能：12ヶ月間又は契約終了時までの間のいずれか短い期間、引き続き報酬が支払われる。 ・永続的な就労不能：契約は、永続的な就労不能が判定された四半期の末日に終了する。 ・死亡又は永続的な就労不能による契約終了：取締役契約が終了した月の末日から6ヶ月間、又は予定されていた契約満了日までの間のいずれか短い期間、引き続き年間基本給与及び年間賞与の上限額（いずれの場合も期間按分された額）が支払われる。
契約終了後の競業禁止条項	・期間：取締役退任後1年間 ・補償：基本給与に相当する額 ・その他の所得、退職金及び年金の支払いが控除の対象となる。当社は、競業禁止条項を放棄することができる。宣言の受理から6ヶ月後に補償金の支払義務は終了する。

双方の合意による契約解除	・当社の要請により、取締役の任期終了前に双方の合意によって契約が解除される場合：役務契約に基づく義務は、退任時まで全て履行されるものとする。変動報酬の構成要素は、当初合意した条件により、当初合意した時期に支払われる。変動報酬の構成要素は、早期に支払われることはない。 ・双方の合意により取締役が早期に役務を終了する場合：契約の残存期間に生じる請求額を超えない報酬が支払われ、2年分の年間報酬額（特別給付を含む。）を上限とする（退職金上限額）。退職金上限額は、長期インセンティブ制度（LTIP）から割り当てられた権利の価値を除いて算出される。 ・取締役が早期解除を要請した場合：退職金は支払われない。業績評価期間終了時に、目標達成度に応じて、期間按分された年間賞与が支払われる。 ・長期インセンティブ制度（LTIP）から生じた請求：報酬制度に関する詳細を参照のこと。
---------------------	---

報酬の構成要素、及びその他の契約条件の詳細については、当社のウェブサイトの報酬制度の詳細を参照のこと。2021会計年度の報酬は、報酬制度の全ての規定に沿ったものである。

固定報酬の詳細

2021会計年度の平取締役の基本給与は、751,250ユーロから1,005,795ユーロの範囲である。最高経営責任者の基本給与は、変更なく2,060,684ユーロであった。取締役は、その基本給与の2パーセントから10パーセントの額の特別給付を受領した。個人別の金額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表に示している。

取締役は、最高経営責任者を除き、拠出制度の枠組み内で、個別に合意した直接約定方式の年金契約に加入している。これらの年金契約の主要な要素は、以下のとおりである。

要素	詳細
退職手当の種類	年金選択権付き一括支払い
定年	62歳
拠出額	15年を限度として、基本給与の35パーセント
障害年金及び遺族年金	リスクを伴わない年金口座への支払い
利率	ドイツポストの全てのドイツ年金制度における年金資産合計に係る加重年間利率又は少なくとも1パーセント
年金の調整	年利1パーセント

最高経営責任者は、取締役役に初めて選任された2002年において、当時当社の慣例であった、最終給与に基づく年金契約に合意している。年金契約には、扶養遺族に対する給付が含まれている。原則として、この契約は年金の支払いを目的としているが、一括払いも可能である。フランク・アペルの年金支払額は、上限となる直近の基本給与の50パーセントに達しており、退社後にその年金給付を請求することができる。その後の年金支払額は、ドイツの消費者物価指数の変動を反映して増減される。その契約の構成は、以下のとおりである。

要素	詳細
退職手当の種類	一括払い選択権付き年金支払い
定年	契約上の定年：55歳（適用されていない）。支払いは退社後にのみ行われる。
年金額	最終基本給与の50パーセント
障害年金額	最終基本給与の50パーセント
扶養遺族に支払われる給付	寡婦：元受給者の年金給付の60パーセント 子：元受給者の年金給付の20パーセント（最長で27歳の誕生日まで） 合計で元受給者の年金給付額の最大100パーセント
年金の調整	ドイツの消費者物価指数に応じる。

2021会計年度に生じたIAS第19号における勤務費用及びIFRSに準拠して算出された2021会計年度末現在の年金契約の現在価値は、前会計年度の比較数値と共に、以下の表に示されている。

拠出ベースの年金契約：個別内訳				
(単位：ユーロ)	2020年 勤務費用	2021年 勤務費用	2020年12月31日現在の 現在価値(DB0)	2021年12月31日現在の 現在価値(DB0)
ケン・アレン	351,897	358,934	4,378,058	4,757,201
オスカー・デ・ボック	225,189	279,741	788,925	1,004,648
メラニー・クライス	346,444	393,193	2,863,862	3,018,198
トピマス・メイヤー	267,454	309,016	1,147,360	1,289,409
トーマス・オギルヴィー	338,495	412,754	1,240,551	1,447,362
ジョン・ピアソン	263,357	263,390	549,361	808,683
ティム・シャルヴァート	261,072	355,136	1,092,752	1,397,765

合計	2,053,908	2,372,164	12,060,869	13,723,266
----	-----------	-----------	------------	------------

最高経営責任者に対する最終給与に基づく既存年金契約：個別内訳					
(単位：ユーロ)	達成した年金水準(%)	2020年勤務費用	2021年勤務費用	2020年12月31日現在の現在価値(DB0)	2021年12月31日現在の現在価値(DB0)
フランク・アペル (最高経営責任者)	50	1,280,054	1,476,356	31,533,867	28,122,547

固定報酬に関する詳細については前出の「報酬の構成要素」の表を、報酬制度の詳細については当社のウェブサイト参照のこと。

変動報酬の詳細

取締役の変動報酬は、報酬総額の重要な部分を構成しており、その内訳は、中期部分及び長期部分に関連する年間賞与である。変動報酬は、取締役の業績に連動しており、企業戦略及び利害関係人全員の利益にかなう会社の価値創造と長期的発展の実現のためのインセンティブを提供する。年間賞与は、独自の業績基準と共に2年間の持続性管理期間を規定する中期部分と併せて、当社の戦略から導き出した年間目標に照準を合わせ、またそれと同時に、これらの目標を持続的に追及することを確保するものである。長期部分は、企業価値の持続的な向上を目指し、当社の株価に基づく業績目標及び最長6年の期間を通じて、取締役の利益と株主の長期的利益を直結させる。

変動報酬の構成要素の期間



年間賞与

2021年の年間賞与は、財務目標（75パーセント）と非財務目標（25パーセント）に基づいている。その構成は、以下のとおりである。

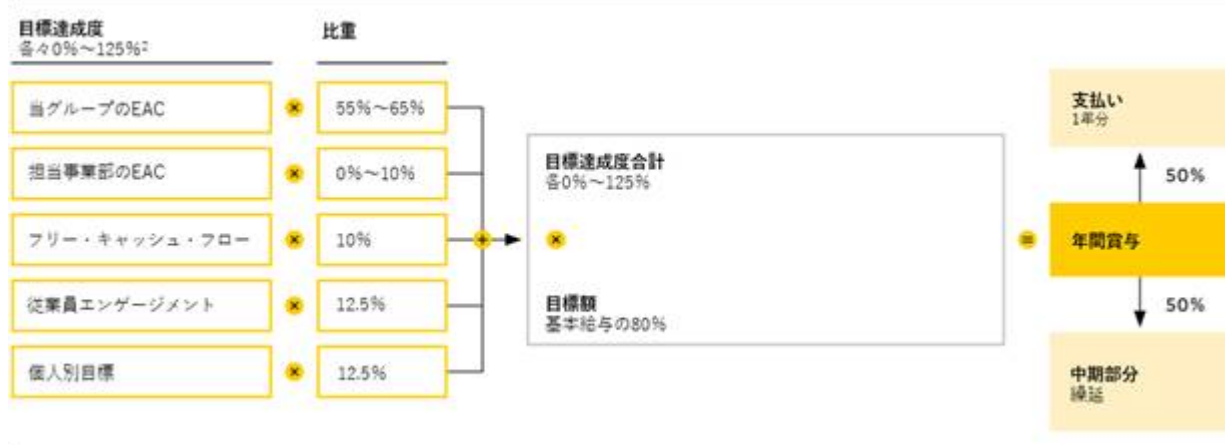
2021年の業績基準¹

業績基準	比重	インセンティブの効果 / 戦略との関係
当グループのEAC ²	55% / 65% ³	・ 当社の主要な業績指標 ・ 資本要素のコストをEBITの算出に追加することによるリソースの効率的な使用の促進、事業運営によるキャッシュフローの増大と持続的な価値の上昇
担当事業部のEAC ²	0% / 10% ³	・ 取締役会の各部門における個別の業績の評価 ・ 全事業部における市場をリードする業績に対するインセンティブ
フリー・キャッシュ・フロー	10%	・ 当社の主要な業績指標 ・ 当グループの事業から生じる支払合意及び資本的支出並びにリース及び利息の支払いを考慮に入れた上で当社が生み出すキャッシュの測定 ・ 配当の支払い、負債の返済又はその他の目的（例：年金債務の積立）に割当可能な当社のキャッシュの指標
非財務目標： ・ 従業員エンゲージメント ・ グループ戦略に沿った個別の目標	25%（各々12.5%）	・ 優れた雇用主になること ・ 当社の従業員の識別及び当社の成果に貢献する従業員意識の数値化 ・ 外部水準と比較した強みの特定と業務分野の指摘 ・ 現在のプライオリティ及び当グループの戦略の実施の度合いに応じた事業における年間の重点的な分野の決定の機会 ・ 例：持続的な事業の成功に必要なデジタル変革イニシアチブの実施、顧客満足度上昇のための対策の実施

¹ 2022年以降の報酬体系では、30パーセントの非財務（ESG）目標が規定され、ESGの3分類の比重はそれぞれ10パーセントである。それに応じて、当グループのEACの比重は、5パーセント引き下げられる。

² のれんの減損計上前ののれんに係る資産に関する費用（EAC）を含む。

³ 当グループのEACの比重は、最高経営責任者、最高財務責任者及び人事担当取締役が65パーセントである。その他の取締役については、当グループのEACの比重は55パーセントで、各々が担当する事業部のEACの比重は10パーセントである。

2021年の年間賞与の計算¹

- ¹ 2022年以降の報酬体系では、30パーセントの非財務（ESG）目標が規定され、ESGの3分類の比重はそれぞれ10パーセントである。それに応じて、当グループのEACの比重は、5パーセント引き下げられる。さらに、監査役会は、例外的進展を考慮に入れて加減することができる。目標達成度による金額は、0.8から1.2の間の係数で乗じられる。
- ² 目標達成度が62.5パーセントを下回った場合、その目標は未達となる。

監査役会は2022年春に、以下のとおり、財務目標の達成度を決定した。

2021年の財務目標 - 目標達成度

業績基準	目標金額 (百万ユーロ)	実際の金額 (百万ユーロ)	目標達成度 (%)
当グループのEAC	2,285	5,186	125.00
担当事業部のEAC			
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	890	1,156	125.00
グローバル・フォワーディング/フレート	113	753	125.00
エクスプレス	1,365	3,107	125.00
サプライ・チェーン	211	218	110.94
eコマース・ソリューション	100	317	125.00
当グループのフリー・キャッシュ・フロー	1,706	4,092	125.00

監査役会は、2021会計年度の開始に先立ち、計画値に基づいて財務目標を設定した。力強い業績によって、収益予測は全体で3倍に上方修正されたが、その収益は、取締役会が採択した「戦略2025」に加えて、全従業員と経営陣の優れた業績によるところが大きい。したがって、目標額は調整されなかった。

2021会計年度において、取締役がそれぞれ合意した目標には、非財務的なESG目標、すなわち「従業員エンゲージメントKPIに対する承認の割合」の従業員目標が含まれていた。従業員エンゲージメントは、グループ全体で年一回行われる従業員意識調査（EoS）で検証されており、2022年の報酬にも関連する。従業員は全員、当該調査への参加を要請されるが、参加は任意であり匿名で行われる。回答は、参加者個人ではなく総合データを用いて評価される。全従業員の約75パーセントが毎年この機会を活用しており、従業員が当グループの状況や上司のリーダーシップについてどのように見ているか、ドイツポストDHLグループの価値及び戦略をどの程度理解しているか、どの行動分野に改善が必要かに関して、意義のある意見が提供されている。従業員エンゲージメントは、過去数年にわたり継続的な改善がなされており、報告対象年度においては、パンデミック関連の課題があるものの、84パーセントとこれまでで最も高い数値を記録した。

従業員エンゲージメントKPI - 変動

従業員エンゲージメント	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
承認（％）	75	76	77	82 ¹	84

¹ 質問の変更により調整された数値（報酬には関連していない。）：83

さらに、2021年の個人目標は、以下のとおり、該当する会計年度の個々の取締役の責務と優先事項を反映して最終決定された。

2021年の個人目標

取締役	目標の内容	目標達成度（％）
フランク・アペル	2021年度の戦略における注力分野：デジタル化及びESG戦略	117.50
ケン・アレク	DHLパーセル・コネクト・プラットフォームにおける配送量の大幅増	125.00
オスカー・デ・ボック	デジタル化プログラムの加速：支店での技術展開	125.00
メラニー・クライス	2025年財務戦略の最終化及び伝達、企業資源計画（ERP）ランドスケープの变革	112.50
トビアス・メイヤー	成長に向けた輸送能力：1時間当たり仕分処理能力の増強のための投資	125.00
トーマス・オギルヴィー	HRロードマップの注力分野の実施	120.00
ジョン・ピアソン	デジタル化：優先するデジタル化への取組みの実施	125.00
ティム・シャルヴァート	海上貨物輸送及び航空貨物輸送におけるmyDHLiの拡大	125.00

以下の表は、2021会計年度の年間賞与について、監査役会が2022年春に決定した目標達成度を示している。

2021会計年度の年間賞与に関する目標達成度（％）

取締役	目標達成度 当グループの EAC	目標達成度 担当事業部の EAC	目標達成度 フリー・キャッ シュ・フロー	目標達成度 従業員目標	目標達成度 個人目標	目標達成度 合計
フランク・アペル	125.00	該当なし	125.00	112.50	117.50	122.50
ケン・アレク	125.00	125.00	125.00	112.50	125.00	123.44
オスカー・デ・ボック	125.00	110.94	125.00	112.50	125.00	122.03
メラニー・クライス	125.00	該当なし	125.00	112.50	112.50	121.88
トビアス・メイヤー	125.00	125.00	125.00	112.50	125.00	123.44
トーマス・オギルヴィー	125.00	該当なし	125.00	112.50	120.00	122.81
ジョン・ピアソン	125.00	125.00	125.00	112.50	125.00	123.44
ティム・シャルヴァート	125.00	125.00	125.00	112.50	125.00	123.44

年間賞与の半分は、目標達成度に基づき決定され、2021会計年度の連結財務諸表の承認後、2022年春に支払われた。残りの半分は繰り延べられ、中期部分を構成している。2年間の持続性管理期間終了後、すなわち2024年春に2023会計年度の連結財務諸表が承認された後、かつEAC持続性基準が当該期間中に達成された場合にのみ、残りの半分が支払われる。2021会計年度の目標達成度に基づき支払われた金額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表を参照のこと。

中期部分（2019年の繰延）

2019年に繰り延べられた年間賞与の持続性管理期間は、2021年12月31日に終了した。その支払要件は、2年間の持続性管理期間終了時に最低でも資産に関する費用同等額を稼得すること、すなわち、持続性管理期間終了時のEACが基準とされる年のEACを超過するか、又はEACの累計値が持続性管理期間においてプラスとなることである。以下のとおり、これらの要件のいずれも達成された。

2019年中期部分の目標達成度

2019年	2020年	2021年	2022年春
年間賞与	繰延		目標達成度／支払額の決定
	基準 1 ¹ ：2021年のEAC > 2019年のEAC		5,186 > 1,513
	基準 2 ¹ ：2020年のEAC + 2021年のEAC > 0		2,212 ² + 5,186 > 0

¹ EAC (百万ユーロ) ² 2,535百万ユーロ (ストリートスクーターを除く。)

これらの額は、2021会計年度の連結財務諸表が承認された後、2022年春に取締役を支払われる。個人の支払額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表を参照のこと。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）

長期部分は、トランシェごとに最長6年の期間にわたり、各人の基本給与の額に相当する株式評価益権（SAR）の形態で毎年付与されており、当社の長期的かつ持続可能な発展のためのインセンティブを提供する。業績目標は株価に連動し、その一部はドイツポスト株式の絶対的実績に、一部はストックス欧州600指数に対するその実績に連動する。業績目標の1つが達成された場合、売却禁止期間開始時に付与された株式評価益権（SAR）の6分の1が行使可能となる。

4年間の売却禁止期間終了時に、ストックス欧州600指数に対する株価の実績目標のみが達成された場合、株価が発行価格を上回らなければ、支払いは行われない。

長期部分の構成に関する詳細については前出の「報酬の構成要素」の表を、報酬制度の詳細については当社のウェブサイト参照のこと。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）、2017年トランシェ

4年前に付与された株式評価益権（SAR）の2017年トランシェの売却禁止期間は、2021年8月31日に終了した。絶対的及び相対的業績目標は全て達成された。すなわち、2017会計年度に付与された株式評価益権（SAR）は全て行使可能となったことを意味する。

2017年SARトランシェの目標達成度

SAR業績目標	閾値	目標達成度
STOXX 欧州600に 対する業績	+10%	✓
	+0%	✓
株価の 絶対的上昇	+25%	✓
	+20%	✓
	+15%	✓
	+10%	✓

ドイツポスト株式の絶対的実績及びストックス欧州600指数との相対的実績



取締役は、2023年8月31日までこれらの株式評価益権（SAR）を行使することができる。2021会計年度に取締役が2017年トランシェによる株式評価益権（SAR）を行使した場合に支払われる額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表を参照のこと。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）、2021年トランシェ

2021年9月1日、取締役は、2021年トランシェとして再び株式評価益権（SAR）を付与された。各取締役に付与された株式評価益権（SAR）の数は、付与日における各取締役の基本給与に対応する。2021会計年度に付与された株式評価益権（SAR）の合計価額は、8.34百万ユーロとなった（前年度：8.00百万ユーロ）。付与日現在の株式評価益権（SAR）の価額は、当社の保険数理士が計算した結果、9.67ユーロとなった。2021年に各取締役に付与された株式評価益権（SAR）の数については後出の「株式評価益権（SAR）の保有合計」の表を、付与された株式評価益権（SAR）の価額については後出の「目標報酬」の表を参照のこと。

付与日において、指数は471.78ポイントであり、発行価格は58.68ユーロであった。2021年トランシェからの支払いは、6つの株価目標のうち少なくとも1つが達成されていると仮定した場合、2025年9月1日以降に行われる。いずれの株価目標も達成されない場合、株式評価益権（SAR）は代替措置なく消滅し、以後何ら支払いは行われない。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）の概要

以下の表は、2021会計年度に売却禁止期間又は行使期間が終了しなかった、長期部分に基づく各トランシェに関する基本情報を示している。

2015年から2021年までのSARトランシェに関する一般情報					
SARトランシェ	付与日	発行価格 (行使価格)	指数開始値	売却禁止期間 終了日	行使期間終了日
2015年	2015年9月1日	25.89ユーロ	378.89	2019年8月31日	2021年8月31日
2016年	2016年9月1日	28.18ユーロ	343.06	2020年8月31日	2022年8月31日
2017年	2017年9月1日	34.72ユーロ	375.59	2021年8月31日	2023年8月31日
2018年	2018年9月1日	31.08ユーロ	385.02	2022年8月31日	2024年8月31日
2019年	2019年9月1日	28.88ユーロ	371.81	2023年8月31日	2025年8月31日
2020年	2020年9月1日	37.83ユーロ	368.10	2024年8月31日	2026年8月31日
2021年	2021年9月1日	58.68ユーロ	471.78	2025年8月31日	2027年8月31日

SARの保有合計					
	当会計年度に 付与されたSAR	売却禁止期間の対象となる SARの保有合計 ¹		行使可能なSARの 保有合計 ³	
	2021年	2021年12月31日 現在の数	2021年12月31日 現在の価額 ² (ユーロ)	2021年12月31日 現在の数	2021年12月31日 現在の価額 ² (ユーロ)
フランク・アベル	213,102	1,409,484	6,956,484	715,678	7,096,675
ケン・アレン	104,016	739,458	5,486,265	280,170	3,989,621
オスカー・デ・ボック	73,944	146,904	310,376	0	0
メラニー・クライス	100,986	691,836	5,118,761	0	0
トビアス・メイヤー	88,938	400,908	2,029,314	0	0
トーマス・オギルヴィー	96,174	571,944	3,929,988	0	0
ジョン・ピアソン	88,938	400,908	2,029,314	0	0
ティム・シャルヴァー ト	96,174	615,762	4,306,711	0	0

¹ 既に付与されているが当会計年度末日現在で売却禁止期間が終了していなかった株式評価益権（SAR）。これらのSARが行使可能か否か、また行使可能である場合のその数は、トランシェごとの株価に基づく6つの業績目標の達成度による。

² 2021年12月31日現在の引当金の額。

³ 当会計年度末日現在で売却禁止期間が終了しており、適用される行使期間満了まで行使可能である株式評価益権(SAR)。具体的な受領額は行使方法によって異なり、合意された上限の過去の適用範囲に従う。

2021会計年度における株式評価益権（SAR）の行使により生じた個々の支払額については、後出の「当会計年度の報酬総額」の表に示されている。

マルス及びクローバック規定の適用

2021会計年度において、監査役会が、変動報酬の構成要素を留保又は返還請求する権利を利用するような状況はなかった。

貸付

当社は、取締役に対して貸付を行わなかった。

2021会計年度に取締役を支払われた報酬金額

以下の「目標報酬」の表は、基本給与と特別給付に加えて、2021会計年度の年間賞与（繰延を含む。）の目標金額を示しており、これは、目標達成度が100パーセントとなった場合の金額である。長期部分は、付与日における公正価値で表示されている。年金契約については、年金費用、すなわちIAS第19号における勤務費用が表示されている。この表は、達成可能な最低額及び最高額、並びに前会計年度との比較数値も示している。

目標報酬

(単位：ユーロ)	フランク・アベル 最高経営責任者					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	2,060,684	2,060,684	2,060,684	2,060,684	2,060,684	2,060,684
特別給付	49,759	49,759	49,759	48,114	48,114	48,114
合計	2,110,443	2,110,443	2,110,443	2,108,798	2,108,798	2,108,798

年間賞与：1年分	824,274	0	1,030,342	824,274	0	1,030,342
複数年変動報酬	2,884,979	0	6,182,053	2,884,970	0	6,182,053
LTIP(4年間の売却禁止期間)	2,060,705	0	5,151,711	2,060,696	0	5,151,711
年間賞与：繰延分(3年間)	824,274	0	1,030,342	824,274	0	1,030,342
合計	5,819,696	2,110,443	9,322,838	5,818,042	2,108,798	9,321,193
年金費用(勤務費用)	1,280,054	1,280,054	1,280,054	1,476,356	1,476,356	1,476,356
報酬合計	7,099,750	3,390,497	10,602,892	7,294,398	3,585,154	10,797,549
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			8,000,000			8,150,000

(単位：ユーロ)	ケン・アレン eコマース・ソリューション					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	1,005,795	1,005,795	1,005,795	1,005,795	1,005,795	1,005,795
特別給付	101,726	101,726	101,726	98,633	98,633	98,633
合計	1,107,521	1,107,521	1,107,521	1,104,428	1,104,428	1,104,428
年間賞与：1年分	402,318	0	502,898	402,318	0	502,898
複数年変動報酬	1,408,151	0	4,526,078	1,408,153	0	4,526,078
LTIP(4年間の売却禁止期間)	1,005,833	0	4,023,180	1,005,835	0	4,023,180
年間賞与：繰延分(3年間)	402,318	0	502,898	402,318	0	502,898
合計	2,917,990	1,107,521	6,136,497	2,914,899	1,104,428	6,133,404
年金費用(勤務費用)	351,897	351,897	351,897	358,934	358,934	358,934
報酬合計	3,269,887	1,459,418	6,488,394	3,273,833	1,463,362	6,492,338
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			5,000,000			5,150,000

(単位：ユーロ)	オスカー・デ・ボック サプライ・チェーン					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	715,000	715,000	715,000	751,250	751,250	751,250
特別給付	21,856	21,856	21,856	16,943	16,943	16,943
合計	736,856	736,856	736,856	768,193	768,193	768,193
年間賞与：1年分	286,000	0	357,500	300,500	0	375,625
複数年変動報酬	1,001,008	0	3,217,500	1,015,538	0	3,235,625
LTIP(4年間の売却禁止期間)	715,008	0	2,860,000	715,038	0	2,860,000
年間賞与：繰延分(3年間)	286,000	0	357,500	300,500	0	375,625
合計	2,023,864	736,856	4,311,856	2,084,231	768,193	4,379,443
年金費用(勤務費用)	225,189	225,189	225,189	279,741	279,741	279,741
報酬合計	2,249,053	962,045	4,537,045	2,363,972	1,047,934	4,659,184
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			該当なし			該当なし

(単位：ユーロ)	メラニー・クライス 財務					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	937,750	937,750	937,750	976,500	976,500	976,500
特別給付	17,849	17,849	17,849	19,972	19,972	19,972
合計	955,599	955,599	955,599	996,472	996,472	996,472
年間賞与：1年分	375,100	0	468,875	390,600	0	488,250
複数年変動報酬	1,305,140	0	4,188,875	1,367,135	0	4,394,250
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,040	0	3,720,000	976,535	0	3,906,000
年間賞与：繰延分(3年間)	375,100	0	468,875	390,600	0	488,250
合計	2,635,839	955,599	5,613,349	2,754,207	996,472	5,878,972
年金費用(勤務費用)	346,444	346,444	346,444	393,193	393,193	393,193
報酬合計	2,982,283	1,302,043	5,959,793	3,147,400	1,389,665	6,272,165
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			5,000,000			5,150,000

(単位：ユーロ)	トビアス・メイヤー ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	715,000	715,000	715,000	823,750	823,750	823,750
特別給付	21,649	21,649	21,649	23,738	23,738	23,738
合計	736,649	736,649	736,649	847,488	847,488	847,488
年間賞与：1年分	286,000	0	357,500	329,500	0	411,875
複数年変動報酬	1,001,008	0	3,217,500	1,189,530	0	3,851,875
LTIP(4年間の売却禁止期間)	715,008	0	2,860,000	860,030	0	3,440,000

年間賞与：繰延分(3年間)	286,000	0	357,500	329,500	0	411,875
合計	2,023,657	736,649	4,311,649	2,366,518	847,488	5,111,238
年金費用(勤務費用)	267,454	267,454	267,454	309,016	309,016	309,016
報酬合計	2,291,111	1,004,103	4,579,103	2,675,534	1,156,504	5,420,254
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			該当なし			5,150,000

(単位：ユーロ)	トーマス・オギルヴィー 人事					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	883,333	883,333	883,333	930,000	930,000	930,000
特別給付	12,578	12,578	12,578	14,338	14,338	14,338
合計	895,911	895,911	895,911	944,338	944,338	944,338
年間賞与：1年分	353,333	0	441,667	372,000	0	465,000
複数年変動報酬	1,283,373	0	4,161,667	1,302,003	0	4,185,000
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,040	0	3,720,000	930,003	0	3,720,000
年間賞与：繰延分(3年間)	353,333	0	441,667	372,000	0	465,000
合計	2,532,617	895,911	5,499,245	2,618,341	944,338	5,594,338
年金費用(勤務費用)	338,495	338,495	338,495	412,754	412,754	412,754
報酬合計	2,871,112	1,234,406	5,837,740	3,031,095	1,357,092	6,007,092
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			5,000,000			5,150,000

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額
基本給与	715,000	715,000	715,000	860,000	860,000	860,000
特別給付	73,916	73,916	73,916	56,548	56,548	56,548
合計	788,916	788,916	788,916	916,548	916,548	916,548
年間賞与：1年分	286,000	0	357,500	344,000	0	430,000
複数年変動報酬	1,001,008	0	3,217,500	1,204,030	0	3,870,000
LTIP(4年間の売却禁止期間)	715,008	0	2,860,000	860,030	0	3,440,000
年間賞与：繰延分(3年間)	286,000	0	357,500	344,000	0	430,000
合計	2,075,924	788,916	4,363,916	2,464,578	916,548	5,216,548
年金費用(勤務費用)	263,357	263,357	263,357	263,390	263,390	263,390
報酬合計	2,339,281	1,052,273	4,627,273	2,727,968	1,179,938	5,479,938
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。) / 2021年(特別給付を含む。)			該当なし			5,150,000

(単位：ユーロ)	ティム・シャルヴァート グローバル・フォワーディング/フレート					
	2020年	2020年 最低額	2020年 最高額	2021年	2021年 最低額	2021年 最高額

基本給与	900,833	900,833	900,833	930,000	930,000	930,000
特別給付	28,398	28,398	28,398	25,665	25,665	25,665
合計	929,231	929,231	929,231	955,665	955,665	955,665
年間賞与：1年分	360,333	0	450,417	372,000	0	465,000
複数年変動報酬	1,290,373	0	4,170,417	1,302,003	0	4,185,000
LTIP(4年間の売却禁止期間)	930,040	0	3,720,000	930,003	0	3,720,000
年間賞与：繰延分(3年間)	360,333	0	450,417	372,000	0	465,000
合計	2,579,937	929,231	5,550,065	2,629,668	955,665	5,605,665
年金費用(勤務費用)	261,072	261,072	261,072	355,136	355,136	355,136
報酬合計	2,841,009	1,190,303	5,811,137	2,984,804	1,310,801	5,960,801
目標報酬による最高額の上限：2020年(特別給付を除く。)/2021年(特別給付を含む。)			5,000,000			5,150,000

2021会計年度の報酬総額

以下の「当会計年度の報酬総額」の表は、2017年2月7日付のドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードのモデル表に従って、以前報酬報告書に含まれていた「支払額」の表に基づいている。その表には、基本給与と特別給付のほか、2021年について設定した目標達成度に基づく年間賞与の1年分の額（2021年年間賞与）が含まれている。中期部分（繰延）について報告された支払額は、計算期間が当会計年度末日に終了した繰延分であり、2021会計年度については、2019年の繰延分であった。2021年年間賞与と2019年の繰延分は、2021会計年度の連結財務諸表が承認された後、2022年春に取締役役に支払われる。これらの表には、2021会計年度に行使された長期部分のトランシェに基づく支払額も記載されている。さらに、透明性のため、年金費用（IAS第19号における勤務費用）も開示されている。いずれの場合も、過年度の比較数値が表示されている。

一部の場合において、取締役個人の報酬が過年度と比較して大幅に増加した。これは主として、長期部分の期間に起因する影響によるものである。2021年、一部の取締役は、2年の行使期間内に複数の株式評価益権（SAR）トランシェを行使したため、累積影響額が生じた。加えて、取締役のメラニー・クライス、トーマス・オギルヴィー及びティム・シャルヴァートが、2021会計年度に取締役就任後初めて、株式評価益権（SAR）を行使した。

2022会計年度より、報酬体系に従って、1会計年度に帰属する最高経営責任者への支払額は8.15百万ユーロ、平取締役への支払額は5.15百万ユーロを上限とする。この上限の計算に関する詳細については、後出の「全体の上限：算入される報酬の構成要素」の表を参照のこと。

当会計年度の報酬総額

(単位：ユーロ)	フランク・アベル 最高経営責任者		ケン・アレン eコマース・ソリューション	
	2020年	2021年	2020年	2021年
基本給与	2,060,684	2,060,684	1,005,795	1,005,795
特別給付	49,759	48,114	101,726	98,633
合計	2,110,443	2,108,798	1,107,521	1,104,428
年間賞与：1年分	1,020,039	1,009,735	502,898	496,611
複数年変動報酬	5,614,848	7,291,003	1,793,120	8,214,217
年間賞与：2018年の繰延分	0	—	195,124	—
年間賞与：2019年の繰延分	—	754,520	—	402,217
2014年LTIPトランシェ	3,925,166	—	1,597,996	—
2015年LTIPトランシェ	1,689,682	3,216,709	—	3,906,000
2016年LTIPトランシェ	—	3,319,774	—	3,906,000
2017年LTIPトランシェ	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	8,745,330	10,409,536	3,403,539	9,815,256
年金費用(勤務費用)	1,280,054	1,476,356	351,897	358,934
合計	10,025,384	11,885,892	3,755,436	10,174,190

(単位：ユーロ)	オスカー・デ・ボック サプライ・チェーン		メラニー・クライス 財務	
	2020年	2021年	2020年	2021年

基本給与	715,000	751,250	937,750	976,500
特別給付	21,856	16,943	17,849	19,972
合計	736,856	768,193	955,599	996,472
年間賞与：1年分	321,750	366,704	457,153	476,044
複数年変動報酬	－	71,482	0	8,462,610
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	0	－
年間賞与：2019年の繰延分	－	71,482	－	335,963
2014年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2015年LTIPトランシェ	－	－	－	2,227,020
2016年LTIPトランシェ	－	－	－	2,860,000
2017年LTIPトランシェ	－	－	－	3,039,627
その他	－	－	－	－
合計	1,058,606	1,206,379	1,412,752	9,935,126
年金費用(勤務費用)	225,189	279,741	346,444	393,193
合計	1,283,795	1,486,120	1,759,196	10,328,319

(単位：ユーロ)	トビアス・メイヤー ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー		トーマス・オギルヴィー 人事	
	2020年	2021年	2020年	2021年
基本給与	715,000	823,750	883,333	930,000
特別給付	21,649	23,738	12,578	14,338
合計	736,649	847,488	895,911	944,338
年間賞与：1年分	356,200	406,727	427,865	456,863
複数年変動報酬	－	205,947	96,275	3,128,469
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	96,275	－
年間賞与：2019年の繰延分	－	205,947	－	268,388
2014年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2015年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2016年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	－	2,860,081
その他	－	－	－	－
合計	1,092,849	1,460,162	1,420,051	4,529,670
年金費用(勤務費用)	267,454	309,016	338,495	412,754
合計	1,360,303	1,769,178	1,758,546	4,942,424

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス		ティム・シャルヴァート グローバル・フォワーディング/ フレート	
	2020年	2021年	2020年	2021年

基本給与	715,000	860,000	900,833	930,000
特別給付	73,916	56,548	28,398	25,665
合計	788,916	916,548	929,231	955,665
年間賞与：1年分	357,500	424,625	436,358	459,188
複数年変動報酬	－	262,977	129,773	3,161,124
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	129,773	－
年間賞与：2019年の繰延分	－	262,977	－	301,043
2014年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2015年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2016年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	－	2,860,081
その他	－	－	－	－
合計	1,146,416	1,604,150	1,495,362	4,575,977
年金費用(勤務費用)	263,357	263,390	261,072	355,136
合計	1,409,773	1,867,540	1,756,434	4,931,113

ドイツ株式会社法第162条(1)第2項第1号に準拠して付与された支払予定の報酬

2021会計年度の取締役の報酬は、報酬体系の全ての規定に合致している。

ドイツ株式会社法第162条の要件に従って付与された支払予定の報酬の開示には、受領した全ての支払額及び当会計年度に受領していないが支払われる予定の額も全て含まれている。したがって、後出の「2021会計年度にドイツ株式会社法第162条(1)第2項第1号に準拠して付与された支払予定の報酬」の表には、基本給与と特別給付のほか、2021年春に支払われた2020年年間賞与の支払いが含まれている。中期部分については、2018年の繰延分から2021年に支払われた額が示されている。また、当該表は、2021会計年度に行使された長期部分のトランシェに基づく支払額も記載している。

規制要件に従い、2021年に支払われた2020年年間賞与の基礎となっている目標達成度、2018年の繰延及び2015年から2017年のLTIトランシェは、下記に詳述されている。

2020年年間賞与 - 目標達成度

2020年年間賞与は、2018年4月24日の定時株主総会で承認された報酬体系（議案番号8）に基づいており、2018年アニュアル・レポートに詳述されている。取締役は、それぞれ事前設定した目標の達成、未達又は超過の程度を反映した額の年間賞与を受領した。年間賞与は、年間基本給与の額に制限される。その構成は、前記「年間賞与」の項に詳述される原則に従っており、計算方法にも適用される。監査役会は2021年春に、以下のとおり、目標達成度を決定した。

2020年の財務目標及び従業員目標

業績基準	目標金額 ¹ (百万ユーロ)	実際の金額 ¹ (百万ユーロ)	目標達成度 (%)
当グループのEAC ²	2,070	2,212	125.00
	2,111 ³	2,535 ³	125.00
担当事業部のEAC ²			

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	1,023	1,050	120.45
グローバル・フォワーディング/フレート	111	74	85.98
エクスプレス	1,079	1,697	125.00
サプライ・チェーン	237	-44	0.00
eコマース・ソリューション	-38	67	125.00
フリー・キャッシュ・フロー	1,129	2,535	125.00
従業員エンゲージメント	77	82	125.00
¹ 財務目標（百万ユーロ）、従業員エンゲージメント（承認割合％） ² のれんの減損計上前ののれんに係る資産に関する費用を含む。 ³ ストリートスクーターを除く。			

2020年の個人目標

取締役	目標の内容	目標達成度 (%)
フランク・アペル	戦略2020 / 戦略2025の実施	115.00
ケン・アレク	DHLパーセル・コネクト・プラットフォームにおける配送量の大幅増	125.00
オスカー・デ・ボック	デジタル化プログラムの加速：支店での技術展開	125.00
メラニー・クライス	人事、IT及びコンプライアンスのためのICSプロセスのさらなる発展、監査手続による提言事項の実施	100.00
トビアス・メイヤー	輸送経路計画のデジタル最適化（「On Track」）	125.00
トーマス・オギルヴィー	HRロードマップの注力分野の実施、 管理ポートフォリオ「コーポレート・インキュベーション」	93.75
ジョン・ピアソン	デジタル化への取組みにおける1年目における強力な実績、 TDI収益における成長	125.00
ティム・シャルヴァート	海上貨物輸送及び航空貨物輸送におけるmyDHLiの拡大	125.00

2020会計年度の年間賞与に関する目標達成度（％）

取締役	目標達成度 当グループの EAC	目標達成度 担当事業部の EAC	目標達成度 フリー・キャッ シュ・フロー	目標達成度 従業員目標	目標達成度 個人目標	目標達成度 合計
フランク・アペル	125.00	該当なし	125.00	125.00	115.00	123.75
ケン・アレク	125.00	125.00	125.00	125.00	125.00	125.00
オスカー・デ・ボック	125.00	0.00	125.00	125.00	125.00	112.50
メラニー・クライス	125.00	該当なし	125.00	125.00	100.00	121.88
トビアス・メイヤー	125.00	120.45	125.00	125.00	125.00	124.55
トーマス・オギルヴィー	125.00	該当なし	125.00	125.00	93.75	121.09
ジョン・ピアソン	125.00	125.00	125.00	125.00	125.00	125.00
ティム・シャルヴァート	125.00	85.98	125.00	125.00	125.00	121.10

年間賞与の半分は、目標達成度に基づき決定され、2020会計年度の連結財務諸表の承認後、2021年春に支払われた。残りの半分は中期部分に移転され、2023年春に2022会計年度の連結財務諸表が承認された後、かつEAC持続性基準が当該期間中に達成された場合にのみ支払われる。

2018年の繰延

2018年に繰り延べられた年間賞与の持続性管理期間は、2020年12月31日に終了した。2018年年間賞与の一部として、この繰延は、2018年4月24日の定時株主総会で承認された報酬体系（議案番号8）に基づいており、2018年アニュアル・レポートに詳述されている。2018年、年間賞与の50パーセントは、3年の計算期間（1年の業績管理期間及び2年の持続性管理期間）を有する中期部分に移転された。この中期部分の支払いは、持続性管理期間終了後にEAC持続可能性が充足されていることが条件であり、すなわち、最低でも資産に関する費用同等額が稼得されていなければならないことを意味する。2018年の繰延及び2019年の繰延に対応するその構造は、前記「中期部分（2019年の繰延）」の項に記載されている。目標は、以下のとおり達成された。

2018年中期部分の目標達成度

2018年	2019年	2020年	2021年春
年間賞与	繰延		目標達成度／支払額の算定
	基準 1 ¹ : 2020年のEAC > 2018年のEAC		2,212 ² > 716
	基準 2 ¹ : 2019年のEAC + 2020年のEAC > 0		1,513 + 2,212 ² > 0

¹ EAC (百万ユーロ) ² 2,535百万ユーロ (ストリートスクーターを除く)

繰延額は、2020会計年度の連結財務諸表の承認後、2021年春に支払われた。

長期部分（長期インセンティブ制度(LTIP)）、2015年-2017年トランシェ

取締役は、当会計年度において、2006年に監査役会により採択され、現在もその基本構造に適用されている、長期インセンティブ制度に基づき、2015年から2017年までに付与されたトランシェにより株式評価益権（SAR）を行使した。これは、2010年4月28日、2018年4月24日及び2021年5月6日の定時株主総会において、取締役の報酬体系の一部として承認されたものである。

2015年から2017年に付与された株式評価益権（SAR）トランシェに対する業績目標は、以下のとおり達成された。

2017年SARトランシェの目標達成度

SAR業績目標	閾値	2015年	2016年	2017年
ストックス 欧州600指数に 対する実績	+10%	✓	✓	✓
	+0%	✓	✓	✓
株価の 絶対的な上昇	+25%	✗	✗	✓
	+20%	✗	✓	✓
	+15%	✗	✓	✓
	+10%	✓	✓	✓

したがって、2015年トランシェより当初付与された株式評価益権（SAR）6つのうち3つ、2016年トランシェにより当初付与された株式評価益権（SAR）6つのうち5つ、及び2017年トランシェにより当初付与された全ての株式評価益権（SAR）は、行使可能となった。

2015年－2017年SARトランシェの絶対的及び相対的業績の詳細



¹ 発行価格（発行日前のドイツポスト株式の20日間平均株価）

² 指数開始値（発行日前の20日間平均値）

³ 売却禁止期間満了前の60取引日平均株価及び指数値

以下の表は、2021会計年度に付与された支払予定の報酬の概要を示している。

2021会計年度にドイツ株式会社法第162条(1)第2項第1号に準拠して付与された支払予定の報酬

（単位：ユーロ）	フランク・アペル 最高経営責任者		ケン・アレン eコマース・ソリューション	
基本給与	2,060,684	21.3%	1,005,795	10.5%
特別給付	48,114	0.5%	98,633	1.0%
固定報酬の構成要素合計	2,108,798	21.8%	1,104,428	11.5%
年間賞与：1年分	1,020,039	10.6%	502,898	5.2%
複数年変動報酬	6,536,483	67.6%	8,007,124	83.3%
年間賞与：2018年の繰延分	0 ¹	0.0%	195,124	2.0%
2015年LTIPトランシェ	3,216,709	33.3%	3,906,000	40.6%
2016年LTIPトランシェ	3,319,774	34.3%	3,906,000	40.6%
2017年LTIPトランシェ	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
変動報酬の構成要素合計	7,556,522	78.2%	8,510,022	88.5%
退職金	—	—	—	—
報酬合計	9,665,320	100.0%	9,614,450	100.0%

¹ フランク・アペルは、繰延部分を含め、2018年年間賞与を放棄したため、支払いはなかった。

（単位：ユーロ）	オスカー・デ・ボック サプライ・チェーン		メラニー・クライス 財務	
基本給与	751,250	68.9%	976,500	10.2%

特別給付	16,943	1.6%	19,972	0.2%
固定報酬の構成要素合計	768,193	70.5%	996,472	10.4%
年間賞与：1年分	321,750	29.5%	457,153	4.8%
複数年変動報酬	－	－	8,126,647	84.8%
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	0 ²	0.0%
2015年LTIPトランシェ	－	－	2,227,020	23.2%
2016年LTIPトランシェ	－	－	2,860,000	29.9%
2017年LTIPトランシェ	－	－	3,039,627	31.7%
その他	－	－	－	－
変動報酬の構成要素合計	321,750	29.5%	8,583,800	89.6%
退職金	－	－	－	－
報酬合計	1,089,943	100.0%	9,580,272	100.0%

² メラニー・クライスは、繰延部分を含め、2018年年間賞与を放棄したため、支払いはなかった。

(単位：ユーロ)	トビアス・メイヤー ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー		トーマス・オギルヴィー 人事	
基本給与	823,750	68.4%	930,000	21.5%
特別給付	23,738	2.0%	14,338	0.3%
固定報酬の構成要素合計	847,488	70.4%	944,338	21.8%
年間賞与：1年分	356,200	29.6%	427,865	9.9%
複数年変動報酬	－	－	2,956,356	68.3%
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	96,275	2.2%
2015年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2016年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	2,860,081	66.1%
その他	－	－	－	－
変動報酬の構成要素合計	356,200	29.6%	3,384,221	78.2%
退職金	－	－	－	－
報酬合計	1,203,688	100.0%	4,328,559	100.0%

(単位：ユーロ)	ジョン・ピアソン エクスプレス		ティム・シャルヴァート グローバル・フォワーディング / フレート	
基本給与	860,000	67.5%	930,000	21.2%
特別給付	56,548	4.4%	25,665	0.6%
固定報酬の構成要素合計	916,548	71.9%	955,665	21.8%
年間賞与：1年分	357,500	28.1%	436,358	10.0%
複数年変動報酬	－	－	2,989,854	68.2%
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	129,773	3.0%
2015年LTIPトランシェ	－	－	－	－

2016年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	2,860,081	65.3%
その他	－	－	－	－
変動報酬の構成要素合計	357,500	28.1%	3,426,212	78.2%
退職金	－	－	－	－
報酬合計	1,274,048	100.0%	4,381,877	100.0%

変動報酬の上限の遵守

現在適用されている報酬の上限は遵守された。

2021会計年度に適用された報酬体系は、2021年5月6日の定時株主総会で承認されたものであり（議案番号10の9）、支払額（当会計年度に帰属する企業年金制度の勤務費用を含む。）の全体の上限を規定している。まずは、1会計年度の目標報酬から生じる支払いの最高額を制限する（目標報酬の上限：2017年2月7日付のガバナンス・コードに従った報酬付与額の上限）。また、1会計年度に帰属する支払額の上限が設定されている（支払額の上限とは、2017年のガバナンス・コードで用いられている用語である。）。平取締役への報酬付与額の上限は5.15百万ユーロ、最高経営責任者については8.15百万ユーロであり、これは2021年以降適用されている。支払額の上限は、それぞれ5.15百万ユーロ及び8.15百万ユーロであり、2022会計年度より適用される。

報酬の構成要素は、以下のとおり、上限額の計算に含まれている。

全体の上限：算入される報酬の構成要素

報酬付与額の上限（目標報酬額の上限） 例：2021年度	支払額の上限 例：2022年度
算入される報酬の構成要素 ・ 長期インセンティブ制度（LTIP）の2021年トランシェ ・ 2021年年間賞与の繰延 ・ 2021年年間賞与のうち即時に支払われる部分 ・ 2021年の特別給付 ・ 2021年の基本給与 ・ 2021年の年金費用（勤務費用¹）	算入される報酬の構成要素 ・ 長期インセンティブ制度（LTIP）の2016年/2017年/2018年トランシェ² ・ 2020年年間賞与の繰延 ・ 2022年年間賞与のうち即時に支払われる部分 ・ 2022年の特別給付 ・ 2022年の基本給与 ・ 2022年の年金費用（勤務費用¹）

¹ 代替年金が支払われた場合は代替年金の額。

² 支払日は、2年間の行使期間内の行使日によって異なる。

上記の全体の上限に加えて、報酬体系はこれまで全ての変動報酬の構成要素に対し、個別の上限も規定している。

ドイツ株式会社法第87a条(1)第2項第1号の施行前の上限規制により、また、付与された株式評価益権（SAR）トランシェに対するそれぞれの上限により、2021会計年度、最高経営責任者及び現職取締役であるケン・アレクサンダー・メラー、トーマス・オギルヴィー及びティム・シャルヴァート、並びに元取締役であるユルゲン・ゲルデスに対する支払いが減額された。さらに、メラー・クライス及び元取締役であるユルゲン・ゲルデスに対する支払いは、2017年目標報酬に対する全体の上限により減額された。その額は、特別給付を除き500万ユーロであった。

元取締役の報酬

過去10年間に退社した元取締役に支払われた給付は、以下のとおりである。

2021年の報酬 - 元取締役

（単位：ユーロ）	ロジャー・クルーク		ユルゲン・ゲルデス		ジョン・ギルバート	
固定報酬						
基本給与	－	－	－	－	－	－
特別給付	－	－	－	－	－	－
変動報酬						
年間賞与：1年分	－	－	－	－	－	－
複数年変動報酬	－	－	－	－	－	－
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	40,986	0.5%	122,295	100%
2015年LTIPトランシェ	1,040,886	100%	2,476,851	27.6%	－	－
2016年LTIPトランシェ	－	－	3,744,620	41.7%	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	2,721,769	30.3%	－	－
年金支払	－	－	－	－	－	－
その他の支払	－	－	－	－	－	－
報酬合計	1,040,886	100%	8,924,226	100%	122,295	100%

(単位：ユーロ)	ローレンス・ローゼン		ヴァルター・ショイルレ	
固定報酬				
基本給与	－	－	－	－
特別給付	－	－	－	－
変動報酬				
年間賞与：1年分	－	－	－	－
複数年変動報酬	－	－	－	－
年間賞与：2018年の繰延分	－	－	－	－
2015年LTIPトランシェ	2,605,945	100%	－	－
2016年LTIPトランシェ	－	－	－	－
2017年LTIPトランシェ	－	－	－	－
年金支払	－	－	610,134	100%
その他の支払	－	－	－	－
報酬合計	2,605,945	100%	610,134	100%

このほか9名の元取締役又はその扶養遺族が、2021会計年度に総額4.3百万ユーロの支払いを受領した。

監査役の報酬

監査役に支払われる報酬は、ドイツポスト・アーゲーの定款第17条に基づいており、これに従い、監査役は70,000ユーロ（前年度と同額）の固定年間報酬のみを受け取る。固定報酬のみの支払いは、特に監査役会がその統制及び業務の監視を独立して行うことを確保するものである。

監査役会会長及び監査役会委員会の委員長は報酬の100パーセント、監査役会副会長及び監査役会委員会の委員は50パーセントを追加で受領する。もっとも、これは調停委員会及び指名委員会には適用されない。会計年度の一定期間のみ監査役会及びその委員会に所属していた者、又は一定期間のみ会長・委員長又は副会長として務めた者は、比例按分で報酬を受ける。

前年と同様、監査役は、出席する監査役会の本会議又は委員会の会議ごとに、1回につき1,000ユーロの会議出席手当を受領する。また、監査役は、その職務遂行にあたり立替えた現金の費用についての補償を受けることができる。監査役会の報酬又は立替費用に対して課せられる付加価値税も払い戻される。

2021年に実施された活動に対する報酬は、前年と同様に総額で2.6百万ユーロであった。以下の表は、各監査役に対して支払われた報酬を表すものである。さらに、2020会計年度の活動に対して付与された支払予定の報酬も、「2021年に付与された報酬」と同様に、ドイツ株式会社法（AktG）第162条に準拠してここに示す。

(単位：ユーロ)		2021年に付与された報酬 ¹		
当会計年度における現職監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（会長）	140,000	175,000	21,000	336,000
アンドレア・コシス(副会長)	105,000	140,000	19,000	264,000
Dr. ギュンター・ブロイニヒ	70,000	35,000	11,000	116,000
Dr. マリオ・ダーバーコウ	70,000	-	6,000	76,000
イングリッド・デルテンル	70,000	46,667	14,000	130,667
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	-	6,000	76,000
ガブリエーレ・ギュルツァウ	70,000	-	6,000	76,000
トーマス・ヘルト	70,000	35,000	10,000	115,000
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	70,000	11,667	8,000	89,667
マリオ・ヤクバシュ	70,000	-	6,000	76,000
トーマス・コチェルニク（2021年8月31日まで）	70,000	105,000	25,000	200,000
トルシュテン・キューン（2020年8月28日から）	26,250	11,667	4,000	41,917
Dr. ヨエルグ・クーキーズ（2020年4月16日から）	49,583	49,583	16,000	115,166
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	70,000	-	6,000	76,000
シモーネ・メンネ	70,000	35,000	16,000	121,000
ユースフ・エズデミル（2021年9月9日から）	-	-	-	-
ローレンス・ローゼン（2020年8月27日から）	26,250	-	2,000	28,250
Dr. シュテファン・ショルト	70,000	70,000	16,000	156,000
ステファン・タウチャー ³	70,000	46,667	18,000	134,667
シュテファニー・ヴェケッセル	70,000	35,000	16,000	121,000
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	70,000	-	6,000	76,000

	2021会計年度の活動に対する報酬 ²			
当会計年度における現職監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（会長）	140,000	175,000	19,000	334,000
アンドレア・コシス(副会長)	105,000	140,000	18,000	263,000
Dr. ギュンター・ブロイニヒ	70,000	35,000	11,000	116,000
Dr. マリオ・ダーバーコウ	70,000	-	5,000	75,000
イングリッド・デルテンル	70,000	70,000	13,000	153,000
ヨルグ・フォン・ドスキー	70,000	-	5,000	75,000
ガブリエーレ・ギュルツァウ	70,000	-	5,000	75,000
トーマス・ヘルト	70,000	45,208	9,000	124,208
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	70,000	35,000	11,000	116,000
マリオ・ヤクバシュ	70,000	10,208	6,000	86,208
トーマス・コチェルニク（2021年8月31日まで）	46,667	70,000	13,000	129,667
トルシュテン・キューン（2020年8月28日から）	70,000	35,000	8,000	113,000
Dr. ヨエルグ・クーキーズ（2020年4月16日から）	70,000	70,000	16,000	156,000
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	70,000	-	5,000	75,000
シモーネ・メンネ	70,000	35,000	12,000	117,000
ユースフ・エズデミル（2021年9月9日から）	23,333	10,208	4,000	37,541
ローレンス・ローゼン（2020年8月27日から）	70,000	-	5,000	75,000
Dr. シュテファン・ショルト	70,000	70,000	12,000	152,000
ステファン・タウチャー ³	70,000	70,000	18,000	158,000
シュテファニー・ヴェケッセル	70,000	35,000	12,000	117,000
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	70,000	-	5,000	75,000

¹ 2020会計年度の活動に対する報酬は、2021年春に支払われた。

² 2022年春に支払われる予定である。

³ ステファン・タウチャーは、DH L ハブ・ライブツィヒ GmbHの監査役としての勤務により、年間1,500ユーロを受け取っている。

2021年に付与された報酬 - 元監査役

(単位：ユーロ)				
2020会計年度に退任した監査役	基本報酬	委員会委員報酬	会議出席手当	報酬合計
ロルフ・パウワーマイスター（2020年7月15日まで）	37,917	37,917	9,000	84,834
ヴェルナー・ガッツェー（2020年2月12日まで）	8,750	8,750	-	17,500
ローランド・エトカー（2020年8月27日まで）	46,667	46,667	9,000	102,334

当社の監査役会に関する現行の報酬体系は、2021年5月の定時株主総会において、99.46パーセントの賛成票を得て採択された。

2022年の定時株主総会において、当グループは、2014年以来となる基本報酬の変更（年間100,000ユーロへの増額）を提案した。この増額は、時間と労力という点で増大している監査役会に対する要求及び競合他社の報酬水準の動向を考慮したものである。

当社の業績に対する取締役、監査役及びフルタイム換算による従業員の報酬

以下の表は、各会計年度における現職取締役及び監査役に対して付与された支払予定の報酬、過去10年間に退社した取締役及び監査役に対して付与された支払予定の報酬、並びにその他の従業員の報酬を、特定の収益指標と共に示している。収益は、連結純利益、当グループのEAC及び当グループのフリー・キャッシュ・フローで示されている。これらの数値は、当グループの主要業績指標であるため、取締役の年間賞与の重要な業績基準を構成している。この目的において、当社の業績の使用を求める規制要件に従い、ドイツポスト・アーゲーの当会計年度の純利益が追加された。比較目的で含まれている従業員の平均報酬総額は、ドイツポスト・アーゲーの人件費を2021年12月31日現在のドイツポスト・アーゲーの従業員数で除すことで算出され、フルタイム換算により調整された。取締役については、人件費にも従業員数にも含まれていない。取締役及び監査役に付与された支払予定の報酬との比較における一貫性を確保するために、年金費用を除外している。

報酬及び収益の変動

	2020年	2021年	増減率(%)
取締役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)			
フランク・アベル	9,432,162 ¹	9,665,320 ¹	2
ケン・アレン	3,595,679	9,614,450 ¹	167
オスカー・デ・ボック	808,338	1,089,943 ²	35
メラニー・クライス	1,697,454	9,580,272 ^{1,3}	464
トビアス・メイヤー	942,596	1,203,688 ²	28
トーマス・オギルヴィー	1,280,487	4,328,559 ³	238
ジョン・ピアソン	1,051,893	1,274,048 ²	21
ティム・シャルルヴァート	1,427,054	4,381,877 ³	207
監査役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)			
Dr. ニコラス・フォン・ボムハード（会長）	332,000	336,000	1
アンドレア・コシス(副会長)	261,000	264,000	1
Dr. ギュンター・プロイニヒ	97,875	116,000	19
Dr. マリオ・ダーバーコウ	74,000	76,000	3

イングリッド・デルテンル	113,000	130,667	16
ヨルグ・フォン・ドスキー	74,000	76,000	3
ガブリエーレ・ギュルツァウ	74,000	76,000	3
トーマス・ヘルト	113,000	115,000	2
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	46,750 ⁴	89,667	92
マリオ・ヤクバシュ	74,000	76,000	3
トーマス・コチェルニク	194,000	200,000	3
トルシュテン・キューン	-	41,917 ⁴	該当なし ⁵
Dr. ヨエルグ・クーキーズ	-	115,167 ⁴	該当なし ⁵
ウルリケ・レナルツ・ピペンバチャー	74,000	76,000	3
シモーネ・メンネ	116,000	121,000	4
ローレンス・ローゼン	-	28,250 ⁴	該当なし ⁵
Dr. シュテファン・ショルト	151,000	156,000	3
ステファン・タウチャー	116,000	134,667	16
シュテファニー・ヴェケッセル	116,000	121,000	4
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	74,000	76,000	3

	2020年	2021年	増減率(%)
元取締役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)			
ロジャー・クルーク	1,346,748 ⁶	1,040,886 ⁶	-23
ユルゲン・ゲルデス	2,282,769 ^{1,6}	8,984,226 ^{1,6}	294
ジョン・ギルバート	2,631,306 ^{1,6}	122,295 ⁶	-95
ローレンス・ローゼン	4,149,892 ^{6,7}	2,605,945 ⁶	-37
ヴァルター・ショイルレ	611,970 ⁸	610,134 ⁸	0
元監査役の報酬総額の変動 (単位：ユーロ)			
ロルフ・パウワーマイスター	152,000	84,833 ⁴	-44
ヴェルナー・ガッツェー	154,000	17,500 ⁴	-89
ローランド・エトカー	152,000	102,333 ⁴	-33
従業員の平均報酬総額の変動 (単位：ユーロ)			
ドイツポスト・アーゲーの従業員全体	48,161	50,214	4
業績 (単位：百万ユーロ)			
連結純利益 ⁹	2,979	5,053	70
当グループのEAC	2,199	5,186	136
当グループのフリー・キャッシュ・フロー	2,535	4,092	61
ドイツポスト・アーゲーの純利益 (HGB)	2,915	3,935	35

- 1 複数の長期インセンティブ制度（LTIP）トランシェによる支払いを含む。
- 2 報酬を市場の標準的な給与水準に合わせるための調整。
- 3 取締役が就任後初めての長期部分に基づく支払いを含む。
- 4 就任 / 退任した年の期間按分による報酬。
- 5 前年度と比較することはできない。
- 6 直近の報酬の構成要素からの報酬。
- 7 年金契約に基づく給付の資産計上による一時払いを含む。
- 8 現行の年金払い。
- 9 非支配持分控除後。

(3) 【監査の状況】

(イ) 監査役監査の概要

監査役監査の概要については、前記「(1) コーポレート・ガバナンスの概要」を参照のこと。

(ロ) 内部監査制度の概要

コーポレート内部監査は、当グループのリスク管理体制、統制機構並びに管理・監視プロセスの有効性を体系的・重点的に評価し、その改善に貢献している。これにより、内部監査部門は、当グループ内部の目標の達成を支えている。監査部門は、取締役会の権限の下に、当グループの全ての会社及び本社において、独立した定期監査及び臨時監査を実施している。

監査チームは、現地のプロセスを審査し、それらが定められた目的及び価値観を達成するのに適しているか否かを評価する。弱点が明らかになった場合は、チームは改善策を特定し、その実施状況を体系的に追跡する。

毎年、コーポレート内部監査は、独自のリスク分析に基づき、全ての事業部及び機能を対象としたリスクベースの監査計画を策定する。監査チームは、監査対象となった組織単位及びその管理職との間で、監査結果について協議し、改善策を合意する。監査役会は年に一度、監査結果の概要の報告を受けるのに対し、取締役会は、定期的に監査結果の報告を受ける。

2021年における進捗及び結果

コーポレート内部監査は、207件の監査において、コンプライアンス管理体制プロセス及び合意したフォローアップ措置の実施をレビューした。定期監査の結果は、その他のコンプライアンスに関するリスクの特定とコンプライアンス・プログラムの改善を促進する。

さらに、コーポレート内部監査は、人権の尊重に関連する19件の監査を実施し、合意したフォローアップ措置が実施されたことを確認した。

内部監査体制と監査役会及び／又は会計監査人との連携

財務・監査委員会は7回開催され、当社及び当グループの財務諸表及び統合された経営報告書を審査した。同委員会はまた、その公表前に会計監査人のレビューを受けた半期財務諸表及び四半期財務諸表について、最高経営責任者、財務担当取締役及び会計監査人との間で協議を行った。加えて、定時株主総会で選出された監査法人との間で監査契約を締結し、主要な監査上の優先事項を特定した。会議では、監査法人から提供された非監査業務、会計プロセス、リスク管理及び内部監査の結果も取り上げられた。同委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーから、コンプライアンスの重要な側面、並びにコンプライアンス体制及びコンプライアンス経営に関する最新情報の詳細な報告書を入手した。

2021会計年度の年次連結財務諸表の審査

定時株主総会で選出された会計監査人であるデュッセルドルフのプライスウォーターハウスクーパース GmbH 監査法人（PwC）は、2021会計年度の年次連結財務諸表（統合された経営報告書を含む。）を監査し、無限定の監査意見を述べた。PwCはまた、半期財務報告書を任意で審査するとともに、定時株主総会で承認される報酬報告書の実証手続も任意で行い、これらについて異議を述べなかった。

財務・監査委員会の事前審査を受けて、監査役会は、その会議において、内部留保利益純額の処分に関する取締役会の提案を含む年次連結財務諸表並びに2021会計年度の統合された非財務報告書を含む統合された経営報告書に関して、取締役会との間で深く議論した。PwCは、財務・監査委員会及び監査役会の本会議に監査結果を報告し、質疑応答に応じた。監査役会は監査結果を承認し、財務・監査委員会の勧告どおり、2021会計年度の年次

連結財務諸表を承認した。監査役会及び財務・監査委員会による年次連結財務諸表、統合された非財務報告書を含む統合された経営報告書及び内部留保利益純額の処分案についての最終的な審査結果に対し、異議は述べられなかった。監査役会は、取締役会の内部留保利益純額の処分案及び一株当たり1.80ユーロの配当金の支払提案を承認した。

(ハ) 当社の独立会計監査人に関する情報

当社の年次財務諸表の監査は、プライスウォーターハウスクーパース GmbH監査法人（PwC）によって実施された。その監査報告書には、同社のドイツ公認会計士であるディートマール・プリュム氏及びヴェレナ・ハイネケ氏が署名している。当該監査法人は、当社が2000会計年度に初めてドイツ商法第316a条第2項第1号の意味における公益事業体としての要件を満たして以来、継続的に当社の監査業務を行ってきた。

PwCは、2021年5月6日の定時株主総会で当グループの会計監査人に選任され、2021年11月24日に監査役会から委託を受けた。

過去2会計年度内に独立会計監査人に支払われた報酬

プライスウォーターハウスクーパース GmbH監査法人が提供した監査業務に対する報酬は、2021会計年度に11百万ユーロとなり、費用として計上された。

会計監査人の報酬

(単位：百万ユーロ)

	2020会計年度	2021会計年度
監査業務	11	10
その他保証業務	0 ¹	1
税務助言業務	0	0 ¹
その他業務	0 ¹	0 ¹
合計	11	11

¹ 1百万ユーロ未満は切り捨てられた。

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する報酬を含む。半期報告書のレビュー、新しい会計基準の実施に関連する会計監査人による支援、及び内部統制システム（ICS）の監査等、法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する報酬も、本項目に計上される。

その他保証業務は、特に内部統制システムに係る証明報告書に関連するものであった。税務助言業務は、特に税務当局が実施する税務監査での支援に起因した。その他業務は、主に会計以外の分野における一般的な研修会（ワークショップ）である。

(４) 【役員の報酬等】

該当なし

(５) 【株式の保有状況】

該当なし

第6【経理の状況】

- 1 本書記載の連結財務諸表は、ドイツ商法の規定に従い国際財務報告基準に基づいて作成されており、また個別財務諸表は、ドイツにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている（以下、連結財務諸表と個別財務諸表を総称して「財務書類」という。）。なお、日本文の財務書類はこれを翻訳したものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。
- 2 本書記載の当社の財務書類は、会計監査人であるプライスウォーターハウスクーパース・アクティエンゲゼルシャフト監査法人の会計監査を受けており、添付のとおり監査報告書を受領している。
なお、当社の財務書類は「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の2の規定により、金融商品取引法第193条の2第1項第1号の規定に基づく日本の公認会計士による監査を受けていない。
- 3 本書記載の財務書類の原文は、ユーロで表示されている。日本円への換算は2022年5月9日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である1ユーロ＝137.63円で換算され、端数は四捨五入されている。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円表示額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- 4 円換算額及び「第6 経理の状況」の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までにおける記載事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、会計監査の対象にもなっていない。

1【財務書類】

(1)【連結財務諸表】

(イ) 連結損益計算書

		自1月1日至12月31日			
		2020年		2021年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
売上高 ⁽¹⁾	11	66,716	91,821	81,747	112,508
その他の営業収益	12	2,095	2,883	2,291	3,153
棚卸資産及び自社製造資産の増減	13	292	402	348	479
材料費 ⁽¹⁾	14	-33,704	-46,387	-43,897	-60,415
人件費	15	-22,234	-30,601	-23,879	-32,865
減価償却費、償却費及び減損損失	16	-3,830	-5,271	-3,768	-5,186
その他の営業費用	17	-4,454	-6,130	-4,896	-6,738
持分法が適用される投資による純利益	25	-34	-47	32	44
利息支払前税引前利益(EBIT)		4,847	6,671	7,978	10,980
財務収益		220	303	191	263
財務費用		-838	-1,153	-746	-1,027
為替差損益		-58	-80	-64	-88
財務費用純額	18	-676	-930	-619	-852
税引前利益		4,171	5,741	7,359	10,128
法人所得税	19	-995	-1,369	-1,936	-2,665
連結当期純利益		3,176	4,371	5,423	7,464
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		2,979	4,100	5,053	6,954
非支配株主持分に帰属するもの		197	271	370	509

	注記	ユーロ	円	ユーロ	円
基本的一株当たり利益	20	2.41	332	4.10	564
希薄化後一株当たり利益	20	2.36	325	4.01	552

(1)組替えにより過年度の数値を調整済。注記4を参照のこと。

(口) 連結包括利益計算書

		自1月1日至12月31日			
		2020年		2021年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益		3,176	4,371	5,423	7,464
損益に組替えされない項目					
年金引当金純額の再測定による増減	37	-1,087	-1,496	2,005	2,759
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金		-5	-7	16	22
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	80	110	-79	-109
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		0	0	0	0
合計(税引後)		-1,012	-1,393	1,942	2,673
その後損益に組替え可能な項目					
ヘッジ剰余金					
未実現損益による増減		11	15	27	37
実現損益による増減		-29	-40	2	3
為替換算調整勘定					
未実現損益による増減		-954	-1,313	925	1,273
実現損益による増減		0	0	0	0
その他の包括利益部分に関連する法人所得税	19	7	10	-6	-8
持分法が適用される投資のその他の包括利益の割合(税引後)		-8	-11	6	8
合計(税引後)		-973	-1,339	954	1,313
その他の包括利益(税引後)		-1,985	-2,732	2,896	3,986
包括利益合計		1,191	1,639	8,319	11,449
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属するもの		1,009	1,389	7,915	10,893
非支配株主持分に帰属するもの		182	250	404	556

(八) 連結貸借対照表

		2020年12月31日		2021年12月31日	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資産の部					
無形固定資産	22	11,658	16,045	12,076	16,620
有形固定資産	23	22,007	30,288	24,903	34,274
投資不動産	24	12	17	48	66
持分法が適用される投資	25	73	100	111	153
長期金融資産	26	746	1,027	1,190	1,638
その他の非流動資産	27	160	220	587	808
繰延税金資産	28	2,390	3,289	1,943	2,674
非流動資産		37,046	50,986	40,858	56,233
棚卸資産	29	439	604	593	816
短期金融資産	26	1,315	1,810	3,088	4,250
売掛金	30	8,985	12,366	11,683	16,079
その他の流動資産	27	2,815	3,874	3,588	4,938
法人所得税資産		209	288	230	317
現金及び現金同等物	31	4,482	6,169	3,531	4,860
売却目的で保有する資産	32	16	22	21	29
流動資産		18,261	25,133	22,734	31,289
資産合計		55,307	76,119	63,592	87,522

		2020年12月31日		2021年12月31日	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
資本及び負債の部					
資本金	33	1,239	1,705	1,224	1,685
資本剰余金	34	3,519	4,843	3,533	4,862
その他の剰余金		-1,666	-2,293	-733	-1,009
利益剰余金	34	10,685	14,706	15,013	20,662
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本	35	13,777	18,961	19,037	26,201
非支配株主持分	36	301	414	462	636
資本		14,078	19,376	19,499	26,836
年金及びこれに類する債務に係る引当金	37	5,835	8,031	4,185	5,760
繰延税金負債	28	36	50	137	189
その他の長期引当金	38	1,790	2,464	1,946	2,678
長期金融負債	39	15,851	21,816	16,614	22,866
その他の非流動負債	40	328	451	304	418
長期引当金及び非流動負債		23,840	32,811	23,186	31,911
短期引当金	38	1,080	1,486	1,208	1,663
短期金融負債	39	3,247	4,469	3,283	4,518
買掛金		7,309	10,059	9,556	13,152
その他の流動負債	40	5,135	7,067	6,138	8,448
法人所得税負債		611	841	717	987
売却目的で保有する資産に関連する負債	32	7	10	5	7
短期引当金及び流動負債		17,389	23,932	20,907	28,774
資本及び負債合計		55,307	76,119	63,592	87,522

(二) 連結キャッシュ・フロー計算書

		自1月1日至12月31日			
		2020年		2021年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
連結当期純利益		3,176	4,371	5,423	7,464
法人所得税		995	1,369	1,936	2,665
財務費用純額		676	930	619	852
利息支払前税引前利益(EBIT)		4,847	6,671	7,978	10,980
減価償却費、償却費及び減損損失		3,830	5,271	3,768	5,186
非流動資産処分費用 / 収益純額		29	40	-20	-28
現金を伴わない収益及び費用		132	182	22	30
引当金の増減		73	100	31	43
その他の非流動資産及び負債の増減		-56	-77	-37	-51
配当受取額		2	3	4	6
支払法人所得税		-754	-1,038	-1,323	-1,821
運転資本の増減考慮前の営業活動より生じた現金純額		8,103	11,152	10,423	14,345
運転資本の増減					
棚卸資産		-44	-61	-137	-189
受取債権及びその他の流動資産		-1,305	-1,796	-3,317	-4,565
負債及びその他の項目		945	1,301	3,024	4,162
営業活動より生じた現金純額	42	7,699	10,596	9,993	13,753
子会社その他の事業体		5	7	13	18
有形固定資産及び無形固定資産		122	168	190	261
持分法が適用される投資及びその他投資		0	0	1	1
その他の長期金融資産		44	61	156	215
非流動資産処分による収入		171	235	360	495
子会社その他の事業体		0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産		-2,922	-4,022	-3,736	-5,142
持分法が適用される投資及びその他投資		-13	-18	-2	-3
その他の長期金融資産		-10	-14	-29	-40
非流動資産の取得に支払われた現金		-2,945	-4,053	-3,767	-5,185
利息受取額		67	92	91	125
短期金融資産		-933	-1,284	-1,508	-2,075
投資活動より生じた現金純額	42	-3,640	-5,010	-4,824	-6,639
長期金融負債の発行による収入		2,488	3,424	131	180
長期金融負債の返済		-2,488	-3,424	-2,903	-3,995
短期金融負債の増減		23	32	16	22
その他の財務活動		-88	-121	111	153

非支配株式持分に係る取引による収入 / 支出		-5	-7	-16	-22
ドイツポスト・アーゲー株主への支払配当金		-1,422	-1,957	-1,673	-2,303
非支配株主への支払配当金		-157	-216	-225	-310
自己株式の取得		-45	-62	-1,115	-1,535
利息支払額		-556	-765	-550	-757
財務活動より生じた現金純額	42	-2,250	-3,097	-6,224	-8,566
現金及び現金同等物の増減純額		1,809	2,490	-1,055	-1,452
現金及び現金同等物に係る為替レートの変動の影響		-192	-264	104	143
連結グループの変更による現金及び現金同等物の増減		3	4	0	0
現金及び現金同等物の期首残高		2,862	3,939	4,482	6,169
現金及び現金同等物の期末残高	31	4,482	6,169	3,531	4,860

[次へ](#)

(水) 連結持分変動計算書

(単位：百万ユーロ)

			その他の剰余金						
	資本金	資本 剰余金	ヘッジ 剰余金	リサイクリング しない資本性金 融商品に係る剰 余金	為替換算 調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・ アーゲー株主に 帰属する持分	非支配 株主持分	株主持分 合計
注記	33	34				34	35	36	
2020年1月1日現在 残高	1,236	3,482	-5	-22	-673	10,099	14,117	275	14,392
配当金						-1,422	-1,422	-165	-1,587
非支配株主持分に係る取引			0	0	-3	8	5	-11	-6
連結グループの変更による 非支配株主持分の増減							0	20	20
資本増加 / 減少	3	37				28	68	0	68
包括利益合計									
連結当期純利益						2,979	2,979	197	3,176
為替差損益					-946		-946	-15	-961
年金引当金純額の再計算による増減						-1,007	-1,007	0	-1,007
その他の増減			-12	-5		0	-17	0	-17
合計							1,009	182	1,191
2020年12月31日現在 残高	1,239	3,519	-17	-27	-1,622	10,685	13,777	301	14,078

			その他の剰余金						
	資本金	資本 剰余金	ヘッジ 剰余金	リサイクリング しない資本性金 融商品に係る剰 余金	為替換算 調整勘定	利益剰余金	ドイツポスト・ アーゲー株主に 帰属する持分	非支配 株主持分	株主持分 合計
2021年1月1日現在 残高	1,239	3,519	-17	-27	-1,622	10,685	13,777	301	14,078
配当金						-1,673	-1,673	-219	-1,892
非支配株主持分に係る取引			0	0	1	-1	0	-24	-24
資本増加 / 減少	-15	14				-981	-982	0	-982
包括利益合計									
連結当期純利益						5,053	5,053	370	5,423
為替差損益					894		894	37	931
年金引当金純額の再計算による増減						1,930	1,930	-3	1,927
その他の増減			23	15		0	38	0	38
合計							7,915	404	8,319
2021年12月31日現在 残高	1,224	3,533	6	-12	-727	15,013	19,037	462	19,499

[次へ](#)

(へ) 連結財務諸表の注記

会社情報

ドイツポストDHLグループは、世界的な郵便及びロジスティックスのグループである。ドイツポスト及びDHLの企業ブランドは、ロジスティックス（DHL）及びコミュニケーション（ドイツポスト）サービスのポートフォリオを象徴するものである。ドイツポスト・アーゲー及びその連結子会社の会計年度は、暦年である。登記上の本社をドイツのボンにおくドイツポスト・アーゲーはボン地方裁判所にて商業登記されている（商業登記番号：HRB 6792）。

作成の基礎

(1) 会計の基礎

上場企業としてドイツポスト・アーゲーは、国際会計基準の適用に関する欧州議会及び理事会の規則(EC) 1606/2002号に従い、欧州連合（EU）において採用されている国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）の国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及び関連する解釈指針を遵守し、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch-HGB）第315e条に従って、連結財務諸表（以下「IFRSに準拠した連結財務諸表」という。）を作成している。

当グループの連結財務諸表は、適用される基準を全て満たしており、その純資産、財務状態及び経営成績を真実かつ適正に表示している。

連結財務諸表は、損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び注記から構成されている。表示を簡潔にするため、貸借対照表及び損益計算書上の項目のいくつかを結合している。結合した項目については、注記中でそれぞれ開示及び説明している。損益計算書は、費用の性質に応じて項目分類している。

会計方針並びにIFRSに基づく2021会計年度の連結財務諸表の注記中の説明及び開示は、2020年度の連結財務諸表に採用した会計方針と概ね同一の会計方針に基づいている。但し、注記5に記載している、2021年1月1日より当グループが適用する必要があるIFRSに基づく国際財務報告の変更は例外である。会計方針については注記7に説明されている。

本連結財務諸表は、2022年2月18日付のドイツポスト・アーゲーの取締役会の決議により、その発行が承認された。

当該連結財務諸表はユーロ建てで作成されている。別段の記載がない限り金額は全て百万ユーロ単位で記されている。

COVID-19のパンデミックに起因することが明らかでない影響については、別個の報告は提供されない。

(2) 連結グループ

連結グループには、ドイツポスト・アーゲーが支配する全ての会社が含まれている。支配は、ドイツポスト・アーゲーが意思決定権限を有し、利益が変動にさらされ、それに関する権利を有し、変動する利益の金額に影響を及ぼすため自らの意思決定権限を用いることができる場合に存在する。当グループの会社は、ドイツポストDHLグループが支配を行使することが可能になる日から連結される。

ドイツポストDHLグループが議決権の過半数未満を保有する場合、その他契約上の取り決めにより、当グループが投資対象を支配する場合がある。

中国のDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.（シノトランス）は、ドイツポストDHLグループが議決権の過半数を保有していないにもかかわらず連結されている重要な会社である。シノトランスは、国内外でのエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供しており、エクスプレス・セグメントに割り振られている。同社は、グローバルDHLネットワークに完全に組み込まれており、ドイツポストDHLグループ

のためのみに営業を行っている。Network Agreementにおける取り決めにより、ドイツポストDHLグループは、シノトランスの該当行為に関する決定について優先される。したがって、シノトランスは、ドイツポストDHLグループが同社の株式資本の50パーセントを保有するのみであるが、連結されている。

ドイツ商法第313条第2項第1号乃至第6号及び第3項に準拠した当グループの持分の一覧表は、当社ウェブサイトにおいて閲覧可能である。

以下の表は、ドイツポスト・アーゲーに連結されている会社の数を示している。

連結グループ

	2020年	2021年
完全連結会社(子会社)数		
ドイツ国内	81	83
国外	633	636
共同支配事業数		
ドイツ国内	1	1
国外	0	0
持分法適用会社数		
ドイツ国内	1	1
国外	17	16

2021会計年度において、重要な会社の買収又は売却は行われなかった。連結グループにおけるその他の変動は、会社の設立又は清算に起因するものであった。

(2.1) 共同支配事業

共同支配事業は、保有する持分に応じて、IFRS第11号に従い連結される。

上記に該当する共同支配事業を行っている唯一の会社は、ライプツィヒに所在する貨物航空会社であるドイツのアエロロジック GmbH (アエロロジック) である。アエロロジックは、エクスプレス・セグメントに割り当てられている。同社は、ルフトハンザ・カーゴ・アーゲー及びドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディング GmbHによって共同で設立され、各社が資本及び議決権の50パーセントを保有する。アエロロジックの株主は同時にその顧客であり、アエロロジックの航空輸送能力を利用することができる。アエロロジックは、主に、月曜日から金曜日まではDHLエクスプレス・ネットワークに対しサービスを提供し、週末はルフトハンザ・カーゴ・ネットワークのために運航する。各株主の同社に対する持分割合及び議決権にかかわらず、同社の資産及び債務、並びに、同社の利益及び費用は、ユーザーとしての各株主と同社との関係に基づき分配される。

(3) 重要な取引

2021会計年度において以下の重要な取引が行われた。

2021年3月、ドイツポスト・アーゲーの取締役会は、購入総額が最大10億ユーロに上る最大30百万株の株式買戻プログラムを決議した。買い戻された株式は消却されるか、又は長期役員報酬制度を提供するために使用される。証券取引所を通じた買戻しは、2021年5月10日に開始し、2021年10月に終了した。株式買戻プログラムの終了に伴い、17.7百万株が総額10億ユーロで買い戻された。株式買戻プログラムは、2021年5月6日の当社定時株主総会により決議された権限に基づくものである。注記33.3を参照のこと。

2021年第4四半期において、ドイツポストDHLグループは、パンデミック中における業績に対する報酬として、約550,000人の人員に対して従業員（FTE：常勤従業員相当数）一人当たり300ユーロの特別賞与を給付した。これにより、165百万ユーロの費用が生じた。注記15を参照のこと。

2021年8月、取締役会は、ジェイ・エフ・ヒレブランド・グループ・アーゲー（ヒレブランド）及びその子会社を約15億ユーロで買収する契約を締結した。ヒレブランドは、飲料、非危険液体バルク貨物及び特別な配慮を必要とするその他の製品の海上貨物運送、輸送及び物流を専門とするグローバルサービスプロバイダーである。当該買収は、活発な海上貨物運送市場における発展の推進に寄与する。この取引に関連して100百万ユーロの保証金が支払われ、当該保証金は取引の成立時に買収価格と相殺される。クロージングは2022年上半期に予定されている。

(4) 過年度の数値の調整

これまでグローバル・フォワーディング/フレートセグメントにおいて部分的に報告されていたリード・ロジスティクス・プロバイダー（LLP）事業は、2021年1月からサプライ・チェーン事業部に含まれている。当該移行の一環として、一定の顧客契約の検討に基づき、売上高及び材料費の表示を標準化した。これに伴い、過年度の数値を調整した。

2020年度損益計算書

(単位：百万ユーロ)

	金額	調整	調整後の額
売上高	66,806	-90	66,716
材料費	-33,794	90	-33,704

(5) IFRSに基づく国際会計の新しい進展

2021会計年度において有効となる新しい会計基準

2021年1月1日より、以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を適用しなければならない。

基準	内容及び重要性
IFRS第16号の改訂： COVID-19関連レント・コン セッション及び2021年6 月30日以降のCOVID-19関 連レント・コンセッショ ン	一定の条件に基づき、本改訂は、COVID-19のパンデミックに直接起因して行われたレント・コンセッションがリースの条件変更に該当するか否かの評価を行わないことを借手に認めている。条件を満たした場合、借手は当該レント・コンセッションをリースの条件変更には該当しないものとみなして会計処理することができる。当初、本改訂は2021年6月30日以前の該当するリース支払についてのみ適用されるものであった。当該規則の簡易化は、IFRS第16号のさらなる改訂に伴い、1年間延長された。適用による連結財務諸表に対する大きな影響はなかった。
IFRS第4号「保険契約」改訂 - IFRS第9号の発効日の延期	IFRS第4号に代わるIFRS第17号の発効日は、2023年1月1日に延期された。したがってIFRS第4号におけるIFRS第9号適用の一時的免除の失効日も2023年1月1日に延長された。
金利指標改革（IBOR改革） - フェーズ2：IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂	本改訂は、銀行間取引金利（IBOR）改革により要求される契約上のキャッシュ・フロー及びヘッジ会計の変更にに関する報告を簡易化するものである。本改訂は金利指標の実際の変更に関連している。連結財務諸表に対する大きな影響はなかった。

EUにより採用され、今後有効となる新会計基準

EUは、既に以下の会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を承認している。しかしながら、これらは今後の期において有効となるところである。

基準	内容及び重要性
IFRS第3号「概念フレームワークへの参照」改訂（2020年5月14日発行、2022年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、2018年に改定された概念フレームワークを参照するようにIFRS第3号を更新するものである。また、IAS第37号又はIFRIC第21号の適用範囲に該当する取引について、取得企業が企業結合において引き受けた負債を特定する際、概念フレームワークの代わりにIAS第37号又はIFRIC第21号を適用することを定めている。この基準は偶発負債には適用されない。IFRS第3号は引き続き偶発資産の認識を禁止している。適用による連結財務諸表に対する影響はないものと予想される。
IAS第16号「有形固定資産」改訂 - 意図した使用の前の収入（2020年5月14日発行、2022年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、有形固定資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置く間に生産した物品の販売から生じた収入を、当該有形固定資産の取得原価から控除することを禁止している。適用による連結財務諸表に対する大きな影響はないものと予想される。
IAS第37号「不利な契約」改訂 - 契約履行のコスト（2020年5月14日発行、2022年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、契約履行のコストを定義するものである。契約が不利であるかを判断する際、当該契約に直接関連する全てのコストが含まれなければならない。適用による連結財務諸表に対する大きな影響はないものと予想される。
IFRSの年次改善(2018年～2020年サイクル)（2020年5月14日発行、2022年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第16号「リース」及びIAS第41号「農業」に関連している。適用による連結財務諸表に対する大きな影響はないものと予想される。
IFRS第17号「保険契約」（2017年5月18日発行）（IFRS第17号の改訂（2020年6月25日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）を含む）	IFRS第17号は、IFRS第4号「保険契約」に今後取って代わる。IFRS第17号は、保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則について定めるものである。本基準の目的は、報告事業体が、保険契約が事業体の純資産、財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響を正確に反映した関連情報を提供するよう確実を期することである。当グループへの影響については現在検討中である。

EUが未採用の新会計基準(承認手続中)

2021会計年度及びそれ以前の会計年度に、IASB及びIFRICは更なる会計基準、会計基準の改訂及び解釈指針を発表したが、これらは2021会計年度には適用が義務付けられていなかった。これらのIFRSが適用されるか否かは、EUが採用するかによる。

基準	内容及び重要性
IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂：会計方針の開示（2021年2月12日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、企業が財務諸表において開示すべき会計方針を判断する際の手助けとなるものである。IAS第1号の改訂は、「重要な(significant)」ではなく「重要性がある(material)」会計方針の開示を行わなければならないことを説明し、要求している。このアプローチを補助するものとして、IFRS実務記述書第2号の改訂により、重要性の概念を会計方針の開示に適用させる際の実例が示されている。連結財務諸表に対する影響については検討中である。
IAS第8号「会計上の見積りの定義」改訂（2021年2月12日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、会計上の見積りの新たな定義を紹介し、企業が会計上の見積りの変更と会計方針の変更をどのように区別すべきかを説明するものである。連結財務諸表に対する影響については検討中である。
IAS第1号「負債の流動又は非流動への分類」改訂（2020年1月23日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）及び発効日の延期	IAS第1号の改訂は、貸借対照表における債務その他の負債の表示にのみ関するものである。この改訂は、企業が報告日後少なくとも12ヶ月にわたり負債の決済を延期するための実質的な権利を報告日時点で有している場合、負債は非流動負債に分類されなければならないことを明確にしている。決定要因は当該実質的な権利が存在することであり、当該権利を行使する意思は必要とされない。連結財務諸表に対する大きな影響はないものと予想される。COVID-19のパンデミックにより、発効日は2023年1月1日に延期された。
IAS第12号「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」改訂（2021年5月7日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	本改訂は、繰延税金の（当初）認識に係る免除規定を制限し、企業が資産及び負債の両方を認識する取引（リースや廃棄義務等）について当該規定がもはや適用されないとしている。今後、同額の将来減算一時差異及び将来加算一時差異が生じる場合には、当該取引について繰延税金資産及び繰延税金負債を認識しなければならない。連結財務諸表に対する大きな影響はないものと予想される。
IFRS第17号改訂：IFRS第17号及びIFRS第9号の適用開始―「比較情報」―（2021年12月9日発行、2023年1月1日以降に開始する会計年度に適用）	IFRS第17号の狭い範囲の改訂により、企業は、一定の条件が満たされた場合に、2022年の金融商品に関する有用な比較情報を提供するために任意の分類上書きを適用することが認められている。本改訂が発行された理由は、IFRS第9号の適用開始については遡及適用が要求されていないのに対し、IFRS第17号については要求されているためである。これにより、金融商品に関して会計上のミスマッチが生じる可能性がある。連結財務諸表に対する影響については検討中である。

[次へ](#)

(6) 為替換算

外貨建てで作成された連結会社の財務書類は、IAS第21号に準拠し、機能通貨法でユーロに換算される。外国会社の機能通貨は、それらの会社が主に現金を生み出し、また使用する主要な経済的環境によって決定される。当グループ内における機能通貨の殆どは、現地通貨である。したがって、連結財務諸表において、資産及び負債は決算日レートで換算され、周期的な収益及び費用は通常、月末のレートで換算される。その結果として生じる為替差損益は、その他の包括利益において認識される。2021会計年度において、931百万ユーロの為替差損益（前年度：-961百万ユーロ）がその他の包括利益において認識された。包括利益計算書を参照のこと。

2005年1月1日より後の企業結合により生じたのれんは、被取得企業の資産として扱われ、これにより当該被取得企業の機能通貨で計上されている。

当グループにとって重要な通貨の為替レートは以下のとおりである。

通貨	国名	決算日レート		期中平均レート	
		2020年 (1ユーロ 当たり)	2021年 (1ユーロ 当たり)	2020年 (1ユーロ 当たり)	2021年 (1ユーロ 当たり)
オーストラリア・ドル (AUD)	オーストラリア	1.5878	1.5622	1.6561	1.5781
人民元(CNY)	中国	7.9777	7.2024	7.9017	7.6120
スターリング・ポンド (GBP)	英国	0.8984	0.8401	0.8893	0.8581
香港ドル(HKD)	香港	9.5118	8.8351	8.8952	9.1859
インド・ルピー(INR)	インド	89.6163	84.2390	84.9217	87.3248
日本円(JPY)	日本	126.4647	130.4249	121.8717	130.3173
スウェーデン・クローナ (SEK)	スウェーデン	10.0295	10.2528	10.4793	10.1551
米国ドル(USD)	米国	1.2268	1.1328	1.1468	1.1816

極度のインフレにある経済において業務を行っている重要な連結会社において保有する非金融資産の帳簿価額は、通常IAS第29号に準拠し、報告日現在の購買力を反映している。

IAS第21号に準拠して、現地通貨で作成されている連結会社の財務書類における売掛金及び負債は、報告日時点のレートで換算される。為替差損益は、損益計算書上のその他の営業収益及び費用に認識される。2021会計年度において、収益336百万ユーロ（前年度：294百万ユーロ）及び費用321百万ユーロ（前年度：308百万ユーロ）は為替差損益によって生じたものである。一方、外国事業に対する純投資に関連する為替差損益は、その他の包括利益として認識される。

(7) 会計方針

同一の会計方針が連結財務諸表に含まれている子会社の年次財務諸表に適用されている。連結財務諸表は、公正価値での認識を必要とされる項目を除き、取得原価主義によって作成されている。

収益及び費用の認識

ドイツポストDHLグループの通常の事業活動は、速達便、貨物輸送、サプライ・チェーン・マネジメント、eコマース・ソリューション並びにドイツにおける書簡及び小包の発送を含む、ロジスティックス・サービスの提供により構成される。通常の事業活動に関連する全ての収益は、損益計算書において売上として認識される。その他全ての収益は、その他の営業収益として計上される。

収益は、財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、すなわち顧客が移転された財や提供されたサービスの使用を支配し、その残存する便益を一般に得る能力を有した時点で認識されている。行使可能な権利及び義務を有する契約が存在しなければならず、また特に、顧客の信用度を考慮に入れた上で対価の受領が見込まなければならない。収益は、当グループが受領する権利を有すると予想される取引価格と一致する。変動対価は、認識された収益額について大幅な戻入れが生じない可能性が非常に高い場合、変動対価に関する不確実性が存在しなくなった範囲において取引価格に含められる。当グループは、約束した財及び/又はサービスが顧客に移転された時点から顧客が支払いを行うまでの期間が1年を超える契約を有することを想定していない。よって、約束した対価は、貨幣の時間的価値について調整されていない。各履行義務につき、収益は一定の時点で又は一定の期間にわたって認識される。輸送サービスを行う義務は一定の期間にわたって履行され、収益は履行期間にわたって認識される。

その他のロジスティックス・サービスの提供により生じた収益は、当該サービスが提供された報告期間において認識される。

サービスの履行に第三者が関与している場合はいつでも、本人及び代理人の区別をつけないといけない。ドイツポストDHLグループが本人として行為する場合、収益の総額が認識される。一方、当グループが代理人として行為する場合には、純額が認識される。当該サービスに関する取引価格は、受領する手数料の額に限られる。輸送サービスが提供される場合において、通常ドイツポストDHLグループは本人である。

営業費用は、サービスの提供を受けた時点又は費用が発生した時点で損益計算書に認識される。

無形固定資産

内部創出又は購入した無形固定資産及び購入したのれんにより構成される無形固定資産は、償却原価で測定される。

内部創出の無形固定資産は、その製造物による将来の経済的便益の流入がほぼ確実であり、信頼性のある方法で費用の測定が可能である場合に、取得原価で計上される。当グループでは、自社開発されたソフトウェアがこれに該当する。資産計上の基準が満たされない場合には、費用はその発生年度に費用として損益計算書で即時に認識される。自社開発されたソフトウェアの製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。適格資産に関して発生した借入費用は、全て製造原価に含まれる。無形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には当該原価に含まれる。資産計上されたソフトウェアはその耐用年数にわたって償却される。

無形固定資産（のれんを除く。）は、定額法により耐用年数にわたって償却される。減損損失は、「減損」の項に記載の原則に従って認識される。重要な無形固定資産の耐用年数は、以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
社内開発ソフトウェア	10年まで
購入ソフトウェア	5年まで
ライセンス	契約期間中
顧客基盤	20年まで

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最大年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の特定の要素により短くなる可能性がある。

耐用年数を制限する可能性がある法的、経済的、契約上あるいはその他の要因に影響を受けない無形固定資産は無期限の耐用年数があるとされる。このような無形固定資産は償却されないが、毎年又は減損の兆候がある場合に、減損の有無がテストされる。このような無形固定資産は一般的に、企業結合による商標権やのれんなどである。減損テストは、「減損」の項に記載の原則に従って実施される。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で計上され、減価償却累計額及び評価引当金によって減額される。製造原価は、直接費用に加え、帰属する製造間接費の適切な配賦額を含む。有形固定資産の購入、建設、製造に直接配分される借入費用は、資産計上される。有形固定資産の取得又は製造に関連して生じる付加価値税は、投入税として控除できない場合には、当該原価に含まれる。減価償却費は、定額法を用いて費用計上される。主な資産に対して適用される予想耐用年数は以下のとおりである。

耐用年数

	年数 ⁽¹⁾
建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
航空機	15 - 20年
IT設備	4 - 5年
輸送設備及び車両	4 - 18年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年

⁽¹⁾ 上記の耐用年数は、当グループが設定した最長年数である。実際の耐用年数は、契約上の取り決め又は時間及び所在地等のその他の特定の要素により短くなる可能性がある。

減損の兆候がある場合には減損テストを実施しなければならない。「減損」の項を参照のこと。

減損

無形固定資産、有形固定資産及び投資不動産の帳簿価額は、報告日ごとに減損の兆候が見直される。減損の兆候がある場合には減損テストが実施される。かかるテストは、当該資産の回収可能金額を算定し、帳簿価額と比較して行われる。

IAS第36号に従い、回収可能金額は売却費用控除後の資産の公正価値又はその使用価値（当該資産から将来生じると予想される税引前のキャッシュ・フローの現在価値）のうち、いずれか高い方の額とする。使用価値に使用されている割引率は、実際の市場条件を反映している税引前の割引率である。個別の資産項目について

回収可能金額を算定できない場合には、当該資産が属するキャッシュ・フローを独自に生み出す、識別可能な最小の資産グループ（現金生成単位、以下「CGU」という。）について回収可能金額を算定する。資産の回収可能金額が帳簿価額を下回る場合には、当該資産について直ちに減損損失を認識する。算定可能な場合は、個別の資産項目の公正価値又は使用価値が、その最低帳簿価額を示す。減損損失を認識した後に当該資産又は当該CGUについて回収可能金額の増額が算定された場合には、当該回収可能金額を超えない範囲で減損損失を帳簿価額に戻入れる。減損損失の戻入に起因して帳簿価額を増額する場合の限度額は、過去に減損損失が認識されなかったと仮定した場合に算定される帳簿価額（償却費又は減価償却費控除後）とする。減損損失の戻入は損益計算書上で認識する。のれんに関して認識した減損損失は戻入してはならない。

2005年1月より、のれんは、IFRS第3号に準拠して「減損のみ」のアプローチを用いて会計処理されている。これは、それ以降ののれんは取得原価から減損損失による累計調整額を差し引いて測定しなければならないと定めている。したがって取得によるのれんは償却されなくなるが、その代わりに、IAS第36号に準拠し、耐用年数が確定できない無形固定資産の場合のように、減損の可能性を示す兆候があるかどうかにかかわらず毎年減損テストが行われる。加えて、減損の兆候がある場合は、減損テストを行わなければならない。企業買収の結果発生するのれんは、当該取得の相乗作用により便益を得ると予想されるCGU又はCGUのグループに配賦される。この識別可能な資産グループは、内部管理の目的でのれんが監視される一番下の報告レベルである。のれんが配賦されているCGUの帳簿価額については、年1回さらにはCGUに減損の兆候がある場合に減損テストを行っている。のれんが配賦されているCGUに関して減損損失が認識されている場合、当該のれんのその時点の帳簿価額がまず減額される。減損損失額がのれんの帳簿価額を上回る場合には、差額は当該CGUの他の非流動資産に配賦される。

リース

リースとは、合意された期間にわたって資産（リース資産）を使用する権利を対価と交換に移転する契約である。

借手

IFRS第16号に基づき、借手としての当グループは、貸借対照表において、全てのリースにつき、資産を受領した使用权として、また負債を契約上の支払義務として現在価値で認識している。リース負債は、以下のリース料を含む。

- ・ 固定リース料（貸手により提供されたリース・インセンティブを除く。）
- ・ 指数又は金利に関連する変動リース料
- ・ 残価保証により支払いが見込まれる金額
- ・ 購入選択権の行使価格（行使される見込みが十分にあると予想される場合）
- ・ リース期間が解約オプションの行使を反映している場合、リースの解約に係る契約上のペナルティ

リース料は、確認できる場合は当該リースの計算利率で割引計算される。確認できない場合には、各借手の追加借入利率を用いて割引計算する。

使用权資産は取得原価で測定され、以下を含む。

- ・ リース負債
- ・ 引渡時又は引渡前に支払われたリース料（受領したリース・インセンティブを除く。）
- ・ 当初直接コスト
- ・ 原状回復義務

使用权資産は、その後償却原価で測定される。当該使用权資産は、定額法を用いてリース期間にわたって減価償却される。

当グループは、少額資産のリース及び短期リース（12ヶ月以内）について提供されている免除規定を利用し、リース料総額を損益計算書において定額法で費用計上する。なお、当該要件は無形固定資産のリースには適用されない。当グループは、リース構成要素及び非リース構成要素の両方を含む契約について利用可能なオプションを行使し、不動産及び航空機のリースの場合を除き、これらの構成要素を区分しない。また、IFRS第8号に基づき、（内部管理に従った）当グループ内のリースは、一般的にセグメント別報告においてオペレーティング・リースとして表示されている。

多くのリース、特に不動産のリースに関して、延長及び解約オプションが存在する。このような契約条件により、当グループは事業を行うにあたって最大限の柔軟性を提供されている。リース条件を決定する際、延長オプションの行使又は解約オプションの不行使について経済的インセンティブを提供する全ての事実及び状況が考慮される。当該オプションの行使又は不行使による変更は、その可能性が十分にある場合に限り、リース期間の決定の際に検討される。

貸手

オペレーティング・リースについては、当グループでは、自己が貸手である場合は、リース資産を償却原価で有形固定資産として計上している。当期に受領したリース料は、その他の営業収益において認識されるか、又は当該リース料が通常の事業活動に属している場合には、売上高において認識されている。

当グループがファイナンス・リースにおける貸手である場合は、当該資産を貸借対照表においてリース受取債権として純投資額で認識する。

サプライ・チェーン事業部におけるリースの見直しの一環として、顧客契約に組み込まれていた一定のサブリースの表示を、貸手におけるファイナンス・リースとして標準化した。これにより、貸借対照表において使用権資産の減少及び長期金融資産の増加が生じ、したがって（リースに起因する限りにおいて）売上高は認識されず、使用権資産は償却されなかった。それに応じて、キャッシュ・フロー計算書において営業活動より生じた現金純額が減少した。投資活動において使用された現金純額においては反対の影響が生じた。

持分法が適用される投資

持分法が適用される投資は、関連企業及びジョイント・ベンチャーを対象とする。これらは、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に準拠し、持分法を用いて認識される。投資の帳簿価額は投資の購入時における取得原価を基準として、持分に応じた利益、分配された配当金、及びドイツポスト・アーゲー又はその連結子会社の投資に帰属する関連会社及びジョイント・ベンチャーの持分のその他の変動を反映して毎年増減する。減損損失は、回収可能金額が帳簿価額を下回る場合、持分法が適用される投資（のれんを含む。）について認識される。持分法が適用される投資の売却による損益は、その他営業収益又はその他営業費用において認識される。減損損失及び戻入金は、持分法が適用される投資からの純収益／損失において認識される。

金融商品

金融商品とは、一方の事業体に金融資産を、もう一方の事業体に金融負債又は資本性金融商品を生み出すあらゆる契約をいう。金融資産には、特に現金及び現金同等物、売掛金、当グループがオリジネーターの貸付金及び受取債権、並びにデリバティブ金融資産等がある。金融負債には、他の事業体に対して現金又は他の金融資産を引渡す契約債務が含まれる。金融負債は主として、買掛金、銀行への債務、債券及びリースより生じた債務及びデリバティブ金融負債等である。

測定

当グループは、金融資産がその後純損益を通じて公正価値で測定されない場合、当初認識時に、公正価値に当該資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で金融資産を測定している。純損益を通じて公正価値で測定された資産の取引費用は、費用として認識される。公正価値オプションに従って測定された金融負債について、当グループの信用リスクの変化から生じた公正価値の変動部分は、損益計算書ではなくその他の包括利益において認識される。

分類

金融資産は、以下の測定区分において分類されている。負債性金融商品の分類は、金融資産を管理するために用いられる事業モデル及びその契約上のキャッシュ・フローによる。

償却原価で測定する負債性金融商品

キャッシュ・フローが利息及び元本のみを構成する「契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有する」事業モデルに割り当てられる負債性金融商品は、償却原価で測定され、認識される。これらの金融資産の受取利息は、実効金利法を用いて金融収益に計上される。

その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で測定する負債性金融商品

「回収及び売却目的で保有する」事業モデルに割り当てられる負債性金融商品は、公正価値で測定し認識しなければならない。公正価値での測定により生じた利益及び損失は、その他の包括利益において認識される。累積利益及び損失は、金融資産の認識を中止する際に損益計算書に組替えされる。

純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定する負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品

短中期で売却することによりキャッシュ・フローを最大化させるために取得された負債性金融商品、デリバティブ及び資本性金融商品は、「売却」事業モデルに割り当てられる。これらは公正価値で測定される。この測定により生じた利益及び損失は、損益計算書に計上される。

FVOCIに分類される資本性金融商品

当グループが戦略上の理由で投資する資本性金融商品の多くは、FVOCI測定区分に割り当てられる。これらは公正価値で測定される。これらの資本性金融商品の公正価値の変動の影響は、その他の包括利益に認識される。認識を中止する際、当該影響は損益計算書に組替えされない。当該金融商品の配当は、損益計算書のその他の利益に計上される。

減損

当グループは、負債性金融商品に関する予想信用損失のフォワードルッキングな評価を行っている（予想信用損失モデル）。

IFRS第9号における予想信用損失（ECL）とは、債務不履行の確率を考慮した、金融商品の予想残存期間にわたる信用損失の見積りをいう。信用損失は、当グループが受領する権利を有する契約上のキャッシュ・フローと、当グループが予想するキャッシュ・フローとの差額である。予想信用損失は支払額及び支払時期を考慮に入れる。よって、当グループが、全額が支払われるものの契約上合意された日付よりも遅くなると予想した場合においても、信用損失が発生しうる。

当グループは2種類の金融資産（売掛金及び契約上の資産と、償却原価で測定された負債性金融商品）を区別しており、その両方が予想信用損失モデルの対象である。現金及び現金同等物もIFRS第9号の減損ルールの対象となっている。しかし、確認された減損損失には重要性はない。

予想信用損失は、一般的に、各項目レベルで測定される。同様の信用リスク特性を有する受取債権のグループ等の例外的な場合においては、ポートフォリオレベルでまとめて測定される。本会計基準は、このプロセスについて、信用損失を決定するための3段階の一般的アプローチを定めている。売掛金及び契約上の資産はこれに含まれない。

3段階モデルに基づき、償却原価で測定された負債性金融商品は、ステージ1に当初認識される。予想損失は、報告日後の12ヶ月間において発生する可能性のある債務不履行事由によって生じうる損失に等しい。当初認識後に取引相手の信用リスクが著しく増加した金融資産については、ステージ1からステージ2に移動される。著しい増加には、債務者が短期間で支払債務を履行することができない場合や、債務者の業績が実際に低下し又は低下することが予想される場合が含まれる。信用リスクはその後、金融商品の残存期間にわたる債務不履行確率（PD）（残存期間PD）を用いて測定することができる。減損損失は、金融資産の残存期間中に発生する可能性のある債務不履行事由により生じうる損失に等しい。資産は、契約に基づく支払いが支払期限を30日超過している場合、ステージ1からステージ2に移動させなければならない。金融資産が減損したという客観的証拠がある場合には、ステージ3に移動させなければならない。支払期限を90日超過している場合は、債務者が重大な財政難に陥っていると信じるに足る理由がある。これは信用損失の客観的証拠となる。よって、当該金融資産はステージ3に移動させなければならない。

償却原価で測定された負債性金融商品は全て、債務不履行リスクが低いと判断される。よって、当期において認識された減損損失は、12ヶ月の予想信用損失に限定された。経営陣は、上場社債が、少なくとも1つの主要格付機関により投資適格の格付けを受けている場合には、低債務不履行リスクの基準を満たしていると判断している。その他の金融商品については、不履行リスクが低く、債務者が常に短期間で契約上の支払債務を履行することができる状態にある場合には、低債務不履行リスクのカテゴリーに分類することができる。

売掛金及び契約上の資産は、通常本質的に短期であり、重要な金融要素を含まない。IFRS第9号における減損に係る簡素化アプローチに従い、全ての金融商品について、その信用格付けの状態にかかわらず、残存期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識しなければならない。当グループは、個々の事業部につき、減損評価表を用いて予想損失を算出している。減損率により示される損失の見積りは、過去のデータ、現在の経済状況及び将来の経済状況に関する信頼できる予測（マクロ経済要素）を含む、入手可能な情報を全て含んでいる。

売掛金及び契約上の資産の減損損失は、減損損失の戻入にに係る利益と相殺される。

更なる詳細については、注記43を参照のこと。

デリバティブ及びヘッジ

当グループは、2020年1月1日付で、IFRS第9号のヘッジ会計基準の適用を開始した。

デリバティブ金融商品の公正価値の変動による収益の増減を回避するため、可能かつ経済的に有益な場合にはヘッジ会計が適用される。デリバティブ及び関連するヘッジ対象項目による利益及び損失は、同時に損益として認識される。当グループは、ヘッジ対象項目及びヘッジされるリスクに応じて、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ヘッジを利用する。

公正価値ヘッジは、認識された資産及び負債の公正価値をヘッジする。デリバティブ及びヘッジ対象項目双方の公正価値の変動は、同時に損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識された資産及び負債（金利リスクの場合）、ほぼ確実な予定取引、並びに為替リスクを伴う未認識の確定契約から生じる将来キャッシュ・フローの変動をヘッジする。キャッ

シュ・フロー・ヘッジの有効部分は資本におけるヘッジ剰余金に認識される。ヘッジ手段の公正価値の変動の結果発生する非有効部分は、直接、損益として認識される。ヘッジ取引により生じる損益はまず資本の部に認識され、その後、取得金融資産又は引受金融負債が損益に影響を及ぼす期間において損益に組替えられる。確定契約のヘッジにより後に非金融資産が認識される場合、資本の部に直接認識された損益は当該資産の当初の帳簿価額に含められる（基礎調整）。

外国会社に対する純投資ヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に扱われる。ヘッジの有効部分による利益又は損失はその他の包括利益に認識され、非有効部分による利益又は損失は損益計算書に直接認識される。その他の包括利益に認識された損益は、当該純投資の全部又は一部が処分されるまでその他の包括利益に留まる。ヘッジ取引に係る詳細な情報は、注記43に記載されている。

認識及び認識の中止

金融資産の通常の方法による購入及び売却は、特にデリバティブを除き、決済日に認識される。金融資産によるキャッシュ・フローを受け取る権利が終了し又は譲渡され、当グループが所有権に係る実質的に全てのリスク及び機会を譲渡した時に、当該財産の認識は中止される。

金融負債から生じる支払義務が終了した場合、当該負債の認識は中止される。

相殺

法的強制力のある相殺権を有し、報告日時点で純額ベースでの決算を意図している場合に限り、金融資産及び金融負債は、相殺契約（基本相殺契約）に基づいて相殺される。

通常の営業過程で相殺権が執行可能でない場合、金融資産及び金融負債は、報告日時点での総額で貸借対照表に認識される。その場合、基本相殺契約により条件付き相殺権のみが生じる。

投資不動産

IAS第40号に基づいて、投資不動産は、サービスの提供に利用するため、管理目的、又は通常の業務において売却するためよりもむしろ賃貸料を得るため又は運用資産として又はその両方のために保有される。投資不動産は、原価モデルに従って測定される。減価償却可能な投資不動産は20年から50年の期間にわたって定額法により減価償却される。公正価値は専門家の意見を基に算定される。減損損失は「減損」の項に記載の原則に従って認識される。

棚卸資産

棚卸資産は通常業務での売却を目的に保有される資産、仕掛品、又は製造過程若しくはサービス提供において消費される資産であり、原価又は正味実現可能価額のいずれか低い方で測定される。陳腐化在庫及び滞留製品に対しては評価引当金が計上される。

国家補助金

IAS第20号に従って、補助金の付帯条件が満たされ、補助金を受領できる合理的な保証がある場合に限り、国家補助金は公正価値で認識される。補助金は損益計算書に計上され、通常、当該補助金が補填する費用が発生している期間にわたって収益として認識される。補助金が資産の購入又は製造に関連する場合には補助金は繰延収益として計上し、当該資産の耐用年数にわたって損益計算書で認識される。当該繰延収益は、その他の営業収益において表示されている。

売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

売却目的で保有する資産は、現状のままで売却可能でかつ売却の可能性が非常に高い資産である。売却は、分類した日から1年以内に売却完了として認識されることが見込まれていなければならない。売却目的で保有する資産は、個別の非流動資産、資産グループ（処分グループ）、事業の一部又は再売却の目的のみで取得された子会社（非継続事業）等により構成されている。同一取引で資産と共に処分される予定の負債は処分グループ又は非継続事業に含められ、売却目的で保有する資産に関連する負債として別途計上される。売却目的で保有する資産は減価償却も償却も行われず、売却費用控除後の公正価値又は帳簿価額のいずれか低い方の価額で認識される。「売却目的で保有」に分類される個別の非流動資産又は処分グループを再測定することで発生する損益は、最終処分日までは継続事業による損益に計上される。「売却目的で保有」に分類される非継続事業を売却費用控除後の公正価値で測定することで発生する損益は、非継続事業による損益に計上される。これは事業体の各事業部の営業損益及び処分損益にも適用される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、現金、要求払預金及び当初の満期が3ヶ月未満のその他の短期流動金融資産で構成され、これらは、元本金額で計上される。利用した当座借越枠は、銀行に対する負債額として貸借対照表に認識される。

非支配株主持分

非支配株主持分は、子会社の株主持分を按分した少数株主持分であり、帳簿価額で認識される。持分が既存の支配関係に影響を及ぼすことなく他の株主から取得され又は他の株主に対して売却された場合、資本取引として表示される。他の株主から取得され又は他の株主に対して売却された按分した純資産及び取得価額の差異は、その他の包括利益として認識される。非支配株主持分が按分した純資産により増加される場合、按分した純資産に対しては、のれんは配分されない。

役員に対する株式報酬

持分決済型の株式報酬取引は、付与日において公正価値で測定される。債務の公正価値は、権利付与期間にわたって人件費として認識される。持分決済型の株式報酬取引の公正価値は、国際的に認められている価値算定手法を使用して決定される。

現金決済型の株式報酬（株式評価益権：SAR）は、IFRS第2号に準拠して、オプション価格決定モデルに基づいて測定される。株式評価益権は、各報告日及び決算日に測定される。行使されるであろう株式評価益権に基づき算定された金額は、権利付与期間（売却禁止期間）に対価として提供された役務を反映するものであるため、按分によって人件費として認識される。この金額に対して同額の引当金が認識される。付与日以降に生じた株価の変動による価値の変動は、「金融費用純額」における「その他の金融費用」として認識されている。

退職給付制度

多数の国において、当グループが従業員に対し退職後に給付を行う取決め（制度）がある。これらの給付には、年金、退職金一時金の一括支払い及びその他退職後の給付が含まれ、退職手当、年金及びそれに類似する手当又は年金と呼ばれる。確定給付型制度と確定拠出型制度に区別されなければならない。

当グループの確定給付型年金制度

確定給付型年金債務は、IAS第19号で規定されている予測単位積立方式を用いて測定される。これには、一定の保険数理上の仮定を必要とする。多くの確定給付型年金制度は、少なくとも部分的に外部年金制度の資産

を通して資金を調達している。残りの債務純額は、年金及びこれに類する債務に係る引当金によって計算される。資産純額は、他の費用と区別して年金資産として表示される。年金資産を認識する際に必要に応じて、アセット・シーリングが適用される。費用の構成については、勤務費用が人件費として認識され、利息費用純額が金融費用純額として認識され、損益計算書外の再測定についてはその他の包括利益として認識されている。補償に係る権利は、金融資産において個別に報告されている。

ドイツ国内の公務員である従業員向け確定拠出型年金制度

ドイツポスト・アーゲーでは、法律の規定に準拠して、ドイツ国内の公務員を対象に、当社向け確定拠出制度である年金制度に対し拠出を行っている。これらの拠出は、人件費として認識している。

ドイツ旧郵便職員法（Gesetz zum Personalrecht der Beschäftigten der früheren Deutschen Bundespost（PostPersRG））の規定に従い、ドイツポスト・アーゲーは、公務員という地位に基づき受給資格のある退職従業員及び扶養遺族に対し、連邦郵便通信庁ブンデスポスト（Bundesanstalt für Post und Telekommunikation）の郵便公務員向け年金基金（Postbeamtenversorgungskasse（以下「PVK」という。））から退職手当及び支援手当の支払いを行っている。ドイツポスト・アーゲーの支払債務額は、ドイツ旧郵便職員法第16条により規定されている。この法令によりドイツポスト・アーゲーはPVKに対し、現職公務員の報酬総額及び年金受領資格を有する休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセントの年間拠出金を支払う義務を負っている。

ドイツ旧郵便職員法第16条に従い、連邦政府は、PVKの現在の支払債務と資金拠出会社の現在の拠出金又はその他資産運用収益との差額を明確にしており、PVKが資金拠出会社に関して引き受けた債務をいつでも履行する能力があることを保証している。この保証条項に従い、連邦政府がPVKに対し支払いを行う限りにおいて、ドイツポスト・アーゲーからの補償を請求できない。

当グループの時間給労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度

確定拠出型年金制度は、とりわけ、英国、米国及びオランダにおいて、当グループの時間給労働者及び給与制従業員向けに整備されている。これらの制度に対する拠出も人件費に計上されている。

拠出には、特定の複数事業主年金制度への拠出も含まれる。これらは基本的に、確定給付型年金制度（特に米国及びオランダ）である。しかしながら、関連機関は、確定給付型年金制度の会計を使用するための十分な情報を参加会社に対し開示していないため、当該制度は、確定型拠出年金制度として計上された。

米国の複数事業主年金制度について、拠出金の支払いは、事業主及び現地労働組合間の団体協約に基づき行われている（年金基金の関与を受けている。）。事業主は、合意された拠出割合を超えて当該制度について責任を負うことはないが、特定の基準を満たす解約の場合はこの限りではなく、米国連邦法が定めるその他事業体の義務に関する債務を負う可能性がある。2022年における年金基金への事業主による拠出金の見込み額は、73百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は66百万ユーロであり、前年度においては58百万ユーロであった。）である。年金基金から提供された情報によると、ドイツポストDHLグループが参加している一部の年金制度は、資金不足の状態である。現在の団体協約に定める拠出割合からの変更を示すようないかなる情報も、当グループに対して提供されていない。ドイツポストDHLグループは、当グループが拠出金については最大の雇用者となっている1つの年金制度を除き、年金基金の拠出金につき重要なレベルの拠出となっていない。

オランダにおける一つの複数事業主年金制度に関する拠出割合は、費用補償に基づき、オランダ中央銀行の関与を受けて年金基金の経営陣が毎年設定している。当該拠出割合は、関与している全ての事業主及び従業員に対して同率に設定されている。解約の場合又はその他の事業体が義務を満たしていない場合でも、定められた拠出金を超えて、事業主が年金基金に対し責任を負うことはない。今後、資金不足になった場合には、最終的に、受給者の権利の減額及び／又は権利に対する物価スライド制の不適用が生じる。2022年に関する年金基金への事業主による拠出金の見込み額は29百万ユーロ（報告期間における事業主による拠出金の実額は28百万ユーロであり、

前年度においては25百万ユーロであった。)である。年金基金が提供する情報によると、2021年12月31日時点で、年金資産の積立比率は、要求される最低料率である約105パーセントを上回っていた。ドイツポストDHLグループは、重要なレベルの拠出金を年金基金に拠出していない。

その他の引当金

その他の引当金は、過去の事象の結果として生じ、将来の経済的便益の流出をもたらすと予測され、かつその金額が信頼性のある方法で測定できる、報告日現在で存在する、第三者に対するあらゆる法的債務及びみなし債務に関して認識される。それらは、債務を清算するために必要な支出についての最善の見積額で計上されている不確実な債務を表している。期限まで1年以上ある引当金は、地域及び債務が清算されるまでの期間を反映した市場金利で割引かれる。当会計年度に使用された割引率は、-0.30パーセントから10.00パーセント（前年度：0.00パーセントから7.75パーセント）の間であった。金利の変動に起因する影響は、金融収益純額／金融費用純額において認識される。

再編引当金は、詳細かつ正式な再編計画が立案され、影響を受ける者に対して知らされた場合にのみ、上記の認識に関する基準に従い、設定される。

保険契約準備金（保険）には、主に未払保険準備金及びIBNR（損害を被っているものの届出をしていない請求）準備金が含まれている。未払保険準備金は、当社に対し報告がなされているものの支払いが完了していない実際の請求又は請求が予定される既知の事故に関連する債務の見積りを表している。未払保険準備金は、当社又は当社の元受保険者によって実行された個々の請求に対する評価に基づいている。IBNR準備金は、報告日以前に発生しているが、当社には報告されていない事故に関連する債務の見積りを表している。IBNR準備金には、未払保険準備金の決済の際の潜在的なミスへの引当金も含まれている。当社は、保険数理法を用いて、最終的な損失債務の査定を自ら実施しており、当社の見積りの妥当性を確認するため独立した保険数理調査をも毎年委託している。

金融負債

金融負債は最初の認識時に、公正価値から取引費用を差し引いて計上される。効率的で流動性の高い市場で算定される価格、若しくは当グループ内で展開されている財務リスク管理システムを用いて算定される公正価値が、公正価値であると考えられている。その後の期間において、金融負債は償却原価で測定される。受け取った金額と返済される金額との差額は、実効金利法を用い、当該貸付期間にわたって全て損益計算書において認識される。

リースに基づく金融負債の開示については、「リース」の項を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債

ドイツポスト・アーゲー株式に関する転換社債は、契約上の取り決めに従い、持分部分と負債部分に分割される。取引費用を差し引いた負債部分は、実効金利法を用いた社債期間中の利息を含めて、金融負債（社債）として計上される（時間の経過による割引分）。特定の株価が達成された場合においてドイツポスト・アーゲーが早期に償還することを可能とするコールオプションの価額は、IAS第32号第31条に従い、負債として計上する。転換権は、持分デリバティブとして分類され、資本剰余金として計上される。帳簿価額は、負債部分につき別途算出される金額を、金融商品全体の公正価値から控除することに起因する残存価額を転換権に移転することにより算出される。取引費用は、按分して控除される。

負債

買掛金及びその他の負債は、償却原価で計上される。買掛金の大半は1年未満の満期のものである。負債の公正価値は、おおよそ帳簿価額に相当する。

繰延税金

IAS第12号に準拠して、繰延税金はIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と個別の事業体の税務上の計上金額との間の一時差異について認識される。また、繰延税金資産は、予想される既存の税務上の繰越欠損金の将来の利用から生じる、実現の可能性が高い税額の控除の請求額を含んでいる。税金控除請求による回収可能性は、当グループの見込みから派生する各事業体の収益見込に基づき判断され、全ての税金調整を考慮する。計画スパンは5年である。

繰延税金資産又は負債は、IAS第12号第24(b)項及びIAS第12号第15(b)項に準拠して、ドイツポスト・アーゲーのIFRSに基づく財務書類上の帳簿価額と税務上の計上金額との間に一時差異がある場合のみ認識されたが、この差異は1995年1月1日以降に生じた差異に限定された。繰延税金資産及び負債は、1995年1月1日現在のドイツポスト・アーゲーの期首の税務報告用の帳簿価額との初期差異から生じた一時差異については、認識しない。税務上の繰越欠損金に係る繰延税金に関する更なる詳細については、注記28を参照のこと。

IAS第12号に準拠して、繰延税金資産及び負債は個別の国々において報告日に適用可能な税率又は繰延税金資産及び負債が実現する時点の公表税率を使用して算定される。ドイツ国内のグループ会社に応用された税率は、変わらず30.5パーセントであった。当該税率は、法人税率に統一割増税並びに異なる営業税率の平均税率として計算される営業税率を加えたものである。海外のグループ会社においては、繰延税金項目を算定するにあたり個別の法人税率を使用する。海外の会社に応用された法人税率は38パーセント（前年度：38パーセント）に上る。

法人所得税

法人所得税資産及び法人所得税負債は、発生する可能性が高い場合に認識される。これらは、税務当局から受け取る予定の払戻額又は税務当局に対し支払われる予定の支払額を基準に測定される。発生する可能性が高いとの理由で不確実な税金項目が認識された場合、当該項目は最も可能性の高い額で測定される。税金関連の罰金は、法人所得税債務の算出に含まれる場合、課税標準額及び／又は税率に含まれるため、法人所得税において認識される。法人所得税資産及び法人所得税負債は、全て流動項目であり、取崩しまでの期間は1年未満である。

偶発債務

偶発債務は、企業が完全にコントロールすることができない、1つ又は複数の不確実な将来の事象の発生又は不発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務を表している。偶発債務は、経済的便益を具体化する資金の流失をもたらさないもの、又は経済的便益を具体化する資金の流失額が十分に信頼性のある方法で測定できない特定の債務も含んでいる。IAS第37号に準拠し、偶発債務は貸借対照表に認識されていない。注記44を参照のこと。

(8) 会計方針を適用する際の判断

IFRSに基づく連結財務諸表の作成には、経営陣による判断が求められる。全ての見積りは、継続的に再評価され、過去の実績及び一定の状況の下で合理的と考えられる将来の事象に関する予想に基づいている。例えば、これは売却目的で保有する資産の場合に妥当する。この場合、経営陣は当該資産が現況のままで売却可能か、さらに売却はほぼ確実かを判断しなければならない。そのような場合には、当該資産及び関連する負債は、売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債として測定及び認識されなければならない。

経営陣による見積り及び評価

IFRSに準拠して連結財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額、収益と費用の金額、及び偶発債務に関連する開示内容に影響を及ぼすかもしれない仮定及び見積りを行うことを求められる。仮定、見積り及び経営判断が行われる分野の例として、年金及びこれに類する債務に対する引当金の認識、減損テスト及び取得価額の配分に対する割引キャッシュ・フローの算出、税金及び訴訟がある。当グループの確定給付型年金制度に関連する前提の詳細については、注記37を参照のこと。

当グループは世界規模で営業活動を行っており、各地の税法の適用を受ける。経営陣は、関係各国における当期の税金及び繰延税金を算出する際に、その判定を行うことができる。経営陣は、本来的に不確実な税金事項に関して合理的な見積りをしてきたと考えているが、こうした不確実な税金事項に関する実際の結果が当初の見積りに厳密に一致することは保証できない。実際の事象と見積りとの間の差異は、問題が最終的に解決するまでの期間の税金負債及び繰延税金に影響を及ぼす可能性がある。予定した課税所得についての見積り又は現行税法の改正により、将来実現可能な税務上の利益の範囲が制限される場合には、繰延税金資産として認識した金額は減額される場合がある。

のれんは企業結合の結果として、通常は当グループの貸借対照表に計上される。取得が連結財務諸表で当初認識される場合、識別可能資産、負債、及び偶発債務は全て取得日現在のそれぞれの公正価値で測定される。その際に必要な重要な見積りの一つとして、これら資産及び負債の取得日現在の公正価値を算定することがある。土地、建物、及び事務用機器は通常、それぞれの専門家による評価を受け、活発な市場がある有価証券は市場価格で認識される。取得の過程で無形固定資産が識別される場合には、その測定は無形固定資産の種類及びその公正価値を算定する上での複雑性に依拠して、独立した外部の鑑定専門家の意見に基づいて行われ得る。独立の専門家は、通常、将来の予想キャッシュ・フローに基づいて適切な評価手法を用いて公正価値を算定する。こうした評価額は、将来のキャッシュ・フローの推移に関する仮定だけではなく、使用される割引率にも強く影響を受ける。

のれんの減損テストは将来に関する仮定に基づいて実施される。当グループでは年1回及びのれんに減損が発生している兆候がある場合にはいつでも減損テストが実施される。その後、CGUの回収可能金額が算出されなければならない。CGUの回収可能金額は売却費用控除後の公正価値と使用価値とのいずれか高い方の金額とする。使用価値を算定するには、予測将来キャッシュ・フロー及び適用される割引率に関して仮定及び見積りを行うことが求められる。経営陣は、回収可能金額算出のためになされた仮定は適切なものであると考えているが、これらの仮定に予期できない変動（例えば、EBITマージンの減少、資産に関する費用の増加、長期成長率の低下等）が起こった場合には、当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に悪影響を及ぼし得る減損損失が発生する場合がある。

当グループが関係している係争中の訴訟については注記45に記載されている。こうした訴訟の結果は当グループの純資産、財政状態、及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣はこうした訴訟に関して入手可能な最新の情報を定期的に分析し、予想される訴訟費用を含め発生し得る負担に対する引当金を認識している。こうした評価には社内外の法律顧問も加わっている。引当金の必要性の決定に際して、経営陣は不利な結果となる可能性や負担額が十分に信頼できる方法で見積られているかを考慮に入れている。当グループに対して訴訟が提起され若しくは支払請求がなされている、又は訴訟に関して注記で開示されているからといって、必ずしも引当金に関連するリスクについて認識されるというわけではない。

気候変動により、当グループの純資産、財政状態及び経営成績に関する不確実性及びリスクが生じる可能性がある。都心部に対する航空輸送やアクセスに関する制限を含む、気候変動に対処するための法による追加規制が今後数年間のうちに課されることが予想されている。場合によっては、上記により当社の既存のビジネスモデル及び最適な形で営業を行う当社の能力にも影響が及ぶ可能性がある。

仮定及び見積りは全て報告日現在の実勢及び評価に基づいている。今後の事業展開を展望するため、当グループが事業展開している分野や地域の今後の経済環境についても、同日現在で現実的な評価がなされた。統合された経営報告書「予想される成長、機会及びリスク」を参照のこと。当該経済要因が仮定とは異なる展開となる場合には、実際の金額は見積額と異なる場合もある。そうした場合には、仮定や、必要であれば関連する資産及び負債の帳簿価額も適宜調整される。

連結財務諸表の作成日現在で仮定及び見積りに関して重大な変更が必要となる兆候はなく、したがって入手可能な最新の情報に従えば、財務諸表で認識されている資産及び負債の帳簿価額について2022会計年度に重大な調整はなされないと予想される。

(9) 連結方法

連結財務諸表は、統一された会計方針に従って2021年12月31日現在で作成された、ドイツポスト・アーゲー並びにその連結財務諸表に含まれる子会社、持分法が適用される共同支配事業及び投資先のIFRS適用の財務書類に基づいている。

連結財務諸表に含まれる子会社に関する取得の会計処理は、パーチェス法を用いて行われる。取得費用は処分資産、発行された資本性金融商品及び引き受けた負債の取引日における公正価値に相当する。取得関連費用は、費用計上される。条件付対価は、当初の連結日における公正価値にて認識される。

共同支配事業の資産及び負債、並びに収益及び費用は、IFRS第11号に従い、当該事業に保有する持分比率に応じて連結財務諸表に計上される。共同支配事業の資産及び負債の持分、並びにのれんの認識及び測定は、子会社の連結に対して適用される方法と同様の方法を使用する。

IAS第28号に従い、親会社が重要な影響を及ぼす共同支配事業及び会社（関連会社）は、パーチェス法を用いて持分法で会計処理される。全てののれんは、持分法が適用される投資に基づき認識される。

段階取得の場合、過去に保有した持分部分は、取得日において適用される公正価値において再算定され、その結果である収益又は損失は、損失計算書において認識される。

当グループ内の売上高、その他の営業収益及び費用、並びに連結され又は比例連結される会社間の受取債権、負債及び引当金は消去される。第三者への売上高によって実現されたもの以外の当グループ内の商品引渡し及びサービスにより生じる会社間の利益又は損失は消去される。持分法が適用される投資先との事業取引から生じる未実現の損益は、比例配分で消去される。

[次へ](#)

セグメント別報告の開示

(10) セグメント別報告

事業部別セグメント情報

(単位：百万ユーロ)

	エクスプレス		グローバル・フォワーディング グ/フレート ⁽¹⁾		サプライ・チェーン ⁽¹⁾	
自1月1日 至 12月31日	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	18,722	23,704	14,784	21,553	12,457	13,760
内部売上高	413	513	1,029	1,280	92	104
売上高合計	19,135	24,217	15,813	22,833	12,549	13,864
利息支払前税引前利益 (EBIT)	2,751	4,220	592	1,303	424	705
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益/損失	3	-2	-2	-1	1	2
セグメント別資産	16,263	18,806	8,901	11,536	7,889	8,386
内、持分法が適用さ れる投資	24	6	19	20	14	15
セグメント別負債	4,224	5,233	3,296	5,012	2,912	3,505
セグメント別純資産	12,039	13,573	5,605	6,524	4,977	4,881
資本的支出(取得資 産)	1,428	1,707	104	132	351	483
資本的支出(使用権 資産)	974	1,246	207	215	973	667
資本的支出合計	2,402	2,953	311	347	1,324	1,150
減価償却費及び償却 費	1,383	1,511	246	245	849	756
減損損失	0	0	0	0	71	0
減価償却費、償却費及 び減損損失合計	1,383	1,511	246	245	920	756
その他の現金を伴わな い収益(-)及び費用(+)	527	524	90	158	234	245
従業員数(単位：人) ⁽³⁾	99,365	108,896	42,240	42,348	159,288	167,666

(単位：百万ユーロ)

	eコマース・ソリューション		ポスト・アンド・パーセル・ ジャーマニー		グループ・ファンクション	
自1月1日 至 12月31日	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	4,692	5,792	15,983	16,895	79	44
内部売上高	137	136	472	550	1,531	1,750
売上高合計	4,829	5,928	16,455	17,445	1,610	1,794
利息支払前税引前利益 (EBIT)	158	417	1,592	1,747	-669	-413
内、持分法が適用さ れる投資からの純収 益/損失	-35	0	0	0	-2	33

セグメント別資産	1,878	2,212	6,188	6,902	5,267	5,645
内、持分法が適用される投資	0	0	0	0	17	71
セグメント別負債	717	876	2,716	2,631	1,567	1,718
セグメント別純資産	1,161	1,336	3,472	4,271	3,700	3,927
資本的支出（取得資産）	141	245	590	883	385	445
資本的支出（使用権資産）	143	178	14	14	448	760
資本的支出合計	284	423	604	897	833	1,205
減価償却費及び償却費	164	179	329	334	753	744
減損損失	5	0	0	0	31	0
減価償却費、償却費及び減損損失合計	169	179	329	334	784	744
その他の現金を伴わない収益(-)及び費用(+)	60	5	359	302	209	51
従業員数(単位：人) (3)	29,819	32,099	158,889	164,429	12,607	12,641

(単位：百万ユーロ)

	連結 ^{(1) (2)}		グループ ⁽¹⁾	
自1月1日 至 12月31日	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	-1	-1	66,716	81,747
内部売上高	-3,674	-4,333	0	0
売上高合計	-3,675	-4,334	66,716	81,747
利息支払前税引前利益 (EBIT)	-1	-1	4,847	7,978
内、持分法が適用される投資からの純収益 / 損失	1	0	-34	32
セグメント別資産	-80	-72	46,306	53,415
内、持分法が適用される投資	-1	-1	73	111
セグメント別負債	-62	-53	15,370	18,922
セグメント別純資産	-18	-19	30,936	34,493
資本的支出（取得資産）	0	0	2,999	3,895
資本的支出（使用権資産）	0	0	2,759	3,080
資本的支出合計	0	0	5,758	6,975
減価償却費及び償却費	-2	-2	3,722	3,767
減損損失	1	1	108	1
減価償却費、償却費及び減損損失合計	-1	-1	3,830	3,768
その他の現金を伴わない収益(-)及び費用(+)	-1	0	1,478	1,285
従業員数(単位：人) (3)	-1	0	502,207	528,079

(1) 過年度の数値は調整済み。注記4を参照のこと。

(2) 四捨五入。

(3) 平均値(FTE：常勤従業員相当数)。

地理的地域に関する情報

(単位：百万ユーロ)

	ドイツ		ヨーロッパ ⁽¹⁾ (ドイツを除く。)		アメリカ大陸	
自1月1日 至12月31日	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	19,814	21,554	18,922	23,740	12,993	17,487
非流動資産	10,093	11,043	10,526	11,308	7,782	8,943
資本的支出	1,707	2,347	1,409	1,746	1,887	2,085

	アジア・太平洋地域		中東／アフリカ		グループ ⁽¹⁾	
自1月1日 至12月31日	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	12,260	15,736	2,727	3,230	66,716	81,747
非流動資産	4,817	5,213	599	686	33,817	37,193
資本的支出	615	606	140	191	5,758	6,975

⁽¹⁾ 過年度の数値は調整済み。注記4を参照のこと。

(10.1) セグメント別報告の開示

ドイツポストDHLグループは、2021会計年度における5事業部の事業セグメントについて報告する。これらの事業部は、提供される商品及びサービス並びに関係するブランド、流通経路及び顧客プロファイルに従い、責任あるセグメントによって独自に管理されている。事業体の各事業部は、ドイツポストDHLグループの最高経営陣に対して直接報告を行う最終責任を負うセグメント・マネージャーが置かれていることに基づき、セグメントとして定義される。

外部売上高とは、事業部で生じたグループ外の第三者からの売上高をいう。内部売上高とは、他の事業部から生じた売上高をいう。当グループ内で内部的に提供される既存のサービス又は製品に関して比較可能な市場価格がある場合は、これらの市場価格又は時価相当額が移転価格（アームズ・レングス原則）として使用される。市場性のないサービスに関する移転価格は一般に増分原価に基づいている。

ITサービス・センターにおいて提供されたサービスに係る費用は、その発生元別に事業部に配賦される。ドイツポスト・アーゲーの全国的な郵便サービス義務（全国の小売店舗網、毎営業日の配達）から生じる追加費用及びブンデスポストの法的な承継人としてその報酬制度を引き継ぐ義務から生じる追加費用は、ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部に配賦される。

内部報告に即して、資本的支出が開示される。のれん抜きが無形固定資産及び有形固定資産（使用権資産を含む。）に係る「追加」は、資本的支出数値として報告される。減価償却費、償却費及び減損損失は、各事業部に配賦されたセグメント資産に関連する。その他の現金を伴わない収益及び費用は、主に引当金を評価するための費用に関連する。

当グループの営業事業部の収益性は、利息支払前税引前利益（EBIT）として測定される。

(10.2) 事業部別セグメント

当グループの主要な組織構造を反映させるため、基本的な報告形式は事業部をベースにしている。当グループは、以下の事業部に区分される。

エクスプレス事業部

エクスプレス事業部は、法人顧客及び個人顧客に対し、時間指定配達及び速達サービスを提供している。エクスプレス事業部は、ヨーロッパ、中東及びアフリカ、アメリカ大陸並びにアジア・太平洋地域の地域別に構成される。

グローバル・フォワーディング/フレート事業部

グローバル・フォワーディング/フレート事業部は、国際的な航空、海上及び陸上貨物運送サービスから成っている。グローバル・フォワーディング/フレート事業部は、グローバル・フォワーディング業務部及びフレート業務部で構成される。

サプライ・チェーン事業部

サプライ・チェーン事業部は、倉庫保管、輸送及び付加価値サービスを含む世界的に標準化されたモジュール式コンポーネントに基づき、顧客に対しカスタマイズされたサプライ・チェーン・ソリューションを提供している。当事業部は、ヨーロッパ、中東及びアフリカ、アメリカ大陸並びにアジア・太平洋地域で構成される。

eコマース・ソリューション事業部

eコマース・ソリューション事業部は、当グループの国際的な小包配達事業の拠点である。主要な事業活動は、ヨーロッパ、米国及びアジアの一部の国における国内小包配達並びに非期日指定国際サービスである。

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部

ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部は、ドイツ国内外において文書及び商品の輸送、仕分け及び配達を行う。その業務部は、ポスト・ジャーマニー業務部、パーセル・ジャーマニー業務部及び国際業務部という名称で呼ばれている。

上記の報告対象のセグメントに加え、セグメント報告は、以下の区分によって構成される。

グループ・ファンクション

グループ・ファンクションは、コーポレート・センター、国際事業サービス（GBS）及び顧客ソリューションズ・アンド・イノベーション（CSI）を含む。GBSにより生じた損益は、事業部セグメントに配賦されるが、その資産及び負債は、GBSに留まる（非対称的配賦）。

連結

事業部に関するデータは、事業部内取引の連結後に表示される。事業部間取引については、「連結」欄において削除されている。

(10.3) 地理的地域に関する情報

当グループは、ドイツ、ヨーロッパ（ドイツを除く。）、アメリカ大陸、アジア・太平洋地域並びに中東及びアフリカにおいて主に活動する。外部売上高、非流動資産、及び資本的支出は、これらの地域について開示される。売上高、資産及び資本的支出は、報告する事業体の所在に基づき各地域に配賦される。非流動資産は、無形固定資産、有形固定資産及びその他非流動資産（年金資産を除く。）から構成される。

(10.4) セグメント別数値から連結の数値への調整

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総資産をセグメント別の資産に調整したものを表している。金融資産に係る部分、法人所得税資産、繰延税金、現金及び現金同等物並びにその他の資産は除かれている。

セグメント別資産への調整

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
資本及び負債合計	55,307	63,592
投資不動産	-12	-48
長期金融資産	-579	-1,006
その他の非流動資産	-20	-421
繰延税金資産	-2,390	-1,943
法人所得税資産	-209	-230
受取債権及びその他の流動資産	-10	-9
短期金融資産	-1,299	-2,989
現金及び現金同等物	-4,482	-3,531
セグメント別資産	46,306	53,415
内、グループ・ファンクション	5,267	5,645
内、報告対象セグメント合計	41,119	47,842
内、連結 ⁽¹⁾	-80	-72

⁽¹⁾四捨五入。

以下の表は、ドイツポストDHLグループの総負債をセグメント別の負債へ調整したものを表している。引当金及び負債、法人所得税負債並びに繰延税金に係る部分は除かれている。

セグメント別負債への調整

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
資本及び負債合計	55,307	63,592
資本金	-14,078	-19,499
連結負債	41,229	44,093
長期引当金及び非流動負債	-22,237	-21,513
短期引当金及び流動負債	-3,622	-3,658
セグメント別負債	15,370	18,922
内、グループ・ファンクション	1,567	1,718
内、報告対象セグメント合計	13,865	17,257
内、連結	-62	-53

以下の表は、セグメント別数値を損益計算書へ調整したものを表している。

損益計算書への調整

(単位：百万ユーロ)

	報告対象セグメント 合計 ⁽¹⁾		グループ・ファンク ション		グループ/連結 への調整 ^{(1) (2)}		連結の数値 ⁽¹⁾	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
外部売上高	66,638	81,704	79	44	-1	-1	66,716	81,747
内部売上高	2,143	2,583	1,531	1,750	-3,674	-4,333	0	0
総売上高	68,781	84,287	1,610	1,794	-3,675	-4,334	66,716	81,747
その他の営業収益	1,983	2,236	1,637	1,607	-1,525	-1,552	2,095	2,291
棚卸資産及び自社製 造資産の増減	248	214	43	134	1	0	292	348
材料費	-36,297	-46,955	-1,195	-1,325	3,788	4,383	-33,704	-43,897
人件費	-21,175	-22,778	-1,068	-1,112	9	11	-22,234	-23,879
減価償却費、償却費 及び減損損失	-3,047	-3,025	-784	-744	1	1	-3,830	-3,768
その他の営業費用	-4,943	-5,586	-910	-800	1,399	1,490	-4,454	-4,896
持分法が適用される 投資からの純損益	-33	-1	-2	33	1	0	-34	32
利息支払前税引前利 益(EBIT)	5,517	8,392	-669	-413	-1	-1	4,847	7,978
財務費用純額							-676	-619
税引前利益							4,171	7,359
法人所得税							-995	-1,936
連結当期純利益							3,176	5,423
内、ドイツポスト・ アーゲー株主 へ帰属							2,979	5,053
内、非支配株主へ 帰属							197	370

⁽¹⁾ 過年度の数値は調整済み。⁽²⁾ 四捨五入。

損益計算書の開示

(11) 業務部別の売上高

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
エクスプレス	18,722	23,704
グローバル・フォワーディング/フレート	14,784	21,553
グローバル・フォワーディング ⁽¹⁾	11,368	17,795
フレート	3,416	3,758
サプライ・チェーン ⁽¹⁾	12,457	13,760
eコマース・ソリューション	4,692	5,792
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー	15,983	16,895
ポスト・ジャーマニー	7,986	7,952
パーセル・ジャーマニー	5,885	6,756

国際	1,944	2,036
その他	168	151
グループ・ファンクション / 連結	78	43
売上高合計	66,716	81,747

(1)過年度の数値は調整済み。注記4を参照のこと。

合計額には、過年度に清算された45百万ユーロ（前年度：12百万ユーロ）の履行義務から生じた売上高が含まれる。

地理的地域への売上高の配賦は、セグメント別報告に示されている。

(12) その他の営業収益

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
為替差益	294	336
保険収入	268	301
引当金の戻入益	191	274
負債の再測定より生じた収益	160	195
オペレーティング・リース収益	110	130
手数料及び補償より生じた収益	110	112
補助金	177	96
資産の処分より生じた収益	49	85
サブリース収益	65	74
過年度請求に係る収益	53	61
損失補填収益	36	30
負債の認識の中止に係る収益	25	25
償却債権取立益	18	18
受取債権及びその他の資産の減損損失の戻入益	3	16
デリバティブより生じた収益	46	6
雑収入	490	532
合計	2,095	2,291

引当金の戻入益の増加は、とりわけ、早期退職制度及び保険関連項目に関連している。

オペレーティング・リース収益は、航空機の貨物倉のリースに主に起因している。

前年度において、英国においてロックダウン措置が講じられた結果、人件費について政府補助金収入が増加した。

雑収入には、より小さい個別の項目が多数含まれる。

(13) 棚卸資産及び自社製造資産の増減

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
棚卸資産の増減—費用（-） / 収益（+）	74	66

自社製造資産	218	282
合計	292	348

棚卸資産の増減は、主に不動産開発プロジェクトに起因している。自社製造資産の増加は、主に、当グループ会社向けのストリートスクーターの電気自動車の生産に起因している。

(14) 材料費

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販目的購入商品に係る費用		
航空機燃料費	1,012	1,833
燃料費	664	762
包装材料	345	401
再販目的購入商品	469	302
スペアパーツ及び修理材料	132	150
事務用消耗品	101	96
その他の費用	365	250
	3,088	3,794
購入サービス費		
輸送費 ⁽¹⁾	24,173	32,434
臨時社員費及び勤務費用	2,106	2,559
修繕費	1,470	1,586
ITサービス費	633	773
リース費用		
短期リース	490	506
リース（付随費用）	101	110
少額資産のリース	60	74
変動リース料	17	21
支払手数料	608	637
その他の購入サービス費	958	1,403
	30,616	40,103
材料費	33,704	43,897

⁽¹⁾ 過年度の数値は調整済み。注記4を参照のこと。

材料費の増加は、主にグローバル・フォワーディング/フレート事業部における輸送コストの上昇及びエクスプレス事業部における航空機燃料費の増加に起因している。

原材料、消耗品及び貯蔵品並びに再販目的購入商品に係る費用に含まれるその他の費用のうち、合計103百万ユーロ（前年度：106百万ユーロ）は、電気自動車の生産に関連している。

その他の費用の項目には、さらに多数の個別の項目が含まれる。

(15) 人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
賃金、給与及び報酬	17,701	18,987
社会保険料	2,705	2,921
退職給付費用	944	1,031
その他従業員給付費用	884	940
人件費	22,234	23,879

人件費は、主として賃金、給与、報酬及びその他当会計年度中に当グループの従業員の役務提供の対価として支払った給付全てに関連するものである。増加は、主に給与の増加及び新規雇用によるものであった。前年度と同様に、早期退職制度について40百万ユーロ（前年度：108百万ユーロ）の追加費用も発生した。

賃金、給与及び報酬は、前年度と同様、過去数ヶ月間における勤務に対する報酬として各従業員に対して支払われた300ユーロの特別賞与を含み、これにより165百万ユーロ（前年度：163百万ユーロ）の追加費用が発生した。

社会保険料は、とりわけ社会保険への雇用主負担の法定拠出金に関連している。

退職給付費用には、確定給付型退職年金制度に関連する勤務費用が含まれている。これらの費用には、347百万ユーロ（前年度：376百万ユーロ）に上るドイツ国内の公務員向け確定拠出型年金制度への拠出金、及び総額410百万ユーロ（前年度：352百万ユーロ）に上る当グループの時間給労働者及び給与制従業員に対する確定拠出型年金制度への拠出金も含まれている。注記7を参照のこと。退職給付費用の増加に関する情報については、注記37を参照のこと。

従業員のグループ別に分類された当グループの報告期間の平均従業員数は以下のとおりであった。

従業員

(単位：人)

	2020年	2021年
総従業員数（年平均）		
時間給労働者及び給与制従業員	518,277	547,889
公務員	23,611	21,203
研修生	5,240	4,955
合計	547,128	574,047
平均常勤従業員⁽¹⁾		
12月31日現在	526,896	548,042
年平均	502,207	528,079

⁽¹⁾ 研修生を含む。

当会計年度において取得又は売却された会社の従業員については、取得後又は売却前の期間について按分したものが含まれている。2021年12月31日現在で、連結財務諸表に含まれる共同支配事業の常勤従業員相当数は、持分割合で按分すると、527名に上る（前年度：422名）。

(16) 減価償却費、償却費及び減損損失

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
無形固定資産の償却費及び減損損失（のれんを除く。） 内、減損損失：0（前年度：3）	203	201
取得した有形固定資産の減価償却費及び減損損失 内、減損損失：0（前年度：19） 土地及び建物	224	235
技術設備及び機械	381	401
輸送設備	289	311
航空機	384	459
IT設備	149	147
営業用及び事務用機器	104	95
	1,531	1,648
使用権資産の減価償却費及び減損損失 内、減損損失：0（前年度：73） 土地及び建物	1,494	1,347
技術設備及び機械	45	43
輸送設備	229	223
航空機	310	296
IT設備	1	1
投資不動産	4	9
	2,083	1,919
のれんの減損	13	0
減価償却費、償却費及び減損損失	3,830	3,768

当会計年度に関する減損損失は様々な種類の資産にわたって発生し、その各々の四捨五入後の額は1百万ユーロ以下であった。前年度に関する108百万ユーロの減損損失については、セグメント別報告を参照のこと。当該減損損失は、主にパンデミック中のロックダウン措置から生じた負の影響並びに取得した有形固定資産及び使用権資産に関連している。のれんの減損は、ストリートスクーターGmbHの再編に起因している。

[次へ](#)

(17) その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
清掃及び警備サービスの購入費用	475	568
保証費用、払戻し及び補償金の支払	515	482
広告宣伝費及び広報費用	331	433
その他の事業税	306	322
為替差損	308	321
事務用消耗品	208	247
交通費及び研修費	225	244
通信費	211	225
評価減及び再測定	189	218
保険費用	186	204
通関関連手数料	165	196
連邦郵便通信庁によるサービス	162	166
コンサルティング費用（税務に関する助言を含む。）	103	139
交際費及び福利厚生費	102	126
金融取引費用	82	107
任意の社会給付	78	89
資産の処分より生じた費用	102	86
拠出金及び手数料	65	79
支払手数料	66	76
訴訟顧問費用	63	75
監査費用	32	33
寄附金	27	28
過年度分の請求による費用	19	16
デリバティブより生じた費用	8	5
雑費	426	411
合計	4,454	4,896

清掃及び警備サービスの購入費用の増加は、COVID-19パンデミックによって拡大された安全対策に起因するものであった。

広告宣伝費及び広報費用は、世界的なブランドキャンペーン等の理由により増加した。

法人所得税以外の税金は関連費用項目に計上することが一般的であるが、関連する項目を特定することができない場合はその他の営業費用に計上される。

雑費には、細かい個別出費が多数含まれる。

(18) 金融費用純額

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
金融収益		
受取利息	74	101
金融資産の公正価値の変動に係る収益	127	80
その他の金融収益	19	10
	220	191
金融費用		
引当金の時間の経過による割引分より生じた支払利息	-89	-46
リースの支払利息	-394	-383
その他の支払利息	-151	-142
金融資産の公正価値の変動に係る損失	-145	-107
その他の金融費用	-59	-68
	-838	-746
為替差損益	-58	-64
金融費用純額	-676	-619

受取利息のうち、16百万ユーロはファイナンス・リース受取債権から生じた収益に関連している。

実効金利法の適用に起因する社債の時間の経過による割引分により生じた費用は、12百万ユーロ（前年度：13百万ユーロ）に及んだ。

受取利息及び支払利息は、純損益を通じて公正価値で測定されなかった金融資産及び負債から生じるものである。

年金引当金純額の時間の経過による割引分から生じた支払利息の詳細は、注記37を参照のこと。支払利息におけるプラスの影響は、その他の長期引当金に関する割引率の変更によるものであった。

(19) 法人所得税

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
当期法人所得税費用	-870	-1,459
当期法人所得税還付	12	47
	-858	-1,412
一時差異より生じた繰延税金収益	28	13
繰越欠損金より生じた繰延税金費用	-165	-537
	-137	-524
法人所得税	-995	-1,936

税引前連結当期純利益及び予想される法人所得税費用に基づく、実効法人所得税費用への調整は、以下のとおりである。

調整

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
法人所得税引前の利益	4,171	7,359
予想される法人所得税	-1,272	-2,244
初期差異にかかる認識されない繰延税金資産	9	1
繰越欠損金及び一時差異にかかるドイツのグループ会社の認識されない繰延税金資産	45	19
繰越欠損金及び一時差異にかかる外国のグループ会社の認識されない繰延税金資産	253	241
過年度の当期税金への影響額	-16	-13
非課税収益及び控除不能費用	-115	-194
外国会社の税率差異	101	254
法人所得税	-995	-1,936

初期差異として認識されない繰延税金資産の差異は、1995年1月1日における、ドイツポスト・アーゲーの期首の税務上の帳簿価額とIFRS適用の財務諸表上の帳簿価額との差異によるものである（初期差異）。IAS第12号第15（b）項及びIAS第12号第24（b）項に基づき、当グループはこれらの主に有形固定資産並びに年金引当金及びこれに類する債務に関連する一時差異に基づく繰延税金資産を認識しなかった。2021年12月31日現在、IFRSを適用した財務諸表の当初帳簿価額（累積償却費又は減価償却費控除後）と課税標準額との一時差異は107百万ユーロ（前年度：109百万ユーロ）であった。

繰越欠損金及び一時差異として認識されないドイツのグループ会社の繰延税金資産による影響は、主にドイツポスト・アーゲー及びその連結納税グループの会社に関連している。繰越欠損金及び一時差異として認識されない外国会社の繰延税金資産による影響は、主としてアメリカ大陸地域に関連している。

繰越欠損金及び一時差異として認識されない繰延税金資産の影響額7百万ユーロ（前年度：8百万ユーロ）は、以前繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金及び一時差異の利用による実効法人所得税費用の減少に関連している。さらに、繰延税金費用が323百万ユーロ（前年度：368百万ユーロ）減少したが、これは、過年度に繰越欠損金と認識されなかった繰延税金資産を認識したこと及び過年度における削減可能な一時差異を認識したことによるものであり、主にアメリカ大陸地域に起因している。認識されない繰延税金資産による影響額は、4百万ユーロ（前年度：5百万ユーロ）であり、これは繰延税金資産について認識される評価引当金によるものである。認識されなかった繰延税金資産によるその他の影響額は、主に繰延税金資産が認識されなかった繰越欠損金に関連している。

前年度又は当期に損失を報告した会社について、34百万ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に計上された。これは、税務対策により、税金資産の実現がほぼ確実なためである。

2021会計年度において、英国の税率の変更によって52百万ユーロの繰延税金費用が生じた。その他の外国の課税管轄地域における税率の変更は重大な影響をもたらさず、国内の当グループ会社において何らの影響も生じなかった。

実効法人所得税費用には、ドイツ会社及び外国会社の過年度の税金費用13百万ユーロ（税金費用）（前年度：税金費用16百万ユーロ）が含まれる。

以下の表は、その他の包括利益に対する税効果を表している。

その他の包括利益

(単位：百万ユーロ)

	税引前	法人所得税	税引後
--	-----	-------	-----

2021年			
年金引当金純額の再測定による増減	2,005	-78	1,927
ヘッジ剰余金	29	-6	23
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	16	-1	15
為替換算調整勘定	925	0	925
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	6	0	6
その他の包括利益	2,981	-85	2,896
2020年			
年金引当金純額の再測定による増減	-1,087	80	-1,007
ヘッジ剰余金	-18	6	-12
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	-5	0	-5
為替換算調整勘定	-954	0	-954
持分法が適用される投資のその他の包括利益における持分	-8	1	-7
その他の包括利益	-2,072	87	-1,985

(20) 一株当たり利益

IAS第33号「一株当たり利益」に基づき、基本的一株当たり利益は、連結当期純利益を加重平均発行済株式数で割ることで算定される。発行済株式は、保有自己株式を差引いた資本金に関連している。2021会計年度における基本的一株当たり利益は4.10ユーロ（前年度：2.41ユーロ）であった。

基本的一株当たり利益

	2020年	2021年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,979	5,053
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,236,900,096	1,232,451,264
基本的一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.41	4.10

希薄化後一株当たり利益

	2020年	2021年
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する連結当期純利益 (単位：百万ユーロ)	2,979	5,053
(プラス) 転換社債に対する支払利息(単位：百万ユーロ)	8	8
(マイナス) 所得税(単位：百万ユーロ)	1	1
ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する調整済連結当期純利益(単位：百万ユーロ)	2,986	5,060
加重平均発行済株式数(単位：株)	1,236,900,096	1,232,451,264
潜在的に希薄化効果のある株式(単位：株)	28,591,660	29,645,735
希薄化後の利益に関する加重平均株式数(単位：株)	1,265,491,756	1,262,096,999
希薄化後一株当たり利益(単位：ユーロ)	2.36	4.01

希薄化後一株当たり利益を算出するにあたり、加重平均発行済株式数は、潜在的に希薄化効果のある全ての株式の数により調整される。これには、パフォーマンス・シェア・プラン及びシェア・マッチング・スキームにおける役員の株式所有権（2021年12月31日現在で11,678,092株；前年度：10,649,742株）及び2017年12月に発行された転換社債における転換権の行使によって発行することができる普通株の最大数が含まれている。ドイツポスト・アーゲー株主に帰属すべき連結当期純利益は、転換社債について支払った分増加した。

報告期間における希薄化後一株当たり利益は、4.01ユーロ（前年度：2.36ユーロ）であった。

(21) 一株当たり配当金

一株当たり1.80ユーロの配当金が2021会計年度に関して提案されている（前年度：1.35ユーロが支払われた）。配当金の分配についてのさらなる詳細は注記35を参照のこと。

[次へ](#)

貸借対照表の開示

(22) 無形固定資産

(22.1) 概要

(単位：百万ユーロ)

	内部創出の 無形固定資産	購入した 商標権	購入した 顧客リスト	その他の 購入した無形 固定資産	のれん	前払金及び 開発中の無形 固定資産	合計
取得原価							
2020年1月1日現在 残高	1,291	476	45	1,587	12,398	106	15,903
企業結合による追加	0	0	0	1	0	0	1
追加	39	0	0	62	0	132	233
組替え	58	0	0	76	0	-101	33
処分	-111	0	0	-125	0	-12	-248
為替差損益	-4	-26	-4	-36	-358	0	-428
2020年12月31日現在 / 2021年1月1日現在残高	1,273	450	41	1,565	12,040	125	15,494
追加	43	0	0	60	0	152	255
組替え	66	0	0	81	0	-110	37
処分	-73	0	0	-139	-14	-6	-232
為替差損益	4	30	2	33	392	1	462
2021年12月31日現在 残高	1,313	480	43	1,600	12,418	162	16,016
減価償却、償却及び減損損失							
2020年1月1日現在 残高	1,133	445	23	1,253	1,062	0	3,916
減価償却、償却及び減損 損失	67	0	4	129	0	0	200
減損損失	1	0	0	2	13	0	16
組替え	2	0	0	-2	0	1	1
処分	-102	0	0	-108	0	0	-210
為替差損益	-3	-23	-1	-27	-33	0	-87
2020年12月31日現在 / 2021年1月1日現在残高	1,098	422	26	1,247	1,042	1	3,836
減価償却、償却及び減損 損失	65	0	3	133	0	0	201
組替え	-1	0	0	1	0	0	0
処分	-59	0	0	-120	-13	0	-192
為替差損益	2	28	2	27	36	0	95
2021年12月31日現在 残高	1,105	450	31	1,288	1,065	1	3,940
2021年12月31日現在 の帳簿価額	208	30	12	312	11,353	161	12,076
2020年12月31日現在 の帳簿価額	175	28	15	318	10,998	124	11,658

前年度におけるのれんの減損は、専らストリートスクーターGmbHに関するものである。注記16を参照のこと。

購入したソフトウェア、特許権、工業所有権、ライセンス及びこれに類する権利並びに資産が、購入した無形固定資産に計上されている。内部創出の無形固定資産は、自社開発されたソフトウェアの開発費に関するものである。

(22.2) のれんのCGUへの配賦

IAS第36号に準拠した年次減損テストのため、当グループはその使用価値に基づいてCGUの回収可能金額を決定している。この決定は、まず税引き後資本コストと同一のレートで割引かれるフリー・キャッシュ・フローの予想額に基づいて行われる。税引き前割引率は複利で算定される。

(単位：百万ユーロ)

	2020年 12月31日	2021年 12月31日
エクスプレス事業部	3,895	3,910
グローバル・フォワーディング/フレート事業部		
グローバル・フォワーディング	3,858	4,072
フレート	278	279
サプライ・チェーン事業部	1,887	1,977
eコマース・ソリューション事業部	160	159
ポスト・アンド・パースル・ジャーマニー事業部	920	956
のれん合計	10,998	11,353

この予想キャッシュ・フローは、詳細なEBITの計画、減価償却及び償却 / 経営陣が採用した投資計画並びに正味運転資本額の変動に基づくものであり、内部的な過去のデータ及び外部のマクロ経済のデータを考慮に入れたものである。方法論的側面からいえば、この詳細な計画策定フェーズは2022年から2024年の3ヶ年計画の展望をカバーしている。計画は、2025年から先の付加価値を表す終身年金により補完される。これは、各CGUに関して別々に決定される、以下の表に示される長期成長率を用いて算定されている。下記の成長率は、経済の長期的な実質成長値、該当するセクターの成長予想、及び各CGUが属する国のインフレ長期予測に基づいている。予想キャッシュ・フローは、過去の実績及び予想される将来の一般的な市場傾向の双方を考慮に入れ算定される。さらにこの予想は、それぞれの地域的なサブ・マーケット及びグローバルな貿易における成長率、並びに物流の外部委託化傾向をも考慮に入れている。輸送網及びサービスに係るコスト予測も、使用価値に影響を及ぼす。減損テストに関する計画の重要な仮定は、終身年金のEBITマージンである。

税引き前資本コストは加重平均資本コストに基づいている。以下の表は、重要なCGUに使用される割引率（税引き前）及び終身年金の各ケースについて仮定された成長率を示している。

(単位：％)

	割引率		成長率	
	2020年	2021年	2020年	2021年
エクスプレス事業部	5.8	6.0	2.0	2.0
グローバル・フォワーディング/フレート事業部				
グローバル・フォワーディング	6.5	7.0	2.5	2.5
フレート	6.7	7.2	2.0	2.0
サプライ・チェーン事業部	6.5	7.0	2.5	2.5
eコマース・ソリューション事業部	6.6	7.2	1.5	1.5
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部	6.1	6.9	0.5	0.5

こうした仮定及びのれんが配賦されている各CGUについて実施した減損テストに基づいて、いずれのCGUも回収可能金額がその帳簿価額を上回っていることが確認された。2021年12月31日現在、いずれのCGUについてものれんの減損損失は認識されなかった。

減損テストを実施するにあたり、ドイツポストDHLグループは、IAS第36号第134項に従い重要なCGUについてEBITマージン、割引率及び成長率に関する感応度分析を行った。これらの分析（重要な評価パラメーターを、適切な範囲内で変更することを含む。）において、のれんの減損リスクは何ら示されなかった。

(23) 有形固定資産

使用権資産を含む有形固定資産の概要

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機械	ITシステム、営業用及び事務用機器	航空機	輸送設備	前払金及び開発中の資産	合計
取得原価							
2020年1月1日現在残高	15,516	6,385	2,529	5,312	3,793	1,759	35,294
企業結合による追加 ⁽¹⁾	16	9	2	83	1	11	122
追加	2,171	249	136	714	672	1,583	5,525
組替え	203	336	114	925	35	-1,647	-34
処分	-731	-217	-192	-383	-341	-30	-1,894
為替差損益	-503	-157	-94	-299	-89	-73	-1,215
2020年12月31日現在 / 2021年1月1日現在残高	16,672	6,605	2,495	6,352	4,071	1,603	37,798
企業結合による追加 ⁽²⁾	0	0	0	35	5	0	40
追加	2,428	240	125	719	738	2,470	6,720
組替え	360	520	129	881	101	-2,025	-34
処分	-1,457	-198	-335	-187	-355	-27	-2,559
為替差損益	330	124	61	343	64	49	971
2021年12月31日現在残高	18,333	7,291	2,475	8,143	4,624	2,070	42,936
減価償却、償却及び減損損失							
2020年1月1日現在残高	4,821	3,652	1,836	1,927	1,755	0	13,991
企業結合による追加 ⁽¹⁾	12	7	1	43	1	0	64
減価償却、償却及び減損損失	1,652	418	252	694	502	0	3,518
減損損失	66	7	2	0	17	0	92
組替え	1	1	-2	0	-4	2	-2
減損損失の戻入	-2	0	0	0	0	0	-2
処分	-466	-155	-180	-328	-273	0	-1,402

為替差損益	-188	-85	-64	-89	-42	0	-468
2020年12月31日現在 / 2021年1月1日現在残高	5,896	3,845	1,845	2,247	1,956	2	15,791
企業結合による追加 ⁽²⁾	0	0	0	8	5	0	13
減価償却、償却及び減損損失	1,582	444	243	755	534	0	3,558
減損損失	0	0	0	0	0	0	0
組替え	1	-15	8	0	12	-2	4
減損損失の戻入	-10	0	0	0	0	0	-10
処分	-757	-171	-325	-156	-306	0	-1,715
為替差損益	142	72	45	98	35	0	392
2021年12月31日現在残高	6,854	4,175	1,816	2,952	2,236	0	18,033
2021年12月31日現在の帳簿価額	11,479	3,116	659	5,191	2,388	2,070	24,903
2020年12月31日現在の帳簿価額	10,776	2,760	650	4,105	2,115	1,601	22,007

(1) 連結方法の変更。

(2) 共同支配事業による比例的な変動。

使用権資産の開示は注記41に記載されている。

前年度において、処分は、リース条件の修正及びリースの終了による使用権資産の処分に主に関連していた。2021会計年度において、処分の一部は、顧客契約に組み込まれていたサブリースを金融資産に組み替えしたことに起因した。注記7を参照のこと。

前払金は、当グループが未了の取引に関連して前払金を支払った有形固定資産項目に係る前払金にのみ関わるものである。前払金は、エクスプレス航空機の更新に特に関連している。当該目的のための前払金は、当会計年度において412百万ユーロに及んだ（前年度：587百万ユーロ）。

開発中の資産は、報告日現在で建設中の有形固定資産項目に関連するものであり、内部又は第三者による建設原価が既に発生しているものである。

(24) 投資不動産

投資不動産は、主に、承継可能な建物利用権が付されたリース不動産並びに造成地及び未造成地から構成されている。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
取得原価		
1月1日現在残高	38	28
追加	0	4
組替え	-6	39
処分	-1	-1
為替差損益	-3	1
12月31日現在残高	28	71
減価償却、償却及び減損損失		
1月1日現在残高	13	16
減価償却、償却及び減損損失	4	9
処分	-1	-1
組替え	1	-1
為替差損益	-1	0

12月31日現在残高	16	23
12月31日現在の帳簿価額	12	48
内、使用権資産	7	41

(25) 持分法が適用される投資

以下の表は、当グループにおいて個別に集計しても実質的な重要性の低い会社に関する連結財務諸表及び財務データ抜粋に記載の帳簿価額の概要である。

前年度の特徴として、フランスを拠点とするルレ・コリ SASについて、ロックダウン措置に起因する30百万ユーロの減損損失があった。2021年5月におけるグローバル-E オンライン（イスラエル）の上場の一環として、当該会社において資本政策が実施された結果、保有株式が希薄化した。希薄化及びその結果として行われた株式の再測定により、39百万ユーロの収益が生じた。

(単位：百万ユーロ)

	関連会社		ジョイント・ベンチャー		合計	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
1月1日現在残高	108	58	15	15	123	73
追加	13	2	0	0	13	2
処分	-19	0	0	0	-19	0
減損損失	-30	-3	0	0	-30	-3
当グループの持分の変動						
損益として認識される変動	-5	34	1	1	-4	35
利益配分	-2	-2	0	0	-2	-2
その他の包括利益として認識される変動	-7	6	-1	0	-8	6
12月31日現在残高	58	95	15	16	73	111
財務データ総計						
税引後利益	-5	-11	1	1	-4	-10
その他の包括利益	-7	6	-1	0	-8	6
包括利益合計	-12	-5	0	1	-12	-4

(26) 金融資産

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
取得原価で測定された資産	466	834	81	1,257	547	2,091
その他の包括利益を通じて公正価値で測定された資産	29	46	0	0	29	46
純損益を通じて公正価値で測定された資産	251	310	1,234	1,831	1,485	2,141
金融資産	746	1,190	1,315	3,088	2,061	4,278

取得原価で測定された資産は、ファイナンス・リースに係る受取債権における579百万ユーロ（前年度：107百万ユーロ）を含んでいる。この増加は、主に、組み込まれていた一定のサブリースに係る受取債権に関連している。注記7を参照のこと。未払リース料の想定元本の満期日は、以下のとおりである。

2021年度の割引前リース料の満期

(単位：百万ユーロ)

1年以下	160
1年超2年以内	139
2年超3年以内	108
3年超4年以内	70
4年超5年以内	46
5年超	100
割引前リース料の総額	623
全期間に係る利息部分	-44
リースに係る受取債権	579
内、流動	160
非流動	419

取得原価で測定された資産には、ヒレブランドの買収に関連して取得した100百万ユーロの保証金も含まれている。同時に、取得原価で測定された資産は定期預金の取得により増加し、純損益を通じて公正価値で測定された資産は、主にマネー・マーケット・ファンドの持分の取得により増加した。減損損失、契約不履行リスク、満期日構成及び処分に関する制限の詳細については、注記43を参照のこと。

(27) その他の資産

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
前払費用	937	1,593
未収税金	551	632
年金資産；非流動資産に限る	20	421
原価配賦より生じた収益	111	208
契約上の資産	182	113
保険契約により生じたその他の資産	115	97
借方残高を伴う債権	66	89
民間郵便代理事業者に対する受取債権	37	88
回収可能な開業費；非流動資産に限る	66	87
保険事業に係る受取債権	50	69
損害賠償（遡及請求）に係る受取債権	54	59
従業員に対する受取債権	27	34
料金着払いに係る受取債権	3	5
その他の資産；内、非流動資産：79（前年度：74）	756	680
その他の資産	2,975	4,175
内、流動資産	2,815	3,588
非流動資産	160	587

前払費用の増加は、グローバル・フォワーディング/フレート事業部における事業の成長及びそれに対応する輸送サービスに関する前払金の増加に主に起因している。

年金資産は、主に保険数理上の利益に起因して増加した。注記37を参照のこと。

未収税金のうち478百万ユーロ（前年度：430百万ユーロ）は付加価値税に関連し、109百万ユーロ（前年度：86百万ユーロ）は関税に関連し、45百万ユーロ（前年度：35百万ユーロ）はその他の未収税金に関連している。

その他の資産には、多数の個別項目が含まれている。

(28) 繰延税金

貸借対照表項目及び満期別の内訳

(単位：百万ユーロ)

	2020年		2021年	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
無形固定資産	22	111	13	145
有形固定資産	416	1,995	479	2,102
長期金融資産	2	66	3	34
その他の非流動資産	14	26	16	44
その他の流動資産	65	58	67	102

引当金	589	44	640	159
金融負債	1,632	26	1,700	24
その他の負債	198	10	244	13
税務上の繰越欠損金	1,752		1,267	
総額	4,690	2,336	4,429	2,623
内、短期	954	242	1,029	231
長期	3,736	2,094	3,400	2,392
純額	-2,300	-2,300	-2,486	-2,486
帳簿価額	2,390	36	1,943	137

税務上の繰越欠損金に係る繰延税金のうち、合計438百万ユーロ（前年度：1,065百万ユーロ）はドイツの税務上の繰越欠損金に関するもので、829百万ユーロ（前年度：687百万ユーロ）は海外（主にアメリカ大陸地域）の税務上の繰越欠損金に関するものである。

当グループはタックスプランニングにおいて、主にアメリカ大陸地域の約17億ユーロ（前年度：26億ユーロ）の税務上の繰越欠損金及び主にドイツの約30億ユーロ（前年度：41億ユーロ）の一時差異に係る繰延税金資産は計上しなかったが、それは、当グループが、これらの税務上の繰越欠損金及び一時差異を利用できる可能性が低いと見込まれるためである。

繰延税金資産が計上されていないアメリカ大陸地域の税務上の繰越欠損金の繰越期間は、2029年より前に満了しない。

ドイツ内外の子会社の未収利益に関連する568百万ユーロ（前年度：403百万ユーロ）の一時差異は、予測可能な将来においては戻入れられない可能性が高いため、これに関する繰延税金は認識していない。

(29) 棚卸資産

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
原材料、貯蔵品及び消耗品	202	222
仕掛品	196	254
製品及び再販目的購入商品	30	106
前払金	11	11
棚卸資産	439	593

製品及び仕掛品の増加は、主に不動産開発プロジェクトに起因している。十分な評価引当金が認識された。

(30) 売掛金

減損損失、契約不履行リスク及び満期日構成に関する情報は、注記43を参照のこと。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
売掛金	8,222	10,607
繰延収益	763	1,076

売掛金	8,985	11,683
-----	-------	--------

(31) 現金及び現金同等物

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
現金同等物	2,787	1,238
銀行残高 / 未達現金	1,635	2,231
現金	17	11
その他の現金及び現金同等物	43	51
現金及び現金同等物	4,482	3,531

現金及び現金同等物の3,531百万ユーロのうち、1,905百万ユーロ（前年度：1,248百万ユーロ）については、報告日時点において、当グループの一般的な使用は不可能であった。この金額のうち、1,818百万ユーロ（前年度：1,169百万ユーロ）は為替規制又はその他法的規制が適用される国々（主に、中国、インド及びタイ）に起因するものであり、87百万ユーロ（前年度：79百万ユーロ）は主に非支配株主持分を有する会社に起因するものであった。

(32) 売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債

この項目で報告されている金額は、主に以下に関連している。

(単位：百万ユーロ)

	資産		負債	
	2020年	2021年	2020年	2021年
ストリートスクーターの生産権の売却—グループ・ファンクション・セグメント	0	18	0	4
グリーンプランGmbH（ドイツ）の売却—グループ・ファンクション・セグメント	0	2	0	1
シュタインフルトの不動産（ドイツ）の売却—グループ・ファンクション・セグメント	9	0	0	0
DHLサプライ・チェーン・リミテッド（英国）の燃料事業の売却—サプライ・チェーン・セグメント	7	0	7	0
その他	0	1	0	0
売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債	16	21	7	5

2022年1月3日、ドイツポストDHLグループは、ストリートスクーター電気自動車（バン）に関する生産権及びその生産に係る無形固定資産に関する完全な所有権、並びにストリートスクーター・ジャパン株式会社及びストリートスクーター・スイスの全株式をオーディン・オートモティブS.à r.l.（ルクセンブルグ）に対して売却した。注記51を参照のこと。2021年12月31日時点で、対応する資産及び負債が「売却目的で保有する資産及び負債」において開示された。当該資産は主に無形固定資産、使用権並びに現金及び現金同等物からなっている。当該負債は主にリース負債からなっている。

ドイツポストDHLグループは、ルート計画ソリューションのプロバイダーであるグリーンプランGmbHを売却することを意図している。当該売却に伴い、当グループは、当グループの中核事業に有利となるポートフォリオの調整を継続して行っている。「売却目的で保有する資産及び売却目的で保有する資産に関連する負債」への組替え前の直近の再測定の結果、減損損失は生じなかった。当該売却は2022年1月3日に完了した。

シュタインフルトの不動産の売却は、2021年10月に完了した。5百万ユーロの売却益がその他の営業収益に計上されている。

DHLサプライ・チェーン・リミテッド（英国）の燃料事業は、2021年上半期に売却された。4百万ユーロの売却益がその他の営業収益に計上されている。

(33) 資本金及び自己株式の取得

2021年12月31日現在において、ドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）（KfW）は、前年度と同様、ドイツポスト・アーゲーの株式の20.49パーセントを保有している。浮動株が株式の78.28パーセントを占め、残りの1.23パーセントの株式をドイツポスト・アーゲーが保有している。KfWはドイツ連邦政府より委託された株式を保有する。

(33.1) 資本金の推移

資本金は1,239百万ユーロに上る。資本金は、一株が株式資本における想定持分1ユーロを有する記名式無額面株式（普通株式）1,239,059,409株で構成され、全て払込済である。

資本金及び自己株式の推移

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
資本金		
1月1日現在の残高	1,237	1,239
増資による条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)追加分(パフォーマンス・シェア・プラン)	2	0
12月31日現在の残高	1,239	1,239
自己株式		
1月1日現在の残高	-1	0
自己株式の取得	-2	-20
自己株式の発行 / 売却	3	5
12月31日現在の残高	0	-15
12月31日現在の合計	1,239	1,224

(33.2) 授權資本及び条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

定款は、当社ウェブサイト又は電子会社登記簿において閲覧可能である。また、ボン地方裁判所の商業登記簿においても閲覧することができる。

2021年12月31日現在の授權資本・条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

	百万ユーロ	目的
2021年授權資本 (2021年5月6日 定時株主総会)	130	現金 / 現物出資による株式資本増加 (2026年5月5日まで権限付与)
2017年条件付資本 (コンティンジェント・キャピタル) (2017年4月28日 定時株主総会)	75	オプション / 転換権の発行 (2018年5月7日まで権限付与)

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） /1 （2018年4月24日 定時株主総会）	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 （2020年10月8日まで権限付与）
2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） /1 （2020年8月27日 定時株主総会）	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行 （2023年8月26日まで権限付与）
2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） /2 （2020年8月27日 定時株主総会）	40	オプション / 転換権の発行（2023年8月26日まで権限付与）

2021年授権資本

取締役会に対し、監査役会の同意を条件に、2026年5月5日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、130百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を最大130百万ユーロ増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。報告対象会計年度において、当該権限は行使されなかった。

2017年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル）

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの2017年 / 2025年転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2018年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）を付与することになる。最大で12百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 2

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大40百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、40百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

(33.3) 自己株式を取得する権限

2021年5月6日の定時株主総会決議により、当社は、2026年5月5日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計5パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。

株式買戻プログラム

2021年10月における株式買戻プログラムの終了時（注記3を参照のこと。）に、総額10億ユーロ（一株当たりの平均価格：56.53ユーロ）で17.7百万株が取得された。

また2021会計年度において、2020年トランシェの決済及び2016年トランシェに基づくマッチング株式に係る支払分の決済のために自己株式が取得され、役員に対して発行された。2.6百万株が一株当たりの平均価格44.96ユーロ、総額118百万ユーロで取得された。

2020年PSPトランシェを決済するために、合計2.5百万株の自己株式が関連する役員に対して発行された。

2021年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは15,247,431株の自己株式を保有している（前年度：0株）。

(33.4) 資本に関する開示

2021会計年度の自己資本比率は30.7パーセント（前年度：25.5パーセント）であった。当社の資本に関する指標は、純負債額を資本と純負債額との合計で除して算出される純ギアリング比率を用いて確認する。

資本

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
金融負債	19,098	19,897
(減算)営業金融債務 ⁽¹⁾	-372	-506
(減算)現金及び現金同等物	-4,482	-3,531
(減算)短期金融資産	-1,315	-3,088
(減算)長期デリバティブ金融商品	-1	0
純負債	12,928	12,772
(加算)資本	14,078	19,499
純負債と資本の合計	27,006	32,271
純ギアリング比率(%)	47.9	39.6

⁽¹⁾ 例えば、過分支払による債務等に関するもの。

(34) 剰余金**(34.1) 資本剰余金**

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
1月1日現在の残高	3,482	3,519
シェア・マッチング・スキーム		
債務の追加	87	104

債務の履行	-77	-99
シェア・マッチング・スキーム総額	10	5
パフォーマンス・シェア・プラン		
債務の追加	26	25
債務の履行	-26	-28
パフォーマンス・シェア・プラン総額	0	-3
従業員シェアプラン		
債務の追加	0	3
従業員シェアプラン総額	0	3
自己株式の発行	24	0
自己株式の取得価額と発行価額との差額	3	9
12月31日現在の残高	3,519	3,533

(34.2) 利益剰余金

持分変動計算書に明記される項目のほか、利益剰余金には資本増加 / 減少による変動も含まれる。

資本増加 / 減少

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
株式買戻し	0	-982
シェア・マッチング・スキーム	31	-19
パフォーマンス・シェア・プラン	0	26
自己株式の取得価額と発行価額との差額	-3	-9
その他	0	3
合計	28	-981

(35) ドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本

2021会計年度のドイツポスト・アーゲー株主に帰属する資本は、19,037百万ユーロ(前年度：13,777百万ユーロ)であった。

配当金

ドイツポスト・アーゲー株主への配当金は、HGB(ドイツ商法)に準拠して作成されたドイツポスト・アーゲーの年次財務諸表に計上された当期末処分利益10,239百万ユーロに基づいて支払われている。取締役会は、配当権付無額面株式一株当たり1.80ユーロの配当を提案している。これは、配当金総額2,205百万ユーロに相当する。支払が予定されている配当金総額を控除した残額の8,034百万ユーロは、新たな勘定に繰り越される。最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

	配当金総額(百万ユーロ)	一株当たりの配当金(ユーロ)
2020年分として2021会計年度に支払われた配当金	1,673	1.35
2019年分として2020会計年度に支払われた配当金	1,422	1.15

(36) 非支配株主持分

本項目には、企業結合会計によるグループ外株主の連結持分、及び損益計算における持分に関する調整額も含まれる。

以下の表は、非支配株主持分が関連する会社を示している。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
DHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.(中国)	196	345
ブルーダート・エクスプレス・リミテッド(インド)	15	25
PT ビロティカ・セメスタ(インドネシア)	14	23
DHLエアロ・エクスプレス S.A.(パナマ)	18	22
その他の会社	58	47

非支配株主持分	301	462
---------	-----	-----

以下の2社において、重要な非支配株主持分が存在している。

エクスプレス・セグメントに割り当てられているDHLシノトランス・インターナショナル・エア・クーリエ Ltd.（シノトランス）（中国）は、国内外のエクスプレス・デリバリー及び運送業務を提供している。ドイツポストDHLグループは、同社の持分の50パーセントを保有している。ドイツポスト・アーゲーは、eコマース・ソリューション・セグメントに割り当てられているブルーダート・エクスプレス・リミテッド（ブルーダート）（インド）の持分の75パーセントを保有している。ブルーダートは、クーリエ・サービス・プロバイダーである。以下の表は、これらの会社に関する財務データの集計の概要を示している。

重要な非支配株主持分に関する財務データ

（単位：百万ユーロ）

	シノトランス		ブルーダート	
	2020年	2021年	2020年	2021年
貸借対照表				
資産				
非流動資産	124	149	94	122
流動資産	607	966	109	125
資産総額	731	1,115	203	247
資本及び負債				
長期引当金及び非流動負債	24	35	32	28
短期引当金及び流動負債	314	391	89	100
資本及び負債総額	338	426	121	128
資産純額	393	689	82	119
非支配株主持分	196	345	15	25
損益計算書				
売上高	2,179	2,720	355	482
税引前利益	408	753	3	49
法人所得税	103	189	1	13
税引後利益	305	564	2	36
その他包括利益	-14	58	-7	4
包括利益総額	291	622	-5	40
内、非支配株主持分に帰属するもの	146	311	-1	10
非支配株主持分に分配される配当金	119	162	0	1
非支配株主持分に帰属する連結当期純利益	153	282	0	9
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動による現金純額	390	610	17	84
投資活動において使用された / 投資活動から生じた現金純額	-14	17	-10	-46
財務活動において使用された現金純額	-254	-343	-5	-34

現金及び現金同等物の変動額	122	284	2	4
1月1日時点での現金及び現金同等物	262	370	8	9
現金及び現金同等物に対する為替レートの変動の影響	-14	57	-1	2
12月31日時点での現金及び現金同等物	370	711	9	15

非支配株主持分に帰属する包括利益の一部は、為替換算調整勘定に大きく関連している。これらの変動については、以下の表に記載されている。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
1月1日現在残高	-16	-28
非支配株主持分の取引	3	-1
包括利益総額		
未実現損益の変動	-15	37
実現損益の変動	0	0
12月31日現在の為替換算調整勘定	-28	8

(37) 年金及びこれに類する債務に係る引当金

当グループの最も重要な確定給付型年金制度はドイツ及び英国に存在する。当グループにおけるその他の多様な確定給付型年金制度は、オランダ、スイス、米国及びその他多数の国にみられる。これらの制度に関連して一定のリスクがあり、かつこれらを軽減する措置もある。

(37.1) 制度の特徴

ドイツ

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツにおいて、労働協約に基づく企業退職給付制度を有しており、当該制度には新規の時間給労働者及び給与制従業員が参加できる。週の労働時間及び賃金／給与グループに応じて退職給付部分が時間給労働者及び給与制従業員の各々につき毎年算定され、個人の年金口座に入金されている。新たに配賦対象となった給付部分の各々については、前年度比2.5パーセントの増加分が含まれる。法定年金の支給期日が到来した際に、時間給労働者及び給与制従業員は、一時払若しくは分割払、又は毎年1パーセント増加する月次終身給付支払のうち、いずれの支払を受けるかにつき選択することができる。ドイツポスト・アーゲーの債務の大半は、過去の契約から生じた時間給労働者・給与制従業員に対する従前からの確定給付金、及び転職又は退職した元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務に関連する。また退職給付制度は、取締役会を構成する役員レベルより下位の役員、及びとりわけ繰延給与制度を通じて特定の従業員グループにおいて、利用可能である。取締役会に対する年金制度の詳細については、注記47.2を参照のこと。

ドイツポスト・アーゲーの各退職給付債務の主な外部資金源は、契約上の信託制度であり、これは年金基金も含む。信託は、当グループの個別の財務戦略に沿って運用を行う。年金基金の場合、原則として、追加の事業主拠出を行うことなく規制資金要件を満たすことができる。年金資産の一部は、当グループが長期的に賃借する不動産で構成されている。それに加えて、元時間給労働者・元給与制従業員に対する年金給付債務の一部については、ドイツ・ブンデスポストの承継企業向けの共同年金基金であるドイツ・ブンデスポスト補足年金基金（VAP）が利用されている。

ドイツにおける各子会社は、経営の取得及び移転の結果承継することとなった、新規参入が認められない退職給付制度を有している。契約上の信託制度は、2つの子会社において外部資金源として実施されている。

英国

英国において、当グループの確定給付型年金制度は、新規参入及び対象勤務の追加発生を認めていない。1つの制度では、例外的に、2019年3月31日まで部分的に認められていたが、その後新規参入及び対象勤務の追加発生は認められなくなった。また、2019年度において、当該制度の一定の現役加入者に対して過去勤務給付を外部の年金制度に移動させるオプションが提供された。その結果、前年度において清算支払が行われた。報告対象年度において、当グループのいくつかの制度について全額換金を実施され、これに伴い、少額の年金を有する一定の加入者に対して当該年金を一時金と交換する機会が提供された。これにより、主に翌年度（2022年）において清算支払が生じることとなる。

英国における当グループの確定給付年金制度は、基本的に、参加部門ごとに異なる部分を有する1つの団体制度に統合されている。年金制度の運用は、主に、当グループ・トラストを通じて資金拠出されている。なお、資金評価の過程において、企業の不足分拠出額に関し、受託者と交渉を行うことが必要となる。当該交渉は3年ごとに行われており、直近では報告対象年度において行われた。当該制度は対象勤務の追加発生を認めていないため、通常の拠出額はもはや生じない。

その他

オランダにおいては、分野別の年金制度の適用を受けない従業員が、専用の確定給付型年金制度に参加することが、労働協約上の義務とされている。当該制度は、年金対象となる給与上限に基づき算定される年間発生額について定めている。当該制度は、インフレに合わせてスライドする毎月の給付の支払と、当該物価スライド方式について利用可能な資金について定めている。スイスにおいては、従業員は、法定要件に従い企業年金を受給しており、年金の支払は、支払済みの拠出金、毎年確定される利子率、一定の年金要素及び特定の年金増加に応じたものとなっている。特定のより高額な賃金報酬について、終身年金の支払を行う代わりに一時払いを行う別途の制度が存在する。米国においては、企業の確定給付型年金制度は、新規参入を認めておらず、追加の受入が凍結されている。報告対象年度において、当該制度における少額の年金が一括で保険会社に移転されたことに主に起因して、清算支払が生じた。

当グループ会社は、これら三ヶ国において主に各々の共同資金提供機関を用いることにより、専用の確定給付型年金制度に資金提供をする。前年度において、オランダ国内における当グループの加入企業に対する年金資産の配分が調整された。オランダ及びスイスにおいて、事業主及び従業員両方が年金基金に拠出を行う。米国においては、これに関して、現在のところ定期的な拠出は行われていない。

(37.2)財務計画の遂行及び貸借対照表項目の計算

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額は、以下のとおり変動した。

(単位：百万ユーロ)

	確定給付債務の現在価値	
	2020年	2021年
1月1日現在残高	18,618	19,664
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	227	274
過去勤務費用	-19	-6
清算利益(-) / 損失(+)	-2	-4
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-	-

勤務費用⁽¹⁾	206	264
確定給付債務の利息費用	285	192
年金資産の利息収益	-	-
利息費用純額	285	192
損益計算書に計上されている収益及び費用	491	456
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-10	-180
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	1,708	-1,209
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-65	112
利息収益を除く年金資産利益	-	-
包括利益計算書において認識された再測定	1,633	-1,277
雇用主の拠出額	-	-
従業員の拠出額	36	28
給付支払額	-733	-729
清算支払額	-68	-55
譲渡	0	-13
取得 / 処分	-2	0
為替換算による影響	-311	429
12月31日現在残高	19,664	18,503

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(単位：百万ユーロ)

	年金資産の公正価値	
	2020年	2021年
1月1日現在残高	13,758	13,849
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	-	-
過去勤務費用	-	-
清算利益(-) / 損失(+)	-	-
IAS第19号第130項によるその他管理費用	-10	-10
勤務費用⁽¹⁾	-10	-10
確定給付債務の利息費用	-	-
年金資産の利息収益	213	140
利息費用純額	213	140
損益計算書に計上されている収益及び費用	203	130
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-	-
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	-	-
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-	-

利息収益を除く年金資産利益	546	728
包括利益計算書において認識された再測定	546	728
雇用主の拠出額	68	48
従業員の拠出額	19	28
給付支払額	-358	-417
清算支払額	-67	-54
譲渡	-2	1
取得 / 処分	-5	0
為替換算による影響	-313	426
12月31日現在残高	13,849	14,739

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

(単位：百万ユーロ)

	年金引当金純額	
	2020年	2021年
1月1日現在残高	4,860	5,815
従業員の拠出額を除く当期勤務費用	227	274
過去勤務費用	-19	-6
清算利益(-) / 損失(+)	-2	-4
IAS第19号第130項によるその他管理費用	10	10
勤務費用⁽¹⁾	216	274
確定給付債務の利息費用	285	192
年金資産の利息収益	-213	-140
利息費用純額	72	52
損益計算書に計上されている収益及び費用	288	326
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 人口統計上の仮定の変動	-10	-180
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 財務上の仮定の変動	1,708	-1,209
保険数理上の利益(-) / 損失(+) - 実績による調整	-65	112
利息収益を除く年金資産利益	-546	-728
包括利益計算書において認識された再測定	1,087	-2,005
雇用主の拠出額	-68	-48
従業員の拠出額	17	0
給付支払額	-375	-312
清算支払額	-1	-1

譲渡	2	-14
取得 / 処分	3	0
為替換算による影響	2	3
12月31日現在残高	5,815	3,764

(1) 年金資産から支出されるIAS第19号第130項に基づくその他管理費用を含む。

2021年12月31日時点で、アセット・シーリングの効果は46百万ユーロに達した。前記を認識するにあたり、年金資産の公正価値（2021年1月1日/2020年12月31日：5百万ユーロ；2020年1月1日：5百万ユーロ）から当該金額を控除する方法が適用された。

報告期間において、特に米国において清算支払額が生じた。前年度は、特に英国において清算支払額が生じた。またドイツにおいては、当社が直接支払った給付支払額の割合が増加した。再測定により年金引当金純額は大きく変動した。

2022年の年金引当金純額の合計支払額は、409百万ユーロに上ると見込まれている。この金額のうち、330百万ユーロは当グループの予想直接給付支払額に起因し、79百万ユーロは年金基金への予想企業拠出額に起因している。

確定給付債務の現在価値、年金資産の公正価値及び年金引当金純額、並びに貸借対照表項目の計算の内訳は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2021年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値	9,927	5,497	3,079	18,503
年金資産の公正価値	-6,229	-5,895	-2,615	-14,739
年金引当金純額	3,698	-398	464	3,764
内訳				
年金資産	0	400	21	421
年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,698	2	485	4,185

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
確定給付債務の現在価値	11,134	5,450	3,080	19,664
年金資産の公正価値	-5,901	-5,437	-2,511	-13,849
年金引当金純額	5,233	13	569	5,815
内訳				
年金資産	0	13	7	20
年金及びこれに類する債務に係る引当金	5,233	26	576	5,835

「その他」のエリアにつき、オランダ、スイス及び米国が確定給付債務の現在価値において占める割合は、それぞれ48パーセント、18パーセント及び9パーセントである（前年度：それぞれ45パーセント、18パーセント及び11パーセント）。

加えて、元当グループ会社から返済を受ける権利は、ドイツにおいて、約13百万ユーロ（前年度：14百万ユーロ）の額で当グループに存在していたものであり、これは金融資産において別途計上しなければならなかった。対応する給付支払は、元当グループ会社によって直接行われている。

(37.3) 確定給付債務の現在価値に関する追加情報

主要な財務上の仮定は以下のとおりである。

(単位：%)

	2021年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	1.50	1.90	1.61	1.64
将来の期待昇給年率	2.50	該当なし	2.39	2.48
将来の期待年金増加年率	1.75	3.15	1.67	2.65

(単位：％)

	2020年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
割引率(確定給付債務)	0.80	1.20	1.06	0.95
将来の期待昇給年率	2.50	該当なし	2.36	2.47
将来の期待年金増加年率	1.75	2.60	1.02	2.11

ユーロ圏内及び英国における確定給付債務の割引率について、その各々は、AAの信用格付けの社債利回りを構成する個別のイールド・カーブから生じたものであり、メンバーシップの構成及び期間について考慮がなされた。その他の国については、AAの信用格付け（又は、場合に応じて、AA及びAAAの信用格付け）の社債のためのディープ・マーケットが存在する場合、確定給付債務の割引率は同様の方法で確定された。他方で、当該社債のためのディープ・マーケットが存在しない国においては、国債利回りが使用された。ユーロ圏について用いられる社債の選定基準が2020年6月に改定された。

ドイツにおける毎年の年金増加については、示された仮定に加え、とりわけ固定レートを考慮する必要がある。したがって、実効加重平均は、約1.00パーセント（前年度：1.00パーセント）になる。

最も重要な人口統計上の仮定は、平均余命及び／又は死亡率に関連する。ドイツのグループ会社に関しては、当該仮定はHeubeck Richttafeln 2018 Gの生命表に基づいている。英国における退職給付制度に関しては、平均余命は、最新の資金評価に従って、制度固有の死亡率を反映させるために調整した英国アクチュアリー会の継続的死亡率調査（CMI）のS3PMA_H / S3PFA_H表（前年度：S2PMA / S2PFA表）に主に基づいていた。CMIコア予測モデル（CMI core projection model）に基づき、将来の死亡率改善に関する最新の予測が考慮された。その他の国々に関しては、各国の現在の標準生命表が用いられた。

仮に主要な財務上の仮定の1つが変動する場合、確定給付債務の現在価値は以下のとおり変動する。

	仮定の変動 パーセントポイント	確定給付債務の現在価値の変動 (単位：％)			
		ドイツ	英国	その他	合計
2021年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00	-12.50	-13.76	-15.25	-13.33
	-1.00	16.00	17.53	20.45	17.18
将来の期待昇給年率	0.50	0.14	該当なし	0.99	0.24
	-0.50	-0.13	該当なし	-0.89	-0.22
将来の期待年金増加年率	0.50	0.34	5.32	7.29	2.96
	-0.50	-0.31	-5.12	-5.54	-2.60
2020年12月31日					
割引率(確定給付債務)	1.00	-13.41	-14.75	-15.36	-14.08
	-1.00	17.38	19.08	20.66	18.36
将来の期待昇給年率	0.50	0.15	該当なし	1.05	0.25
	-0.50	-0.14	該当なし	-0.94	-0.23
将来の期待年金増加年率	0.50	0.36	6.01	7.13	2.97
	-0.50	-0.33	-5.64	-5.33	-2.57

これらは、確定給付債務の各現在価値の実効加重変動であり、例えば、ドイツの年金増加のうち、概ね固定化された性質を考慮に入れている。

65歳の受給者の平均余命が1年伸長することにより、ドイツにおける確定給付債務の現在価値は4.87パーセント（前年度：5.20パーセント）、英国においては4.77パーセント（前年度：4.40パーセント）増加する。その他

の国においては、3.37パーセント（前年度：3.33パーセント）増加することとなり、増加の合計は4.59パーセント（前年度：4.69パーセント）である。

感応度分析に係る開示を確定する場合、現在価値は、報告日における現在価値の計算に使用した評価手法と同様の手法を用いて、計算された。なお、仮定相互間の依存性は考慮に入れておらず、むしろ、各仮定が独立して変動することを前提としている。各仮定は、通常、相互に相関性が認められる関係にあるため、上記は例外的であるといえる。

2021年12月31日現在の当グループの確定給付債務の加重平均期間は、ドイツにおいて14.3年（前年度：15.3年）、英国において15.6年（前年度：17.1年）であった。その他の国では、18.6年（前年度：18.4年）であり、合計で15.4年（前年度：16.3年）であった。

確定給付債務の現在価値のうち、合計30.5パーセント（前年度：32.1パーセント）は、現在雇用されている受給者によるものであり、20.6パーセント（前年度：19.6パーセント）は以前雇用されていた受給者によるものであり、48.9パーセント（前年度：48.3パーセント）は退職者によるものである。

(37.4) 年金資産の公正価値に関する追加情報

年金資産の公正価値は以下のとおり分類できる。

(単位：百万ユーロ)

	2021年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	1,153	564	783	2,500
確定利付証券	2,080	4,554	1,237	7,871
不動産	1,785	309	357	2,451
オルタナティブ ⁽¹⁾	434	277	11	722
保険	519	0	158	677
現金	230	151	25	406
その他	28	40	44	112
年金資産の公正価値	6,229	5,895	2,615	14,739

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日			
	ドイツ	英国	その他	合計
株式	617	513	751	1,881
確定利付証券	1,755	4,243	1,152	7,150
不動産	1,670	270	343	2,283
オルタナティブ ⁽¹⁾	356	271	54	681
保険	529	0	155	684
現金	945	140	17	1,102
その他	29	0	39	68
年金資産の公正価値	5,901	5,437	2,511	13,849

(1) 主に絶対収益型商品及びプライベートエクイティ投資が含まれる。

活発な市場における市場価格は、年金資産の公正価値合計の約68パーセントで存在する（前年度：70パーセント）。かかる市場価格が存在しない残存資産のうち、不動産がその14パーセントを（前年度：14パーセント）、確定利付証券が10パーセントを（前年度：9パーセント）、保険が5パーセントを（前年度：5パーセント）、オルタナティブが2パーセントを（前年度：2パーセント）、その他が1パーセントを（前年度：0パーセント）それぞれ占めている。活発な市場における投資は、多くの場合、各国特有の一定の集中投資領域を有しつつ、世界的に多角的になされている。

1,653百万ユーロ（前年度：1,563百万ユーロ）の公正価値を有するドイツ所在の年金資産に含まれる不動産は、ドイツポストDHLグループが自らこれを利用している。

前年度において、（COVID-19のパンデミックにより）2020年における資本市場の成長によりヘッジ措置が講じられた結果、株式及び確定利付証券の保有の割合が減少し、現金保有の割合が増加した。

資産負債に関する研究は、資産及び負債を一致させるために、ドイツ、英国、また特にオランダ、スイス、米国等において定期的に行われている。年金資産の戦略的配賦は、これに従って調整されている。

主にESG基準を組み込むことによる持続可能なアプローチが、年金資産への投資を行う際にますます用いられるようになっている。

(37.5) リスク

確定給付型年金制度には特定のリスクがある。当該リスクは、その他の包括利益を通じてドイツポストDHLグループの持分に（マイナス又はプラスの）変動をもたらしうるものであり、その全般的な重要性は中程度ないし重大に区分される。一方、人件費及び金融費用純額に関する短期的影響について、その重要性は軽度とみなされている。利用可能なリスク軽減措置は、制度の詳細に応じて講じられている。

利率のリスク

各割引率の減少（増加）により、債務合計の現在価値は増加（減少）し、かつ、原則として、年金資産に含まれる確定利付証券の公正価値の増加（減少）も伴う。その他のヘッジ措置も講じられ、場合によってはデリバティブが利用される。

インフレリスク

年金債務、特に最終給与計画又は年金支払段階における増加を伴う計画に関するものは、直接又は間接的にインフレの変化に関連している場合がある。確定給付債務の現在価値に対するインフレ率の増加リスクは軽減されており、例えば、ドイツの場合は退職給付に係る要素の制度に転換することによって、また、英国の場合は確定給付制度の新規参入を認めないことによって、当該リスクは軽減されている。さらに、増加率を固定化し、増加に一部制限を設けかつ／又は一時払いを行っている。また、金利と正の相関関係が認められる。

投資リスク

投資には、通常、多数のリスクが含まれる。特に市場価格の変更に係るリスクにさらされる。当該リスクは、主として、幅広い多様性を確保すること、及びヘッジ手段を用いることによって管理されている。

長寿リスク

長寿リスクは、平均余命が延びることによって、将来支払うべき給付に関連して生じる。これは、確定給付債務の現在価値を計上する場合、特に、現在基準の生命表を利用することによって、軽減される。例えば、ドイツ及び英国において利用されている生命表は、平均余命の予想将来増加分の給与を含んでいる。

(38) その他の引当金

その他の引当金は、以下の主な引当金の種別に分類される。

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
その他の従業員給付	738	799	181	160	919	959
保険契約準備金(保険)	482	517	230	250	712	767
航空機整備	211	209	72	98	283	307
税金引当金	-	-	204	275	204	275
リストラクチャリング引当金	31	25	41	50	72	75
諸引当金	328	396	352	375	680	771
その他の引当金	1,790	1,946	1,080	1,208	2,870	3,154

(38.1) その他の引当金の変動

(単位：百万ユーロ)

	その他の従業員給付	リストラクチャリング引当金	保険契約準備金(保険)	航空機整備	税金引当金	諸引当金	合計
2021年1月1日現在の残高	919	72	712	283	204	680	2,870
連結グループの変更	0	0	0	11	0	0	11
取崩し	-485	-37	-44	-52	-29	-230	-877
為替差損益	37	2	14	10	4	15	82
戻入れ	-67	-21	-20	-10	-9	-147	-274
時間の経過による割引分 / 割引率の変更	-3	0	-3	1	0	-1	-6
組替え	13	0	0	0	0	0	13
繰入額	545	59	108	64	105	454	1,335
2021年12月31日現在の残高	959	75	767	307	275	771	3,154

その他の従業員給付に対する引当金は主に、退職金、部分退職、早期退職、株式評価益権（SAR）及び記念給付等の人員削減費用に対するものである。増加は、主に部分退職に関する債務の増加によるものである。

保険契約準備金（保険）は、未払損失引当金及びIBNR（既発生未報告）準備金から主に成り立っている。さらなる詳細については、注記7を参照のこと。

航空機整備に対する引当金は、第三者である会社による主要な航空機及びエンジンの整備に係る債務に関するものである。

税金引当金のうち131百万ユーロ（前年度：99百万ユーロ）は付加価値税、45百万ユーロ（前年度：40百万ユーロ）は関税、そして99百万ユーロ（前年度：65百万ユーロ）はその他の税金引当金に関係している。

諸引当金には多数の個別項目が含まれており、その内訳は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
訴訟費用 内、長期：56（前年度：50）	111	114

事業活動より生じるリスク 内、長期：6（前年度：7）	49	45
その他の諸引当金 内、長期：334（前年度：271）	520	612
諸引当金	680	771

(38.2) 満期日構成

2021会計年度に認識された引当金の満期日構成は以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

2021年度	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
その他の従業員給付	160	154	64	50	48	483	959
保険契約準備金(保険)	250	283	78	44	31	81	767
航空機整備	98	50	93	16	7	43	307
税金引当金	275	0	0	0	0	0	275
リストラクチャリング引当金	50	14	3	4	4	0	75
諸引当金	375	152	64	44	39	97	771
合計	1,208	653	302	158	129	704	3,154

(39) 金融負債

(単位：百万ユーロ)

	長期		短期		合計	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
社債	6,660	6,167	750	502	7,410	6,669
銀行に対する負債額	290	356	189	188	479	544
リース負債 ⁽¹⁾	8,638	9,841	1,821	1,964	10,459	11,805
純損益を通じた公正価値での負債	1	1	53	12	54	13
その他の金融負債	262	249	434	617	696	866
金融負債	15,851	16,614	3,247	3,283	19,098	19,897

⁽¹⁾ 説明については注記41を参照のこと。

銀行に対する負債額は、主に各銀行からの当座貸越及び長期貸付によるものである。

純損益を通じた公正価値での負債に計上されている金額は、主にデリバティブ金融商品の負の公正価値に関するものである。

社債

ドイツポスト・ファイナンスB.V.によって発行された社債は、全てドイツポスト・アーゲーによって保証されている。

2016年 / 2021年満期社債は、2021年1月初頭に完全に償還された。

重要な社債

	表面利率 (%)	発行額 (百万ユーロ)	発行体	2020年		2021年	
				帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)	帳簿価額 (百万ユーロ)	公正価値 (百万ユーロ)
2012年 / 2022年 満期社債	2.950	500	ドイツポスト・ ファイナンスB.V.	499	525	500	508
2012年 / 2024年 満期社債	2.875	700	ドイツポスト・ アーゲー	699	786	699	764
2013年 / 2023年 満期社債	2.750	500	ドイツポスト・ アーゲー	498	542	499	527
2016年 / 2021年 満期社債	0.375	750	ドイツポスト・ アーゲー	750	750	-	-
2016年 / 2026年 満期社債	1.250	500	ドイツポスト・ アーゲー	498	536	498	525
2017年 / 2027年 満期社債	1.000	500	ドイツポスト・ アーゲー	496	534	497	526
2018年 / 2028年 満期社債	1.625	750	ドイツポスト・ アーゲー	743	846	743	818
2020年 / 2026年 満期社債	0.375	750	ドイツポスト・ アーゲー	745	771	746	759
2020年 / 2029年 満期社債	0.750	750	ドイツポスト・ アーゲー	747	798	748	776
2020年 / 2032年 満期社債	1.000	750	ドイツポスト・ アーゲー	747	825	747	793
2017年 / 2025年 満期転換社債 ⁽¹⁾	0.050	1,000	ドイツポスト・ アーゲー	967	1,024	974	1,002

⁽¹⁾ 負債部分の公正価値；2017年 / 2025年転換社債の公正価値は、1,200百万ユーロ（前年度：1,084百万ユーロ）である。

転換社債

発行された転換社債には、社債権者が、社債を、所定の数のドイツポスト・アーゲー株式に転換することを認める転換権が付されている。

また、ドイツポスト・アーゲーはコールオプションを付与され、これにより、ドイツポスト・アーゲーの株価が（一時的ではない）一定期間にわたってその時点で適用される転換価格の130パーセントを超える場合、額面価値と未払利息を支払うことで、社債を早期償還することが可能となった。転換社債は、負債と持分の要素から構成される。次年度以降、実効金利法を用いて、発行価額を上限とし、帳簿価額に利息が足され、損益として認識される。

転換社債

	2017年 / 2025年
発行日	2017年12月13日
発行額	10億ユーロ
未決済額	10億ユーロ
行使期間 転換権	2020年12月13日から 2025年6月13日まで ⁽¹⁾
行使期間 コールオプション	2023年1月2日から 2025年6月10日まで
発行日時点の負債要素の価値 ⁽²⁾	946百万ユーロ
発行日時点の持分要素の価値 ⁽³⁾	53百万ユーロ
取引費用（負債 / 持分要素）	4.7 / 0.3百万ユーロ
発行時転換価格	55.69ユーロ
調整後転換価格 ⁽⁴⁾	
2018年度	55.61ユーロ
2019年度	55.63ユーロ
2020年度	55.74ユーロ
2021年度	55.66ユーロ

(1) 社債の条件に基づく条件付転換可能期間を除く。

(2) 取引費用及び付与されたコールオプションを含む。

(3) 資本剰余金に計上される。

(4) 配当金の支払後。

(40) その他の負債

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
税金負債	1,267	1,622
功労	1,002	1,157
有給休暇	395	446
契約上の負債 内、長期：30（前年度：17）	278	360
賃金、給与、退職金	293	342
従業員及び役員に対する支払債務	241	241

社会保険に関する負債	182	210
繰延収益 内、長期：95（前年度：70）	169	210
貸方残高を伴う債務	161	149
残業代	108	128
郵便切手（契約上の負債）	130	107
保険債務	33	58
COD負債	22	54
その他の有給休暇	38	45
損害賠償に関する負債 内、長期：0（前年度：7）	38	45
振出済み小切手により生じた負債	25	43
住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債 内、長期：30（前年度：39）	51	40
損害賠償に関する未払保険料及び類似の債務	14	18
未払賃借料	13	14
その他の諸負債 内、長期：149（前年度：195）	1,003	1,153
その他の負債	5,463	6,442
内、短期	5,135	6,138
長期	328	304

税金負債中、661百万ユーロ（前年度：650百万ユーロ）は付加価値税、754百万ユーロ（前年度：439百万ユーロ）は関税、207百万ユーロ（前年度：178百万ユーロ）はその他の税金負債に関して計上されているものである。

住宅建設助成貸付金の売却より生じた負債は、過年度の受取債権の譲渡に伴う借入条件の悪化を埋め合わせるためにドイツポスト・アーゲーが借入人に対して支払う利息補助金に係る債務及び売却された住宅建設助成貸付金に係る元本及び利息の返済から生じたパス・スルー債務に関連している。

その他の負債には、多数の個別項目が含まれる。

満期日構成

満期までの期間が短いこと及び市場金利に近いことにより、その他の債務の帳簿価額と公正価値との間には、重大な差異は存在しない。これらの商品の殆どは市場金利での変動金利を付されているため、重大な金利リスクは存在しない。

（単位：百万ユーロ）

	2020年	2021年
1年以下	5,135	6,138
1年超2年以内	146	142
2年超3年以内	72	63
3年超4年以内	47	37
4年超5年以内	25	21
5年超	38	41
その他の負債	5,463	6,442

[次へ](#)

リースの開示

(41) リースの開示

リース負債に関する為替差益は、合計16百万ユーロ（前年度：28百万ユーロ）であった。一方、関連費用は49百万ユーロ（前年度：25百万ユーロ）に及んだ。セール・アンド・リースバック取引による利益は105百万ユーロ（前年度：149百万ユーロ）に達し、そのうち96百万ユーロ（前年度：131百万ユーロ）は不動産開発プロジェクトに起因するものであった。リースより生じた非流動資産として計上されている使用権資産は、以下の表において個別に記載されている。

使用権資産

(単位：百万ユーロ)

	土地及び建物	技術設備及び機械	ITシステム、営業用及び事務用機器	航空機	輸送設備	前払金及び開発中の資産	合計
2020年12月31日							
累積費用	11,431	227	8	2,079	899	0	14,644
内、追加	1,874	83	1	534	266	1	2,759
減価償却及び減損損失の累計額	3,543	90	6	632	402	0	4,673
帳簿価額	7,888	137	2	1,447	497	0	9,971
2021年12月31日							
累積費用	12,472	236	9	3,016	1,098	251	17,082
内、追加	2,116	24	1	543	310	86	3,080
減価償却及び減損損失の累計額	4,318	117	7	961	511	0	5,914
帳簿価額	8,154	119	2	2,055	587	251	11,168

不動産分野において、当グループは、主に倉庫、オフィス・ビル並びに郵便及び小包センターのリースを行っている。リースされた航空機は、主にエクスプレス・セグメントの航空ネットワークにおいて用いられている。追加は、航空機の更新にも関連している。リースされた輸送設備には、リースされた車両も含まれる。特に不動産リースは長期リースである。当グループは、2021年12月31日時点で、残余リース期間が20年を超える79の不動産リース（前年度：62）を有していた。航空機のリースは、最長14年の残余リース期間を有する。リースは延長及び解約オプションを含む場合がある。注記7を参照のこと。リースは個別に交渉され、幅広い様々な条件を含んでいる。リース負債は、以下の表に示されている。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
長期リース負債	8,638	9,841
短期リース負債	1,821	1,964
合計	10,459	11,805

将来の現金支出は、報告日時点で140億ユーロ（前年度：130億ユーロ）であった。注記43を参照のこと。可能性のある将来の現金支出26億ユーロ（前年度：20億ユーロ）は、リースが延長される（又は解約されない）ことが合理的に確実ではないため、リース負債には含まれなかった。当グループが借主として締結したものの未だ開始していないリースにより、合計で16億ユーロ（前年度：2億ユーロ）の将来の支払のための支出の可能性が生

じ、これは主に航空機の更新によるものであった。IFRS第16号に基づき要求される借主に関する詳細については、注記12、14、18及び42を参照のこと。

キャッシュ・フローの開示

(42) キャッシュ・フローの開示

IFRSの要求事項に基づく、財務活動から生じる負債の変動に係る調整は、以下の表のとおりである。

財務活動から生じる負債

(単位：百万ユーロ)

	社債	銀行に対する 負債額	リース負債	その他の金融 負債 ⁽¹⁾	合計
2020年1月1日現在残高	5,467	468	10,301	365	16,601
現金を伴う変動 ⁽²⁾	1,853	41	-2,288	-76	-470
現金を伴わない変動					
リース	0	0	2,850	0	2,850
為替換算	-1	-44	-409	-8	-462
その他の変動	91	14	5	43	153
2020年12月31日 / 2021年1月 1日現在残高	7,410	479	10,459	324	18,672
現金を伴う変動 ⁽²⁾	-845	21	-2,395	12	-3,207
現金を伴わない変動					
リース	0	0	3,408	0	3,408
為替換算	1	32	309	8	350
その他の変動	103	12	24	17	156
2021年12月31日現在残高	6,669	544	11,805	361	19,379

(1) 注記39に記載される金融負債（その他の金融負債及び純損益を通じた公正価値での金融負債）との差異518百万ユーロ（前年度：426百万ユーロ）は、デリバティブ、会社の買収による条件付対価又は営業金融債務等、その他のキャッシュ・フロー項目に記載される要因によるものである。

(2) 現金を伴う変動における、財務活動に使用した現金純額の総額（-6,224百万ユーロ；前年度：-2,250百万ユーロ）との差異は、持分取引に関する支払のほか利息の支払に主に起因する。キャッシュ・フロー計算書において報告される利息の支払は、財務活動から生じる負債に関連しない支払も含んでいる。

報告日現在において、財務活動から生じる負債にのみ帰属するヘッジは存在しない。ヘッジから生じるキャッシュ・フローの影響額は、キャッシュ・フロー項目の「その他の財務活動」に記載されており、当該金額は111百万ユーロである。

(42.1) 営業活動より生じた現金純額

営業活動より生じた現金純額は9,993百万ユーロであり、過年度（7,699百万ユーロ）より2,294百万ユーロ増加した。支払法人所得税は569百万ユーロ増加し、合計1,323百万ユーロとなった。運転資本の増減による現金支出は、430百万ユーロ（前年度：404百万ユーロ）に及んだ。

現金を伴わない収益及び費用は、以下のとおりである。

現金を伴わない収益及び費用

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
資産の再測定より生じた費用	176	176
負債の再測定より生じた収益	-176	-198
資産の処分に係る収益(-) / 費用(+)	-3	-4
持分決済の株式報酬に関連する人件費	73	79
持分法が適用される投資からの損益	34	-32
その他	28	1
現金を伴わない収益(-)及び費用(+)	132	22

(42.2) 投資活動に使用した現金純額

投資活動に使用した現金純額は、3,640百万ユーロから4,824百万ユーロに増加した。有形固定資産及び無形固定資産の取得に支払われた現金は、814百万ユーロ増加して3,736百万ユーロとなった。投資活動は、とりわけ、路上走行車及び航空機の継続的な拡大及び更新に集中している。950百万ユーロのマナー・マーケット・ファンドの購入により、とりわけ総額1,508百万ユーロ（前年度：933百万ユーロ）の短期金融資産の取得に支払われた現金が生じた。

(42.3) 財務活動に使用した現金純額

財務活動に使用した現金純額は6,224百万ユーロとなり、前年度の数値（2,250百万ユーロ）より3,974百万ユーロ増加した。株式買戻しにより、1,115百万ユーロの自己株式の取得に支払われた現金が生じた。株主への配当金の支払いも、251百万ユーロ増加して1,673百万ユーロとなった。

キャッシュ・フロー計算書及びフリー・キャッシュ・フローの詳細については、統合された経営報告書を参照のこと。

[次へ](#)

その他の開示

(43) 当グループのリスク及び金融商品

(43.1) リスク管理

営業活動の結果、当グループは、為替レート、商品価格及び金利の変動から生じる可能性のある金融リスクにさらされている。ドイツポスト・DHLグループは、これらのリスクを、主として非デリバティブ金融商品及びデリバティブ金融商品を利用して管理している。デリバティブ金融商品は、非デリバティブ金融商品のリスク緩和のためにのみ利用されている。また、デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、原取引と分離して検討すべきではない。

当グループの内部リスク管理指針は、デリバティブの利用に関する活動領域、責任及び必要な統制について規定している。実績のあるリスク管理のソフトウェアによって、金融取引が記録、評価及び処理されており、また同ソフトウェアによってヘッジ関係の有効性が定期的に記録もされている。デリバティブのポートフォリオは、定期的に関係する銀行と調整されている。

金融取引において相手方から生じるリスクを制限するため、当グループは、格付けの高い銀行とのみこの種の契約を行うことができる。銀行に個別に設定されている取引可能な範囲の限度は、日々再討されている。当グループの取締役会は、既存の金融リスク及びこれらを緩和するために導入されているヘッジ手段について、定期的に内部報告を受けている。金融商品は、IFRS第9号に準拠して会計処理され、評価される。当グループは、2020年1月1日付で、IFRS第9号に準拠したヘッジ会計基準の適用を開始した。

当グループの確定給付型年金制度に関連するリスク及びリスク軽減に関する情報については、注記37.5を参照のこと。

流動性資産の管理

流動性資産の管理における究極的な目的は、ドイツポストDHLグループ及び全てのグループ会社の支払能力を確保することにある。したがって、当グループの流動性資産については可能な限り中央にキャッシュプールされ、コーポレートセンターで管理されている。

中央短期金融市場への出資金及び融資可能枠から成る、中央流動性準備金（融資可能額）が、管理の重要なパラメーターである。目標は、最低でも20億ユーロの中央融資枠を保有することである。

2021年12月31日現在、当グループの中央流動性準備金は、56億ユーロ（前年度:59億ユーロ）である。上記額には、計36億ユーロの中央金融市場への出資金及び20億ユーロの協調与信枠が含まれている。

キャッシュ・フローに基づいたIFRS第7号の適用範囲内の非デリバティブ金融負債の満期日構成は、以下のとおりである。

金融負債の満期日構成

（単位：百万ユーロ）

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2021年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	74	745	798	1,076	1,327	3,155
長期リース負債	0	1,993	1,603	1,350	1,122	5,754
その他の長期金融負債	0	8	7	6	4	5
長期金融負債	74	2,746	2,408	2,432	2,453	8,914
短期金融負債	1,321					

短期リース負債	2,355					
買掛金	9,556					
その他の短期金融負債	339					
短期金融負債	13,571					
2020年12月31日現在						
長期金融負債 ⁽¹⁾	89	679	656	939	1,165	4,355
長期リース負債	0	1,833	1,491	1,151	949	5,050
その他の長期金融負債	0	10	8	7	6	15
長期金融負債	89	2,522	2,155	2,097	2,120	9,420
短期金融負債	1,428					
短期リース負債	2,198					
買掛金	7,309					
その他の短期金融負債	348					
短期金融負債	11,283					

⁽¹⁾ 2025年転換社債は「3年超4年以内」に含まれている。

キャッシュ・フローに基づく、デリバティブ金融商品の満期日構成は、以下のとおりである。

デリバティブ金融商品の満期日構成

(単位：百万ユーロ)

	1年以下	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
2021年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-2,944	-15	-1			
現金収入	3,008	16	1			
純額決済						
現金収入	8					
デリバティブ債務 - 総額決済						
現金支出	-1,195	-20	-19	-6	-4	-1
現金収入	1,183	21	21	7	4	1
純額決済						
現金支出	0					
2020年12月31日現在						
デリバティブ債権 - 総額決済						
現金支出	-2,167	-34	-6	-1		
現金収入	2,191	35	7	1		
純額決済						
現金収入	0					
デリバティブ債務 - 総額決済						

現金支出	-2,094	-26	-25	-16	-3	
現金収入	2,054	26	25	16	3	
純額決済						
現金支出	-11					

契約条件には、いずれの方法（純額又は総額決済）によって契約当事者がデリバティブ金融商品から生じる義務を履行しなければならないかが定められている。

為替リスク及び為替管理

ドイツポストDHLグループは、その世界的な営業活動により、認識された取引及び将来計画されている取引から生じる為替リスクにさらされている。

貸借対照表上の為替リスクは、認識される外貨の項目の測定時及び決済時の為替レートが、当初認識時の為替レートと異なる際に生じる。結果として起きる為替の相違は、利益又は損失に直接影響を及ぼす。このような影響をできる限り緩和するために、グループ内の重要な貸借対照表上の為替リスクをドイツポスト・アーゲー内部の銀行機能に集中させている。集中化された為替リスクは、コーポレート財務部により集約され、通貨ごとにネットポジションが計算され、リスク制限価格に基づいて対外的にヘッジされている。ポートフォリオの通貨関連リスク価格（95パーセント/1ヶ月の保有期間）は、報告日には5百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）に達したが、現時点における最高限度額は5百万ユーロである。貸借対照表上の為替リスクの管理に利用される為替予約と通貨スワップの想定元本は、報告日付で4,078百万ユーロ（前年度：3,562百万ユーロ）であった。これに対応する公正価値は、46百万ユーロ（前年度：-16百万ユーロ）であった。ヘッジ会計は適用されなかった。デリバティブは、デリバティブ取引（独立したデリバティブ）として会計処理されている。

為替リスクは、計画された外貨取引が、当初予測されたレートと異なる為替レートで実施された場合に生じる。このような為替リスクも、コーポレート財務部にて一元的に取りまとめている。計画された取引及び既存の契約上の取引から生じる為替リスクは、特定の場合に限りヘッジされている。関連のヘッジ項目及びヘッジ目的で使用されたデリバティブは、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計を用いて会計処理されている（注記43.3を参照のこと）。

また、為替リスクは、海外業務で得た資産及び負債を、当グループの通貨に換算すること（為替換算リスク）から生じる。報告日時点で、為替換算リスクについてはヘッジされていない。

報告日付で、為替予約及び通貨スワップの想定元本が、4,270百万ユーロ（前年度：4,503百万ユーロ）存在した。これに対応する公正価値は、49百万ユーロ（前年度：-24百万ユーロ）であった。

2021年12月31日現在資本の部に計上された通貨デリバティブによる未実現利益又は損失のうち、4百万ユーロ（前年度：-7百万ユーロ）が、翌年度における収益として計上される予定である。

IFRS第7号は、会社に対して、報告日における為替レートの変動による損益及び資本に対する影響を示す定量的リスクデータを開示するよう求めている。このような通貨金融商品のポートフォリオの為替レートの変動による影響は、リスク計算時の価格（95パーセント信頼/1ヶ月の保有期間）を用い評価される。報告日現在のポートフォリオが、対象年度1年間のポートフォリオを示すものとみなされている。感応度分析は、以下の仮定に基づいている。

グループ会社が利用する主要な外貨建金融商品は、ドイツポスト・アーゲー内部の銀行によりヘッジされている。ドイツポスト・アーゲーは、毎月の為替レートを決定し、グループ会社に対してこれを保証している。したがって、為替レート関連の変動は、グループ会社の損益及び資本に影響を与えない。グループ会社は、法的な理由からグループ内部における銀行取引に参加することが認められていないため、デリバティブを利用して、主要

な金融商品から生じる為替リスクを完全に個別にヘッジする。そのため、これらの会社は、当グループのリスクポジションに影響を与えない。

以下の表は、リスク価格に関する為替関連の影響を示している。

為替リスクのリスクデータ

(単位：百万ユーロ)

	2020年		2021年	
	損益への影響	資本への影響	損益への影響	資本への影響
主要な金融商品及び独立したデリバティブ	4		5	
デリバティブ商品（キャッシュ・フロー・ヘッジ）		5		4
リスク総額 ⁽¹⁾		7		6

(1) 合計額が個別の合計より低いのは、相互依存性に起因する。

金利リスク及び金利管理

報告日時点で、いかなる金利ヘッジ手段も認識されなかった。報告日現在、短期固定利付金融負債の割合は（注記39を参照のこと）、金融負債合計の16パーセント（前年度：17パーセント）に及ぶ。潜在的な金利変動による当グループの財政状態への影響は、引き続き僅かである。

市場リスク

特に、灯油及び船舶用ディーゼル燃料等の商品価格の変動により生じたリスクの大部分は、事業上の方策により顧客に転嫁された。関連する燃料サーチャージの影響は、1ヶ月から2ヶ月後に遅れて生じるため、仮に短期間に大きな価格変動があった場合には、一時的に収益に影響が及ぶ可能性がある。

残りの燃料価格に関するリスクは、2022年末まで実行される、想定元本が13百万ユーロ（前年度：45百万ユーロ）及び公正価値が7百万ユーロ（前年度：-7百万ユーロ）のスワップ取引によって部分的にヘッジされた。

よって、報告日時点でデリバティブの基礎をなす商品価格が10パーセント上昇していた場合、公正価値及び資本は2百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）増加していたであろう。これに対応する商品価格の低下は、反対の影響をもたらしたであろう。

信用リスク

営業活動及び金融取引による信用リスクが当グループにおいて生じた。金融資産の帳簿価額総額は、債務不履行リスクの最高額を表す。

営業活動及び金融取引より生じる信用リスクを最小限にするため、取引相手は、個々に限度額が定められており、その利用状況は定期的にチェックされている。このような当グループの特徴的な顧客構造により、リスクが集中しないことになる。金融取引は、格付けの高い取引相手とのみ行われている。信用格付けの状態の変化により、金融資産及びデリバティブのプラスの公正価値について減損の必要があるかどうかを確認するため、報告日にテストが実施される。2021年12月31日時点において、いずれの取引相手についてもこのような事態は生じていない。

事業活動より生じる金融資産の信用リスクは、事業部ごとに管理されている。

原則として、金融資産に関する予想信用損失を決定しなければならない。予想信用損失モデル（減損モデル）に基づき、可能性のある信用損失については損失引当金を予測しなければならない。注記7を参照のこと。

この減損モデルは、償却原価で認識される長期及び短期の負債性金融商品並びにリース受取債権について適用できる。負債性金融商品は、主に預金、提供された担保及び第三者に対する貸付で構成される。

減損モデルの対象となる金融資産の総額は、以下のとおりである。

ステージ1 — 12ヶ月の予想信用損失

(単位：百万ユーロ)

	総帳簿価額	損失引当金	純帳簿価額
2021年1月1日現在残高	913	-36	877
新たに発生した金融資産	1,940		1,940
減損損失	-13		-13
処分	-719		-719
損失引当金の戻入れ		32	32
損失引当金の増加		-46	-46
為替差損益	29		29
連結グループの変動 / 組替	410		410
2021年12月31日現在残高	2,560	-50	2,510
2020年1月1日現在残高	1,165	-28	1,137
新たに発生した金融資産	623		623
減損損失	-3		-3
処分	-832		-832
損失引当金の戻入れ		24	24
損失引当金の増加		-32	-32
為替差損益	-43		-43
連結グループの変動 / 組替	3		3
2020年12月31日現在残高	913	-36	877

会計年度において、負債性金融商品によるキャッシュ・フローは修正されず、リスク要素の決定に関するモデルに変更はなかった。インプットは再測定されなかった。

全ての負債性金融商品及びリース受取債権は、期日経過及び減損のいずれもしていなかったため、報告日時点でステージ1に認識された。報告日現在、負債性金融商品及びリース受取債権の不良を示す兆候はなかった。会計年度において、ステージ間の組替えは行われなかった。

報告日現在、顧客基盤より生じた売掛金11,683百万ユーロ（前年度：8,985百万ユーロ）の支払期日は、1年以内であった。これらは主に、受取債権の元本額を回収する目的で保有される。従って、当該項目は「契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有される」事業モデルに割り当てられ、償却原価で測定される。

売掛金の変動は、以下のとおりである。

受取債権の変動

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
受取債権の総額		
1月1日現在残高	8,728	9,213

変動	485	2,758
12月31日現在残高	9,213	11,971
損失引当金		
1月1日現在残高	-167	-228
変動	-61	-60
12月31日現在残高	-228	-288
12月31日現在の帳簿価額	8,985	11,683

以下の表は、報告対象会計年度について当グループにおいて用いられた期間別の損失率の概要を示している。

期間別の損失率

(単位：パーセント)

	2020年	2021年
1日から60日	0.1-0.3	0.1-0.2
61日から120日	1.0-4.0	1.4-3.1
121日から180日	6.0-31.0	8.0-25.0
181日から360日	42.0-76.0	40.0-75.0
360日超	80.0	80.0-100.0

売掛金は、合理的評価により回収不可能であるとされた時に、認識を中止する。当該指標は、360日を超える支払遅延を含む。

2021会計年度において、銀行に既存及び将来の売掛金を買い取る義務を負わせるファクタリング契約が締結された。銀行の買取義務は、売掛金の最大ポートフォリオの616百万ユーロ（前年度：672百万ユーロ）に制限されていた。ドイツポストDHLグループは、リボルビング想定元本を使用するか否か、また使用する場合にはどの程度使用するかにつき、自らの裁量で決定することができる。売掛金の認識の中止に関連するリスクは、信用リスク及び支払滞納リスク（支払遅延リスク）を含む。

信用リスクは、主に、売掛金の所有に関する全てのリスク及び便益を示すものである。このリスク全ては、不良勘定に係る固定料金を支払うことにより銀行に移転する。重大な支払遅延リスクは存在しない。よって、全ての売掛金の認識は中止された。2021会計年度において、当グループは、この継続的なエクスポージャーに関連する費用として、2百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）のプログラム料（利息、貸倒引当金）を計上した。2021年12月31日時点で織り込まれている売掛金の想定元本は、90百万ユーロ（前年度：255百万ユーロ）である。

(43.2) 担保

提供された担保

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
長期担保	147	148
内、住宅用建物のローン実行のための資産に関するもの	46	38
内、保証金の支払に関するもの	101	110
短期担保	16	200
内、制限付預金に関するもの	0	100

内、保証金の支払に関するもの	16	100
----------------	----	-----

提供された担保は、主に保証金の支払及び制限付預金に関連している。

(43.3) デリバティブ金融商品

公正価値ヘッジ

2021年12月31日時点で、前年度と同様に、公正価値ヘッジは存在しなかった。報告日時点で、金利スワップの引戻しにより、帳簿価額は2百万ユーロ（前年度：6百万ユーロ）調整され、2百万ユーロ（前年度：0百万ユーロ）の短期金融負債に含まれている。残りの帳簿価額の調整は、債務の残存期間（2022年）にわたり実効金利法を用いて償却され、かつ支払利息を減少させることになる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

当グループは、将来の外貨建営業収益及び費用により生じるキャッシュ・フロー・リスクをヘッジするため、為替予約及び通貨スワップを利用している。報告日現在、当該為替予約及び通貨スワップの想定元本は192百万ユーロ（前年度：942百万ユーロ）、公正価値は3百万ユーロ（前年度：-8百万ユーロ）であった。ヘッジ対象項目は、2027年度までにはキャッシュ・フローへ影響を及ぼすであろう。

またキャッシュ・フロー・ヘッジは、2022年末まで実行される、想定元本が13百万ユーロ（前年度：45百万ユーロ）及び公正価値が7百万ユーロ（前年度：-7百万ユーロ）のスワップ取引によって燃料価格リスクをヘッジするためにも用いられた。燃料価格のうち製品価格部分のみがヘッジ対象項目として指定された。公式統計によると、製品価格部分は、過去の燃料価格変動の全体の90パーセント（平均）を占めている。

報告日時点で資本の部に認識されたオープンヘッジ手段に係る損益は、10百万ユーロ（前年度：-14百万ユーロ）であった。ヘッジについて非有効部分は認識されなかった。報告対象会計年度において、燃料価格リスクに関するキャッシュ・フロー・ヘッジから生じた3百万ユーロの実現利益は、材料費に計上された。

以下の表は、報告日における、ネットオープンヘッジポジションを、ネットポジションが最も高い通貨ペアとその加重ヘッジ率で示している。

ヘッジ手段の想定元本

（単位：百万ユーロ）

		残余期間			
	想定元本総額	1年以下	1年超5年以内	5年超	平均ヘッジ率 (ユーロ)
2021年12月31日					
為替リスクのヘッジ					
為替予約による購入（ユーロ / チェコ・コルナ）	132	65	66	1	26.68
為替予約による売却（ユーロ / 米ドル）	21	21			1.13
為替予約による購入（米ドル / 人民元）	16	16			6.49
2020年12月31日					
為替リスクのヘッジ					

為替予約による購入（米ドル／香港ドル）	378	378			7.76
為替予約による売却（ユーロ／チェコ・コルナ）	-199	-89	-110		26.53
為替予約による購入（米ドル／台湾ドル）	103	103			28.41

前年度同様、キャッシュ・フロー・ヘッジに含まれる11百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）に及ぶデリバティブ資産及び-1百万ユーロ（前年度：-16百万ユーロ）に及ぶデリバティブ負債の帳簿価額については、当期中に非有効性は認識されなかった。これは、ヘッジ対象項目の公正価値の変動（-30百万ユーロ）及びヘッジ取引の公正価値の変動（30百万ユーロ）（前年度：21百万ユーロ及び-21百万ユーロ）が相殺されたためである。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金

（単位：百万ユーロ）

	2020年	OCI I ヘッジ有効部分	OCI II ヘッジ費用	2021年
1月1日現在残高	-2	-24	4	-20
有効なヘッジに係る損益	11	29	-1	28
ヘッジ対象項目の認識による組替	-29	7	-5	2
12月31日現在残高 ⁽¹⁾	-20	12	-2	10

(1) 繰延税金を除く。

純投資ヘッジ

海外事業の換算により生じる為替リスクは、2021年において、もはやヘッジされていない。報告日現在、為替換算調整勘定には、前年度同様、終了した純投資ヘッジにより生じたプラスの25百万ユーロがまだ存在した。

(43.4) 当グループが利用している金融商品に関する追加開示

当グループでは金融商品をそれぞれの貸借対照表の項目に従って分類している。以下の表は、カテゴリーへの金融商品の調整及びそれぞれの報告日時点の公正価値を示している。

IFRS第9号に準拠した帳簿価額の調整及びレベルによる分類

（単位：百万ユーロ）

	2020年12月31日						
					IFRS第9号の範囲内の金融商品のレベルによる分類		
	帳簿価額	IFRS第9号の範囲内の金融商品	IFRS第9号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産の部							
簿価で測定される負債性金融商品	14,344	14,238	106	473		392	
長期金融資産	466	385	81	473		392	
短期金融資産 ⁽²⁾	81	56	25	該当なし			
その他の流動資産 ⁽²⁾	330	330		該当なし			

売掛金 ⁽²⁾	8,985	8,985		該当なし			
現金及び現金同等物 ⁽²⁾	4,482	4,482		該当なし			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品	29	29		29	29		
長期金融資産	29	29		29	29		
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	29	29		29	29		
短期金融資産							
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金							
純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品及び資本性金融商品	1,485	1,485		1,485	1,461	24	
長期金融資産	251	251		251	250	1	
負債性金融商品	249	249		249	249		
資本性金融商品	1	1		1	1		
公正価値オプション							
ヘッジとして指定されたデリバティブ	1	1		1		1	
短期金融資産	1,234	1,234		1,234	1,211	23	
負債性金融商品	1,211	1,211		1,211	1,211		
デリバティブ取引	22	22		22		22	
ヘッジとして指定されたデリバティブ	1	1		1		1	
IFRS第7号の範囲外	2,645			該当なし			
その他の非流動資産	160			該当なし			
その他の流動資産	2,485			該当なし			
資産合計	18,503	15,752	106	1,987	1,490	416	

	2021年12月31日						
					IFRS第9号の範囲内の金融商品のレベルによる分類		
	帳簿価額	IFRS第9号の範囲内の金融商品	IFRS第9号の範囲外 の その他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資産の部							
簿価で測定される負債性金融商品	17,724	17,157	567	846		436	
長期金融資産	834	424	410	846		436	
短期金融資産 ⁽²⁾	1,257	1,100	157	該当なし			
その他の流動資産 ⁽²⁾	419	419		該当なし			
売掛金 ⁽²⁾	11,683	11,683		該当なし			
現金及び現金同等物 ⁽²⁾	3,531	3,531		該当なし			

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品	46	46		46	46		
長期金融資産	46	46		46	46		
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金	46	46		46	46		
短期金融資産							
リサイクリングしない資本性金融商品に係る剰余金							
純損益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品及び資本性金融商品	2,141	2,141		2,141	2,072	69	
長期金融資産	310	310		310	310	0	
負債性金融商品	309	309		309	309		
資本性金融商品	1	1		1	1		
公正価値オプション							
ヘッジとして指定されたデリバティブ	0	0		0		0	
短期金融資産	1,831	1,831		1,831	1,762	69	
負債性金融商品	1,762	1,762		1,762	1,762		
デリバティブ取引	58	58		58		58	
ヘッジとして指定されたデリバティブ	11	11		11		11	
IFRS第7号の範囲外	3,756			該当なし			
その他の非流動資産	587			該当なし			
その他の流動資産	3,169			該当なし			
資産合計	23,667	19,344	567	3,033	2,118	505	

	2020年12月31日						
					IFRS第9号の範囲内の金融商品のレベルによる分類		
	帳簿価額	IFRS第9号の範囲内の金融商品	IFRS第9号の範囲外のその他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資本及び負債の部							
簿価で測定される負債	26,740	16,281	10,459	7,861	7,268	593	
長期金融負債 ⁽³⁾	15,850	7,212	8,638	7,822	7,268	554	
その他の非流動負債	39	39		39		39	
短期金融負債 ⁽²⁾	3,194	1,373	1,821	該当なし			
買掛金 ⁽²⁾	7,309	7,309		該当なし			
その他の流動負債 ⁽²⁾	348	348		該当なし			
純損益を通じて公正価値で測定される負債	54	54		54		54	
長期金融負債 ⁽³⁾	1	1		1		1	

アーン・アウト債務							
デリバティブ取引							
ヘッジとして指定されたデリバティブ	1	1		1		1	
短期金融負債	53	53		53		53	
アーン・アウト債務							
デリバティブ取引	38	38		38		38	
ヘッジとして指定されたデリバティブ	15	15		15		15	
IFRS第7号の範囲外	5,076			該当なし			
その他の非流動負債	289			該当なし			
その他の流動負債	4,787			該当なし			
資本及び負債合計	31,870	16,335	10,459	7,915	7,268	647	

	2021年12月31日						
					IFRS第9号の範囲内の金融商品のレベルによる分類		
	帳簿価額	IFRS第9号の範囲内の金融商品	IFRS第9号の範囲外その他金融商品 ⁽¹⁾	IFRS第7号に準拠した公正価値	レベル1	レベル2	レベル3
資本及び負債の部							
簿価で測定される負債	29,853	18,048	11,805	7,343	6,689	653	
長期金融負債 ⁽³⁾	16,613	6,772	9,841	7,313	6,689	623	
その他の非流動負債	30	30		30		30	
短期金融負債 ⁽²⁾	3,271	1,307	1,964	該当なし			
買掛金 ⁽²⁾	9,556	9,556		該当なし			
その他の流動負債 ⁽²⁾	383	383		該当なし			
純損益を通じて公正価値で測定される負債	13	13		13		13	
長期金融負債 ⁽³⁾	1	1		1		1	
アーン・アウト債務							
デリバティブ取引							
ヘッジとして指定されたデリバティブ	1	1		1		1	
短期金融負債	12	12		12		12	
アーン・アウト債務							
デリバティブ取引	12	12		12		12	
ヘッジとして指定されたデリバティブ	0	0		0		0	
IFRS第7号の範囲外	6,029			該当なし			
その他の非流動負債	274			該当なし			
その他の流動負債	5,755			該当なし			
資本及び負債合計	35,895	18,061	11,805	7,356	6,689	666	

- (1) リース受取債権又は負債に関係する。
- (2) 公正価値は帳簿価額と同額とみなす（IFRS第7号第29項(a)）。これらの金融商品についてレベルは開示されていない。
- (3) ドイツポスト・アーゲー及びドイツポスト・ファイナンスB.V.発行に係る社債で、長期金融負債に含まれるものは、償却原価で計上される。引戻し金利スワップの帳簿価額は、必要に応じて調整された。したがって、当該社債は、公正価値又は償却原価で完全に処理されてはいない。ドイツポスト・アーゲーが2017年12月に発行した転換社債は、報告日付で1,200百万ユーロの公正価値を有していた。負債要素の公正価値は、報告日付で1,002百万ユーロだった。

金融商品の活況な市場（例えば、株式市場）が存在する場合には、その公正価値は、報告日現在の市場価額又は相場価額を参照し決定される。活発な市場における公正価値がない場合には、類似商品の見積市場価格、又は一般的に認識された評価モデルにより公正価値が算定される。

IFRS第13号により、金融資産を適切なレベルの公正価値ヒエラルキーに割り当てることが要求されている。

レベル1は、公正価値で測定される資本性金融商品及び負債性金融商品並びに償却原価で測定される負債性金融商品で構成され、これらの公正価値は、見積市場価格に基づき決定することができる。

償却原価で測定される金融資産及び金融債務に加え、商品、金利及び通貨のデリバティブがレベル2において報告される。償却原価で測定される資産の公正価値は、特に乗数法を用いて算定される。デリバティブの公正価値は、通貨、金利及び商品の先物レートを考慮して割引かれた予想される将来のキャッシュ・フローに基づいて算定される（マーケット・アプローチ）。そのため、市場で観察可能な相場価格（為替レート、金利及び商品価格）は、市場における通常の情報プラットフォームから取り込まれ、資金管理システムに入力される。この相場価格には、活発な市場での同様な商品の実際の取引が反映されている。デリバティブ測定に使用される重要な変数は、全て市場で観察可能である。

報告対象となるレベル3の金融資産又は金融負債は存在しなかった。

前年度同様、2021会計年度において金融商品のレベル間移動はなかった。

以下の表は、金融商品のカテゴリー別の純利益及び純損失を示している。

測定カテゴリー別の純利益及び純損失

（単位：百万ユーロ）

	2020年	2021年
金融資産の純利益 / 純損失		
償却原価で測定される負債性金融商品 ⁽¹⁾ 純損益に計上済の純利益（+） / 純損失（-）	-176	-195
純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される負債性金融商品 純損益に計上済の純利益（+） / 純損失（-）	34	25
金融負債の純利益 / 純損失		
純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される負債性金融商品 損益計算書に計上済の純利益（+） / 純損失（-）	-41	-32
償却原価で測定される負債性金融商品 損益計算書に計上済の純利益（+） / 純損失（-）	0	0

(1) 減損損失による影響のみを記載している。

純利益及び純損失は、主に、金融商品の公正価値での測定、減損及び処分の影響を含む。配当金及び利息は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品としては考慮されていない。償却原価で測定される金融商品に関する受取利息及び支払利息並びに取決められた手数料による費用については、損益計算書に別途計上されている。

以下の表は、報告日現在、基本相殺契約又は金融資産及び金融負債に関する同様の契約に基づく相殺契約の影響を表している。

相殺 - 資産

(単位：百万ユーロ)

				貸借対照表で相殺されて いない資産と負債		
	資産の総額	相殺された負債の総額	相殺された資産の計上済正味金額	相殺基準を満たさない負債	受領した担保	合計
2021年12月31日時点						
金融資産デリバティブ	69	0	69	12	0	57
売掛金	11,793	110	11,683	12	24	11,647
基金	550	462	88	0	0	88
2020年12月31日時点						
金融資産デリバティブ	24	0	24	18	0	6
売掛金	9,052	67	8,985	0	15	8,970
基金	715	619	96	0	0	96

相殺 - 負債

(単位：百万ユーロ)

				貸借対照表で相殺されて いない資産と負債		
	負債の総額	相殺された資産の総額	相殺された負債の計上済正味金額	相殺基準を満たさない資産	受領した担保	合計
2021年12月31日時点						
金融負債デリバティブ	13	0	13	12	0	1
買掛金	9,666	110	9,556	18	67	9,471
基金	462	462	0	0	0	0
2020年12月31日時点						
金融負債デリバティブ	54	0	54	18	0	36
買掛金	7,376	67	7,309	0	0	7,309
基金	619	619	0	0	0	0

キャッシュ・フロー及び公正価値リスクをヘッジするためドイツポスト・アーゲーは、多数の金融サービス機関と金融デリバティブ取引を行った。これらの契約は、金融デリバティブ取引の標準基本契約の対象となる。この契約は、条件付き相殺権を付与しており、その結果、報告日時点の金融デリバティブ取引の総額が認識される。条件付き相殺権は、表のとおりである。

郵便配達関連のサービスから生じる決済プロセスは、万国郵便条約及び欧州相互報酬条約（IRA-E条約）の対象となる。これらの契約は、特に決済条件が、指定された契約に関して公的郵便事業者に対し法的拘束力を有する。契約の当事者間の暦年内の輸入及び輸出は、年次決算報告書で要約され、最終年次報告書に純額ベースで記載される。万国郵便条約及びIRA-E条約の対象となる売掛金及び買掛金は、報告日に純額ベースで記載される。さらに、通常の営業過程で相殺権が存在する場合、基金が純額ベースで記載される。表は、相殺前及び相殺後の、売掛金及び買掛金を示す。

(44) 偶発債務及びその他の金融債務

引当金及び負債に加え、当グループは、偶発債務及びその他の金融債務を負っている。偶発債務の内訳は以下のとおりである。

偶発債務

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
保証債務	96	132
保証	13	8
訴訟リスクによる債務	183	213
その他の偶発債務	440	470
合計	732	823

その他の偶発債務には、米国における潜在的な和解金支払義務も含まれており、これは主に、米国で講じた再編措置の過程で負った和解金支払債務について再見積りをしたことにより2014年に生じたものである。また、この債務に加えて、その他の税務関連の債務も含まれている。

非流動資産に対する投資に係る購入債務等のその他の金融負債は、1,190百万ユーロ（前年度：1,582百万ユーロ）に及んだ。これは主に、2020年12月にボーイング社と締結した契約による追加の貨物機の引渡しに関連している。

(45) 訴訟

ドイツポスト・アーゲー及びその子会社（特にポスト・アンド・パーセル事業部）が提供する郵便サービスの多くは、ドイツ連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）による特定業種の規制の対象となっている。ドイツ連邦ネットワーク庁は、料金に関する承認及び見直しを行い、ダウンストリーム・アクセスの条件を設定し、市場濫用行為に対応するための特別監視権限を有し、全国的な郵便サービスの提供を保証する。これらの一般的な規制リスクは、当局により否定的な判断がなされた場合には、売上高及び利益の減少につながる可能性がある。

売上高及び利益に対するリスクは、特に、個々の書信郵便のレートを決定するためにドイツ連邦ネットワーク庁が利用している料金の上限設定手続から生じ得る。2019年7月1日から2021年12月31日までの期間に関する、料金の上限設定手続において承認されたレートは、2019年12月12日にドイツ連邦ネットワーク庁により承認された。

ジャーマン・クーリエ・エクスプレス・アンド・パーセル（CEP）組合及びその他の郵便サービスの顧客及び提供者は、郵便サービスの消費者としての立場から、2019年12月12日に行われた料金設定の承認についてケルン行政裁判所に訴訟を提起した。2021年1月4日、ケルン行政裁判所は、CEP組合が提起した訴訟により、ドイツ国内における普通、コンパクト、大判（Großbrief）及び特大判（Maxibrief）郵便の価格を引き上げる旨のドイツ連邦ネットワーク庁の決定の効果を停止させることを決定した。当該決定は、CEP組合に対してのみ適用される。本訴訟手続は現在も係属中である。

また上述のCEP組合は、2016年から2018年までの期間に関して2015年12月4日に行われた料金設定の承認に対して過去にも訴訟を提起している。ドイツ連邦行政裁判所は、2020年5月27日に当該訴訟について決定を下した。裁判所が違法であると判断した唯一の承認は、国内普通郵便の料金を0.70ユーロに値上げすることに関連するものであった。当該判決は、原告に対してのみ直接適用される。ドイツ連邦行政裁判所は、訴額を標準的な4桁のユーロ額と評価した。これまでに、原告は、2016年から2018年までの期間について郵便料金の払戻しに係る請求権を主張していない。

決定理由において、裁判所は、2015年郵便料金規制法の改正規定に基づく利幅の計算方法が、委任立法の発令権限に関する郵便法の規定を遵守していないことから、問題となっている料金設定の承認は違法であると述べている。ドイツ政府は、他の改正に加えて2021年3月に発効するドイツ郵便法の改正を行うことにより、ドイツ連邦行政裁判所が確立した当該形式上の不備を排除した。これにより、概して従前の規制措置を継続することが可能となった。

これらの判決及びドイツ連邦ネットワーク庁による料金設定の承認に関する継続中の訴訟により、ドイツポストがマイナスの影響を受ける可能性を無視することはできない。

2010年7月1日以降、該当する税額免除に関する規定の改正の結果、VATの免除は、個別に交渉された合意の対象ではない、又は、特別条件（割引等）が定められていないドイツ国内における特定のユニバーサル・サービスのみに対して適用されている。一定の商品に課されるVATの処理について、ドイツポスト・アーゲーと税務当局は異なる見解を有している。この問題を解決するために、ドイツポスト・アーゲーは、この問題について管轄権を有する税務裁判所において法的手続を開始している。注記44を参照のこと。

2014年6月30日、DHLエクスプレス・フランスは、フランス競争当局より、2010年6月に分社化された事業である国内エクスプレス事業における燃油サーチャージ及び価格操作に関する反競争行為を主張する異議申立てを受領した。フランス競争当局は、2015年12月15日に決定を下した。DHLに罰金を科すとの決定は、2018年7月19日にパリ控訴院により確定され、DHLエクスプレス・フランスは、これについて破毀院（最高裁判所）に上告している。2021年9月22日、破毀院はDHLエクスプレス・フランスの上告及びその他のあらゆる控訴を却下することを決定した。よって、一切の法的救済手段が尽き、本件は終了したものとみなされている。

前述の係属中又は公表されている法的手続に鑑み、財務諸表においては、それらに関する更なる詳細は示されていない。

(46) 株式報酬

ドイツポスト・アーゲーの株価の仮定及び従業員変動に関する仮定は、役員向け株式報酬の価値を測定する際に考慮される。各仮定は、四半期ごとに見直される。人件費は、権利付与期間（売却禁止期間）にわたり、提供されたサービスの報酬として、案分計算で収益又は損失に認識される。会計年度において合計184百万ユーロ（前年度：132百万ユーロ）が株式報酬について認識され、そのうち105百万ユーロ（前年度：59百万ユーロ）は現金決済、79百万ユーロ（前年度：73百万ユーロ）は持分決済であった。

(46.1) 役員向け株式報酬（シェア・マッチング・スキーム）

役員向け株式報酬制度（シェア・マッチング・スキーム）に基づき、一定の役員は、当会計年度の変動報酬の一部として、ドイツポスト・アーゲー株式を翌年受け取ることになる（繰延インセンティブ株式）。

全ての当グループの役員は個別に、会計年度の変動報酬を更に株式に転換することにより株式割合を増加させることができる（投資株式）。当該役員は、当グループに雇用されていなければならない4年間の売却禁止期間後、また同量のドイツポスト・アーゲー株式を受け取る（マッチング株式）。役員の関連のボーナス部分については、転換行動に対し想定がされている。株式報酬の手配は毎年行われ、当該年度の12月1日及び翌年の4月1日が毎年、トランシェの付与日に設定されている。インセンティブ株式及びマッチング株式が持分決済型の株式報酬に分類されているのに対して、投資株式は複合金融商品であり、負債及び資本部分は別々に測定されなければならない。しかし、IFRS第2号37項に基づき、負債部分のみが、シェア・マッチング・スキームの条項により測定される。そのため、投資株式は、現金決済型の株式報酬として取り扱われる。

シェア・マッチング・スキームに基づく費用のうち、50百万ユーロ（前年度：46百万ユーロ）は持分決済型株式報酬に起因し、54百万ユーロ（前年度：35百万ユーロ）は、投資株式に関する現金決済型株式報酬にかかわるものであり、2021年12月31日時点でこれらは全て未付与であった。

上記の権利の付与及び決済に関する更なる情報については、注記33及び34を参照のこと。

シェア・マッチング・スキーム

	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ	2018年トラン シェの代替プ ログラム	2019年 トランシェ	2020年 トランシェ	2021年 トランシェ
インセンティブ株式 及び関連マッチング 株式の付与日	2016年 12月1日	2017年 12月1日	-	2019年 12月1日	2020年 12月1日	2021年 12月1日
投資株式につき付与 されたマッチング株 式の付与日	2017年 4月1日	2018年 4月1日	2019年 3月1日	2020年 4月1日	2021年 4月1日	2022年 4月1日
期間	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月	52ヶ月
満期	2021年3月	2022年3月	2023年6月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
発行価額（公正価 値）						
インセンティブ株 式と関連するマッ チング株式	29.04ユーロ	39.26ユーロ	該当なし	33.29ユーロ	40.72ユーロ	53.55ユーロ
投資株式に付与さ れるマッチング株 式	31.77ユーロ	34.97ユーロ	27.30ユーロ	23.83ユーロ	46.52ユーロ	61.00ユーロ ⁽¹⁾
繰延インセンティブ 株式の数	320,000	256,000	該当なし	369,000	246,000	194,000 ⁽²⁾
マッチング株式の数 (予想)						
繰延インセンティ ブ株式	288,000	230,000	該当なし	332,000	222,000	174,000
投資株式	901,000	864,000	854,000	1,343,000	1,007,000	793,000
発行されたマッチ ング株式	1,148,000					

(1) 予想暫定価額（2022年4月1日に決定される。）

(2) 予想数

(46.2) 取締役向け長期インセンティブ制度（2006年LTIP）

当社は、2006会計年度以降、当社の長期インセンティブ制度（LTIP）の一環として、株式評価益権（SAR）を発行することにより、当社の長期的な株価変動に連動する現金報酬を、取締役に対して付与している。取締役は、LTIPに参加するために、各トランシェの付与日までに、年間基本給与の10パーセントを主に株式に投資しなければならない。

付与されたSARについては、4年間の売却禁止期間の終了時までに絶対的業績目標又は相対的業績目標が達成されることを条件として、最短で当該売却禁止期間の満了後に、その一部又は全部を行使することができる。SARは、当該売却禁止期間の満了後2年間以内に行使されなければならない（行使期間）。行使されないSARは、失効する。

付与されたSARの行使可能性に関する判断及び行使可能な場合にはその数量に関する判断は、株価に基づく4つの絶対的業績目標及びベンチマーク指数に基づく2つの相対的業績目標に基づき行われる。絶対的業績目標について、付与されたSARの6分の1は、待機期間終了時のドイツポスト株式の終値が発行価格を最低10パーセント、15パーセント、20パーセント又は25パーセント上回る場合に獲得される。2つの相対的業績目標はどちらも、ストックス欧州600指数（ダウ欧州株価指数（SXXP）、ISINコード EU0009658202）に関連する株式の業績と相関関係にある。これは、株価が業績指数と等しい場合又は指数を最低10パーセント上回った場合に達成される。業績の判断は、基準期間中及び業績期間中のドイツポスト株式の平均価格と平均指数を比較することにより行われ

る。基準期間とは、発行日直前の連続20取引日をいい、業績期間とは、売却禁止期間終了前の60取引日をいう。
平均（終値）価格は、ドイツ証券取引所のクセトラ取引システムにおけるドイツポスト株式の平均終値をいう。
絶対的業績目標又は相対的業績目標が売却禁止期間満了日までに達成されなかった場合、該当するSARは代替品
や補償なしに失効する。各SARを行使した取締役は、行使日前の直近5取引日におけるドイツポスト株の平均終値
とSARの行使価格の差額を現金で受領する権利を有する。

LTIP 2006

	2016年 トランシェ	2017年 トランシェ	2018年 トランシェ	2019年 トランシェ	2020年 トランシェ	2021年 トランシェ
発行日	2016年 9月1日	2017年 9月1日	2018年 9月1日	2019年 9月1日	2020年 9月1日	2021年 9月1日
発行価格（ユーロ）	28.18	34.72	31.08	28.88	37.83	58.68
待機期間満了日	2020年 8月31日	2021年 8月31日	2022年 8月31日	2023年 8月31日	2024年 8月31日	2025年 8月31日

取締役が受領したSARは合計862,272（前年度：816,498）であり、発行日時点での総価値は8.3百万ユーロ（前年度：8.0百万ユーロ）であった。

2006年LTIPによるSARの公正価値を決定するために確率的シミュレーション・モデルが使用された。結果として、2021会計年度において、52百万ユーロの費用（前年度：24百万ユーロの費用）及び44百万ユーロ（前年度：34百万ユーロ）の報告日時点の引当金が認識された。報告日現在、取締役会が行使可能な権利に関する引当金は、14百万ユーロ（前年度：20百万ユーロ）であった。

取締役に対する株式報酬の詳細は、注記47.2に記載されている。

(46.3) 役員向けパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）

2014年5月27日の定時株主総会は、役員向けのパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）の導入を決議した。PSPにおいては、待機期間満了時に権利者に対して株式が発行される。待機期間満了後における株式付与は、要求されている業績目標の達成に関連付けられている。PSPにおける業績目標は、取締役向けLTIPにおける業績目標と同一である。

パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）は、2014年9月1日、選ばれた役員に対して初めて発行された。取締役がPSPに参加することは計画されていない。取締役向けの長期インセンティブ制度（2006年LTIP）は、引き続き変更はない。

2021年12月31日付連結財務諸表においては、合計で25百万ユーロ（前年度：26百万ユーロ）が本制度のために資本剰余金に充てられ、同額が人件費において計上された。

PSPの価値は、オプション価格設定モデルに基づく保険数理法を用いて算出される（公正価値算出）。今後の配当金は、各算出期間における配当金分配の緩やかな増加に基づき考慮されている。

2021年12月31日時点での発行済みPSUの平均残余満期は24ヶ月であった。

パフォーマンス・シェア・プラン

	2017年 トランシェ	2018年 トランシェ	2019年 トランシェ	2020年 トランシェ	2021年 トランシェ
付与日	2017年9月1日	2018年9月1日	2019年9月1日	2020年9月1日	2021年9月1日
行使価格	34.72ユーロ	31.08ユーロ	28.88ユーロ	37.83ユーロ	58.68ユーロ
待機期間満了日	2021年8月31日	2022年8月31日	2023年8月31日	2024年8月31日	2025年8月31日
リスク無し金利	-0.48%	-0.39%	-0.90%	-0.72%	-0.80%
ドイツポスト株式の当初配当率	3.31%	3.70%	3.98%	3.57%	3.07%
ドイツポスト株式の配当率の変動幅	23.03%	22.39%	21.38%	24.89%	26.49%
ダウ・ジョーンズEUROストックス600指数の配当率の変動幅	16.34%	16.29%	14.79%	16.62%	17.33%

ドイツポスト株式 のダウ・ジョーン ズEUROストック ス600指数に対する共 変性	2.78%	2.66%	2.21%	3.05%	3.25%
数量					
2021年1月1日時点 での発行済み権利	2,631,486	3,042,048	3,417,264	2,645,394	0
付与権利	0	0	0	0	1,774,848
失効権利	47,400	89,646	90,600	49,200	4,728
待機期間終了時に 決済された権利	2,584,086	0	0	0	0
2021年12月31日 時点での発行済み 権利	0	2,952,402	3,326,664	2,596,194	1,770,120

(46.4) 役員向け従業員シェアプラン（ESP）

別の選ばれたグループの役員に対して従業員持株制度（ESP）が導入され、2021年9月1日に開始した。ESPへの参加は任意である。ESPに参加する役員は、そのレベルにより10,000ユーロ又は15,000ユーロのいずれかを上限として、市場価格の25パーセント割引の価格でドイツポスト・アーゲーの株式を取得することができる。ESPは四半期ごとに提供される。各積立期間前に、参加する役員は、自らの報酬のうち次の3ヶ月間の積立期間にESPに投資することを望む割合を選択することができる。翌四半期の始めに、役員は市場価格の25パーセント割引の価格で株式を受領する。

ESPに基づき取得された株式には、2年間の売却禁止期間が適用される。

2021年12月31日付の連結財務諸表において、3百万ユーロがESPのための資本剰余金に充てられ、同額が人件費において計上された。

(47) 関連当事者に関する開示

(47.1) 関連当事者に関する開示（会社及びドイツ連邦共和国）

当グループによって支配されているか、共同支配の取決めが存在するか、又は当グループが重要な影響力を行使できる会社は全て株式保有リストに掲載されている。

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦共和国（以下「連邦共和国」という。）及び連邦共和国が支配するその他の会社との間で、様々な関係を有している。

連邦共和国は、ドイツポスト・アーゲーの顧客であり、当社のサービスを利用している。ドイツポスト・アーゲーは、独立した個別の顧客として、国家当局及びその他の政府機関と直接事業関係を持つ。これらの顧客に提供されるサービスは、ドイツポスト・アーゲーの収益全体に対して重要でない。

ドイツ復興金融公庫との関係

KfWは、連邦共和国がドイツポスト・アーゲーやドイツテレコム AG等の会社を民営化し続ける支援を行っている。1997年に、KfWは、連邦共和国とともに国有企業を民営化する手段として、「プレイスホルダー・モデル」を開発した。このモデルの下では、連邦共和国は、これらの国有企業を完全に民営化する目的で、KfWに対し、自己の投資持分の全部又は一部を売却する。このモデルに基づき、KfWは、1997年以来、数回にわたりドイツポスト・アーゲー株式を連邦共和国から購入し、これらの株式を用いて資本市場取引を行ってきた。KfWは、現在ドイツポスト・アーゲーの株式資本のうち20.49パーセントを保有している。したがって、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国の関連企業として見られている。

ドイツ連邦郵便通信省（BANST PT）との関係

連邦郵便通信庁ブンデスポスト（以下「同庁」又は「BAnstPT」という。）は、政府機関であり、技術的にも法的にもドイツ連邦財務省の監督下に置かれている。同庁は、ドイツポスト・アーゲー、ドイツ・ポストバンク AG 及びドイツテレコム AG 向けの社会的施設・制度（郵便公務員健康保険基金、保養プログラム、Postbeamtenversorgungskasse(PVK：郵便公務員向け年金基金）、Versorgungsanstalt der Deutschen Bundespost（VAP：ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金）及び福祉サービス等）の管理を引き続き行っている。これら業務は、代理契約に基づいて行われる。2021年度は、ドイツポスト・アーゲーは、同庁が提供したサービスに関連して、142百万ユーロ（前年度：143百万ユーロ）を分割払いで請求された。PVK及びVAPに関する更なる情報は、注記7及び37を参照のこと。

ドイツ連邦財務省との関係

ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ連邦財務省との間で、ドイツ連邦機関への公務員の転籍に関する契約を2004年1月30日付で締結した。この契約に基づき、公務員はまず転籍を前提として6ヶ月間派遣され、審査に通った場合は恒久的に転籍となる。恒久的な転籍時に、ドイツポスト・アーゲーは、連邦共和国に発生した費用に対して、定額の手数料を支払う。2021年度において、この計画により、8名（前年度：39名）が恒久的に転籍し、4名（前年度：5名）が2022年における恒久的な転籍を目的として派遣されている。

ドイツ連邦職業紹介所との関係

ドイツポスト・アーゲー及びドイツ連邦職業紹介所との間で、ドイツ連邦職業紹介所へのドイツポスト・アーゲー公務員の転籍に関する契約を2009年10月12日付で締結した。2021年において、この契約に基づき、1名（前年度：4名）が恒久的に転籍した。

ドイツバーン・アーゲー及びその子会社との関係

ドイツバーン・アーゲーは、連邦共和国により完全に保有されている。この支配関係により、ドイツバーン・アーゲーは、ドイツポスト・アーゲーの関連当事者である。ドイツポスト・DHLグループは、ドイツバーン・アーゲー・グループとの間に様々なビジネス関係を築いている。これらは、主に輸送サービス契約から成る。

年金基金との関係

ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KG、ドイツポスト職業年金保障 e.V. & Co. オブジェクト・グローナウ KG、及びドイツポスト・グルンドストウックス・ファームイトウンクスゲゼルシャフト・ベーター mbH オブジェクト・ライプツィヒ KGが法的所有者であり、公正価値が1,653百万ユーロ（前年度：1,563百万ユーロ）の不動産（年金資産として相殺可能）は、その殆どがドイツポスト・インモビリアン GmbHを通じて当グループに賃貸されている。当該取決めにより、2021年12月31日時点で471百万ユーロのリース負債（前年度：494百万ユーロ）が生じた。2021会計年度において、ドイツポスト・インモビリアン GmbHは25百万ユーロのリース負債（前年度：24百万ユーロ）を償却し、15百万ユーロの利息（前年度：16百万ユーロ）を支払った。ドイツポスト年金トレウハンド GmbH & Co. KGは、ドイツポスト年金ファンド・アーゲーを完全に所有している。年金基金に関する更なる情報は、注記7及び37を参照のこと。

非連結会社、持分法が適用される投資先及び共同支配事業との関係

当グループは、通常の事業活動の一環として、その連結子会社に加え、当グループの関連当事者とみなされる非連結会社、持分法が適用される投資先及び共同支配事業と直接的及び間接的な関係を有している。

2021会計年度における主要な関連当事者との取引の結果は、連結財務諸表では以下の項目のとおりであった。

(単位：百万ユーロ)

	持分法が適用される投資先		非連結会社	
	2020年	2021年	2020年	2021年
受取債権	5	2	3	5
貸付金	1	1	1	0
内部銀行業務による受取債権	0	0	0	0
金融負債	0	0	3	9
買掛金	3	5	2	6
収益 ⁽¹⁾	8	11	0	2
費用 ⁽²⁾	1	1	15	10

(1) 売上高及びその他の営業収益に関するもの。

(2) 材料費、人件費及びその他の営業費用に関するもの。

ドイツポスト・アーゲーは、これらの会社に対して7百万ユーロ（前年度：4百万ユーロ）のコミットメントレターを発行した。このうち1百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は持分法が適用される投資、6百万ユーロ（前年度：1百万ユーロ）は共同支配事業、及び0百万ユーロ（前年度：2百万ユーロ）は非連結会社に対するものだった。

(47.2) 関連当事者に関する開示（個人）

IAS第24号に基づき、当グループは、当グループと関連当事者又はその家族との間の取引についても報告を行っている。関連当事者とは、取締役、監査役及びその家族であると定義されている。2021会計年度において、報告対象の取引又は関連当事者との間の法的取引は、存在しなかった。特に当社は、関連当事者に対していかなる貸付も行わなかった。

IAS第24号により開示が求められている当グループの主要な経営幹部の報酬は、現職の取締役及び監査役の報酬により構成されている。

現職の取締役及び監査役の報酬は、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
短期従業員給付(株式報酬を除く。)	15	18
退職後給付	3	4
退職給付	0	0
株式報酬	19	45
合計	37	67

前述の、監査役会における業務の報酬以外にも、監査役会の一員となった従業員代表で、かつ当グループに雇用されている者は、会社における通常業務に対する従業員としての給与も受領する。給与額は、当該従業員の会社における職分又は職務に応じて決定される。

退職後給付は、現職の取締役における年金引当金により生じた勤務費用として認識される。かかる負債は、報告日時点で42百万ユーロ（前年度：44百万ユーロ）に及んだ。

2008年から、新たに指名された取締役は、確定拠出型年金契約に基づき年金を受領し始めている。これに伴い、当社は各取締役の基本給与の合計35パーセントにあたる年度拠出額を仮想年金口座に支払っている。当該資本については、受給資格が発生するまで利息が付される。年金給付は、蓄積された年金残高を資本として支払われる。年金受給資格は、定年に達した時点、在任期間中に傷病となった時点又は死亡した時点のいずれか最も早い時点で発生する。年金受給資格が発生した際、受益者は年金の支払形式を選択することができる。なお、取締役会会長については、最終給与に基づき直接年金が支給される旧年金契約に基づき年金を受給する資格を依然として有する。

[次へ](#)

(47.3) ドイツ商法に基づく報酬に関する開示

取締役に対する報酬

2021会計年度の取締役に対する報酬の総額は、15.3百万ユーロ（前年度：12.6百万ユーロ）となった。8.6百万ユーロ（前年度：8.3百万ユーロ）は、業績非連動部分（固定及び特別給付）であった。合計4.1百万ユーロ（前年度：3.9百万ユーロ）が業績連動部分として支払われた年間賞与に起因し、2.6百万ユーロは2019年の中期部分（前年度：0.4百万ユーロは2018年の中期部分）からであった。4.1百万ユーロ（前年度：3.9百万ユーロ）の追加の年間賞与は、2021年の中期部分に移動され、2024年に支払われる予定である。当該支払の条件は、EAC（資産に関する費用を計上後のEBIT）持続可能性基準が満たされることである。当会計年度において、取締役は、発行日時点の評価額が8.3百万ユーロ（前年度：8.0百万ユーロ）の合計862,272（前年度：816,498）個の株式評価益権も受領した。

退職した取締役

退職した取締役又はその扶養遺族に支払われた給付金の総額は、5.2百万ユーロ（前年度：8.9百万ユーロ）となった。IFRSに基づき算定された現在の年金のための確定給付債務（DB0）は、92百万ユーロ（前年度：105百万ユーロ）であった。

監査役に対する報酬

2021会計年度の監査役に対する報酬の総額は、2.6百万ユーロであった。このうち2.4百万ユーロは、前年度と同様に固定部分であり、かつ0.2百万ユーロは出席手当部分であった。

取締役及び監査役に対する報酬の内訳のさらなる詳細は、定時株主総会の招集時までに当社ウェブサイトに掲載される報酬報告書を参照のこと。

取締役会及び監査役会による株式持分

2021年12月31日現在において、ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会によって保有されている株式は、ドイツポスト・アーゲーの資本金の1パーセントに満たなかった。

報告対象の取引

当社の有価証券に関係し、市場濫用規則の第19条に基づいてドイツポスト・アーゲーに対し通知されている、取締役及び監査役の取引は、当社のウェブサイトで閲覧可能である。

(48) 監査報酬

プライスウォーターハウスクーパース GmbH監査法人による監査業務に対する報酬は、2021会計年度において11百万ユーロとなり、費用として計上された。

監査報酬

(単位：百万ユーロ)

	2021年度
監査業務	10
その他保証業務	1
税務助言業務 ⁽¹⁾	0

その他業務 ⁽¹⁾	0
合計	11

(1) 1百万ユーロ未満は切り捨てられた。

監査業務の項目は、連結財務諸表の監査、並びに、ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ国内の子会社が作成した年次財務諸表の監査に関する報酬等を含む。半期報告書の監査費用、新しい会計基準の実施に関する会計監査人によるサポート費用、及び内部統制システム（ICS）の監査等、法定の監査業務の範疇を超える任意監査に関する報酬も、本項目に計上される。

その他保証業務は、とりわけ、内部統制システムに関する保証報告書に関連するものであった。税務助言業務は、とりわけ、税務当局が実施する税務監査中のサポートに起因した。その他業務は、主に、会計以外の分野に関する一般研修（ワークショップ）からなっていた。

(49) ドイツ商法に基づく免除

2021会計年度において、以下のドイツ子会社は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch）第264条第3項又は同法第264条b及び（該当する場合には）同法第291条に基づく簡略化オプションを行使した。

- ・ Agheera GmbH
- ・ アルバート・シャイド GmbH
- ・ ALTBERG GmbH
- ・ ベトライバークゼルシャフト・ファタイルツェントルム GmbH
- ・ CSG GmbH
- ・ CSG.TS GmbH
- ・ ダンツァス・ドイツランド・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・アドレス・ベタイリグングスゲゼルシャフト mbH
- ・ ドイツポスト・アゼ克蘭ツ・フェルミットルングス GmbH
- ・ ドイツポスト・ベタイリグングエン・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト・カスタマー・サービス・センター GmbH
- ・ ドイツポスト DHL ベタイリグングエン GmbH
- ・ ドイツポスト DHL コーポレート・リアル・エステート・マネジメント GmbH & Co. ロギスティックゼントレンKG
- ・ ドイツポスト DHL エクスプレス・ホールディング GmbH
- ・ ドイツポスト DHL リアル・エステート・ドイツランド GmbH（旧：ドイツポスト DHL コーポレート・リアル・エステート・マネジメント GmbH）
- ・ ドイツポスト DHL リサーチ・アンド・イノベーション GmbH
- ・ ドイツポスト・ダイアログ・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・ディレクト GmbH
- ・ ドイツポスト・イーポスト・ソリューションズ GmbH
- ・ ドイツポスト・エクспанション GmbH
- ・ ドイツポスト・フリート GmbH
- ・ ドイツポスト・インモビリエン GmbH
- ・ ドイツポスト InHaus サービス GmbH
- ・ ドイツポスト・インベストメンツ GmbH

- ・ドイツポスト IT サービス GmbH
- ・ドイツポスト IT サービス (ベルリン) GmbH
- ・ドイツポスト・モビリティ GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・エッセン GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ハノーバー GmbH
- ・ドイツポスト・ショップ・ミュンヘン GmbH
- ・ドイツポスト・フェアマクトウングス GmbH
- ・ドイツポスト・ツァールングスディーンステ GmbH
- ・DHL 2-マン-ハンドリング GmbH
- ・DHL エアウェイズ GmbH
- ・DHL オートモーティブ GmbH
- ・DHL オートモーティブ・オフエナウ GmbH
- ・DHL コンサルティング GmbH
- ・DHL デリバリー GmbH
- ・DHL エクスプレス・カスタマー・サービス GmbH
- ・DHL エクスプレス・ジャーマニー GmbH
- ・DHL エクスプレス・ネットワーク・マネジメント GmbH
- ・DHL フードロジスティックス GmbH
- ・DHL フレイト・ジャーマニー・ホールディング GmbH
- ・DHL フレイト GmbH
- ・DHL グローバル・イベント・ロジスティクス GmbH (旧：DHL トレード・フェアーズ・アンド・イベント GmbH)
- ・DHL グローバル・フォワーディング GmbH
- ・DHL グローバル・フォワーディング・マネジメント GmbH
- ・DHL グローバル・マネジメント GmbH
- ・DHL ホーム・デリバリー GmbH
- ・DHL ハブ・ライブツィヒ GmbH
- ・DHL インターナショナル GmbH
- ・DHL パケット GmbH
- ・DHL ソリューションズ・ファッション GmbH
- ・DHL ソリューションズ GmbH
- ・DHL ソーティング・センター GmbH
- ・DHL サプライ・チェーン(ライブツィヒ) GmbH
- ・DHL サプライ・チェーン・マネジメント GmbH
- ・DHL サプライ・チェーン・オペレーションズ GmbH (旧：DHL ファッション・リテイル・オペレーションズ GmbH)
- ・DHL サプライ・チェーン VAS GmbH
- ・エルスト・エンド・オブ・ランウェイ・デベロップメント・ライブツィヒ GmbH
- ・エルスト・ロジスティック Entwicklungsgesellschaft MG GmbH
- ・ヨーロピアン・エア・トランスポート・ライブツィヒ GmbH
- ・ゲルラッハ・ツオルディエンシュト GmbH

- ・インターサブ・ゲゼルシャフト・フュア・ペルゾナル・ウント・ベラテルディーンストライストウンゲン mbH
- ・it4 ロジスティックス GmbH
- ・Saloodo! GmbH
- ・ストリートスクーター GmbH

(50) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法第161条で要求されている、2021会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。この遵守宣言は、当社ウェブサイトにて閲覧可能である。

(51) 報告日後の重要な事象及びその他開示

2022年1月3日、ドイツポストDHLグループは、ストリートスクーターの電気自動車（バン）に関する生産権及びその生産に係る無形固定資産に関する完全な所有権、並びにストリートスクーター・ジャパン株式会社及びストリートスクーター・スイスの全株式をオーディン・オートモティブS.à r.l.（ルクセンブルグ）に対して100百万ユーロの取得価格で売却した。取引の一環として、当グループは、オーディンの非支配株主持分の10パーセントを取得した。この売却の結果として、2022会計年度において認識される88百万ユーロの売却益が生じた。2020年初頭に決定されたとおり、当グループに留まるストリートスクーターGmbHは、引き続き当グループに対する自動車部品及びバッテリーの供給業者としての役割を果たし、既存のフリートの維持及び修理に重点を置くこととなる。

その他、報告日後において報告が要求される事象は発生していない。

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、本連結財務諸表は、当グループの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、ドイツポスト・アーゲーの経営報告書と統合された当グループの経営報告書は、当グループで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、当グループの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2022年2月18日

ドイツポスト・アーゲー取締役会

Dr. フランク・アペル

ケン・アレン

オスカー・デ・ボック

メラニー・クライス

Dr. トビアス・メイヤー

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ティム・シャルルヴァート

(2) 【個別財務諸表】

(イ) 貸借対照表

資産の部

	注記	2020年12月31日現在		2021年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 固定資産					
無形固定資産	18	190	261	232	319
有形固定資産	19	3,430	4,721	3,848	5,296
長期金融資産	20	15,713	21,626	13,285	18,284
		19,333	26,608	17,365	23,899
B 流動資産					
棚卸資産	21	68	94	79	109
受取債権及びその他の資産	22	19,251	26,495	24,795	34,125
有価証券	23	1,208	1,663	1,745	2,402
現金及び現金同等物	24	2,767	3,808	1,861	2,561
		23,294	32,060	28,480	39,197
C 前払費用	25	385	530	410	564
		43,012	59,197	46,255	63,661

資本及び負債の部

		2020年12月31日現在		2021年12月31日現在	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
A 資本	26-29				
資本金	27	1,239	1,705	1,239	1,705
自己株式 資本金 (条件付資本金 139百万ユーロ)		0 1,239	0 1,705	-15 1,224	-21 1,685
資本剰余金	28	4,670	6,427	4,679	6,440
利益剰余金	28	4,480	6,166	3,598	4,952
当期末処分利益	29	7,977	10,979	10,239	14,092
		18,366	25,277	19,740	27,168
B 引当金	31-33	5,388	7,416	5,227	7,194
C 負債	34	19,186	26,406	21,198	29,175
D 繰延収益	35	72	99	90	124
		43,012	59,197	46,255	63,661

(口) 損益計算書

		1月1日から12月31日			
		2020年		2021年	
	注記	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
1 売上高	36	15,585	21,450	16,610	22,860
2 その他のサービス	37	53	73	77	106
3 その他の営業収益	38	972	1,338	1,109	1,526
		16,610	22,860	17,796	24,493
4 材料費	39				
a) 消耗品、貯蔵品及び 再販目的購入商品に係る費用		-307	-423	-336	-462
b) サービス費用		-4,900	-6,744	-5,420	-7,460
小計 (a + b)		-5,207	-7,166	-5,756	-7,922
5 人件費	40				
a) 賃金、給料及び諸手当		-6,821	-9,388	-7,038	-9,686
b) 社会保険料、退職給付費用及び 扶助給付		-1,711	-2,355	-1,806	-2,486
小計 (a + b)		-8,532	-11,743	-8,844	-12,172
6 無形固定資産償却費及び有形固定資産の減価償却費	41	-291	-401	-317	-436
7 その他の営業費用	42	-2,156	-2,967	-2,134	-2,937
		-16,186	-22,277	-17,051	-23,467
8 財務損益純額	43	2,765	3,805	3,616	4,977
9 法人所得税	44	-274	-377	-426	-586
10 税引後損益		2,915	4,012	3,935	5,416
11 当期純利益		2,915	4,012	3,935	5,416
12 前期末処分利益の繰越	45	5,062	6,967	6,304	8,676
13 当期末処分利益	29	7,977	10,979	10,239	14,092

(ハ) ドイツポスト・アーゲーの年次財務書類に対する注記

表示の方針

(1) 会社を特定するための開示

登記上の事務所がドイツのボンにあるドイツポスト・アーゲーは、ボン地方裁判所で商業登記され、登記番号はNo.6792である。

(2) 会計の準拠法

ドイツポスト・アーゲー（DPAG）は、ドイツ商法第267条において定義されている大会社である。2021年12月31日に終了した事業年度の年次財務書類は、ドイツ商法（第238条以下及び第264条以下）及び株式会社法（第150条～第160条）の会計及び報告規則に準拠して作成されている。

ドイツポストDHLグループの親会社として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法第315e条第1項に準拠して国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づき連結財務諸表を作成している。このため、連結財務諸表はドイツ商法に準拠して作成されているものではない。

当社は、連結財務諸表に含まれる最大規模から最小規模までの全ての会社の連結財務諸表を作成する。

年次財務書類及び連結財務諸表は、連邦官報に掲載されている。

会計年度は暦年である。

(3) 貸借対照表及び損益計算書の表示形式

損益計算書は、総費用形式（費用種類別）で作成されている。金額は、百万ユーロ（€m）単位で表されている。

表示の明瞭性を向上させるために、貸借対照表及び損益計算書の見出しは、統合された形式で表示されており、注記において分析・説明されている。

会計方針

以下に詳述されている会計方針の適用については、基本的には前年度から変更されていない。会計方針又は表示の方針で、記載されていない変更項目については、該当する項目において説明がなされる。

(4) 無形固定資産

取得した無形固定資産は、取得に要した付随費用を含む原価で計上し、定額法による償却及び評価減により減価されている。評価減は、当該減損が永続的なものであると予想される場合に認識される。耐用年数は5年であるが、契約期間がそれよりも短い場合には、適宜短縮されている。

ドイツ商法第248条第2項に基づくオプションは、内部創出の無形固定資産のために行使されている。これらは、2010年1月1日から原価（開発費用）で計上されており、通常5年又はそれよりも耐用年数が長い場合はその耐用年数にわたって償却される。

費用には、商品の消費及びサービスの利用に起因する直接帰属原価、並びに開発プロセスに起因する間接材料費、人件費、減価償却費及び償却費が含まれている。

(5) 有形固定資産

1年を超えて営業活動に使用される有形固定資産は、購入に係る付随費用を含む原価で計上され、定額法により減価されている。

直接費に加え、原価には間接材料費及び人件費が適切な割合で含まれている。借入費用は資産計上されていない。

以下の耐用年数が適用される。

耐用年数

建物	20 - 50年
技術設備及び機械	10 - 20年
ITシステム	4 - 5年
その他の営業用及び事務用機器	8 - 10年
取得原価が250～1,000ユーロの少額資産	5年

有形固定資産の追加分については、比例的に減価償却を行っている。各資産の正味実現可能価額が帳簿価額に満たない場合で、減損が永続的なものとなると見込まれる場合に、評価減を計上している。

受領した補助金は、繰延収益に計上され、当該有形固定資産の耐用年数にわたり戻入れられる。

ドイツ所得税法第6条第2a項において定義されている年次プール資産は、投入税控除後の取得原価が250ユーロ超1,000ユーロ以下の少額資産に関して計上される。年次プール資産は、損益計算書において5年間にわたり減価償却される。かかる5年間の終了前に営業用資産を処分した場合、年次プール資産は減じない。投入税控除後の取得原価が250ユーロ未満の資産は、取得年度に営業費用として全額認識する。

(6) 長期金融資産

関連会社株式その他の株式投資及び長期有価証券は、取得原価で計上されるか、又はこれらの価値が永続的に損なわれることが想定される場合には、より低い正味実現可能価額で計上される。永続的な減損の原因が消滅した場合には、評価減は、取得原価を超えない範囲で、正味実現可能価額に至るまで戻入れられる。

外国の関連会社に対する外貨で取得された株式及びその他の株式投資は、取得日の為替レートで換算される。新たに取得された会社に係る為替リスクがヘッジされている場合、帳簿価額はヘッジ・レートで換算される。

市場金利を下回る金利の長期貸付金又は無利息の貸付金に係る費用は、貸付日の現在価値で計上されている。その他の貸付金は、元本金額で計上されている。割引された貸付金について戻入れられた利息費用は、貸付金に追加計上される。

(7) 棚卸資産

貨物郵送センターのコンベア・システム及び仕分けシステムに関するスペアパーツは、棚卸資産に固定価格で計上されている。その他の消耗品及び貯蔵品は、貸借対照表日における現在の移動平均価格、加重平均価格で計上される。再販目的購入商品は、取得原価又は移動平均価格で評価される。原則として低価法を適用し、必要に応じて、適切な評価引当金が計上されている。仕掛品は、取得原価で評価され、前受金は、支払金額の総額で評価する。

(8) 受取債権及びその他の資産

受取債権及びその他の資産は、個別の評価引当金を控除した後の元本金額で計上される。

一般的な取引先の債務不履行リスクについては、一般的な貸倒引当金により、過去の実績に基づいて考慮している。

(9) 有価証券

流動資産に分類される有価証券は、貸借対照表日において、取得原価又は正味現実可能価額のいずれか低い金額にて計上されている。

(10) 現金及び現金同等物

銀行預金、手許現金及び小切手は、額面元本で計上される。外貨建ての現金は、報告日の仲値で測定されている。

(11) 前払費用

貸借対照表日以前の発生費用のうち、貸借対照表日後の特定の期間の費用にあたるものは、前払費用として計上されている。

当社は、ドイツ商法第250条第3項に定めるオプションを行使し、割引額を資産として計上している。

負債の決済金額と発行価額の差額は、前払費用に含まれており、負債の期間にわたって、償却される。

(12) 資本

資本金は、額面価額で計上している。

(13) 引当金

引当金は、保守的な経営判断によって決定された決済金額にて計上されている。満期までの残存期間が1年を超える他の引当金は、各残存期間に応じて、直近の7会計年度の平均市場金利で割り引かれている。

年金及びこれに類する債務の引当金は、保険数理報告に基づいて設定されている。年金引当金は予測単位積立方式を用いて算定されている。これらの引当金は、Dr. クラウス・ヒューベック教授が作成した2018 Gの表を用いて算出される。賃金及び年金の上昇並びに職員の離職率が考慮されている。引当金は、ドイツ中央銀行が公開する直近10年の平均市場金利での割引を反映した決済金額にて計上されている。満期までの残存期間である15年は、ドイツ商法第253条第2項第2文に基づき推定されている。

当社は、商法典施行法第28条第1項に定める引当金としての間接年金債務を計上するためにオプションを行使した。

2010年1月1日時点のドイツ会計基準近代化法の算定基準によって生じた年金引当金の追加に伴い、この額を15年間にわたり案分して割り当てるオプションが行使された。年間追加合計額は、その他の営業費用において計上される。

ドイツ商法第246条第2項第2文に従い、他の債権者が利用することができない資産及び年金債務又は類似する長期債務から生じる負債のためにのみ使用される資産は、年金資産として公正価値で計上され、関連する引当金と相殺される。

年金資産の公正価値がその取得原価を超える場合は、当該超過額については、ドイツ商法第268条第8項に従って、配当の制限を受ける。

ドイツ商法第246条第2項第2文に基づく相殺は、給与の一部を繰延する従業員によって出資される労働時間口座 (Working Time Account) 及び企業年金制度のための給与天引きにも適用される。同口座は、外部積立の債務として分類される。引当金の価値は、ドイツポスト・アーゲーが出資する年金資産の価値の変動に左右され、公正価値で算出される。

年金引当金には、債務の引受けを含む連帯債務に関する取決めにに基づき負担した年金債務も含まれる。

税金引当金及びその他の引当金は、保守的な経営判断に従って債務を決済するために必要な金額にて計上されている。全ての予測可能なリスクについては、引当金を算定する際に適切な方法で考慮される。満期までの残存期間が1年を超える引当金は、報告日現在において、ドイツ連邦銀行が発行した割引率により割り引かれる。当該割引率は、当該満期の直近の7会計年度の平均市場レートである。

ドイツポスト・アーゲーは、様々な条件で部分的な退職契約を締結している。これらは、「ブロック・モデル」及び「継続的短縮労働時間モデル」の双方に基づいている。また、部分的な退職手当が支払われている。そのため、2つのタイプの義務が生じており、双方ともに、数理計算上の原則に従って現在価値で算定され、個別に認識される。

(14) 負債

負債は、決済金額で計上されている。償還価額が発行価額を上回る場合、差額は、負債の期間にわたって配賦され、負債計上される。

(15) 繰延収益

貸借対照表日前の収入のうち、貸借対照表日後の特定の期間の収益にあたるものは、繰延収益として計上されている。

(16) 為替換算

外貨建取引は、当初の計上日の約定為替レートで換算されている。

貸借対照表項目は、以下のとおり評価される。

外貨建長期受取債権は、受取債権の計上時点でのオファーレート又は報告日時点での仲値を用いた低価法で計上されている（減損原則）。外貨建での短期受取債権（1年以内の満期）及び現金資金又はその他の外貨建短期資産は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

外貨建長期負債は、報告日時点の仲値を用い（減損原則）、計上時のビッドレート又はこれより高い最終為替レートで計上されている。外貨建での短期負債（1年以内の満期）は、貸借対照表日における仲値で換算されている。

ヘッジ会計の適用については、注記(49)において説明する。

(17) 繰延税金

繰延税金は、資産、負債、前払費用及び繰延収益に関する、ドイツ商法に基づく財務書類上の計上金額と、将来返還される税務会計上の計上金額との間の差異に起因するものである。ドイツポスト・アーゲーでは、当社の貸借対照表項目に関する差異、並びにその連結納税グループの企業及びドイツポスト・アーゲーが持分を有する

パートナーシップに関する差異の双方を対象としている。税務上の繰越欠損金は、今後5年の間に利用されることが見込まれる場合、一時差異と併せて考慮される。

繰延税金は実効税率30.5パーセントにより計算されるが、これは、差異解消の時点で適用されることが見込まれるレートである。繰延税金負債は、繰延税金資産と相殺される。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文において規定されたオプションを行使し、その結果、貸借対照表において繰延税金資産（純額）を計上していない。

貸借対照表の開示

資産の開示

(18) 無形固定資産

無形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。自社開発のソフトウェアに係る開発費用は、資産勘定に計上している。

77百万ユーロの開発費用が、報告期間における内部創出の無形固有資産として資産計上された。これは、非常に多くの個別プロジェクトと関連している。

(19) 有形固定資産

有形固定資産の変動及び内訳は、非流動資産変動表（別紙1）に表示されている。

土地及び建物への277百万ユーロの追加は、主に、土地、不動産、賃貸借物件の改良、郵便及び貨物便センターにおける建物、並びに多数の運営施設に施された外部設備の増築工事に関連する。

技術設備及び機械に対する130百万ユーロの投資額は、主に、コンベア・システム及び仕分けシステム、並びにパックステーション及び電気自動車用の充電ステーションへの投資額から構成されている。

その他の機器、営業用及び事務用機器に対する56百万ユーロの投資額は、主として営業用及び事務用機器全般、並びにIT設備に帰属するものである。

建設仮勘定への237百万ユーロの追加は、主に、不動産、郵便及びパーセルセンター並びにコンベア及び仕分けシステムへの投資に関連する。

(20) 長期金融資産

長期金融資産の変動は固定資産変動表（別紙1）に表示されている。株式保有リストは、注記別紙3に含まれている。

長期金融資産の内訳は以下のとおりである。

長期金融資産

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2020年	2021年
関連会社に対する株式	7,361	12,844
関連会社に対する貸付金	8,286	376
長期有価証券	64	63
その他の貸付金	2	2
	15,713	13,285

関連会社に対する株式の大部分は、ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに対する12,090百万ユーロ及びDHLディストリビューション・ホールディングスLtd.に対する705百万ユーロから構成されている。

関連会社に対する株式は、資本政策（5,376百万ユーロ）及び減損損失の戻入れ(107百万ユーロ)により5,483百万ユーロ増加した。

2021年12月31日時点における関連会社に対する貸付金は、主にドイツポスト・フリートGmbHに対する貸付金（361百万ユーロ）に関するものである。

ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに対する貸付金（6,400百万ユーロ）及びDHLグローバル・マネジメントGmbHに対する貸付金（1,400百万ユーロ）は、当会計年度において満期を迎え、グループ内銀行業務（グループ内の社内銀行取引）により生じた受取債権を通じて決済された。

長期有価証券は、子会社における年金引当金の確保に資する基金単位を含んでいる。この項目は、主に株式及び確定利付証券から成る国際的な複合資産基金と関連している。有価証券は取得原価で計上されている。

(21) 棚卸資産**棚卸資産**

（単位：百万ユーロ）

	12月31日現在	
	2020年	2021年
消耗品及び貯蔵品	40	52
商品	28	27
	68	79

消耗品及び貯蔵品の項目は、とりわけ、事務用機器、貯蔵品、スペアパーツ及びその他のメンテナンス用機器から構成されている。

商品の項目は、切手収集関連商品及びその他の商品から構成される。

(22) 受取債権及びその他の資産**受取債権及びその他の資産**

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2020年	2021年
売掛金	426	454
関連会社に対する受取債権 内、売掛金15百万ユーロ(前年度：14百万ユーロ)	18,232	23,856
その他の資本投資先に対する受取債権 内、買掛金0百万ユーロ(前年度：0百万ユーロ)	4	2
その他の資産	589	483
	19,251	24,795

関連会社に対する受取債権19,791百万ユーロ（前年度：8,218百万ユーロ）は、グループ内銀行業務による受取債権に、4,050百万ユーロ（前年度：3,382百万ユーロ）は利益譲渡契約に対する受取債権に関連している。関連会社に対する短期貸付債権はない（前年度：6,618百万ユーロ）。

グループ内銀行業務による受取債権の増加は、主に、関連会社からの貸付金及び短期貸付債権の返済に起因するものである。関連会社における資本政策には、相殺効果があった。

(23) 有価証券**有価証券**

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2020年	2021年
その他の有価証券	1,208	1,745

増加は、マネー・マーケット・ファンドの購入に起因した。

(24) 現金及び現金同等物

貸借対照表日付で報告された1,861百万ユーロ（前年度：2,767百万ユーロ）の現金及び現金同等物は、手許現金、未達現金及び銀行預金から成る。

(25) 前払費用

報告日における前払費用410百万ユーロ（前年度：385百万ユーロ）は、主として、BAnst-PT（連邦郵便通信庁ブンデスポスト）に対する前払（250百万ユーロ）及び公務員給与の前払（67百万ユーロ）に関連するものである。

この項目には、発行された社債における38百万ユーロの割引額も含まれている。

資本及び負債の開示

(26) 資本

資本

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2020年	2021年
資本金	1,239	1,239
自己株式	0	-15
資本金合計	1,239	1,224
資本剰余金	4,670	4,679
利益剰余金		
その他の利益剰余金	4,480	3,598
当期末処分利益	7,977	10,239
	18,366	19,740

2021年12月31日現在、資本は前年度と比較して合計1,374百万ユーロ増加した。資本の詳細は以下に記載されている。

(27) 資本金

株式資本

株式資本は、2021年12月31日現在、1,239,059,409株（前年度：1,239,059,409株）の記名式無額面株式で構成されている。

2021年12月31日現在、株主の構成は、以下のとおりであった。969,951,000株（78.3パーセント）は浮動株であった。ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ）のドイツポスト・アーゲー持分は、253,861,000株（20.5パーセント）であった。自己株式15,247,000株（1.2パーセント）は、2021年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーが保有していた。

当社に保有されている自己株式の想定元本は、当社の貸借対照表上の株式資本から控除された。

ドイツ証券取引法第33条及び第34条に基づく議決権の変動に関する通知は、別紙4（ドイツ株式会社法第160条第1項第8号に基づく開示）に掲載される。

2021年12月31日現在の授権資本 / 条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)		
	百万ユーロ	目的
2021年授権資本 (2021年5月6日定時株主総会)	130	現金 / 現物出資による株式資本増加(2026年5月5日まで権限付与)
2017年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) (2017年4月28日定時株主総会)	75	オプション / 転換権の発行(2018年5月7日まで権限付与)
2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) / 1 (2018年4月24日定時株主総会)	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行(2020年10月8日まで権限付与)
2020年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) / 1 (2020年8月27日定時株主総会)	12	役員に対するパフォーマンス・シェア・ユニットの発行(2023年8月26日まで権限付与)
2020年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) / 2 (2020年8月27日定時株主総会)	40	オプション / 転換権の発行(2023年8月26日まで権限付与)

2021年授権資本

取締役会に対し、監査役会の同意を条件に、2026年5月5日までの期間、現金及び / 又は現物出資と引き換えに、130百万株を上限として記名式無額面の新株を発行し、それにより当社の株式資本を最大130百万ユーロ増加させる権限が付与された。当該権限は、全部又は一部の金額について行使されうる。株主は通常、新株引受権を有している。但し、取締役会は、監査役会の承認を条件に、権限の対象となる株式については株主の新株引受権を適用しないようにすることができる。当会計年度において、当該権限は行使されなかった。

2017年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル)

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大75百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、75百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。当該権限の一部は、2017年12月に、元本総額10億ユーロの2017年 / 2025年転換社債を発行することにより行使された。株式資本は、条件付きで最大75百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2018年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) / 1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)を付与することになる。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。最大で12百万株の記名式無額面株式を発行することによって、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本(コンティンジェント・キャピタル) / 1

条件付資本の増加によって、一部の当グループ役員に対してパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)を付与することになる。最大で12百万株の記名式無額面株式の発行により、株式資本は条件付きで最大12百万ユーロ増加した。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

2020年条件付資本（コンティンジェント・キャピタル） / 2

条件付資本の増加によって、元本総額15億ユーロを上限として、新株予約権付社債、転換社債及び / 又は収益社債、並びに利益参加権証書、又はこれらの組み合わせを発行し、株式資本における比例持分をもつ最大40百万株までのオプション又は転換権を付与することになるが、40百万ユーロを超えることはない。新株は、発行された会計年度の期首から利益の分配にあずかる。株式資本は、条件付きで最大40百万ユーロ増加した。2021会計年度において、条件付資本は利用されなかった。

自己株式を取得する権限

2021年5月6日の定時株主総会決議により、当社は、2026年5月5日までの期間、決議採択時に存在する株式資本の10パーセントまで、自己株式を取得する権限が付与された。これにより、取締役会は、法律で許容されるあらゆる目的、とりわけ定時株主総会決議で言及された目標を達成するために当該権限を行使することができる。さらに、取締役会は、デリバティブを用いるなどの方法により、決議採択時に存在する株式資本の合計5パーセントまで自己株式を取得する権限を有する。

2021年3月、取締役会は、購入総額が最大10億ユーロに上る最大30百万株の株式買戻プログラムを決議した。2021年10月までに、総額（付随取引費用を除く。）10億ユーロの合計17.7百万株が買い戻された。買い戻された株式は消却されるか、又は長期役員報酬制度を提供するために使用される。

取得プロセスに関する詳細については、別紙5のとおり。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームの2017年度賞与に係る支払分を決済するため、2021年3月及び4月に、2,620,059株が、118百万ユーロで取得された。一株当たりの平均価格は、3月においては44.80ユーロ、4月においては46.60ユーロであった。

2021年4月に、合計1,344,553株が、株価を46.52ユーロとしてインセンティブ株式及び投資株式を受け取る権利を有する従業員に対して発行された（2017年度賞与）。

2021年4月、当該株式は、2017年度賞与について、シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するためにも使用された（マッチング株式）。合計1,147,632株が、株価を46.72ユーロとして適格従業員に対して発行された。

2021年4月に、合計56,619株が、株価を47.03ユーロとして売却された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

パフォーマンス・シェア・プラン

9月において、パフォーマンス・シェア・プランに基づく支払分を決済するため、自己株式2,518,734株が発行された（2017年度賞与）。これらは、2021年4月（シェア・マッチング・スキームに基づく購入）と5月 / 6月（株式買戻プログラム）の間に購入された。

自己株式の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

従業員シェアプラン

新たな報酬モデルとして、従業員シェアプラン（ESP）が2021年に導入された。適格従業員は、給与の一部を投資するか四半期ごとに判断することができ、これにより市場価格と比較して25パーセントの割引を受けることができる。当該プログラムは、2021年9月1日に発効した。

(28) 剰余金

資本剰余金

シェア・マッチング・スキーム

2009年に導入されたシェア・マッチング・スキームに基づき、適格従業員の短期変動報酬の構成要素の一部（ボーナス）がドイツポスト・アーゲー株式の形で支払われている（インセンティブ株式）。また、全ての適格従業員は、自己の変動報酬の追加部分を株式に転換することにより、自らが取得する持分構成を個別に増加することもできる（投資株式）。4年にわたる売却禁止期間の満了後、適格従業員は、同数のドイツポスト・アーゲー株式をさらに付与される（マッチング株式）。

当会計年度中に取得された繰延インセンティブ株式の請求に対応するため、ドイツ商法第272条第2項第2号に従って、資本剰余金が2百万ユーロ増加した。これらの権利は、翌年の4月に自己株式を交付することにより決済される。前年度に要求された請求（2百万ユーロ）は、インセンティブ株式が決済された時点で、報告期間の資本剰余金から控除された。

シェア・マッチング・スキームに基づく自己株式の取得価額と発行価額における差異のため、4百万ユーロが資本剰余金に加えられた（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

パフォーマンス・シェア・プラン

2014年に、以前の株式評価益権プログラムが、新たなパフォーマンス・シェア・プラン（PSP）に置き換えられた。パフォーマンス・シェア・ユニットは、当社の株式に係る、待機期間終了時に決済される株価に基づく権利である。

パフォーマンス・シェア・プランに基づく支払分を決済するため、2021年4月（シェア・マッチング・スキームに基づく購入）と5月／6月（株式買戻プログラム）の間に自己株式が取得された（2017年度賞与）。

パフォーマンス・シェア・プランに基づく自己株式の取得価額と発行価額における差異のため、5百万ユーロが資本剰余金に加えられた（ドイツ商法第272条第2項第1号）。

利益剰余金

2021年株式買戻プログラム

合計10億ユーロの2021年株式買戻プログラムにより、利益剰余金は982百万ユーロ減少した。

シェア・マッチング・スキーム

シェア・マッチング・スキームに基づく支払分を決済するために報告期間において取得した株式（2017年度賞与）により、利益剰余金は115百万ユーロ減少した。2021年4月において、56,619株が売却され、利益剰余金は2百万ユーロ増加した。

受給者に対する株式の発行（2017年度賞与）により、利益剰余金は110百万ユーロ増加した。

パフォーマンス・シェア・プラン

パフォーマンス・シェア・プランの受給者に対する株式の発行（2021年度賞与）により、利益剰余金は103百万ユーロ増加した。

利益剰余金の変動に関する詳細については、別紙5のとおり。

(29) 当期末処分利益

2021年5月6日の定時株主総会において、2020会計年度に関する7,977百万ユーロの当期末処分利益のうち、2020会計年度について1,673百万ユーロの配当を行い、6,304百万ユーロを翌年度に繰り越すことが決議された。当該配当金は、2021会計年度において支払われた。

当会計年度の純利益3,935百万ユーロを含め、2021年の当期末処分利益は、10,239百万ユーロとなる。

(30) 配当制限のある金額

2021年12月31日時点の配当制限のある金額は、自社開発のソフトウェアの資本化、年金資産の公正価値の測定及び年金引当金の現在価値の計算方法の差異（7年平均割引率から10年平均割引率へ）に関連している。

配当制限のある金額

（単位：百万ユーロ）	2020年12月31日	2021年12月31日
自社開発のソフトウェア	77	111
年金資産及びその費用の公正価値における差異	252	356
年金引当金の現在価値の計算における7年平均割引率及び10年平均割引率の使用による差異	824	652
繰延税金資産	144	205
	1,297	1,324

配当制限のある金額は、分配可能な剰余金の範囲内に収まっている。

(31) 引当金

引当金は、年金引当金、税金引当金、及びその他の引当金に分類される。

引当金

（単位：百万ユーロ）	2020年12月31日	2021年12月31日
年金及びこれに類する債務に係る引当金	3,606	3,595
税金引当金	230	133
その他の引当金	1,552	1,499
	5,388	5,227

(32) 年金及びこれに類する債務の引当金

年金及びこれに類する債務の引当金は、ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対するドイツポスト・アーゲーの債務総額3,582百万ユーロ（前年度：3,593百万ユーロ）に関連する。さらに、子会社において発生し、ドイツポスト・アーゲーが連帯債務に関する取決めにに基づき負担した、13百万ユーロ（前年度：13百万ユーロ）に相当する義務が、本項目において報告されている。

ドイツポスト・アーゲーの現在の従業員及び年金受給者に対する年金引当金は次の項目に分類される。

年金及びこれに類する債務の引当金

（単位：百万ユーロ）	2020年12月31日	2021年12月31日
間接給付債務の引当金		
給付債務*	154	166

未認識の差異(Bi lMoG)	-3	-2
	151	164
直接給付債務の引当金		
給付債務*	3,574	3,517
未認識の差異(Bi lMoG)	-132	-99
	3,442	3,418
年金引当金の合計		
給付債務*	3,728	3,683
未認識の差異(Bi lMoG)	-135	-101
	3,593	3,582

*年金資産と相殺済み

年金引当金は、第1にドイツポスト・アーゲーに対する直接給付請求権を構成する、従業員に対する給付債務、第2に労使協定の対象となる従業員に対する間接給付債務に関連している。

ドイツ会計基準近代化法導入に伴う再測定により、保険数理報告（Heubeck 2005 Gの生命表、予測単位積立方式）に基づく2010年1月1日現在の年金引当金は、総額で507百万ユーロが組入れられた。このうち280百万ユーロは、直接給付債務に起因するものであり、227百万ユーロは間接給付債務に起因するものであった。ドイツポスト・アーゲーは、ドイツ商法典施行法第67条第1項に従い、この組入れられた金額を15年にわたり配賦している。1年当たりの組入れ総額は34百万ユーロとなり、その他の営業費用に計上されている。

年金引当金に関連して発生した358百万ユーロの合計支払利息は、年金資産 / 資産による収益319百万ユーロを含んでいた。

間接給付債務

間接給付債務は、ドイツ・ブンデスポスト補足年金基金(VAP)及びDPペンジオンフォンス・アーゲーを通じて支給され、積立てられる。資産に対する給付債務の相殺後、間接給付債務について164百万ユーロの引当金が純額で認識された。

従業員に対する間接給付債務に対して、貸借対照表日現在、適切な引当金が計上された。

直接給付債務

2021年12月31日現在、直接給付債務の引当金は3,418百万ユーロである。

報告日現在、ドイツポスト・アーゲーのドイツ商法第246条第2項第2文にて定義される年金資産は、合計4,536百万ユーロ（公正価値、市場価値と同等）であった。当該年金資産は、99百万ユーロの未認識の差異を差し引いた8,053百万ユーロの債務と相殺された。年金資産の取得原価は合計4,024百万ユーロであった。

連帯責任に関する取決めにに基づく債務引受

過年度において、ドイツポスト・アーゲーは、子会社と契約を締結し、子会社における個人年金債務の連帯責任の引受けを行った。当該債務は、報告日現在、合計13百万ユーロであった。

外部積立の年金債務

2020年度において、ドイツポスト・アーゲーは、追加の年金制度に繰延報酬を組み込むために当該制度を改定した。これにより、2021年から、繰延額は個人の年金口座に保管され、資本市場に投資されることになる（外部積立の債務）。上記については、繰延総額に相当する金額が最低給付額として保証される。引当金は、算定され

た年金債務から、受託者によって保証される基金資産（ドイツ商法第246条第2項に定義される年金資産）を差し引いた金額として計上される。

定められた債務引受により、この年金モデルは、ドイツポスト・アーゲーの子会社についても適用され、ドイツポスト・アーゲーにおける場合と同様に反映される。

相殺の根拠

（単位：百万ユーロ）

	2020年12月31日	2021年12月31日
外部積立の債務の決済額	0	-9
基金資産の公正価値	0	9
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

報告期間において年金資産から得られる収益は0百万ユーロであった（前年度：0百万ユーロ）。

間接給付債務及び直接給付債務並びにドイツポスト・アーゲーが連帯責任を引き受けた債務は、ドイツ商法第253条第2項に基づき、10年平均割引率を用いて計算された。7年平均割引率と10年平均割引率を使用することで生ずる給付債務の算出額の差異は652百万ユーロである。

割引率の変更により生じた収益／費用は決算報告に反映される。年金引当金は以下の想定に基づき計算された。

年金引当金の計算

	2020年12月31日	2021年12月31日
賃金及び給与の年次増加	1.0%-2.5%	1.0%-2.5%
年金の年次増加	1.0%-1.75%	1.0%-1.75%
社員の離職率平均値	1%	1%
割引率	2.30%	1.87%

(33) 税金引当金及びその他の引当金

税金引当金及びその他の引当金の項目は次のとおり構成される。

税金引当金及びその他の引当金

(単位：百万ユーロ)

	2020年 12月31日	2021年 12月31日
1 税金引当金	230	133
2 その他の引当金		
a) 従業員関連引当金		
リストラクチャリング	331	267
賞与	133	143
超過勤務及びその他の有給休暇	116	132
有給休暇	118	114
変動型の給与及び賃金	58	71
その他	155	162
b) その他の引当金		
債務の引受け	224	236
郵便切手	130	106
未決済仕入先請求書	97	99
その他	190	169
2. a) 及び 2. b) の小計	1,552	1,499
引当金合計	1,782	1,632

税金引当金

税金引当金は、本年度中の税金支払及び継続中の外部税務監査により判明する可能性のある未払税金滞納（これらの滞納に起因する金利を含む。）に関するものである。

再編

本項目には、主に公務員向けの早期退職制度のための費用、及び部分退職手当及び退職金に関する費用が含まれている。

2011年末、ドイツポスト・アーゲーは、団体協定により、部分的退職と時間賃金を組み合わせたモデルである特別退職モデルを導入した。当該モデルの部分退職において生じる支払は、引当金として認識される。引当金

は、従業員の労働時間口座に対する支払のために認識された。2021年には、複数のグループについて追加の労働時間口座が導入された。

年金債務保険（ドイツ商法第246条第2項の意味の範囲内である年金資産）は、労働時間口座から生じる債務である。労働時間口座のために必要とされる引当金及び年金負債保険に基づく受取債権は互いに相殺される。

次の表は、相殺の根拠を示す。

相殺の根拠

（単位：百万ユーロ）

	2020年12月31日	2021年12月31日
デモクラフィック・ファンド／労働時間口座に基づく債務の決済額	-703	-779
保険の公正価値	703	779
年金資産の退職給付債務超過額	0	0

参加する従業員による支払が保険会社に対して直接移転されるため、保険証券については、いかなる費用も計上されなかった。

報告期間において年金資産から得られる収益は13百万ユーロであった（前年度：13百万ユーロ）。

債務の引受け

過年度において、ドイツポスト・アーゲーは、多くの子会社に対し、当該子会社の一部の年金債務について内部的に責任を負うことを約束する旨の契約を締結した。ドイツポスト・アーゲーが引き受けた債務は、報告日現在、236百万ユーロであった。

長期引当金は、ブンデスバンクが発表する割引率によりこれらの債務の平均残存期間について総額で割り引かれている。

郵便切手

郵便切手に対する引当金は、報告日までに販売されたがそれに対応するサービスが提供されていない切手に関連する。2021会計年度において、前年の同引当金の24百万ユーロの利用が想定された。これは、2015年に作成された外部の専門家の報告及び当社の内部情報を基にして作成された定期的更新に基づき算出された。

(34) 負債

負債

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2020年	2021年
社債		
内、転換社債1,000(前年度：1,000)	6,950	6,200
銀行に対する負債額	232	263
買掛金	912	914
関連会社に対する債務		
内、買掛金146(前年度：118)	9,951	12,978
その他の資本投資先に対する債務		
内、買掛金0(前年度：0)	40	44
その他の負債		
内、税金関連305(前年度：319)	1,101	799
内、社会保険料関連0(前年度：0)		
	19,186	21,198

負債の満期日構成は、「負債の満期日構成」(別紙2)に表示されている。

2021年12月31日現在、その他の借入については、担保による保証がなされていない。

2016/2021年社債は、2021年1月に返済された(750百万ユーロ)。

発行された社債に関する詳細は、以下の表のとおりである。

社債

	利率(%)	発行額(単位：百万ユーロ)
2012年 / 2024年社債	2.875	700
2013年 / 2023年社債	2.750	500
2016年 / 2026年社債	1.250	500
2017年 / 2027年社債	1.000	500
2018年 / 2028年社債	1.625	750
2020年 / 2026年社債	0.375	750
2020年 / 2029年社債	0.750	750
2020年 / 2032年社債	1.000	750
2017年 / 2025年転換社債 ⁽¹⁾	0.050	1,000

(1) 転換割増率 40パーセント

転換価格 55.69ユーロ

2017年 / 2025年転換社債に係る変更は、以下の表のとおりである。

転換社債に係る変更

2017年 / 2025年転換社債における変更	価格 (単位：ユーロ) ⁽¹⁾	社債転換率 ⁽²⁾	現金配当 (単位：ユーロ)
発行	55.69	1,795.6771	
2018年調整後	55.61	1,798.1264	1.15
2019年調整後	55.63	1,797.4721	1.15
2020年調整後	55.74	1,794.1916	1.15
2021年調整後	55.66	1,796.7641	1.35

(1) 転換価格 (丸められていない) は、100,000ユーロの元本を調整後の換算率で除した結果得られるものである。

(2) 算定機関：コニー・エクス・アドバイザーズ・リミテッド

銀行に対する負債額は、約束手形 (150百万ユーロ)、当座借越負債 (75百万ユーロ) 及び住居用建物ローン債権の売却 (38百万ユーロ) による債務から主に構成されている。

ドイツポスト・アーゲーは、受託者として住居用建物ローン債権を管理している。受け取った金銭は、確定利息及び元本支払スケジュールに従って、ローン債権の購入者 (銀行) に送金される。

既存のローン債権について借主が約定外の返済を行うことがあるため、そのローン債権資金の一部は、確定利息及び元本支払スケジュールに従ってドイツポスト・アーゲーにまず留保され、一定期間経過後にローン債権の購入者に対して送金される。そのため、銀行に対する債務には、約定外の返済の38百万ユーロ (前年度：49百万ユーロ) が含まれている。

関連会社に対する債務は主に、グループ内の社内銀行取引12,219百万ユーロ (前年度：9,273百万ユーロ) から構成される。

その他の負債は主に、税金負債及び早期退職制度に関連する債務に関連する。

受領した取得価額の支払に対応する項目とともに認識された、201百万ユーロに上る不動産の売却に関連するその他の負債は、前提条件の発生により、戻入される可能性がある。

(35) 繰延収益

2015年、当社は、子会社の年金約定に関する支払債務を、支払と引き換えに、債務引受の形で取得した。ドイツ商法による清算金の額と、IFRSによる清算金の額の差額 (34百万ユーロ) が繰延収益として計上され、想定される平均的な債務の残存期間にわたって、定額法を用い、戻入される。2021年12月31日現在において、繰延収益として認識された額は21百万ユーロであった。

これとは別に、繰延収益は、電気自動車に係る補助金を多く含む。

損益計算書の開示

(36) 売上高

業務部別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
国内	12,880	13,790
ポスト・ジャーマニー	7,716	7,670
メール・コミュニケーション・アンド・イーポスト	5,085	4,952
ダイアログ・マーケティング	1,693	1,697
その他のポスト・ジャーマニー	938	1,021
パーセル・ジャーマニー	5,164	6,120
国際	2,079	2,159
その他のポスト・アンド・パーセル	176	157
ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部 総売上高	15,135	16,106
その他のサービスの小計	450	504
全体の総売上高	15,585	16,610

売上高の増加は、主に、パーセル・ジャーマニー業務に起因するものである。これは主に、パンデミックに関連した小包の配送量の増加及び小包関連分野のグループ会社における料金の値上げによるものである。

その他のサービスの小計は504百万ユーロ（前年度：450百万ユーロ）であり、これには、主に従業員リースに係る弁済、賃貸借契約及びリース契約、並びにサービス品質保証による収益が含まれる。

地域別売上高

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
ドイツ	14,744	15,689
ヨーロッパ（ドイツを除く）	579	655
その他の地域	262	266
	15,585	16,610

(37) その他のサービス

その他のサービスは77百万ユーロ（前年度：53百万ユーロ）であった。これは主に内部創出の無形固定資産の計上に関連する業績に対応するものである。この計上は、2010年1月1日から認められている。

[次へ](#)

(38) その他の営業収益**その他の営業収益**

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
為替換算による収益	579	489
非流動資産処分による収益	38	175
引当金の戻入益	72	120
投資額の評価増し	42	107
手数料と償還金	67	73
その他	174	145
	972	1,109

外国為替市場における変動性の低下（特に米国ドル及び英国ポンドの場合）及び為替ヘッジの影響により、報告期間における為替換算による収益が減少した。

2021会計年度の非流動資産処分による収益は、主に、不動産の売却によるものであった。

金融資産の増加は、子会社における減損損失の戻入れにより生じた。

(39) 材料費

材料費は、消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用、並びにサービス費用から構成されている。

消耗品、貯蔵品及び再販目的購入商品に係る費用

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
業務用貯蔵品	125	141
燃料及び電熱材料	104	115
再販目的購入商品	39	41
スペアパーツ及び修理材料	39	39
	307	336

サービス費用

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
輸送費	2,503	2,827
賃借及びリース費用(光熱費を含む。)	643	745
手数料	612	610
ITサービス費	214	222
プロプライエタリ・ソフトウェア開発費	142	190
修繕費	164	183
その他	622	643

	4,900	5,420
--	-------	-------

書簡及び小包の輸送費の増加は、パンデミックに関連した小包の配送量の増加に起因するものである。

その他は、その殆どが関連会社との代理店契約の費用からなる。

2021会計年度における、ドイツ商法第285条第22号に基づくIT開発関連費用は190百万ユーロが計上され、そのうち77百万ユーロが資本計上された。

(40) 人件費 / 従業員

人件費 / 従業員

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
賃金、給与及び諸手当	6,821	7,038
社会保険料、退職給付費用及びその他給付 内、社会保険料493百万ユーロ(前年度：499百万ユーロ)	1,711	1,806
	8,532	8,844

賃金、給与及び諸手当は前年比で217百万ユーロ増加した。

2021会計年度において、早期退職制度に係る費用は40百万ユーロ（前年度：108百万ユーロ）、退職金は32百万ユーロ（前年度：58百万ユーロ）に上った。パンデミックの状況下におけるドイツポスト・アーゲーの従業員の仕事に対する報酬として、報告期間において合計52百万ユーロ（前年度：50百万ユーロ）の一時金が従業員に対して支払われた。

社会保険料、退職給付費用及びその他給付についての95百万ユーロの増加は、主として社会保険料の増額によるものであった。

2000会計年度以降、ドイツポスト・アーゲーは、現職公務員の年金給付対象となる報酬総額、及び休職中の公務員の想定報酬総額の33パーセント相当額をPostbeamtenversorgungskasse（PVK – 郵便公務員向け年金基金）に拠出する法的義務を負っている。そして、連邦郵便通信庁ブンデスポスト（BAnst-PT）が、PVKの役割を担っている。

PVKが常に債務を履行できる立場にあることについては、ドイツ連邦政府が保証する責任を持つ。

報告期間におけるBAnst-PT（連邦郵便通信庁ブンデスポスト）への拠出金は347百万ユーロであり、前年度における拠出金は376百万ユーロであった。

報告対象期間の従業員のグループ別に分類された平均従業員数は、以下のとおりである。

従業員グループ

(単位：人)

	2020年	2021年
給与制従業員及び時間給労働者	160,153	168,884
公務員	23,611	21,203
	183,764	190,087

給与制従業員及び時間給労働者数は報告日間で8,731人増加した。公務員の数には2,408人減少した。

報告日現在、常勤従業員相当に換算した従業員数は、合計165,221名（前年度：166,143名）であった。

1995年1月1日以降、新入社員は公務員という身分を与えられていない。当該日時点で公務員としての身分を有していた従業員は、生涯を通じて公務員であり、公務員に対する諸規則の適用対象となり続ける。

(41) 無形固定資産の償却費及び有形固定資産の減価償却費

償却費及び減価償却費

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
無形固定資産の償却費	48	71
有形固定資産の減価償却費		
土地及び建物	52	57
技術設備及び機械	77	88
その他の事務用機器	114	101
	291	317

報告期間において8百万ユーロの減損損失が認識された。（前年度：0百万ユーロ）

(42) その他の営業費用

その他の営業費用

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
サービス・レベル契約	443	506
為替差損	621	505
広告宣伝費	199	208
連邦郵便通信庁及び美術館基金費用	162	150
報酬支払	122	134
清掃、輸送及び警備サービスの購入費用	59	91
その他営業税	60	73
交通費、交際費及び研修費用	74	67
その他	416	400
	2,156	2,134

サービス・レベル契約は、主に、ドイツポスト・フリートGmbHとの間で締結されたものからなり、同社とのサービス・レベル契約は439百万ユーロ（前年度：397百万ユーロ）に上った。

外国為替市場における変動性の低下（特に米国ドル及び英国ポンドの場合）及び為替ヘッジの影響により、報告期間における為替差損が減少した。

その他の項目には、保険料、法的費用、コンサルティング費用及び監査費用、並びに（ドイツ会計基準近代化法に基づく年金引当金に加えて）ドイツ商法典施行法第67条第1項及び第2項に基づく費用が含まれる。

(43) 財務損益純額

財務損益純額

(単位：百万ユーロ)

	2020年	2021年
共同利益契約に基づく収益 内、関連会社から4,050（前年度：3,382）	3,382	4,050
株式投資より生じた収益 内、関連会社から35（前年度：17）	17	35
純投資収益	3,399	4,085
その他の受取利息及び類似収益 内、関連会社から45（前年度：69）	105	71
長期貸付金より生じた収益 内、関連会社から15（前年度：21）	21	15
支払利息及び類似費用 内、関連会社による-64（前年度：-29） 内、時間の経過による割引分による-380（前年度：-619）	-760	-546
利息収益純額	-634	-460
流動資産に分類される有価証券に係る評価減	0	-9
財務損益純額	2,765	3,616

財務損益純額は純投資収益、利息収益及び流動資産に分類される有価証券に係る評価減からなる。

純投資収益の変動は、主に、共同利益契約に基づくドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHに起因する収益が668百万ユーロ増加したことによるものである。ドイツポスト・ベタイリグンゲン・ホールディングGmbHの収益は、子会社の非常に良好な経営成績によるものであった。さらに、子会社に対する投資の帳簿価額に係る減損損失の戻入れ及び資産のグループ内移転による資産の処分から生じた収益の影響もあった。

マイナスの利息収益純額の減少は、主に年金資産／資産から生じた収益が運用収益の増加によって267百万ユーロ増加したことによるものであった。これに対し、年金引当金に係る支払利息は、32百万ユーロ増加した。年金資産／資産から生じた収益は、年金引当金によって生じた支払利息と相殺され、純額として計上された。

(44) 法人所得税

426百万ユーロの費用が、報告期間における法人所得税について認識された。報告期間に帰属する費用は422百万ユーロであった。過年度においては、4百万ユーロの費用が報告された。

繰延税金資産と繰延税金負債（純額表示法）の相殺により、貸借対照表日現在において、繰延税金資産（純額）となった。当社は、ドイツ商法第274条第1項第2文に定める選択適用により、貸借対照表上に繰延税金資産は計上されていない。

繰延税金資産は主に、財務書類上の年金引当金及びその他の引当金の帳簿価額とこれらの課税標準額の差額に起因するものである。繰延税金資産は、当社の予想で今後5年以内に使用すると見込まれている繰越欠損金についても計上された。繰延税金は税率30.5パーセントで計算されている。

(45) 前期末処分利益の繰越

前期末処分利益の繰越は6,304百万ユーロであった。

(46) 利益処分

定時株主総会により決議された前年度の当期末処分利益に係る利益処分の概要は、以下のとおりである。

利益処分

(単位：百万ユーロ)

	12月31日現在	
	2020年	2021年
前年度当期末処分利益	6,484	7,977
配当金として分配	1,422	1,673
未処分利益の繰越	5,062	6,304

2021会計年度の当期末処分利益10,239百万ユーロに基づき、取締役会は配当権付無額面株式ごとに1.80ユーロを配当することを提案する予定である。これは、合計配当額2,205百万ユーロに相当する。合計配当予定額を控除した8,034百万ユーロの残額は、新たな勘定に繰り越される。

最終的な配当金総額は、定時株主総会の開催日に当期末処分利益の処分について決議した時点における配当権付株式数に基づくものとする。

[次へ](#)

その他の開示

(47) オフ・バランスシート項目

信託活動

2021年12月31日現在における信託活動は、住宅建設促進貸付金の管理及びドイツ社会保障法（SGB）第6巻第119条に基づいて同意した年金保険基金（郵政年金サービス）による現金給付に係る責務に関連している。

2021年12月31日現在における郵政年金サービスの信託資産は、59百万ユーロ（前年度：102百万ユーロ）である。

住宅建設促進のための信託資産は、44百万ユーロ（前年度：57百万ユーロ）である。

2021年12月31日現在、ドイツポスト・アーゲーは、事業顧客に対する受取債権の売却によって生じた信託資産87百万ユーロ（前年度：224百万ユーロ）の管理を行った。

これらの取引は、将来においてドイツポスト・アーゲーに重大な利益又はリスクをもたらすものではない。

その他の金融債務

貸借対照表日現在、その他の金融債務は、3,326百万ユーロであった。この内、2,831百万ユーロに相当する債務は、関連会社に対するものである。それ以外にその他の関係会社に対する金融債務又は年金債務に起因する金融債務は存在しない。

前年度は、その他の金融債務は、3,066百万ユーロであり、その内、関連会社に対するものが2,724百万ユーロであった。

以下の概要は、その他の金融債務の満期までの期間を示している。

その他の金融債務

(単位：百万ユーロ)

	総額	満期までの期間		
		1年以下	1年超5年以下	5年超
総額	3,326	1,380	1,085	861
うち年金債務	0			
うち関連会社に対するもの	2,831	955	1,044	832
うちその他の関係会社に対するもの	0			

その他の金融債務は、主に長期の賃貸借契約及びリース契約によるものである。当グループのリースモデルに基づき、ドイツポスト・アーゲーの不動産は、当グループの不動産のリースを集中的に扱っているドイツポスト・インモビリエンGmbHから全てリースしている。

(48) 偶発債務

ドイツポスト・アーゲーは、当グループの会社、関連企業及びジョイント・ベンチャーが締結する貸付、貸借、供給、納入及び業務委託に関する合意を担保するため、多くのコンフォート・レター、担保及び保証を提供している。これは、当グループが各地でより有利な契約条件を得ることを可能とした。

ドイツポスト・アーゲーは、過去の実績及び当社のグループ会社の流動性に関する状況の継続的な監視に基づき、コンフォート・レター、担保及び保証に関するリスクが生じる可能性は極めて低いと考えている。したがって、貸借対照表においてこれらの偶発債務に関する負債を認識する必要性はなかった。

ドイツ民法（BGB）第765条に基づく保証に関連する偶発債務は、主に関連会社に起因するものであるが、その金額は1,618百万ユーロ（前年度：777百万ユーロ）であった。

8,697百万ユーロ（前年度：7,293百万ユーロ）になる保証が、主に関連会社に対して発行された。

偶発債務及び保証の増加は、主に、エクスプレス事業部のための航空機の取得及び当該事業部への航空機のリースに関連してドイツポスト・アーゲーが提供した担保によるものである。

主に関連会社に対して発行されたコンフォート・レターは163百万ユーロ（前年度：121百万ユーロ）となった。

さらに、上記の数字には、除去債務について特別に提供された、175百万ユーロ（前年度：122百万ユーロ）の偶発債務も含まれる。

前述の偶発債務に加え、ドイツポスト・アーゲーは、財務諸表の開示免除を受けるため、オランダにおける21の子会社についての連帯責任に関する宣言（オランダ法Verklaringen第403条）を行った。当該宣言は、当該子会社の全ての法的取引を対象とするものである。

(49) ヘッジに関する方針及びデリバティブ

ドイツポスト・アーゲーは、国際的に活動する企業として、為替レート、金利又は市況商品価格の変動等による金融リスクに必然的にさらされている。そこで、そのリスク管理システムの集中化の一環として、ドイツポスト・アーゲーは、ドイツポストDHLのグループ内部における銀行の役割を引き受けた。この銀行の立場として、グループ会社の地位をヘッジするために、グループにおける金融リスクをできる限り集中し、諸銀行との間で外部ヘッジ取引を結び、その一部を内部でグループ会社に移行させた。一次金融商品及びデリバティブ金融商品は、為替レート、金利及び市況商品価格の変動から生じるリスクを減殺させるために利用されている。

2021年12月31日の時点における利用しているデリバティブ金融商品、並びにその想定元本及び公正価値の概要は、以下の表のとおりである。

デリバティブ金融商品

(単位：百万ユーロ)

	想定元本			公正価値(正味残高)		
	関連会社	第三者	合計	関連会社	第三者	合計
金利関連商品						
金利スワップ	500	0	500	-13	0	-13
内、公正価値がプラスであるもの				0	0	0
内、公正価値がマイナスであるもの				-13	0	-13
通貨取引						
為替予約	0	4,267	4,267	0	49	49
内、公正価値がプラスであるもの				0	62	62
内、公正価値がマイナスであるもの				0	-13	-13
商品価格取引						
商品価格スワップ	0	13	13	0	7	7
内、公正価値がプラスであるもの				0	7	7
内、公正価値がマイナスであるもの				0	0	0
合計			4,780			43

想定元本は、各取引の絶対額合計をもって算出されている。グループ内取引（グループ内銀行機能）と銀行との対外的な取引は区別されている。公正価値は、残高の評価により生じるデリバティブの種類毎の正味未実現損益をもって算出されている。

為替予約の公正価値は、先物プレミアム及びディスカウントを考慮に入れ、時価に基づき算定された。金利スワップの公正価値は、予想されるキャッシュ・フローの割引現在価値に基づき、未払利息を加味し、算出された。これらの商品の公正価値は、当グループの財務管理システムを利用して算定された。商品価格スワップの公正価値に関する情報は、当初ヘッジ取引を行っていた銀行から提供された。

ドイツ商法の下では、一般に、デリバティブは、貸借対照表において認識されない未履行の契約を表す。未履行の契約は、ドイツ商法に基づき、不同原則（principle of imparity）に従って測定される。予想損失額に対する引当金は、未履行契約による未実現損失を反映するために設定される。その一方で、未実現利益は認識されない。したがってデリバティブに関しては、通常、貸借対照表日現在のマイナスの公正価値に係る予想損失額に対する引当金が報告される。

この基本原則の例外として、一定の条件の下では、ドイツ商法第254条に基づき、デリバティブにヘッジ会計が用いられることがある。ヘッジ会計が用いられる場合、資産、負債、未履行の契約又は蓋然性の高い予定取引は、同程度のリスクの発生による価値の変動又はキャッシュ・フローを差引相殺するために金融商品と組み合わせられる。「総額ヘッジプレゼンテーション法」又は「純額ヘッジプレゼンテーション法」のいずれかが使用される。総額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、デリバティブの公正価値は、損益計算書において認識される。純額ヘッジプレゼンテーション法が使用される場合、帳簿価額については、有効なヘッジ関係がもたらす公正価値の変動を反映するための調整が行われない。

ドイツポスト・アーゲーは、報告日の時点において以下の場合、ヘッジ会計を適用している。

3,288百万ユーロの外部の銀行残高、内部の銀行残高及びローンによる外貨建金融債権及び負債（計上されたヘッジ対象項目）は、為替リスクをヘッジして各通貨に関する均一なポートフォリオのヘッジを形成するため、総額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、純額が3,288百万ユーロの為替予約（ヘッジ手段）に組み込まれた。ヘッジされたリスクは41百万ユーロであった。総額ヘッジプレゼンテーション法が用いられている場合、プラス・マイナスにかかわらず、問題となるデリバティブの公正価値は、貸借対照表のその他の資産／その他の負債の項目として計上されている。

該当するポートフォリオは、継続的に調整されている。必要に応じて、満期を迎えるヘッジ手段は、新たなヘッジ手段により延長されている。ヘッジ対象項目とヘッジ手段の満期日が異なるため、貸借対照表のヘッジ対象項目の帳簿価額が-9百万ユーロ減少しているが、これに対応する、41百万ユーロのプラスの公正価値純額であるヘッジ手段と相殺されている。対応するその他の営業収益及び費用項目は、損益計算書において認識された。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定され、スポット価格に起因する価値の変動のみが計上されている。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

スポット価格による価値の変動に起因しないヘッジ手段の公正価値の一部につき、2百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上され、したがって、ヘッジされる関係にない。

商品リスクをヘッジするため、純額ヘッジプレゼンテーション法を用いて、総額13百万ユーロ（公正価値：7百万ユーロ）の外部商品価格スワップと、発生する可能性が非常に高い将来的な取引とを組み合わせることでマクロヘッジとした。ヘッジされたリスクは7百万ユーロであった。この将来的な取引は、2022年12月末までの期間において計画されている想定元本13百万ユーロのディーゼル燃料の購入を構成する。ヘッジの有効性は、重要事項マッチ法を用いて予め評価されるとともに、累積ドル相殺法を用いて遡及的に測定される。ヘッジ対象項目の主な測定の性質がヘッジ取引と合致していることから、ヘッジの有効性は、100パーセントになると見込まれている。

ヘッジ会計は、以下については、適用されなかった。

2027年に満期となる192百万ユーロ（公正価値純額：3百万ユーロ。なお、プラスの公正価値（4百万ユーロ）及びマイナスの公正価値（-1百万ユーロ）を含む。）の外部通貨取引は、対象となるリスクがドイツポスト・

アーゲーに起因するものではなく、当グループのその他の会社に起因するものであるため、ヘッジ会計は適用されなかった。これらの取引のマイナスの公正価値に関し、1百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2022年に満期となる500百万ユーロ（公正価値：-13百万ユーロ。なお、未払利息-8百万ユーロを含む。）の内部子率スワップに関し、5百万ユーロの予想損失額に対する引当金が計上された。

2021年12月31日現在、デリバティブにおける予想損失額に対する総引当金は、8百万ユーロである（前年度：33百万ユーロ）。

(50) 株式保有リスト

ドイツ商法第285条第11号、第11a号及び第11b号により作成が要求される株式保有リストは、別紙3に掲載されている。

(51) ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言

ドイツポスト・アーゲーの取締役会及び監査役会は、ドイツ株式会社法（Aktiengesetz（AktG））第161条により要求される2021会計年度におけるドイツ・コーポレート・ガバナンス・コードの遵守宣言を共同で公表した。遵守宣言の全文は、インターネット上www.corporate-governance-code.de及び当社のウェブサイト上www.dpdhl.comで常時閲覧可能である（ドイツ株式会社法第161条第2項）。

(52) 会計監査人の報酬

会計監査人の報酬に関する情報は、ドイツポスト・アーゲーの連結財務諸表において開示されていることからドイツ商法第285条第17号の免除規定により、ここでは開示していない。

ドイツポスト・アーゲー及びそのドイツ子会社は、主に内部統制システムに関する証明を含むその他の保証サービスも受けた。税務助言業務は、とりわけ、税務当局が実施する税務監査のサポートに起因した。その他業務は、主に、会計以外の分野に関する一般研修（ワークショップ）からなっていた。

(53) 後発事象

2022年1月3日、ドイツポストDHLグループは、ストリートスクーターの電気自動車（バン）に関する生産権及びその生産に係る無形固定資産に関する完全な所有権、並びにストリートスクーター・ジャパン株式会社及びストリートスクーター・スイスの全株式をオーディン・オートモティブS.à r.l.（ルクセンブルグ）に対して100百万ユーロの取得価格で売却した。取引の一環として、当グループは、オーディンの非支配株主持分の10パーセントを取得した。この売却の結果として、2022会計年度において、ドイツ商法に基づく83百万ユーロの売却益が生じた。当該収益は、主に、ストリートスクーターGmbHに関連するものであり、その経営成績は、純投資収益を通じてドイツポスト・アーゲーに間接的に影響を及ぼす。2020年初頭に決定されたとおり、当グループに留まるストリートスクーターGmbHは、引き続き当グループに対する自動車部品及びバッテリーの供給業者としての役割を果たし、既存のフリートの維持及び修理に重点を置く予定である。

ドイツポスト・アーゲーの経営成績、財務状態及び純資産に重大な影響を及ぼすその他の事象は生じていない。

[次へ](#)

(54) 取締役会及び監査役会

取締役の報酬

2021会計年度の取締役に対する報酬の総額は、15.3百万ユーロ（前年度：12.6百万ユーロ）となった。このうち8.6百万ユーロ（前年度：8.3百万ユーロ）は業績非連動部分（基本給与及び特別給付）に起因するものであった。4.1百万ユーロ（前年度：3.9百万ユーロ）の年間賞与及び2019年度中期部分のうち2.6百万ユーロ（前年度：2018年度中期部分のうち0.4百万ユーロ）は、業務連動部分として支払われた。4.1百万ユーロ（前年度：3.9百万ユーロ）の追加の年間賞与は2021年度中期部分（繰延）に移動され、持続可能性の指標である資産に関する費用を計上後のEBIT（EAC）の要件が達成されることを条件として、2024年に支払われる予定である。当会計年度において、取締役は、発行日時点の評価額が8.3百万ユーロ（前年度：8.0百万ユーロ）の合計862,272個（前年度：816,498個）の株式評価益権も受領した。

2021会計年度において、元取締役又はその扶養遺族に対する給付は、5.18百万ユーロ（前年度：8.92百万ユーロ）であった。現在の年金引当金は、87.8百万ユーロ（前年度：87.2百万ユーロ）と認識されている。

監査役の報酬

2021会計年度の監査役に対する報酬の総額は、2.6百万ユーロであった。前年度と同様、このうち2.4百万ユーロは固定部分であり、かつ0.2百万ユーロは出席手当部分であった。

当社管理機関 2021会計年度 監査役 株主代表監査役（2021年12月31日現在）	
氏名	役職
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード	ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼル シャフト・アーゲー（ミュンヘン再保険） 監査役会会 長及び元経営取締役会会長
Dr.ギュンター・プロイニヒ	ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ） 最高経 営責任者（2021年10月31日まで） ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ） 元最高 経営責任者（2021年11月1日から）
Dr.マリオ・ダーパーコウ	フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ アーゲー 経営取締役
イングリッド・デルテンル	複数の会社の取締役 欧州放送連合 元会長
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	複数の会社の監査役 ティッセンクルップ AG 元経営取締役会会長
Dr.ヨエルグ・クーキーズ	連邦財務省の事務次官（2021年12月8日まで） 連邦首相府の事務次官（2021年12月9日から）
シモーネ・メンネ	複数の会社の監査役 ベーリンガー・インゲルハイムGmbH 元経営取締役
ローレンス・ローゼン	複数の会社の監査役 ドイツポスト・アーゲー 元取締役
Dr.シュテファン・ショルト	フラポート AG 取締役会会長
Prof. Dr.-Ing.カトヤ・ヴィント	SMS group GmbH 経営取締役

従業員代表監査役	
氏名	役職
アンドレア・コシス（副会長）	統一サービス産業労働組合の中央幹部会副会長、並びに、郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の責任者
ヨルグ・フォン・ドスキー	ドイツポスト・アーゲー グループ会長及び当社執行役委員会委員長
ガブリエーレ・ギェルツァウ	ドイツポスト・アーゲー オペレーション支店（ハンブルグ） 労働評議会議長
トーマス・ヘルト	ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会議長
マリオ・ヤクバシュ	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長 （2021年8月31日まで） ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長 （2021年9月1日から）
トーマス・コチェルニク （2021年8月31日まで）	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会議長
トルシュテン・キューン	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、共同決定及び青年担当の責任者、並びに、郵便事業グループの責任者
ウルリケ・レナルツ・ピベンパチャー	ドイツポスト・アーゲー 中央労働評議会副議長
ユースフ・エズデミル （2021年9月9日から）	ドイツポスト・アーゲー グループ労働評議会副議長及び中央労働評議会副議長
ステファン・タウチャー	統一サービス産業労働組合管理組織の郵便事業、フォワーディング・カンパニーズ及びロジスティックス事業の賃金・公務員・社会政策長
シュテファニー・ヴェケッセル	ドイツポスト・アーゲー オペレーション支店（アウグスブルク） 労働評議会副議長

取締役 2021会計年度	
氏名	部門
Dr. フランク・アベル	最高経営責任者 国際事業サービス
ケン・アレン	eコマース・ソリューション事業部
オスカー・デ・ボック	サプライ・チェーン事業部
メラニー・クライス	ファイナンス
Dr. トビアス・メイヤー	ポスト・アンド・パーセル・ジャーマニー事業部
Dr. トーマス・オギルヴィー	人事部
ジョン・ピアソン	エクスプレス事業部
ティム・シャルヴァート	グローバル・フォワーディング/フレート事業部

監査役が所属する他の会社の監査機関及び管理機関 株主代表監査役	
氏名	他の所属先
Dr.ニコラス・フォン・ボムハード	a) ミュンヘナー・リュックファージヘルングス - ゲゼ ルシャフト・アーゲー (ミュンヘン再保険) (会長) b) アソラ・ホールディング Ltd.バミュダ (取締役会 会長)
Dr.ギュンター・プロイニヒ	a) ドイツ・ファンドブリーフバンク AG (会長) ドイツ・テレコム AG b) 無所属
Dr.マリオ・ダーバーコウ	a) 無所属 b) フォルクスワーゲン・パルチシパソエス Ltda. ⁽¹⁾ (ブラジル) (監査役) フォルクスワーゲン・ホールディング・フィナンシエ ル S.A. (2021年8月5日にフォルクスワーゲン・ファイ ナンシャル・サービス・フランス S.A.に社名変更) ⁽¹⁾ (フランス) (監査役) フォルクスワーゲン・ペイメンツ S.A. ⁽¹⁾ (ルクセン ブルグ) (監査役会会長) ソフトブリッジ-プロジェクトス・テクノロジコス S.A. ⁽¹⁾ (ポルトガル) (理事会) VWクレジット Inc. (米国) (取締役) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲン S.A. インスティトゥション・デ・ バンカ・マルチプレ ⁽¹⁾ (メキシコ) (監査役) (2021年10月7日まで) ⁽¹⁾ フォルクスワーゲンAG グループ委任
イングリッド・デルテンル	a) 無所属 b) ジボダン SA (スイス) (取締役) バング・カントネル・ボウドワ SA (スイス) (取締 役) フランス通信社 (フランス) (取締役) アカラ・ファンズ AG (スイス) (取締役)
Dr.ハインリッヒ・ヒージンガー	a) BMW AGフレゼニウス・マネージメント SE ZF フリードリッヒスハーフェン AG (2021年1月1日か ら) (2022年1月1日から会長) b) 無所属
Dr.ヨエルグ・クーキーズ	a) KfW IPEX-バンク GmbH ⁽²⁾ (監査役) b) ドイツ復興金融公庫 (KfWバンケングルッペ) (取締 役補佐) (2021年12月8日まで) ⁽²⁾ ドイツ復興金融公 庫 (KfWバンケングルッペ) 委任
シモーネ・メンネ	a) BMW AG (2021年5月18日まで) ヘンケル AG & Co. KGaA b) ジョンソン・コントロールズ・インターナショナル plc (アイルランド) (取締役) ラッセル・レイノルズ・アソシエイツ Inc (米国) (取 締役)
ローレンス・ローゼン	a) ランクセス AG ランクセス AG ドイツ GmbH ⁽³⁾ b) キアゲン N.V. (オランダ) (監査役会会長) ⁽³⁾ ランクセス AGグループ委任

Dr. シュテファン・ショルト	a) 無所属 b) フラポート・アウスバウ・シュード GmbH (監査役会 会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリー ス A S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリー ス B S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・リージョナル・エアポート・オブ・グリー ス・マネージメント・カンパニー S.A. (ギリシャ) (取締役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・ボル ト・アレグレ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽⁴⁾ フラポート・ブラジル S.A. エアロポルト・デ・フォル タレザ (ブラジル) (監査役会会長) ⁽⁴⁾ ⁽⁴⁾ フラポート AGグループ委任
Prof. Dr.-Ing. カトヤ・ヴィント	a) フラポート AG b) 無所属

従業員代表監査役	
氏名	他の所属先
ヨルグ・フォン・ドスキー	a) PSD バンク・ミュンヘン eG b) 無所属
アンドレア・コシス	a) 無所属 b) ドイツ復興金融公庫（KfWバンケングルッペ）（理事会）
ステファン・タウチャー	a) DHL ハブ・ライプツィヒ GmbH（副会長） b) 無所属

a) 法律上必要なその他の監査役会の所属

b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

取締役が所属する他の会社の監査機関及び管理機関	
氏名	他の所属先
Dr. フランク・アベル	a) フレゼニウス・マネージメント SE (2021年5月21日から) b) 無所属
ケン・アレン	a) 無所属 b) ブルー・ダート・エクスプレス Ltd. (インド) (取締役) ⁽¹⁾ (2021年2月28日まで) ⁽¹⁾ グループ内での指名

a) 法律上必要な監査役会の所属

b) ドイツ及び外国会社で監査機関に相当する機関の所属

非流動資産変動表

注記別紙1

固定資産変動表(2021年1月1日から2021年12月31日の期間)

(単位：百万ユーロ)

	取得及び製造原価				
	2021年1月1日 現在	追加	組替	処分	2021年12月31日 現在
1 無形固定資産					
自社開発無形固定資産	274	77	2	0	353
購入した特許権、ソフトウェア	310	22	10	16	326
出来高払	6	14	-12	0	8
	590	113	0	16	687
2 有形固定資産					
土地及び建物	3,374	277	86	58	3,679
技術設備及び機械	2,654	130	31	6	2,809
その他の機器	1,349	56	2	187	1,220
建設仮勘定	195	237	-119	3	310
	7,572	700	0	254	8,018
小計(無形固定資産及び有形固定資産)	8,162	813	0	270	8,705
3 長期金融資産					
関連会社への投資	7,491	5,376	0	23 ⁽¹⁾	12,844
関連会社に対する貸付金	8,286	0	0	7,910	376
固定資産として保有している有価証券	64	0	0	1	63
その他貸付金	2	0	0	0	2
	15,843	5,376	0	7,934	13,285
合計	24,005	6,189	0	8,204	21,990

⁽¹⁾ グループ内移転によって取得価額及び減価償却費の両方を調整済み。

注記別紙1(続き)

(単位:百万ユーロ)

	償却費 / 減価償却費						帳簿価額	
	2021年1月 1日現在	償却費 / 減価償却費	評価	組替	処分	2021年12月31 日現在	2021年1月 1日現在	2021年12月 31日現在
1 無形固定資産								
自社開発無形固定資産	163	30	0	0	0	193	111	160
購入した特許権、ソフト ウェア	237	41	0	0	16	262	73	64
出来高払	0	0	0	0	0	0	6	8
	400	71	0	0	16	455	190	232
2 有形固定資産								
土地及び建物	1,565	57	0	0	32	1,590	1,809	2,089
技術設備及び機械	1,697	88	0	0	4	1,781	957	1,028
その他の機器	880	101	0	0	182	799	469	421
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	195	310
	4,142	246	0	0	218	4,170	3,430	3,848
小計(無形固定資産及び有 形固定資産)	4,542	317	0	0	234	4,625	3,620	4,080
3 長期金融資産								
関連会社への投資	130	0	107	0	23 ⁽¹⁾	0	7,361	12,844
関連会社に対する貸付金	0	0	0	0	0	0	8,286	376
固定資産として保有して いる有価証券	0	0	0	0	0	0	64	63
その他貸付金	0	0	0	0	0	0	2	2
	130	0	107	0	23	0	15,713	13,285
合計	4,672	317	107	0	257	4,625	19,333	17,365

⁽¹⁾ グループ内移転によって取得価額及び減価償却費の両方を調整済み。

注記別紙2

負債の満期日構成(2021年12月31日現在)

(単位：百万ユーロ)

	2020年12月31日現在残高				2021年12月31日現在残高			
				合計				合計
	支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降		支払期限 が1年以 内	内、 1年以降	内、 5年以降	
社債	750	6,200	4,000	6,950	0	6,200	2,750	6,200
内、転換社債：1,000百万ユーロ (2020年12月31日：1,000百万ユーロ)								
銀行に対する負債額	45	187	8	232	134	129	5	263
買掛金	912	0	0	912	914	0	0	914
関連会社に対する債務	9,951	0	0	9,951	12,978	0	0	12,978
内、買掛金：146百万ユーロ (2020年12月31日：118百万ユーロ)								
その他の資本投資先に対する債務	40	0	0	40	44	0	0	44
内、買掛金：0百万ユーロ (2020年12月31日：0百万ユーロ)								
その他の負債	891	210	3	1,101	640	159	1	799
内、税金関連：305百万ユーロ (2020年12月31日：319百万ユーロ)								
内、社会保険料関連：0百万ユーロ (2020年12月31日：0百万ユーロ)								
合計	12,589	6,597	4,011	19,186	14,710	6,488	2,756	21,198

[次へ](#)

注記別紙3

株式保有リスト

連結財務諸表に含まれる関連会社(アフィリエーテッド・カンパニー)					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千単位)	純収益 (千単位)
ヨーロッパ					
ABIS GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	96	1,003
Agheera GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
ALTBURG GmbH ^{6), 9)}	Germany, Coburg	94.50	EUR	50	0
Albert Scheid GmbH ^{6), 9)}	Germany, Cologne	100.00	EUR	1,022	0
AO DHL International	Russia, Moscow	100.00	EUR	3,720	23,980
CSG GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	13,838	0
CSG.TS GmbH ^{6), 9)}	Germany, Neu-Isenburg	100.00	EUR	4,012	0
Danmar Lines AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	28,471	5,538
Danzas Deutschland Holding GmbH ^{6), 9)}	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	215,025	0
Danzas Fashion Service Centers B.V.	Netherlands, Waalwijk	100.00	EUR	780	-3
Danzas Grundstücksverwaltung Frankfurt GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	20,343	-10,066
Danzas Holding AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	206,268	68,779
Danzas Verwaltungs GmbH	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	15,485	-2,441
Danzas, S.L.	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	775,507	4,862
Deutsche Post (Komerca) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	7,158	-88
Deutsche Post Adress Beteiligungsgesellschaft mbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	416	0
Deutsche Post Adress Geschäftsführungs GmbH	Germany, Bonn	51.00	EUR	80	117
Deutsche Post Adress GmbH & Co. KG ¹⁴⁾	Germany, Bonn	51.00	EUR	20,273	16,077
Deutsche Post Assekuranz Vermittlungs GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post Beteiligungen Holding GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	12,089,502	0

Deutsche Post Customer Service Center GmbH ^{6), 9)}	Germany, Dusseldorf	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post DHL Beteiligungen GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,195,025	0
Deutsche Post DHL Real Estate Deutschland GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	51	0
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Logistikzentren KG ¹⁴⁾	Germany, Bonn	100.00	EUR	42,356	451
Deutsche Post DHL Corporate Real Estate Management GmbH & Co. Objekt Weißenhorn KG	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	0
Deutsche Post DHL Express Holding GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	8,843,025	0
Deutsche Post DHL Research and Innovation GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,500	0
Deutsche Post Dialog Solutions GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,126	0
Deutsche Post Direkt GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	60	0
Deutsche Post E-POST Solutions GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	13,792	0
Deutsche Post Expansion GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Finance B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	26,837	-10,725
Deutsche Post Fleet GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	511,115	0
Deutsche Post Global Mail (Netherlands) B. V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	4,387	750
Deutsche Post Global Mail (UK) Limited	United Kingdom, Croydon	100.00	EUR	40,732	18,018
Deutsche Post Immobilien GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,025	0
Deutsche Post InHaus Services GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,534	0
Deutsche Post International B.V.	Netherlands, Amsterdam	100.00	EUR	10,771,889	386,521
Deutsche Post Investments GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

Deutsche Post IT Services GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	39,229	0
Deutsche Post IT Services (Berlin) GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Mobility GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,055	0
Deutsche Post Reinsurance S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	22,155	2,128
Deutsche Post Shop Essen GmbH ^{6), 9)}	Germany, Essen	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop Hannover GmbH ^{6), 9)}	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Shop München GmbH ^{6), 9)}	Germany, Munich	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Vermarktungs GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
Deutsche Post Zahlungsdienste GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,878	0
DHL (Cyprus) Ltd.	Cyprus, Nikosia	100.00	EUR	3,867	325
DHL Air Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	237,364	14,141
DHL Air (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	292	252
DHL AirWays GmbH ^{6), 9)}	Germany, Cologne	100.00	EUR	30	0
DHL Automotive GmbH ^{6), 9)}	Germany, Hamburg	100.00	EUR	4,091	0
DHL Automotive Offenau GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	275	0
DHL Automotive s.r.o.	Czech Republic, Neprevazka	100.00	EUR	5,114	-1,853
DHL Aviation (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	5,103	1,258
DHL Aviation (Netherlands) B.V.	Netherlands, Haarlemmermeer	100.00	EUR	-15,210	1,416
DHL Aviation (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	37,537	6,221
DHL Aviation NV/SA	Belgium, Steenokkerzeel	100.00	EUR	37,090	4,007
DHL Consulting GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Copenhagen HUB Denmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	148	26
DHL Delivery GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0

DHL Distribution Holdings (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	172,135	35,613
DHL Ekspres (Slovenija), d.o.o.	Slovenia, Trzin	100.00	EUR	488	616
DHL Exel Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	2,246	275
DHL Exel Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	-7,464	1,796
DHL Exel Supply Chain (Spain), S.L.U.	Spain, San Fernando de Henares	100.00	EUR	27,526	3,920
DHL Supply Chain (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	-2,003	2,886
DHL Exel Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	1,716
DHL Exel Supply Chain Portugal, S.A.	Portugal, Alverca	100.00	EUR	931	-1,523
DHL Exel Supply Chain Trade (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	2,475	575
DHL Express (Austria) GmbH	Austria, Guntramsdorf	100.00	EUR	22,690	11,112
DHL Express (Czech Republic) s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	7,000	5,094
DHL Express (Denmark) A/S	Denmark, Broendby	100.00	EUR	82,429	2,855
DHL Express (Finland) Oy	Finland, Helsinki	100.00	EUR	7,409	2,494
DHL Express (Hellas) S.A.	Greece, Athens	100.00	EUR	7,996	1,407
DHL Express (Iceland) EHF	Iceland, Reykjavik	100.00	EUR	4,520	768
DHL Express (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	20,694	4,437
DHL Express (Italy) S.r.l.	Italy, Peschiera Borromeo	100.00	EUR	108,456	23,189
DHL Express (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Contern	100.00	EUR	4,486	666
DHL Express (Norway) AS	Norway, Oslo	100.00	EUR	23,024	3,515
DHL Express (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	17,460	3,287
DHL Express (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	17,656	12,051
DHL Express (Slovakia), spol. s r. o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	3,251	466
DHL Express (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	15,971	5,647
DHL Express (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	15,632	-1,528
DHL Express Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	2,760	1,074
DHL Express Customer Service GmbH ^{6), 9)}	Germany, Monheim am Rhein	100.00	EUR	30	0
DHL Express Estonia AS	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	8,053	452

DHL Express Germany GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	6,618	0
DHL Express Hungary Forwarding and Services LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	3,154	1,348
DHL Express Latvia SIA	Latvia, Marupe	100.00	EUR	2,039	465
DHL Express Macedonia d.o.o.e.l.	Macedonia, Skopje	100.00	EUR	2,144	207
DHL Express Network Management GmbH ^{6), 9)}	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	25	0
DHL Express Portugal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	17,024	1,996
DHL Express Spain S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	54,201	8,641
DHL Fashion Retail Operations GmbH ^{6), 9)}	Germany, Mönchengladbach	100.00	EUR	21,628	0
DHL Finance Services B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	3,862	2,185
DHL FoodLogistics GmbH ^{6), 9)}	Germany, Cologne	100.00	EUR	258	0
DHL Freight (Belgium) NV	Belgium, Kontich	100.00	EUR	628	-3,247
DHL Freight (France) SAS	France, Marne-la-Vallée	100.00	EUR	-1,670	-378
DHL Freight (Netherlands) B.V.	Netherlands, Tiel	100.00	EUR	-43,604	-1,028
DHL Freight (Sweden) AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	85,876	47,114
DHL Freight CZ s.r.o.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	3,341	491
DHL Freight d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	1,284	259
DHL FREIGHT d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	2,544	319
DHL Freight Denmark A/S	Denmark, Brøndby	100.00	EUR	4,016	-3,452
DHL Freight Finland Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	10,092	6,398
DHL Freight Germany Holding GmbH ⁹⁾	Germany, Bonn	100.00	EUR	515,553	95,969
DHL Freight GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	11,569	-353
DHL Freight Hungary Forwarding and Logistics LLC	Hungary, Budapest	100.00	EUR	3,436	1,541
DHL Freight Slovakia, s.r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	342	237
DHL Freight Spain, S.L.	Spain, Coslada	100.00	EUR	9,159	1,196
DHL GBS (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	15,335	3,324
DHL Gertner International GmbH	Germany, Altentreptow	51.00	EUR	180	143

DHL Global Forwarding (Austria) GmbH	Austria, Fischamend	100.00	EUR	21,591	5,333
DHL Global Forwarding (Belgium) NV	Belgium, Machelen	100.00	EUR	13,310	7,570
DHL Global Forwarding (CZ) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	15,695	5,598
DHL Global Forwarding (Denmark) A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	15,460	6,855
DHL Global Forwarding (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	10,735	3,447
DHL Global Forwarding (France) SAS	France, Villepinte	100.00	EUR	45,279	12,125
DHL Global Forwarding (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	19,809	4,904
DHL Global Forwarding (Italy) S.p.A.	Italy, Pozzuolo Martesana	100.00	EUR	41,993	13,853
DHL Global Forwarding (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	100.00	EUR	1,951	713
DHL Global Forwarding (Netherlands) B.V.	Netherlands, Hoofddorp	100.00	EUR	66,915	36,608
DHL Global Forwarding (Norway) AS	Norway, Skedsmokorset	100.00	EUR	6,874	3,312
DHL Global Forwarding (Sweden) AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	30,993	13,368
DHL Global Forwarding (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	146,076	33,707
DHL Global Forwarding Customs, LLC	Russia, Moscow	100.00	EUR	3,220	3,142
DHL Global Forwarding d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	2,520	1,664
DHL Global Forwarding d.o.o. Belgrade	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	2,595	1,131
DHL Global Forwarding GmbH ⁶⁾ , ⁹⁾	Germany, Frankfurt/Main	100.00	EUR	7,242	0
DHL Global Forwarding Hellas S.A. of International Transportation and Logistics	Greece, Piraeus	100.00	EUR	8,036	-441
DHL Global Forwarding Hungary Kft.	Hungary, Budapest	100.00	EUR	11,520	5,664
DHL Global Forwarding LLC	Russia, Khimki	100.00	EUR	8,313	5,867

DHL Global Forwarding Management GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	10,359	0
DHL Global Forwarding Portugal, Unipessoal, Lda.	Portugal, Moreira da Maia	100.00	EUR	6,942	579
DHL Global Forwarding Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	19,389	15,389
DHL Global Forwarding Spain, S.L.U.	Spain, Madrid	100.00	EUR	24,876	11,089
DHL GLOBAL FORWARDING, logistika, d. o. o.	Slovenia, Brnik	100.00	EUR	5,431	1,673
DHL Global Mail OOO	Russia, Moscow	100.00	EUR	-839	-1,842
DHL Global Management GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	7,818,590	0
DHL Global Match (Belgium) NV	Belgium, Loncin	100.00	EUR	-121	-183
DHL Global Match (UK) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	3,837	2,347
DHL Hauptvogel International GmbH	Germany, Klipphausen	51.00	EUR	542	359
DHL Holding (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	303,005	45,305
DHL Holding (Italy) S.r.l.	Italy, Peschiera Borromeo	100.00	EUR	648,393	36,360
DHL Holdings (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1	0
DHL Home Delivery GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	5,179	0
DHL Hub Leipzig GmbH ^{6), 9)}	Germany, Leipzig	100.00	EUR	25	0
DHL Information Services (Europe) s.r.o.	Czech Republic, Prague	100.00	EUR	88,328	10,236
DHL International (Albania) Ltd.	Albania, Tirana	100.00	EUR	580	307
DHL International (Ireland) Ltd.	Ireland, Dublin	100.00	EUR	1,121	10
DHL International (Romania) S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	3,928	1,730
DHL International (UK) Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	117,751	37,450
DHL Express (Netherlands) B.V.	Netherlands, The Hague	100.00	EUR	64,619	10,996
DHL MEĐUNARODNI VAZDUŠNI EKSPRES DOO BEOGRAD	Serbia, Belgrade	100.00	EUR	3,603	457
DHL International d.o.o.	Croatia, Zagreb	100.00	EUR	2,494	473

DHL International Express (France) SAS	France, Le Bourget	100.00	EUR	44,057	19,066
DHL International GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	1,353,453	0
DHL International Ltd.	Malta, Luqa	100.00	EUR	1,281	266
DHL International NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	7,947	5,935
DHL International Ukraine JSC	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	3,836	-95
DHL International-Sarajevo d.o.o.	Bosnia and Herzegovina, Sarajevo	100.00	EUR	823	216
DHL Leupold International GmbH	Germany, Oberkotzau	51.00	EUR	1,659	94
DHL Logistics (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	36,264	2,033
DHL Logistics (Slovakia), spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	5,442	2,259
DHL Logistics (Ukraine) Ltd.	Ukraine, Kiev	100.00	EUR	717	-101
DHL Logistics Bulgaria EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	2,110	934
DHL Logistics Estonia OÜ	Estonia, Tallinn	100.00	EUR	7,814	921
DHL Logistics Lietuva UAB	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	6,404	1,993
DHL Logistics OOO	Russia, Chimki	100.00	EUR	1,364	1,243
DHL Logistics S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	6,404	4,055
DHL Logistik Service GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	457	-259
DHL Management (Schweiz) AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	28,148	5,118
DHL Management Services Limited	United Kingdom, Hounslow	100.00	EUR	12	14
DHL Nordic AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	52,658	2,068
DHL Paket (Austria) GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	22,893	12,985
DHL Paket GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	45,000	0
Betreiber-gesellschaft Verteilzentrum GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Parcel (Belgium) NV	Belgium, Ternat	100.00	EUR	11,665	8,578
DHL Parcel (e-Commerce) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	66,405	49,841
DHL Parcel Europe FR	France, Issy-les-Moulineaux	100.00	EUR	10,076	2,845
DHL Parcel (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	47,570	56,662
DHL Parcel (Speedpack) NV	Belgium, Brussels	100.00	EUR	3,213	-152
DHL Parcel (Switzerland) AG	Switzerland, Pratteln	100.00	EUR	7,840	4,110
DHL Parcel Iberia S.L. ¹⁾	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	127,039	3,528
DHL Parcel A Coruna Spain, S.L. ¹⁾	Spain, Santiago de Compostela	100.00	EUR	-	-

DHL Parcel Alacant Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Araba Spain S.L. 1)	Spain, Vitoria-Gasteiz	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Barcelona Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Bizkaia Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Cantabria Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Castello Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Ciudad Real Spain, S.L. 1)	Spain, Ciudad Real	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Gipuzkoa Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Girona Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Huelva Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Illes Balears Spain, S.L. 1)	Spain, Barcelona	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Jaén Spain S.L. 1)	Spain, Jaén	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Lugo, Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Madrid Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Malaga Spain S.L. 1)	Spain, Malaga	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Navarra Spain, S.L. 1)	Spain, Navarra	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Pontevedra Spain S.L. 1)	Spain, Vigo	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Sevilla Spain S.L. 1)	Spain, Sevilla	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Support Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Tarragona Spain S.L. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Valencia Spain, S.L.U. 1)	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-

DHL Parcel Valladolid Spain S.L. ¹⁾	Spain, San Sebastián	100.00	EUR	-	-
DHL Parcel Zaragoza Spain, S.L. ¹⁾	Spain, Zaragoza	100.00	EUR	-	-
DHL eCommerce Nordic AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	15,896	8,678
DHL Parcel Polska Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	41,035	11,349
DHL Parcel Slovensko spol. s r.o.	Slovakia, Bratislava	100.00	EUR	754	25
DHL Parcel UK Holding Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	-23,522	-2,472
DHL Parcel UK Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	76,396	19,734
DHL Pipelife Logistik GmbH	Austria, Vienna	100.00	EUR	456	-83
DHL Real Estate (UK) Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	50,317	9,668
DHL Service Central SARL	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	-127	194
DHL Services Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	416,981	25,499
DHL Services Logistiques SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	-6,688	-4,930
DHL Shoe Logistics s.r.o.	Czech Republic, Pohořelice ^{0 1 5 9}	100.00	EUR	5,555	617
DHL Solutions (France) SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	88,834	-667
DHL Solutions Fashion GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	151	0
DHL Solutions GmbH ^{6), 9)}	Germany, Hamburg	100.00	EUR	9,240	0
DHL Solutions k.s.	Czech Republic, Ostrava	100.00	EUR	8,171	6,530
DHL Sorting Center GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	2,916	0
DHL Stock Express SAS	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	5,060	332
DHL Supply Chain (Belgium) NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	-173	-2,702
DHL Supply Chain (Denmark) A/S	Denmark, Greve	100.00	EUR	-16,453	-91
DHL Supply Chain (Finland) Oy	Finland, Vantaa	100.00	EUR	7,855	1,706
DHL Supply Chain (Ireland) Limited	Ireland, Dublin	100.00	EUR	27,979	23,313
DHL Supply Chain (Italy) S.p.A.	Italy, Milan	100.00	EUR	106,644	1,221

DHL Supply Chain (Leipzig) GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain (Netherlands) B.V.	Netherlands, Utrecht	100.00	EUR	94,175	30,172
DHL Supply Chain (Norway) AS	Norway, Skedsmokorset	100.00	EUR	2,220	-1,389
DHL Supply Chain (Poland) Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	1,253	719
DHL Supply Chain Hungary Limited	Hungary, Ulló	100.00	EUR	-1,561	-1,335
DHL Supply Chain International Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	8,624	-152
DHL Supply Chain Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	884,040	32,758
DHL Supply Chain Management B.V.	Netherlands, Schiphol	100.00	EUR	-354	977
DHL Supply Chain Management GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	206	-779
DHL Supply Chain VAS GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
DHL Supply Chain, s.r.o.	Czech Republic, Pohořelice ^{0 1 5 9}	100.00	EUR	21,875	458
DHL Technical Distribution B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-2,447	-26
DHL Global Event Logistics GmbH ^{6), 9)}	Germany, Cologne	100.00	EUR	609	0
DHL Trade Fairs and Events (UK) Limited	United Kingdom, Chertsey	100.00	EUR	381	24
DHL Voigt International GmbH	Germany, Neumuenster	51.00	EUR	2,080	1,906
DHL Wahl International GmbH	Germany, Bielefeld	51.00	EUR	1,065	148
DHL Worldwide Express Logistics NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	26,090	296
DHL Worldwide Network NV/SA	Belgium, Diegem	100.00	EUR	8,765	2,677
DigiHaul Limited	United Kingdom, Hatfield	100.00	EUR	-5,728	-5,875
DZ Specialties B.V.	Netherlands, Maastricht	100.00	EUR	387,957	8,044
Erste End of Runway Development Leipzig GmbH ^{6), 9)}	Germany, Cologne	100.00	EUR	25	0

Erste Logistik Entwicklungsgesellschaft MG GmbH ^{6), 9)}	Germany, Hanover	100.00	EUR	25	0
Eurodifarm S.r.l.	Italy, Casalmaiocco (Lodi)	100.00	EUR	30,626	2,409
European Air Transport Leipzig GmbH ^{6), 9)}	Germany, Schkeuditz	100.00	EUR	1,798	0
Exel France SA	France, La Plaine Saint-Denis	100.00	EUR	91,813	66
Exel Group Holdings (Nederland) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	42,215	-160
Exel Holdings Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	707,647	-377
Exel International Holdings (Netherlands 1) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	690,564	3,996
Exel International Holdings (Netherlands 2) B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	789,675	11,522
Exel Investments Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	207,397	11,561
Exel Investments Netherlands B.V.	Netherlands, Veghel	100.00	EUR	-4,828	1,028
Exel Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	1,328,884	220,061
Exel Logistics Property Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	21,590	815
Exel Overseas Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	261,292	12,304
Exel UK Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	37,510	5,019
F.X. Coughlin B.V.	Netherlands, Duiven	100.00	EUR	5,768	0
FACT Danmark A/S	Denmark, Kastrup	100.00	EUR	3,750	734
Freight Indemnity and Guarantee Company Limited	United Kingdom, Bedford	100.00	EUR	19	0
Frio Norte Logistics, S.L.	Spain, Madrid	100.00	EUR	207	204
Gerlach & Co Internationale Expeditours B.V.	Netherlands, Venlo	100.00	EUR	5,188	2,032
Gerlach & Co. NV	Belgium, Antwerp	100.00	EUR	6,868	994
Gerlach AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	7,860	6,880
Gerlach Custom Services UK Limited	United Kingdom, London	100.00	EUR	1,305	1,635

Gerlach Customs Services EOOD	Bulgaria, Sofia	100.00	EUR	506	60
Gerlach European Customs Services, spol. s r.o.	Slovakia, Senec	100.00	EUR	883	213
Gerlach European Services S.R.L.	Romania, Bucharest	100.00	EUR	652	268
Gerlach Sp.z.o.o.	Poland, Dabrowa	100.00	EUR	5,116	1,196
Gerlach Spol s.r.o.	Czech Republic, Rudna u Prahy	100.00	EUR	5,640	4,562
Gerlach Sweden AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	2,910	742
Gerlach Zolldienste GmbH ^{6), 9)}	Germany, Düsseldorf	100.00	EUR	102	0
Giorgio Gori (France) SAS	France, Châtenoy-le-Royal	100.00	EUR	3,369	1,312
Giorgio Gori S.r.l.	Italy, Collesalvetti (Livorno)	100.00	EUR	69,330	14,083
Global-Invest II Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	3,258	-21
Goldcup 19328 AB	Sweden, Solna	100.00	EUR	5	0
GoldCup 20332 AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
GoldCup 20399 AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
GoldCup 20425 AB	Sweden, Stockholm	100.00	EUR	5	0
Gori Iberia S.L.	Spain, Barcelona	100.00	EUR	4,629	2,596
Gori Iberia Transitarios, Limitada	Portugal, Matosinhos	60.00	EUR	1,491	877
Greenplan GmbH	Germany, Bonn	100.00	EUR	-462	-2,210
Hull, Blyth (Angola) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	-5,501	-463
Hyperion Properties Limited ⁵⁾	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	0
interServ Gesellschaft für Personal- und Beraterdienstleistungen mbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	76	0
it4logistics GmbH ^{6), 9)}	Germany, Potsdam	100.00	EUR	792	0
Joint Retail Logistics Limited ⁵⁾	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	0	0
Karukera Transit SAS	France, Pointe-à-Pitre	100.00	EUR	1,332	166
LLC DHL Express	Russia, Khimki	100.00	EUR	1,276	8,586
Luftfrachtsicherheit-Service GmbH ^{7b)}	Germany, Frankfurt/Main	50.00	EUR	2,481	913
Manton Wood Management Company Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	122	120

McGregor Cory Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	30,093	4,681
Mitradiopharma S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	8,540	950
Mitsafetrans S.r.l.	Italy, Milan	100.00	EUR	34,106	3,789
NFC International Holdings (Ireland)	Ireland, Dublin	100.00	EUR	37,836	0
Ocean Overseas Holdings Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	239,901	15,744
000 Customs Services	Russia, Khimki	100.00	EUR	611	595
Pharma Logistics B.V.	Netherlands, Rotterdam	100.00	EUR	816	6
Pharma Logistics NV	Belgium, Mechelen	100.00	EUR	18,803	1,218
Power Europe (Cannock) Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	2,281	82
Power Europe (Doncaster) Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Development Limited ⁵⁾	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Development No. 3 Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	0	0
Power Europe Limited	United Kingdom, Bracknell	100.00	EUR	6	0
Power Europe Operating Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	4,598	6
PPL CZ s.r.o.	Czech Republic,  any	100.00	EUR	118,726	17,041
Psary-Invest Sp. z o.o.	Poland, Warsaw	100.00	EUR	8,031	-25
RISER ID Services GmbH	Germany, Berlin	100.00	EUR	2,267	2,065
Saloodo! GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,026	0
Scherbauer Spedition GmbH ^{7b)}	Germany, Neutraubling	50.00	EUR	5,256	896
Servicios Manipulación a Retailers, S.L.	Spain, Alcalá de Henares	100.00	EUR	498	356
SIA DHL Logistics Latvia	Latvia, Marupe	100.00	EUR	459	325
StarBroker AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	19,283	8,598
StreetScooter GmbH ^{6), 9)}	Germany, Aachen	100.00	EUR	12,689	5,311
StreetScooter Engineering GmbH	Germany, Aachen	100.00	EUR	-1,056	-1,081
Tradeteam Limited	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	23,267	-5,359
Trucks and Child Safety Limited ⁵⁾	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	EUR	44	0

UAB DHL Lietuva	Lithuania, Vilnius	100.00	EUR	5,788	653
UK Mail Group Limited	United Kingdom, Slough	100.00	EUR	27,086	0
Veron Grauer (France) SAS	France, Tremblay-en-France	100.00	EUR	2,195	1,039
Véron Grauer AG	Switzerland, Basel	100.00	EUR	115	590
Vetsch AG, Internationale Transporte ¹⁾	Switzerland, Buchs	100.00	EUR	122	-254
Vetsch Internationale Transporte GmbH ¹⁾	Austria, Wolfurt	100.00	EUR	-	-
DHL 2-Mann-Handling GmbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	25	0
アメリカ大陸					
AEI Drawback Services Inc.	USA, Columbus	100.00	EUR	13,547	2,679
Aero Express del Ecuador (TransAm) Ltda.	Ecuador, Guayaquil	100.00	EUR	52	143
Agencia de Aduanas DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,166	-25
Agencia de Aduanas Suppla S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	588	-37
AGENCIA DE ADUANAS DHL GLOBAL FORWARDING (COLOMBIA) S.A. NIVEL 1	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,612	625
Air Express International USA, Inc. ¹⁾	USA, Miami	100.00	EUR	-94,786	-119,700
Radix Group International, Inc. ¹⁾	USA, Miami	100.00	EUR	-	-
Circuit Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	128	123
Connect Logistics Services Inc.	Canada, Calgary	100.00	EUR	3,279	3,163
Danzas Corporation	USA, Columbus	100.00	EUR	148,301	90,756
DHL Aero Expreso S.A.	Panama, Panama City	49.80	EUR	47,369	11,016
DHL (Bahamas) Limited	Bahamas, Nassau	100.00	EUR	1,734	111
DHL (Barbados) Ltd.	Barbados, Bridgetown	100.00	EUR	2,388	159
DHL (Bolivia) SRL	Bolivia, Santa Cruz de la Sierra	100.00	EUR	1,144	275
DHL (BVI) Ltd.	British Virgin Islands, Tortola	100.00	EUR	441	47
DHL (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	-899	-3,191
DHL (Honduras) S.A. de C.V.	Honduras, San Pedro Sula	100.00	EUR	3,365	-1,755

DHL (Jamaica) Ltd.	Jamaica, Kingston	100.00	EUR	2,606	204
DHL (Paraguay) S.R.L.	Paraguay, Asunción	100.00	EUR	3,474	1,191
DHL (Trinidad and Tobago) Limited	Trinidad and Tobago, Port of Spain	100.00	EUR	1,783	83
DHL (Uruguay) S.R.L.	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	3,752	650
DHL Arwest (Panama) S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	942	0
DHL Aviation (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	1,546,049	69,378
DHL Aviation SCR, S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	660	11
DHL Corporate Services SC México	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	3,613	1,828
DHL Customer Solutions & Innovations (USA) Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	2,977	-15
DHL Customer Support (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	1,634	666
DHL Customs (Costa Rica) S.A.	Costa Rica, San José	100.00	EUR	-135	116
DHL de Guatemala S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	2,585	588
DHL Dominicana SA	Dominican Republic, Santo Domingo	100.00	EUR	1,887	207
DHL eCommerce (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	136	0
DHL Express (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	11,413	6,458
DHL Express (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	8,561	400
DHL Express (Canada) Ltd.	Canada, Brampton	100.00	EUR	-28,746	9,855
DHL Express (Chile) Ltda.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	11,537	1,875
DHL Express (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	3,170	601
DHL Express (El Salvador) S.A. de C.V.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	2,311	223
DHL Express (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	433,186	192,647
DHL Express Aduanas Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	1,586	-16
DHL Express Aduanas Venezuela C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	64	54
DHL Express Colombia Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	13,164	1,021
DHL Express México, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	150,275	75,193
DHL Express Peru S.A.C.	Peru, Callao	100.00	EUR	7,559	1,048
DHL Fletes Aereos, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	178	203

DHL Freight USA Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	36,449	4
DHL Global Forwarding (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	9,275	5,995
DHL Global Forwarding (Brazil) Logistics Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	31,270	15,181
DHL Global Forwarding (Canada) Inc.	Canada, Mississauga	100.00	EUR	67,308	18,236
DHL Global Forwarding (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	18,847	3,072
DHL Global Forwarding (Colombia) S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	14,138	4,786
DHL Global Forwarding (Ecuador) S.A.	Ecuador, Quito	100.00	EUR	743	-349
DHL Global Forwarding (El Salvador) S.A.	El Salvador, San Salvador	100.00	EUR	3,761	494
DHL Global Forwarding (Guatemala) S.A. ¹⁾	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	10,165	534
DHL Zona Franca (Guatemala) S.A. ¹⁾	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Carga Aerea Internacional S.A. (Carinter). ¹⁾	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
Transportes Expresos Internacionales (Interexpreso) S.A. ¹⁾	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding (Mexico) S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	36,108	13,012
DHL Global Forwarding (Nicaragua) S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-1,795	-692
DHL Global Forwarding (Panama) S.A. ¹⁾	Panama, Panama City	100.00	EUR	6,781	1,153
DHL Holding Panama Inc. ¹⁾	Panama, Panama City	100.00	EUR	-	-
DHL Global Forwarding Aduanas Peru S.A.	Peru, Callao	100.00	EUR	2,109	254
DHL Global Forwarding Deposito Aduanero (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,246	336
DHL Global Forwarding Management Latin America Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	599	3
DHL Global Forwarding Peru S.A.	Peru, Lima	100.00	EUR	8,931	2,029

DHL Global Forwarding Venezuela, C.A.	Venezuela, Caracas	100.00	EUR	-451	-593
DHL Global Forwarding Zona Franca (Colombia) S.A.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	1,052	-573
DHL Guadeloupe SAS	Guadeloupe, Baie Mahault	100.00	EUR	99	167
DHL Holding Central America Inc.	Panama, Panama City	100.00	EUR	67,160	-32
DHL Information Services (Americas), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	10,295	2,090
DHL International Antilles SARL	Martinique, Lamentin	100.00	EUR	1,442	146
DHL International Haiti SA	Haiti, Port-au-Prince	100.00	EUR	3	38
DHL Logistics (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	121,191	836
DHL Management CenAm S. A.	Costa Rica, Heredia	100.00	EUR	-1,832	2,997
DHL Metropolitan Logistics SC Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	77,388	11,158
DHL Network Operations (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	670,495	-10,311
DHL Nicaragua, S.A.	Nicaragua, Managua	100.00	EUR	-494	-122
DHL of Curacao N.V.	Curaçao, Curaçao	100.00	EUR	1,201	139
DHL Panama S.A.	Panama, Panama City	100.00	EUR	4,532	1,297
DHL Regional Services, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	-23,411	1,421
DHL S.A.	Guatemala, Guatemala City	100.00	EUR	-113	-530
DHL Servicios, S.A. de C.V.	Mexico, Mexico City	100.00	EUR	23	17
DHL Sint Maarten N.V.	Sint Maarten, Philipsburg	100.00	EUR	-85	-41
DHL Supply Chain (Argentina) S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	2,179	526
DHL Supply Chain (Chile) S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	3,470	185
DHL Supply Chain Automotive Mexico S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	13,704	5,794
DHL Supply Chain Colombia S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	2,304	573
DHL Supply Chain de Lima S.A.C.	Peru, Lima	100.00	EUR	2,684	977
DHL Transportes (Brazil) Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	1,500	-236

DHL Zona Franca El Salvador S.A.	El Salvador, Antiguo Cuscatlan	100.00	EUR	497	-95
Dimalsa Logistics Corp.	Puerto Rico, San Juan	100.00	EUR	3,377	453
DPWN Holdings (USA), Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	10,582,097	587,061
EV Logistics	Canada, Vancouver	100.00	EUR	1,939	1,888
Exel Canada Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	30,303	11,046
Exel Freight Connect Inc.	USA, Wilmington	100.00	EUR	1,220	627
Exel Global Logistics Inc.	USA, Palm City	100.00	EUR	-301	521
Exel Inc.	USA, Boston	100.00	EUR	495,494	165,171
Exel Logistics Argentina S.A.	Argentina, Buenos Aires	100.00	EUR	147	8
DHL SOLUCOS LOGISTICAS (BRAZIL) LTDA.	Brazil, Camacari	100.00	EUR	815	901
Genesis Logistics Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	7,697	4,649
Giorgio Gori USA, Inc.	USA, Hoboken	100.00	EUR	25,438	3,147
Global Mail, Inc.	USA, Weston	100.00	EUR	372,303	127,704
Gori Argentina S.A.	Argentina, Godoy Cruz	100.00	EUR	1,731	793
GORI CHILE S.A.	Chile, Santiago de Chile	100.00	EUR	4,833	1,680
Harmony Logistics Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	407	393
Hyperion Inmobiliaria S.A. de C.V.	Mexico, Tepotzotlán	100.00	EUR	6,793	3,421
Hyperion Properties Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 1, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 2, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
International Transportation (USA) 3, Inc.	USA, Plantation	100.00	EUR	0	0
KLS Logistics Services Inc.	USA, Westerville	100.00	EUR	12,668	2,171
Marias Falls Insurance Co., Ltd.	Bermuda, Hamilton	100.00	EUR	75,973	28,808
Matrix Logistics Services Ltd.	Canada, Toronto	100.00	EUR	-17,964	904
Olimpo Holding S.A.	Brazil, Campinas	100.00	EUR	4,574	-62
Polar Air Cargo Worldwide, Inc. ^{7c)}	USA, Purchase	49.00	EUR	11,508	0
Polar Transportes Rodoviários Ltda.	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	3,858	-2,818
Relay Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	29	20

Rio Lopes Transportes Ltda	Brazil, São Paulo	100.00	EUR	16,393	5,253
Saturn Integrated Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	811	787
Serviceuticos Ltda.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	506	-74
Sky Courier, Inc.	USA, Sterling	100.00	EUR	16,777	10,745
Skyhawk Transport Ltd.	Canada, Brampton	100.00	EUR	0	0
Standard Forwarding LLC	USA, East Moline	100.00	EUR	1,216	-10,257
Suppla Cargo S.A.S.	Colombia, Bogotá	100.00	EUR	3,905	129
Suppla S.A.	Colombia, Bogotá	99.99	EUR	29,474	261
Tafinor S.A. ⁵⁾	Uruguay, Montevideo	100.00	EUR	5	0
TCL Supply Chain (Canada) Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	463	1,312
Tibbett & Britten Group Canada Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	30,701	7,925
Tibbett & Britten Group North America, LLC	USA, Westerville	100.00	EUR	30,654	1,145
Tracker Logistics Inc.	Canada, Calgary	100.00	EUR	626	605
Trillium Supply Chain Inc.	Canada, Ontario	100.00	EUR	-1,314	-189
Unidock's Assessoria e Logistica de Materiais Ltda.	Brazil, Barueri	100.00	EUR	16,944	4,938
Vensecar Internacional, C.A.	Venezuela, Maiquitia	99.09	EUR	23,412	-57
Vensecar International (Barbados) Inc.	Barbados, Belleville, St.Michael	100.00	EUR	26,883	118
Zenith Logistics Inc.	Canada, Toronto	100.00	EUR	714	220
アジア・太平洋					
23i Private Limited	Singapore, Singapore	100.00	EUR	7,526	252
Asia Overnight (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	14	-26
Blue Dart Aviation Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	-1,555	-1,403
Blue Dart Express Limited	India, Mumbai	75.00	EUR	118,599	36,853
Danzas (China) Ltd.	China, Hong Kong	100.00	EUR	0	78
Danzas AEI Logistics (Shanghai) Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	2,074	219
DANZASMAL Domestic Logistics Services Sdn. Bhd. ^{7b)}	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	422	757
Deutsche Post Global Mail (Australia) Pty Ltd.	Australia, Matraville	100.00	EUR	-1,571	1,109
De Xin Warehousing Management (Tianjin) Co., Ltd.	China, Tianjin	100.00	EUR	29,805	-87

DHL (Chengdu) Service Ltd.	China, Chengdu	100.00	EUR	956	-1
DHL Air Freight Forwarder Sdn. Bhd. ^{7c)}	Malaysia, Petaling Jaya	49.00	EUR	1,462	1,088
DHL Asia Pacific Shared Services Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	5,401	1,483
DHL Aviation (Hong Kong) Ltd.	China, Hong Kong	99.85	EUR	38,385	5,157
DHL Aviation Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	46,145	1,417
DHL Distribution (Thailand) Limited	Thailand, Nonthaburi	100.00	EUR	112,665	2,595
DHL eCommerce (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-9,599	-9,419
DHL eCommerce (India) Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	-43,692	-8,712
DHL eCommerce (Japan) K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	-2,007	65
DHL eCommerce (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	-7,615	205
DHL eCommerce (Philippines) Corporation	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	138	-7
DHL eCommerce (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	-4,503	-3,257
DHL eCommerce SOLUTIONS (THAILAND) LIMITED	Thailand, Bangkok	99.70	EUR	-6,878	-6,155
DHL eCommerce Solutions (VN) JSC	Vietnam, Hochiminh	51.00	EUR	65	0
DHL Exel Logistics (Malaysia) Sdn. Bhd. ^{7c)}	Malaysia, Kuala Lumpur	49.00	EUR	2,929	52
DHL Express (Australia) Pty Ltd.	Australia, Sydney	100.00	EUR	29,515	12,334
DHL Express (Brunei) Sdn. Bhd.	Brunei Darussalam, Bandar Seri Begawan	90.00	EUR	1,117	66
DHL Express (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	6,707	2,062
DHL Express (Fiji) Pte Ltd.	Fiji, Suva	100.00	EUR	1,631	296
DHL Express (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	29,234	11,101
DHL Express (India) Pvt. Ltd.	India, Mumbai	100.00	EUR	139,145	18,861
DHL Express (Macao) Limited	China, Macao	100.00	EUR	498	209
DHL Express (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	70.00	EUR	8,304	1,893

DHL Express (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	5,622	2,461
DHL Express (Papua New Guinea) Ltd.	Papua New Guinea, Port Moresby	100.00	EUR	621	337
DHL Express (Philippines) Corp.	Philippines, Makati City	100.00	EUR	8,720	1,663
DHL Express (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	168,280	17,371
DHL Express (Taiwan) Corp.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	41,532	20,162
DHL Express (Thailand) Limited	Thailand, Samutprakarn	100.00	EUR	6,646	745
DHL Express International (Thailand) Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	20,318	2,580
DHL Express Laos Sole Company Limited	Laos, Vientiane	100.00	EUR	2,160	566
DHL Express, Unipessoal, Lda.	East Timor, Dili	100.00	EUR	495	32
DHL Express Nepal Pvt. Ltd.	Nepal, Kathmandu	100.00	EUR	4,176	899
DHL Global Forwarding (Australia) Pty Ltd.	Australia, Tullamarine	100.00	EUR	68,737	21,092
DHL Global Forwarding (Bangladesh) Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	8,232	3,025
DHL Global Forwarding (China) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	237,509	140,888
DHL Global Forwarding (Fiji) Limited	Fiji, Lautoka	100.00	EUR	1,651	249
DHL Global Forwarding (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	209,526	117,905
DHL Global Forwarding (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	21,770	19,935
DHL Global Forwarding (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	33,025	19,183
DHL Global Forwarding (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	16,199	5,669
DHL Global Forwarding (Philippines) Inc.	Philippines, Pasay City	100.00	EUR	7,814	3,873
DHL Global Forwarding (PNG) Limited	Papua New Guinea, Port Moresby	74.00	EUR	2,664	353
DHL Global Forwarding (Singapore) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	171,250	50,191

DHL Global Forwarding (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	36,270	17,387
DHL Global Forwarding (Vietnam) Corporation ^{7a)}	Vietnam, Ho Chi Minh City	49.00	EUR	33,446	22,558
DHL Global Forwarding Caledonie	New Caledonia, Noumea	100.00	EUR	5,406	810
DHL Global Forwarding Freight Shared Services (India) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	8,014	3,763
DHL Global Forwarding Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	59,926	48,585
DHL Global Forwarding Lanka (Private) Limited	Sri Lanka, Colombo	70.00	EUR	13	1,010
DHL Global Forwarding Management (Asia Pacific) Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	289,639	45,631
DHL Global Forwarding Myanmar Limited	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	1,392	523
DHL Global Forwarding Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	4,576	1,527
DHL Global Forwarding Polynesie S.A.R.L.	French Polynesia, Faaa	100.00	EUR	5,859	500
DHL Holdings (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	39,083	2,005
DHL Incheon Hub Ltd.	South Korea, Incheon	100.00	EUR	18,694	1,061
DHL Information Services (Asia-Pacific) Sdn. Bhd.	Malaysia, Puchong	100.00	EUR	26,605	4,789
DHL INFORMATION SERVICES (INDIA) LLP	India, Mumbai	100.00	EUR	8,905	3,468
DHL International Kazakhstan, TOO	Kazakhstan, Almaty	100.00	EUR	1,417	-149
DHL ISC (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	25,286	6,376
DHL Japan Inc.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	59,079	12,315
DHL Keells (Private) Limited ^{7c)}	Sri Lanka, Colombo	50.00	EUR	6,292	2,195
DHL Korea Limited	South Korea, Seoul	100.00	EUR	53,657	7,332
DHL Logistics (Cambodia) Ltd.	Cambodia, Phnom Penh	100.00	EUR	3,752	2,080
DHL Logistics (Kazakhstan) TOO	Kazakhstan, Aksai	100.00	EUR	-1,041	555
DHL Logistics Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	154,925	32,363

DHL Management Services (Shanghai) Co., Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	428	80
DHL Pakistan (Private) Limited	Pakistan, Karachi	100.00	EUR	1,675	367
DHL Project & Chartering Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-2,382	-7,613
DHL Properties (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Shah Alam	69.98	EUR	2,109	-697
DHL RES (Australia) Pty Limited	Australia, Rhodes	100.00	EUR	0	0
DHL RES Investment Holding Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	-758	-147
DHL SCM K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	67	125
DHL Sinotrans Bonded Warehouse (Beijing) Co., Ltd.	China, Beijing	100.00	EUR	3,550	482
DHL Sinotrans International Air Courier Ltd. ^{7c)}	China, Beijing	50.00	EUR	677,097	566,489
DHL Supply Chain (Australia) Pty Limited	Australia, Rhodes	100.00	EUR	115,565	46,946
DHL Supply Chain (Korea) Ltd.	South Korea, Seoul	100.00	EUR	2,902	1,448
DHL Supply Chain (Malaysia) Sdn. Bhd.	Malaysia, Kuala Lumpur	100.00	EUR	13,308	2,709
DHL Supply Chain (New Zealand) Limited	New Zealand, Auckland	100.00	EUR	41,563	3,764
DHL Supply Chain (Taiwan) Co. Ltd.	Taiwan, Taipei	100.00	EUR	13,047	2,381
DHL Supply Chain (Thailand) Limited	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	17,876	-11,533
DHL Supply Chain (Vietnam) Limited	Vietnam, Ho Chi Minh City	100.00	EUR	8,763	224
DHL Supply Chain (Vietnam) Transportation JSC	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	-4,908	-6,599
DHL Supply Chain India Private Limited	India, Mumbai	100.00	EUR	70,611	10,446
DHL Supply Chain K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	46,643	15,185
DHL Supply Chain Management Phils., Inc.	Philippines, Binan City	100.00	EUR	907	607
DHL Supply Chain Myanmar Ltd.	Myanmar, Rangoon	100.00	EUR	-1,640	-890
DHL Supply Chain Phils., Inc.	Philippines, Manila	100.00	EUR	6,346	3,371

DHL Supply Chain Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	33,209	7,471
DHL Transportation (Philippines) Incorporated ^{7b)}	Philippines, Paranaque City	40.00	EUR	143	16
DHL Worldwide Express (Bangladesh) Private Limited	Bangladesh, Dhaka	90.00	EUR	18,525	2,663
DHL-VNPT Express Ltd.	Vietnam, Ho Chi Minh City	51.00	EUR	9,632	1,585
Exel Consolidation Services Limited	China, Hongkong	100.00	EUR	0	1,692
Exel Logistics Services Lanka (Private) Ltd.	Sri Lanka, Peliyagoda	100.00	EUR	3,986	623
Ezyhaul (Thailand) Co., Ltd.	Thailand, Bangkok	100.00	EUR	58	-89
Ezyhaul Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	74.50	EUR	141	-1,203
Ezyhaul Sdn. Bhd.	Malaysia, Petaling Jaya	100.00	EUR	-1,196	-969
Ezyhaul Philippines Inc.	Philippines, City of Makati	100.00	EUR	-123	-251
Ezyhaul Transport Co., Ltd. (new)	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	-1,448	-708
FC Dear Leasing Ltd. ¹⁵⁾	Japan, Tokyo	0.00	EUR	-3,372	3,052
Gori Australia Pty Ltd.	Australia, Brighton-Le-Sands	100.00	EUR	5,602	1,814
MSAS Global Logistics (Far East) Limited	China, Hongkong	100.00	EUR	0	4,102
Mulura Logistics Private Ltd.	India, Bangalore	100.00	EUR	-20,588	-21,908
PT Birotika Semesta ^{7c)}	Indonesia, Jakarta	49.00	EUR	22,685	7,858
PT Danzas Sarana Perkasa	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	1,363	69
PT DHL Global Forwarding Indonesia	Indonesia, Tangerang	100.00	EUR	41,808	15,574
PT DHL Supply Chain Indonesia	Indonesia, Jakarta	90.34	EUR	21,513	4,289
PT DHL Supply Chain Transport Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	155	0
PT DHL Smart Solutions	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	154	0
PT Dunia Handal Logistik ¹⁵⁾	Indonesia, Jakarta	0.00	EUR	-184	14
PT Ezyhaul Logistics Indonesia	Indonesia, Jakarta	100.00	EUR	269	-660
PT Ezyhaul Technologies Indonesia	Indonesia, Jakarta	49.00	EUR	-5,175	-5,324

REI India No. 1 Singapore Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	100.00	EUR	0	0
Shanghai Danzas Freight Agency Co. Ltd.	China, Shanghai	100.00	EUR	1,586	90
Skyline Air Logistics Ltd.	India, Mumbai	99.99	EUR	2,574	56
SL FUJI CO., LTD ¹⁵⁾	Japan, Tokyo	0.00	EUR	-3,372	3,052
StarBroker (Hong Kong) Limited	China, Hong Kong	100.00	EUR	19	-4
StreetScooter Japan K.K.	Japan, Tokyo	100.00	EUR	607	505
DHL Summit Solutions, Inc.	Phillipines, Pasig City	50.00	EUR	1,215	1,803
Tianjin Logistics Investment Holding Limited	China, Hong Kong	95.00	EUR	28,922	-417
TLC Adenium Co., Ltd. ¹⁵⁾	Japan, Tokyo	0.00	EUR	-296	1,698
TLC Nutmeg Co., Ltd. ¹⁵⁾	Japan, Tokyo	0.00	EUR	-2,878	3,842
Trade Clippers Cargo Limited	Bangladesh, Dhaka	100.00	EUR	39	25
Violet Ltd. ¹⁵⁾	Japan, Tokyo	0.00	EUR	-3,372	3,052
Watthanothai Company Ltd. ^{7a)}	Thailand, Bangkok	49.00	EUR	2,433	2,183
その他の地域					
Air & Ocean General transport, forwarding (shipping), Customs Clearance & Maritime services	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	12,794	-129
Al-Durra Al-Hamraa Al-Lamia Company for General Transport with limited Liability	Iraq, Baghdad	100.00	EUR	38	0
Danzas Bahrain WLL ^{7b)}	Bahrain, Manama	40.00	EUR	694	361
DGF Cameroon PLC	Cameroon, Douala	65.00	EUR	1,796	-528
DHLA International Transport Company WLL ^{7c)}	Kuwait, Safat	0.00	EUR	1,732	2,373
DHL (Israel) Ltd.	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	22,134	1,914
DHL (Mauritius) Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	342	451
DHL (Namibia) (Pty) Ltd.	Namibia, Windhoek	100.00	EUR	1,073	136
DHL (Tanzania) Ltd.	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-379	-50
DHL Aviation (Maroc) SA	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	12,036	2,163
DHL Aviation (Nigeria) Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	598	171
DHL Aviation (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	6,060	157
DHL Aviation EEMEA B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	19,288	9,913

DHL Aviation Kenya Ltd.	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	20	2
DHL Egypt WLL	Egypt, Cairo	100.00	EUR	3,961	319
DHL Ethiopian Airlines Logistics Services Share Company ^{7b)}	Ethiopia, Addis Ababa	48.98	EUR	22	-475
DHL Express (Rwanda) Limited	Rwanda, Kigali	100.00	EUR	405	52
DHL Express Maroc S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	10,019	2,281
DHL Food Logistics Egypt Ltd.	Egypt, Alexandria	97.20	EUR	1,339	295
DHL Freight Tasimacilik ve Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	-82	252
DHL Ghana Limited	Ghana, Accra	100.00	EUR	2,353	397
DHL Global Forwarding & Co. LLC ^{7c)}	Oman, Muscat	40.00	EUR	6,959	853
DHL Global Forwarding (Angola) - Comércio e Transitários, Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	2,296	253
DHL Global Forwarding (Congo) SA	Republic of the Congo, Pointe-Noire	100.00	EUR	-4,567	-92
DHL Global Forwarding (Gabon) SA	Gabon, Libreville	99.00	EUR	2,378	-479
DHL Global Forwarding (JSC) - Libya for delivery of goods services ^{7a)}	Libya, Tripoli	49.00	EUR	929	412
DHL Global Forwarding (Kenya) Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	590	-571
DHL Global Forwarding (Kuwait) Company WLL ^{7b)}	Kuwait, Safat	49.00	EUR	4,170	932
DHL Global Forwarding (Senegal) S.A.	Senegal, Dakar	100.00	EUR	43	-984
DHL Global Forwarding (Uganda) Limited	Uganda, Kampala	100.00	EUR	-373	-209
DHL Global Forwarding Abu Dhabi LLC ^{7b)}	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	EUR	9,845	1,544
DHL GLOBAL FORWARDING ALGERIE EURL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	1,546	-1
DHL Global Forwarding Azerbaijan LLC	Azerbaijan, Baku	100.00	EUR	-1,172	-216
DHL GLOBAL FORWARDING COTE D'IVOIRE SA	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	693	-484

DHL Global Forwarding Israel Ltd	Israel, Tel Aviv	100.00	EUR	160,340	13,088
DHL Global Forwarding Lebanon S.A.L. 7c)	Lebanon, Beirut	50.00	EUR	5,729	1,576
DHL Global Forwarding Madagascar SAU	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	56	0
DHL Global Forwarding Mozambique Limitada	Mozambique, Cidade de Maputo	100.00	EUR	0	0
DHL Global Forwarding Nigeria Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	1,882	761
DHL Global Forwarding Qatar WLL 7b)	Qatar, Doha	49.00	EUR	9,592	2,205
DHL Global Forwarding S.A.E.	Egypt, Cairo	100.00	EUR	16,182	5,295
DHL Global Forwarding SA (Pty) Limited	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	44,903	10,019
DHL Global Forwarding Tasimacilik A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	10,825	9,006
DHL Global Forwarding Zimbabwe Ltd	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	707	768
DHL Internacional Guinea Ecuatorial S.L.	Republic of Equatorial Guinea, Malabo	100.00	EUR	-335	-48
DHL International (Algerie) SARL	Algeria, Algiers	100.00	EUR	4,455	2,233
DHL International (Angola) - Transportadores Rápidos, (SU) Limitada	Angola, Luanda	100.00	EUR	606	61
DHL International (Bahrain) WLL 7c)	Bahrain, Manama	49.00	EUR	60	1,659
DHL International (Congo) SARL	Democratic Republic of the Congo, Kinshasa	100.00	EUR	348	-1,398
DHL International (Gambia) Ltd.	Gambia, Kanifing	100.00	EUR	17	25
DHL International (Liberia) Ltd.	Liberia, Monrovia	100.00	EUR	-227	32
DHL International (Pty) Ltd.	South Africa, Isando	100.00	EUR	13,222	1,667
DHL International (Pvt) Ltd.	Zimbabwe, Harare	100.00	EUR	2,019	562
DHL International (SL) Ltd.	Sierra Leone, Freetown	100.00	EUR	98	187
DHL International (Uganda) Ltd.	Uganda, Kampala	100.00	EUR	1,023	115
DHL International B.S.C.(c)	Bahrain, Manama	100.00	EUR	9,597	9,707

DHL International Benin SARL	Benin, Cotonou	100.00	EUR	946	-58
DHL International (Botswana) Proprietary Limited	Botswana, Gaborone	100.00	EUR	422	154
DHL International Burkina SARL	Burkina Faso, Ouagadougou	100.00	EUR	534	843
DHL International Cameroun SARL	Cameroon, Douala	100.00	EUR	-100	-263
DHL International Centrafrique SARL	Central African Republic, Bangui	100.00	EUR	193	36
DHL International Congo SARL	Republic of the Congo, Brazzaville	100.00	EUR	-572	160
DHL International Cote D'Ivoire SARL	Ivory Coast, Abidjan	100.00	EUR	568	-14
DHL International Gabon SA	Gabon, Libreville	100.00	EUR	298	148
DHL International Guinee SARL	Guinea, Conakry	100.00	EUR	844	-26
DHL International Iran PJSC	Iran, Tehran	100.00	EUR	418	-134
DHL International Madagascar SA	Madagascar, Antananarivo	100.00	EUR	1,970	671
DHL International Malawi Ltd.	Malawi, Blantyre	100.00	EUR	-47	49
DHL International Mali SARL	Mali, Bamako	100.00	EUR	763	-102
DHL International Mauritanie SARL	Mauretania, Nouakchott	100.00	EUR	-2,104	-1,012
DHL International Niger SARL	Niger, Niamey	100.00	EUR	508	-35
DHL International Nigeria Ltd.	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	8,833	2,358
DHL International Reunion SARL	Réunion, Sainte Marie	100.00	EUR	1,919	400
DHL International Tchad SARL	Chad, Ndjama	100.00	EUR	-22	-122
DHL International Togo SARL	Togo, Lomé	100.00	EUR	155	-205
DHL International Zambia Limited	Zambia, Lusaka	100.00	EUR	922	-35
DHL Lesotho (Proprietary) Ltd.	Lesotho, Maseru	100.00	EUR	266	17
DHL Logistics Ghana Ltd.	Ghana, Accra	100.00	EUR	3,254	1,078
DHL Logistics Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	0	0
DHL LOGISTICS MEDHUB	Morocco, Tanger	100.00	EUR	-416	-233
DHL Logistics Middle East DWC-LLC	United Arab Emirates, Dubai	100.00	EUR	4,965	634
DHL Logistics Morocco S.A.	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	315	-1,068

DHL Logistics Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	-646	0
DHL Lojistik Hizmetleri A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	3,480	2,380
DHL Mocambique Lda.	Mozambique, Maputo	100.00	EUR	434	922
DHL Oil + Gas (Angola) Ltda.	Angola, Luanda	100.00	EUR	2,106	589
DHL Operations BV Jordan Services with Limited Liability	Jordan, Amman	100.00	EUR	541	143
DHL Qatar Limited W.L.L ^{7b)}	Qatar, Doha	49.00	EUR	8,375	2,609
DHL Regional Services Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	0	0
DHL Regional Services Ltd.	Mauritius, Port Louis	100.00	EUR	-239	-157
DHL Senegal SARL	Senegal, Dakar	100.00	EUR	1,978	-53
DHL Supply Chain (South Africa) (Pty) Ltd.	South Africa, Johannesburg	100.00	EUR	11,719	-8,869
DHL Supply Chain Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	2,018	-1,064
DHL Supply Chain Tanzania Limited	Tanzania, Dar es Salaam	100.00	EUR	2,379	522
DHL Swaziland (Proprietary) Ltd.	Eswatini, Mbabane	100.00	EUR	390	22
DHL Worldwide Express & Company LLC	Oman, Ruwi	70.00	EUR	3,866	1,355
DHL Worldwide Express (Abu Dhabi) LLC ^{7b)}	United Arab Emirates, Abu Dhabi	49.00	EUR	1,566	72
DHL Worldwide Express (Dubai) LLC ^{7b)}	United Arab Emirates, Dubai	49.00	EUR	-1,125	-467
DHL Worldwide Express (Sharjah) LLC ^{5), 7b)}	United Arab Emirates, Sharjah	49.00	EUR	120	0
DHL Worldwide Express Cargo LLC ^{5), 7b)}	United Arab Emirates, Dubai	49.00	EUR	72	0
DHL Worldwide Express Ethiopia Private Limited Company	Ethiopia, Addis Ababa	99.85	EUR	5,754	2,634
DHL Worldwide Express Kenya Limited	Kenya, Nairobi	100.00	EUR	727	469
DHL Worldwide Express Tasimacilik ve Ticaret A.S.	Turkey, Istanbul	100.00	EUR	25,294	-623
Document Handling (East Africa) Ltd.	Kenya, Nairobi	51.00	EUR	-182	-76
DGF for import & export. SAE	Egypt, Cairo	49.00	EUR	81	90

Exel Contract Logistics (Nigeria) Limited	Nigeria, Lagos	100.00	EUR	-17,306	0
Exel Saudia LLC	Saudi Arabia, Al Khobar	100.00	EUR	10,393	144
Giorgio Gori International Freight Forwarders (Pty) Ltd.	South Africa, Stellenbosch	100.00	EUR	362	9
Guinet Transit Service SARL	Réunion, Le Port	100.00	EUR	1,424	278
Saudi Advanced Project Logistics Services LLC	Saudi Arabia, Khobar	100.00	EUR	4,657	2,696
Sherkate HamI-oNaghl Sarie DHL Kish	Iran, Tehran	100.00	EUR	0	0
SNAS Lebanon SARL	Lebanon, Beirut	90.00	EUR	-868	9,519
SNAS Postal Est. ^{7c)}	Saudi Arabia, Riyadh	0.00	EUR	-122	13,045
SSA Regional Services (Pty) Ltd.	South Africa, Sandton	100.00	EUR	1,698	717
Trans Care Fashion SARL (Morocco) ⁵⁾	Morocco, Casablanca	100.00	EUR	-327	0
Ukhozi Logistics (Pty) Ltd.	South Africa, Boksburg	100.00	EUR	-30	0

[次へ](#)

連結財務諸表に含まれない関連会社（アフィリエーテッド・カンパニー） ¹³⁾					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
ASG Leasing Handelsbolag ^{3), 5), 9)}	Sweden, Stockholm	100.00	SEK	-93	-60
Beteiligungsgesellschaft Privatstraße GVZ Eifeltor GBR ^{4), 14)}	Germany, Grafschaft- Holzweiler	53.54	EUR	-	-
Business Mail Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Business Post Group Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	4	-
Business Post Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
Compass Point (St Ives) Management Company Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	-1	-1
Deutsche Post Altersvorsorge Sicherung e.V. & Co. Objekt Gronau KG ^{9), 12)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	2,384
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH ^{6), 9)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	5,017	0
Deutsche Post Grundstücks- Vermietungsgesellschaft beta mbH & Co. Objekt Leipzig KG ^{9), 12)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	0	-1,192
Deutsche Post Pensionsfonds AG ^{9), 11)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	3,439	-25
Deutsche Post Pensions- Treuhand GmbH & Co. KG ^{9), 11)}	Germany, Bonn	100.00	EUR	10	0
DHL Pensions Investment Fund Limited ^{3), 5), 9)}	United Kingdom, Bedford	100.00	GBP	0	0
DHL Trustees Limited ^{3), 5), 9)}	United Kingdom, Bedford	74.00	GBP	0	0
DSC Healthcare Trustees Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	GBP	0	0
Exel Secretarial Services Limited ^{3) 5), 9)}	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	0	0

Exel Freight Management (UK) Limited ⁸⁾	United Kingdom, Chertsey	100.00	GBP	0	0
Rosier Distribution Limited ^{4), 5)}	United Kingdom, Milton Keynes	100.00	GBP	-	-
Siegfried Vögele Institut (SVI) - Internationale Gesellschaft für Dialogmarketing mbH ^{6), 9)}	Germany, Königstein	100.00	EUR	7,050	0
StreetScooter Schweiz AG ^{9), 11)}	Switzerland, Oensingen	100.00	CHF	519	257
Tankfreight Limited ^{3), 5), 9)}	United Kingdom, Bracknell	100.00	GBP	2	0
UK Mail Express Parcels and Mail Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UK Mail Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UK Today Couriers Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
UNITRANS Deutschland Gesellschaft für Terminverkehre mbH ^{3), 9)}	Germany, Düsseldorf	69.23	EUR	417	72
Web-Despatch.com Limited ^{3), 9)}	United Kingdom, Slough	100.00	GBP	0	-
アメリカ大陸					
DHL Express (Belize) Limited ^{4), 5)}	Belize, Belize City	100.00	EUR	-	-
DHL International (Antigua) Ltd. ^{4), 5)}	Antigua and Barbuda, St. Johns	100.00	USD	-	-
Inversiones 3340, C.A. ³⁾	Venezuela, Caracas	49.00	VES	40,000	-
Safe Way Argentina S.A. ^{4), 5)}	Argentina, Buenos Aires	100.00	ARS	-	-
アジア・太平洋					
Concorde Air Logistics Ltd. ⁹⁾	India, Mumbai	99.54	INR	50,671	727
DHL Customs Brokerage Corp. ^{4), 8)}	Philippines, Pasay City	100.00	PHP	-	-
DHL Express LLP ^{4), 5)}	Kazakhstan, Almaty	100.00	KZT	2,000	-
Exel Logistics Delbros Philippines Inc. ^{4), 8)}	Philippines, Manila	60.00	PHP	-	-
PT Cargotama Multi Servisindo ⁸⁾	Indonesia, Jakarta	100.00	IDR	0	0
その他の地域					

DANZAS AEI (Private) Ltd. 4), 5)	Zimbabwe, Harare	100.00	USD	-	-
Danzas AEI Intercontinental LTD 4), 8)	Malawi, Blantyre	100.00	MWK	-	-
DHL Air Freight Forwarder (Egypt) WLL 4), 8)	Egypt, Cairo	99.90	EGP	-	-
Elder Dempster Ltda. 5), 9)	Angola, Luanda	100.00	AOA	485	-
Exel Contract Logistics (SA) (Pty) Ltd. 4), 5)	South Africa, Elandsfontein	100.00	ZAR	-	-
Tibbett & Britten Egypt Ltd. 8)	Egypt, Cairo	50.00	EGP	-	-

ジョイント・ベンチャー（比例連結）					
社名	本社所在地	持分割合（％）	通貨	エクイティ（千ユーロ）	純収益（千ユーロ）
ヨーロッパ					
Aerologic GmbH	Germany, Schkeuditz	50.00	EUR	38,016	-403

ジョイント・ベンチャー（資本連結）					
社名	本社所在地	持分割合（％）	通貨	エクイティ（千ユーロ）	純収益（千ユーロ）
ヨーロッパ					
Flexible Lifestyle Employment Company Limited 9)	United Kingdom, Wrexham	50.00	GBP	1,600	-87
Health Solutions Team Limited 3), 9)	United Kingdom, Milton Keynes	50.00	GBP	4,989	623
アジア・太平洋					
Yamato Dialog & Media Co. Ltd. 9)	Japan, Tokyo	49.00	JPY	1,301,233	148,177

関連会社（アソシエテッド・カンパニー）（持分法により連結財務諸表に計上）					
社名	本社所在地	持分割合 （％）	通貨	エクイティ （千ユーロ）	純収益 （千ユーロ）
ヨーロッパ					
Cargo Center Sweden AB ^{1), 3), 9)}	Sweden, Stockholm	50.00	SEK	14,865	-7,092
Corridor Solutions Ltd.	United Kingdom, London	14.75	GBP	-	-
Everstream Analytics GmbH ^{1), 3)}	Germany, Bonn	100.00	USD	-	-
アメリカ大陸					
Integracion Aduanera S. A. ^{4), 5)}	Costa Rica, San José	51.00	CRC	-	-
Resilience360 Inc. ^{1), 3)}	USA, Delaware	100.00	USD	-	-
Stormpulse Inc. ^{1), 3)}	USA, Austin	100.00	USD	-	-
Supply Network Visibility Holdings, LLC ^{1), 3)}	USA, Delaware	26.27	USD	17,893	-13,170
アジア・太平洋					
Danzas Intercontinental, Inc. (Philippines) ^{2), 8)}	Philippines, Manila	39.98	PHP	-3,367	-
Myanmar DHL Limited ^{3), 9)}	Myanmar, Rangoon	49.00	MMK	4,333,627	2,424,592
Fareye Technologies Private Limited ⁹⁾	India, New Delhi	9.77	INR	2,358,218	-823,238
Tasman Cargo Airlines Pty. Limited ⁹⁾	Australia, Mascot	48.98	AUD	11,651	805
その他の地域					
Bahwan Exel LLC	Oman, Muscat	44.10	OMR	370	1,052
Danzas AEI Emirates LLC	United Arab Emirates, Dubai	40.00	AED	196,252	51,756
Global-E Online Ltd. ^{3), 9)}	Israel, Kiryat Ono	14.81	USD	-44,510	3,914

非連結関連会社（アソシエーテッド・カンパニー） ¹³⁾					
社名	本社所在地	持分割合 (%)	通貨	エクイティ (千ユーロ)	純収益 (千ユーロ)
ヨーロッパ					
Airmail Center Frankfurt GmbH 3), 9)	Germany, Frankfurt/Main	20.00	EUR	5,157	551
Compador Dienstleistungs GmbH 3), 9)	Germany, Berlin	26.00	EUR	0	334
Diorit Grundstücksverwaltungsgesell- schaft mbH & Co. Vermietungs- KG 3), 9), 10)	Germany, Mainz	49.00	EUR	0	27
Expo-Dan 4), 5)	Ukraine, Kiev	50.00	UAH	-	-
Gardermoen Perishable Center AS 3), 9)	Norway, Gardermoen	33.33	NOK	17,745	1,917
Jurte Grundstücksverwaltungsgesell- schaft mbH & Co. Vermietungs- KG 3), 9), 10)	Germany, Mainz	94.00	EUR	27	2
アメリカ大陸					
BITS Limited 3)	Bermuda, Hamilton	40.00	BMD	2,651	280
Consimex S.A. 3), 9)	Colombia, Medellin	29.22	COP	-11,902,558	2,572,620
DHL International (Cayman) Ltd. 3)	Cayman Islands, George Town	40.00	KYD	2,289	219
その他の地域					
DHL Yemen Company Limited (Express Courier) 3), 9)	Yemen, Sanaa	49.00	YER	-171,168	135,310
Drakensberg Logistics (Pty) Ltd. 2), 9)	South Africa, Ladysmith	50.00	ZAR	714	1,415

- 1) 下位企業集団のデータのみ利用可能
2) 2017年の数値
3) 2020年の数値
4) データが利用不可能
5) 休眠会社
6) 利益移転後の数値
7a) 多数議決権の保有による参入
7b) 会社との契約に基づく算入
7c) その他の契約に基づく算入
8) 清算中
9) 現地のGAAPによる
10) 議決権
11) 2019年の数値
12) 2018年の数値
13) 当グループの純資産、財務状態及び業績に重要な影響を与えないため、算入されない
14) 現地のGAAP第313(2)条6に基づき、無限責任組合員がDPAG又は他の連結子会社である
15) 特別目的会社

[次へ](#)

2021年議決権変更

注記別紙4

ドイツ株式会社法第160条第1項第8号に基づく通知

	通知基準	閾値を超えた 又は閾値に到 達した日付	通知の理由： 取得/売却		株式に付帯する議決権 (証券取引法第33条、 第34条)		証券取引法第38条第1項 第1号に基づく金融商品		証券取引法第38条第1項 第2号に基づく金融商品	
			議決権付株式	金融商品	%	絶対値	%	絶対値	%	絶対値
法人 ⁽¹⁾										
2022年1月1日から2月18日午前10 時までの期間における通知： 議決権の通知なし										
2021年12月31日現在における議 決権の通知										
米国、デラウェア州、ウィルミン トン、ブラックロック Inc. ⁽²⁾	超過又は到達 基準なし ⁽³⁾	2021年5月27日 ⁽³⁾	X	X	5.23	64,772,516	0.01	122,053	0.02	262,193
米国、デラウェア州、ウィルミン トン、ブラックロック Inc. ⁽²⁾	5%の閾値を 超過した場合	2021年5月6日	X	X	5.01	62,074,738	0.01	127,957	0.03	394,742
ドイツ、ベルリン、連邦財務省が 代表するドイツ連邦 ⁽⁴⁾	25%の閾値を 下回った場合	2013年4月9日	X ⁽⁵⁾		24.89	300,894,984				

⁽¹⁾ 当該情報は、株式保有が閾値を下回った／超えたことを報告する義務を負っている当事者からのドイツポスト・アーゲーへの最新の通知に関するものである。

過年度における3パーセントを下回る株式保有については記載されていない。

⁽²⁾ 最終的な支配権を有する自然人又は法人から始まる、全ての子会社に関する通知。

⁽³⁾ これは、子会社又は最終的な支配権を有する会社に関連する閾値の超過について、任意の当グループ通知によってなされた最新の通知に関連している。

⁽⁴⁾ 2021年12月31日の報告日現在、連邦財務省が代表するドイツ連邦が保有する議決権付株式は、20.5パーセントに上った。

⁽⁵⁾ 割り当てられた議決権は、当該法人の支配下にある以下の会社が保有する：ドイツ、フランクフルト・アム・マイン、ドイツ復興金融公庫（KfW バンケングルッペ）（KfW）。

2013年4月9日、KfWが保有する議決権は、25パーセントの閾値を下回り、当該日付時点で24.89パーセント（議決権数300,894,984）となった。

KfWは、2009年7月にKfWが発行した他社株転換可能債（5年）に係る転換権を行使したことにより通知基準である25パーセントの閾値を下回った。

法的要件に従い、ドイツポスト・アーゲーが受領した通知は、www.dpdhl.com/de/investoren/aktionaersstrukturでも公開される。

注記別紙5

自己株式（2021年1月1日から2021年12月31日）

	株式数		株式資本の額 (ユーロ)	株式資本の割合 (%)	利益剰余金の変動 (ユーロ)	資本剰余金の変動 (ユーロ)	株式価格 (ユーロ)	日付
2021年1月1日時点の自己株式		0						
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式								
シェア・マッチング・スキーム	2,391,499			0.193%	-104,749,893.02		44.80	2021年3月
シェア・マッチング・スキーム	228,560			0.018%	-10,423,125.90		46.60	2021年4月
シェア・マッチング・スキームにおいて取得された自己株式		2,620,059	2,620,059.00	0.211%	-115,173,018.92		44.96	
自己株式の購入（2021年株式買戻プログラム）								
2021年株式買戻プログラム（トランシェ1）	8,841,542			0.714%	-492,503,469.29		56.70	2021年 5月～9月
2021年株式買戻プログラム（トランシェ2）	8,853,368			0.715%	-490,008,521.90		56.35	2021年 9月～10月
自己株式の購入（2021年株式買戻プログラム）		17,694,910	17,694,910.00	1.429%	-982,511,991.19		56.53	
取得した自己株式の合計		20,314,969			-1,097,685,010.11			
シェア・マッチング・スキームにおいて発行／売却された自己株式								
インセンティブ及び投資株式の発行 ⁽¹⁾ （2021年取得）	-1,344,553			-0.109%	59,104,099.61	2,099,952.95	46.52 ⁽²⁾	2021年4月
マッチング株式の発行 ⁽¹⁾ （2021年取得）	-1,147,632			-0.093%	50,447,811.31	2,021,923.73	46.72 ⁽²⁾	2021年4月
自己株式の売却（2021年取得）	-56,619			-0.005%	2,488,868.06	117,508.34	47.03	2021年4月
シェア・マッチング・スキームにおいて発行／売却された自己株式		-2,548,804	-2,548,804.00	-0.207%	112,040,778.98	4,239,385.02	46.62	
パフォーマンス・シェア・プランにおいて発行／売却された自己株式								
ドイツポスト・アーゲーの従業員に対するパフォーマンス・シェアの発行（2021年取得） ⁽³⁾	-798,428			-0.064%	8,047,183.36		⁽³⁾	2021年9月

その他の権限保持者に対するパフォーマンス・シェアの発行 (2021年取得) ⁽²⁾	-1,720,306			-0.139%	95,821,044.20	4,662,029.26	59.41 ⁽²⁾	2021年9月
パフォーマンス・シェア・プラン において発行/売却された自己株式		-2,518,734	-2,518,734.00	-0.203%	103,868,227.56	4,662,029.26	59.41	
発行された自己株式の合計		-5,067,538			215,909,006.54	8,901,414.28		
2021年12月31日時点の自己株式		15,247,431						

(1) 2017年度賞与-2021年度発行

(2) プランの条件に基づく発行価格

(3) 付与された時点におけるオプションの価値

責任声明

我々の知る限り、適用される報告原則に基づき、当年次財務書類は、ドイツポスト・アーゲーの資産、負債、財政状態及び損益について真実かつ公正適正な概観を与えており、また、当グループの経営報告書と統合された経営報告書は、ドイツポスト・アーゲーで予想される展開に関連する重要な機会及びリスクの記載とともに、ドイツポスト・アーゲーの事業及び状態の展開及びパフォーマンスの公正なレビューを含んでいる。

ボン、2022年2月18日

ドイツポスト・アーゲー

取締役会

Dr. フランク・アペル

ケン・アレン

オスカー・デ・ボック

メラニー・クライス

Dr. トビアス・メイヤー

Dr. トーマス・オギルヴィー

ジョン・ピアソン

ティム・シャルルヴァート

2【主な資産・負債及び収支の内容】

前記連結財務諸表の注記及び個別財務諸表に対する注記を参照のこと。

3【その他】

（１）【後発事象】

報告日以降に当グループの純資産、財務状況及び業績に重大な影響を与える重要な事象はない。

（２）【訴訟】

前記「第6 - 1 - (1) - (へ) 連結財務諸表の注記 - 注記45」を参照のこと。

4【日本とドイツ（国際財務報告基準）における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

ドイツポスト・アーゲーは、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された財務書類とは幾つかの相違点がある。その主要な相違点は以下のとおりである。

（１）【財務書類】

国際財務報告基準に準拠して作成される財務書類は、貸借対照表、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記から構成されている。国際財務報告基準では連結財務諸表が主要財務書類と見なされている。

日本において、企業会計基準委員会から、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が公表され、包括利益及びその他の包括利益の表示が求められることとなった。この基準は2011年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されている。

（２）【損益計算書の表示】

国際財務報告基準では、損益計算書上、売上高、営業損益、財務費用、持分法適用時の関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益に対する持分、税金費用、経常損益、異常及び非継続事業損益項目、非支配株主持分損益、会計方針の変更に伴う影響額及び当期純損益が記載される。

日本においては、売上高、売上原価、売上総利益、販売費及び一般管理費、営業損益、営業外収益（費用）、経常損益、特別損益、税引前当期純利益、法人税等及び当期純利益が記載される。

（３）【収益の認識】

国際財務報告基準では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように、収益を認識しなければならない。収益認識にあたり、(1)契約の識別、(2)履行義務の識別、(3)取引価格の算定、(4)取引価格の履行義務への配分、(5)履行義務の充足に基づく収益の認識の5つのステップにより検討する。

日本においては、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り収益を認識する（企業会計原則第二3B）という「実現主義の原則」の規定により、収益を認識する。但し、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、2021年4月1日以後適用され、当基準においては、国際財務報告基準とほぼ同様の方法で収益を認識する（2018年4月1日以後早期適用可能）。

（４）【リース】

国際財務報告基準では、IAS第17号「リース」に従って、リースはリース開始日にファイナンス・リース若しくはオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て借主に移転するリースである。その他のリースは全てオペレーティング・リースになる。但し、2019年1月1日からIFRS第16号「リース」が適用されるが、ドイツポストは2018年から早期適用している。IFRS第16号「リース」においては、短期リース及び少額資産のリースを除き、すべてのリースについて使用権資産モデルを適用し、資金調達を伴う使用権資産の取得として処理する。

日本においては、ノンキャンセラブル・フルペイアウトの要件を満たすか否かにより、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類される。ファイナンス・リースは、所有権移転リースと所有権移転外リースに分類される。ファイナンス・リースは通常の売買取引に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リースは通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行う。

（５）【開発費用】

開発費用は、IAS第38号「無形資産」における基準を満たした時に資産計上が要求される。

日本においては、開発段階で発生した費用は発生時に費用計上される。

（６）【企業結合】

国際財務報告基準では、IFRS第3号「企業結合」に従って、のれんについて、規則的な償却は行わず、每期1回、減損の兆候があればさらに追加で、減損テストを実施する。

日本においては、企業結合にかかる会計処理について、2006年4月1日以後開始する事業年度より「企業結合に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、のれんについて、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することを要求する。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

（７）【減損会計】

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。回収可能価額を算定するために使用される見積りに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。

日本においては、2005年4月1日以後開始する事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準では、資産又は資産グループに減損の兆候が認められ、かつ、固定資産の割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

（８）【投資不動産】

IAS第40号「投資不動産」に従って、投資不動産は当初取得原価で認識され、その後取得原価（減価償却累計額及び減損損失累計額控除後）若しくは公正価値で計上される。

日本においては、投資不動産について、当初認識後の測定において、公正価値は認められず、その他の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理がされ、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損処理が行われる。

（９）【退職給付会計】

国際財務報告基準では、IAS第19号「従業員給付」に従って、過去勤務費用は発生した期間において即時に費用として認識し、また、数理計算上の差異は発生した期間において即時にその他の包括利益で認識し、貸借対照表でオンバランスされる。

日本においては、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、従来までオフバランスとされ、平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却されていた。しかし、2012年5月17日に「退職給付に関する会計基準」が公表され、従来までオフバランスであった、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異が、即時にオンバランスされ、その他の包括利益累計額として連結貸借対照表に計上されることとなった。当該基準は2013年4月1日以降開始する事業年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されている。

（１０）【有給休暇引当金】

国際財務報告基準では、IAS第19号に従って有給休暇引当金が計上される。

日本においては、有給休暇についての会計基準は設定されておらず、実務慣行においても有給休暇引当金が計上されることは殆どない。

（１１）【ヘッジ会計】

国際財務報告基準では、IAS第39号「金融商品の認識と測定」に従って、一般に、以下のヘッジが認められている。

（イ）公正価値ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価する。ヘッジ対象項目については、当該項目のリスクに起因する公正価値の変動部分についてのみ、帳簿価額を修正する。公正価値ヘッジから生じる損益は、ヘッジ手段に関するものもヘッジ対象物に関するものも、損益計算書に計上する。

（ロ）キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段は公正価値で評価し、有効なヘッジ部分に関する損益については当初資本の部に認識し、その後ヘッジ対象項目の損益認識のパターンと同様の方法で損益計算書に含める。

日本においては、原則として、ヘッジ手段の公正価値の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産又は負債として繰り延べる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジの両方に適用される。想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる資産又は負債とほぼ同一である金利スワップについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理すること（金利スワップの特例処理）が認められている。

第7【外国為替相場の推移】

日本円とユーロとの為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2紙以上の日刊新聞紙に、最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1【本邦における株式事務等の概要】

当社の株式（以下「当社株式」という。）を取得する者（本項において以下「実質株主」という。）については、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）との間の外国証券取引口座約款に基づき、実質株主の名義で外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）が開設される。当社株式についての売買の執行、売買代金の決済、証券の保管及びその他当社株式の取引に関する事項は、全てこの取引口座を通じて処理される。

以下は、外国証券取引口座約款に従った、当社株式に関する事務手続の概要である（但し、個別の窓口証券会社の外国証券取引口座約款において、異なる定めがなされている場合には、当該異なる定めに従うものとする。）。

（１）【名義書換取扱場所、株主名簿管理人及び実質株主明細表】

日本には、当社株式の名義書換取扱場所又は株主名簿管理人は存在しない。各窓口証券会社は、自社に取引口座を有する全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には、各実質株主の氏名及び各実質株主のために所有する株式数が記載される。

（２）【株主に対する特典】

なし。

（３）【株式の譲渡制限】

実質株主の行う株式譲渡については、「第1 - 2 外国為替管理制度」で述べた制約を除き、何ら制限はない。

（４）【その他株式事務に関する事項】

（イ）株式の登録

取引口座を通じて保有される当社株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で、当社の登録株主名簿に登録される。

（ロ）事業年度の終了

当社の事業年度は、毎年12月末日に終了する。

（ハ）実質株主明細表の基準日

当社の取締役会は、配当の支払又は新株引受権の付与のため基準日を定めることができる。かかる配当又は新株引受権を受領する資格を有する実質株主を決定するための実質株主明細表の基準日は、通常、当社が定めるドイツにおける上記基準日と同一の暦日となる。

(二) 公告

日本における公告は行われない。

(ホ) 実質株主に対する株式事務に関する手数料

実質株主は、窓口証券会社取引口座を開設するときに、窓口証券会社の定めるところにより、口座管理料を支払うほか、必要に応じて実費を支払う。

2【日本における実質株主の権利行使方法】

(１)【実質株主の議決権の行使に関する手続】

議決権の行使は、実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が指示をしない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権を行使しない。

(２)【配当請求等に関する手続】

(イ) 現金配当の交付手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載されている実質株主に支払われる。

(ロ) 株式配当等の交付手続

株式分割の方法により割り当てられた当社株式は、原則として、現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、窓口証券会社は、かかる当社株式を取引口座を通じて処理する。但し、実質株主が特に要請した場合を除き、ドイツにおける取引単位未満の当社株式は売却され、その純手取金が窓口証券会社を通じて実質株主に支払われる。

株式配当により割り当てられた当社株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(ハ) 新株引受権

当社株式について新株引受権が与えられた場合は、新株引受権は、原則として、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その純手取金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

(３)【株式の移転に関する手続】

実質株主は、その所有する株式の振替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は、円貨又は窓口証券会社が応じ得る範囲内の外貨による。

窓口証券会社の店頭における当社株式の譲渡は、口座間の振替えを口座簿に記録することにより行われ、日本における当社株式の取引が行われた結果として、現地保管機関の株式口座に変更が生じた際に、現地保管機関の定める手続に従い、当該当社株式を振り替えるための口座簿の記録が行われる。

(4) 【本邦における課税】

(イ) 配当

実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払を受ける配当金については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツ又はその地方公共団体の源泉課税があるときは、この額をドイツにおける当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、() 個人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税及び5パーセントの地方税が、() 法人の場合は、2037年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当については、15パーセントの所得税と0.315パーセントの復興特別所得税が源泉徴収される。かかる配当所得について個人は確定申告を要しないが、個人は申告分離課税若しくは総合課税という方法のいずれかにおいて確定申告を行うことを選択できる。

実質株主に支払われた配当につき源泉徴収されたドイツの所得税額については確定申告により外国税額控除を利用できる場合がある。

(ロ) 譲渡損益

当社株式の日本における譲渡に基づく損益についての課税は、日本の会社の上場株式の譲渡損益課税と同様である。

(ハ) 相続税

(a) 当社株式を相続し又は遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

(b) 日本国の居住者が相続した当社株式が同時にドイツの相続税の対象となることがあるが、ドイツで徴収された当該相続税については、日本国の相続税法の下で外国税額控除が受けられる。

ドイツにおける課税上の取扱いについては、「第1 - 3 課税上の取扱い」を参照されたい。

(5) 【実質株主に対する諸通知】

当社が株主に対して行う通知及び通信は、当社株式の名義上の株主である現地保管機関又はその名義人に対し行われる。現地保管機関は、同通知及び通信を窓口証券会社に転送し、窓口証券会社は更に実質株主に対して転送する。実費は当該実質株主に請求される。しかし、実質株主がかかる通知及び通信の転送を希望しない場合、又はかかる通知及び通信の内容が重要でない場合、かかる通知及び通信はかかる実質株主に転送されず、窓口証券会社が保管し、実質株主の閲覧に供される。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当なし。

2【その他の参考情報】

当社は、2021年1月1日から本有価証券報告書提出日までの期間において、金融商品取引法第25条1項各号に掲げる次の書類を提出している。

有価証券報告書及び その添付書類	事業年度	自 至	2020年1月1日 2020年12月31日	2021年6月30日、関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度	自 至	2021年1月1日 2021年6月30日	2021年9月30日、関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

以下の監査報告書には、「ドイツ商法(HGB)第317条(3b)に基づく開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の電子的複製物の監査報告書(「ESEF注記」)も含まれています。ESEF注記の基になっている審査対象(審査対象のESEF資料)は添付されていません。監査されたESEF資料は、連邦官報から表示または取得できます。

**連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査に関する報告書
監査意見**

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2020年12月31日付連結貸借対照表、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度の連結包括利益計算書、連結損益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、単体の事業報告書と一体化されている2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度に関する、連結事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する連結事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

- 添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2020年12月31日付の資産及び財政状態及び2020年1月1日から2020年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、
- 添付の連結事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、連結事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている連結事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び連結事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014, 以下:「EU 監査人規則」)に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準(ISA)を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項 f に従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- (1) 事項と問題点
- (2) 監査方法と所見
- (3) 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

1. 暖簾の価値

1. ドイツポスト・アーゲーの連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計11,000,000,000ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の20%及び貸借対照表上の連結の株主資産の78%に相当する。暖簾について、毎年11月30日に、又は随時に、会社が減損テストを行う。そのテストは、割引キャッシュフロー法のモデルによって定められる回収可能金額に基づいて行われる。

その評価の結果は、会社の代表者による将来の資金流入お評価及び適用される割引率に強く影響され、相当な不確実性があるため、重要な監査事項であった。

2. 私どもは、算定の際適用された将来の資金流入の妥当性について、代表者によって作成された、監査役会に承認された3年計画に基づく予算との比較及び一般的若しくは業界特有な期待との調整によって確信を得た。

割引率の比較的小さい変更は回収可能金額について相当な影響を与える場合があるから、私どもは割引率の決定の際使用された、加重平均資本コストを含むパラメーターを監査し、会社の計算スキームを検討した。

暖簾の根本的重要性のため、さらにその評価は会社の影響範囲を越える、国民経済学的条件にも影響されるため、私どもは補足的に、比較的小ない余剰額の資金生成単位について、独自の感度分析を行い、回収可能金額を簿価と比較し、暖簾が割引された将来の資金流入によって十分にカバーされることを確認した。

代表者が適用した評価パラメーター及び評価の前提は総括的に理解可能である。

3. 暖簾に関する会社の表明は注記表の21号に記載される。

2. 年金引当金

- (1) 連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計5,800,000,000ユーロの年金引当金が提示される。

5,800,000,000ユーロの年金引当金（税抜き）は、年金資産19,700,000,000ユーロに及び年金債務の現在価値及び13,900,000,000ユーロに及び年金資産の現在価値の差額である。

成績に基づく年金計画に基づく債務の評価は、IAS 第19条に従い、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。

更に、貸借対照表日付の割引率は高価かつ通貨適合の、似た満期の社債に基づいて判断されるべきである。

評価前提の変更は保険数学上の利益又は欠損として株主資産において示さなければならない。評価パラメーターの変更によって、1,600,000,000ユーロの保険数学上の損失が発生する。

年金債務及び年金資産の評価は代表者の評価及び前提に強く影響されるため、私どもの意見では、以上の事情は重要な監査事項である。

- (2) 数値の評価の場合、会計に関する間違いのリスクが高まり、代表者による評価判断が連結財務書類に対して直接的かつはっきりとした影響があることを考慮し、私どもは価値、特に年金引当金の計算のための評価パラメーターの妥当性を監査する際、私どもに対して提出された意見を考慮し、私どもの年金評価専門家の専門的知識も考慮した。

年金資産の現在価値の監査のために、金融機関による証明書、その他の財産証明及び不動産評価に関する意見書を参考にした。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的でありかつ十分に記録され、重要な年金引当金の適用及び評価を裏付けると確信を得た。

- (3) 年金引当金に関する会社の表明は注記表の36号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の連結事業報告書の部分も含むが、私どもはそれらの内容について監査を行っていない：

- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「ガバナンス」
- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289b条 1 項及び315b条 1 項に基づく「非財務情報」に含まれる非財務情報

その他の情報はさらに、監査された連結財務書類、連結事業報告書及びこの報告書を除く、事業報告書の部分を含む（尚、更なる外部情報へのクロス・リファレンスは含まれない）。
連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

- 当該情報と連結年次財務書類、連結事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、
- 又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び連結事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する連結事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、連結事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供するのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び連結事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、連結事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集的に連結年次財務書類又は連結事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- 連結年次財務書類及び連結事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽

表示が検出されないリスクよりも大きい、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。

- 事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。
- 代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。
- 代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは連結事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- 連結年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するように、EUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。
- 連結財務書類及び連結事業報告書を監査するために、私どもは連結の企業から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査に関する指示、管理及び実行について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。
- 連結事業報告書の連結年次財務書類との適合、連結事業報告書の法律の遵守及び連結事業報告書が示す会社の状況を評価する。
- 連結事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項をかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3b)に基づく開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3b)の規定に基づき、開示目的で作成された添付ファイル「DP_AG_KA_KLB_ESEF-2020-12-31.zip」に含まれる連結財務諸表および連結事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、連結財務諸表および連結事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

上記ファイルに含まれるその他の情報

私どもは、上記の添付ファイルに含まれており、開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「連結財務諸表および連結事業報告書の監査報告書」に記載された2020年1月1日から12月31日までの事業年度の連結財務諸表および連結事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記の添付ファイルに含まれる連結財務諸表の複製物および連結事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3b)項に従い、IDW監査基準案「ドイツ連邦共和国第317条(3b)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW EPS 410)および国際保証業務基準3000(改訂)に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の品質保証システム：監査業務における品質保証のための要求事項(IDW QS 1)の要件に準拠している。

ESEF文書に関する法定代理人および監査役会の責任

当社の法定代理人は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、連結財務諸表および連結事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、連結財務諸表をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の法定代理人は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために法定代理人が必要と判断する内部統制の責任を負う。

また、当社の法定代理人は、ESEFの書類を、監査人の報告書、添付の監査済み連結財務諸表および監査済み連結事業報告書、ならびにその他の開示すべき書類とともに、連邦公報の運営者に提出する責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、批判的な姿勢で専門的な判断をする。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則（EU）2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの連結財務諸表および監査済みの連結事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- インラインXBRL技術（iXBRL）を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2020年8月27日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2020年11月30日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2021年2月19日、デュッセルドルフにて

ブライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

ディートマール・プリュム
公認会計士

ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士

[次へ](#)

BESTÄTIGUNGSVERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

Der nachfolgend wiedergegebene Bestätigungsvermerk umfasst auch einen „Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Abschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB “ („ESEF-Vermerk “). Der dem ESEF-Vermerk zugrunde liegende Prüfungsgegenstand (zu prüfende ESEF-Unterlagen) ist nicht beigefügt. Die geprüften ESEF-Unterlagen können im Bundesanzeiger eingesehen bzw. aus diesem abgerufen werden.

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) –bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2020 der Konzerngesamtergebnisrechnung, der Konzerngewinn- und Verlustrechnung, der Konzerneigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzernkapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 sowie dem Konzernanhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen “ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Konzernlageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2020 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen “ genannten Bestandteile des Konzernlageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537 / 2014; im Folgenden „EU-APrVO “) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts “ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung

- 2 Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse
- 3 Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

1 Werthaltigkeit der Firmenwerte

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von € 11,0 MRD ausgewiesen, die damit rund 20 % der Bilanzsumme und 78 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden jährlich zum 30. November oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des erzielbaren Betrags („Recoverable Amount“), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted-Cashflow-Verfahren ermittelt wird. Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittelzuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.

2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten erzielbaren Betrags haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Costs of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen für die zahlungsmittelgenerierenden Einheiten mit verhältnismäßig geringerer Überdeckung (erzielbarer Betrag im Vergleich zum Buchwert) durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und -annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 21 des Anhangs enthalten.

2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt € 5,8 MRD ausgewiesen. Die Nettopensionsrückstellungen von € 5,8 MRD ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von € 19,7 MRD und dem hiermit saldierten und zum Zeitwert bewerteten Planvermögen von € 13,9 MRD. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über den langfristigen Gehalts- und Rententrend sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus veränderten Bewertungsparametern ergeben sich versicherungsmathematische Verluste von € 1,6 MRD. Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.

2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze, insbesondere der Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen, unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor. Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um den Ansatz und die Bewertung der betragsmäßig bedeutsamen Pensionsrückstellungen zu rechtfertigen.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sind in Textziffer 36 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Konzernlageberichts:

- die in Abschnitt „Governance “ des Konzernlageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289 f HGB und § 315 d HGB
- die in Abschnitt „Nichtfinanzielle Erklärung “ des Konzernlageberichts enthaltene nichtfinanzielle Erklärung nach § 289 b Abs. 1 HGB und § 315 b Abs. 1 HGB

Die sonstigen Informationen umfassen zudem die übrigen Teile des Geschäftsberichts – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses, des geprüften Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zum Konzernlagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Konzernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realistische Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Konzernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzernlageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei

Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches usammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.

- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3b HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der beigefügten Datei „DP_AG_KA_KLB_ESEF-2020-12-31.zip“ enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten beigefügten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ enthaltenen

Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten beigefügten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3b HGB unter Beachtung des Entwurfs des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3b HGB (IDW EPS 410) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind zudem verantwortlich für die Einreichung der ESEF-Unterlagen zusammen mit dem Bestätigungsvermerk und dem beigefügten geprüften Konzernabschluss und geprüften Konzernlagebericht sowie weiteren offenzulegenden Unterlagen beim Betreiber des Bundesanzeigers.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher –beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d. h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019 / 815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 27. August 2020 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 30. November 2020 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i. S. d. § 319 a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Verantwortliche Wirtschaftsprüferin

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, 19. Februar 2021

PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

**連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査に関する報告書
監査意見**

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2021年12月31日付連結貸借対照表、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度の連結包括利益計算書、連結損益計算書、連結株主資産等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書及び会計・評価方針の概要を含む連結注記表で構成される連結年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、単体の事業報告書と一体化されている2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に関する、連結事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する連結事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

- 添付の連結年次財務書類がすべての実質的事項に関してEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守し、連結の2021年12月31日付の資産及び財政状態及び2021年1月1日から2021年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、
 - 添付の連結事業報告書は全体で連結の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、連結事業報告書は連結年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている連結事業報告書の部分には及ばない。
- ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において連結年次財務書類及び連結事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則(537/2014、以下：「EU 監査人規則」)に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して連結年次財務書類及び連結事業報告書の監査を実施した。連結年次財務書類の監査は、さらに国際監査基準(ISA)を考慮して行った。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項 f に従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度の連結年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

1. 暖簾の価値
2. 年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

- (1) 事項と問題点
- (2) 監査方法と所見
- (3) 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

1. 暖簾の価値

1. ドイツポスト・アーゲーの連結年次財務書類の貸借対照表項目「無形資産」として、合計11,400,000,000ユーロの暖簾が提示される。その金額は貸借対照合計の18%及び貸借対照表上の連結の株主資産の58%に相当する。暖簾について、毎年一度に、又は随時に、会社が減損テストを行う。そのテストは、割引キャッシュフロー法のモデルによって定められる回収可能金額に基づいて行われる。

その評価の結果は、会社の代表者による将来の資金流入お評価及び適用される割引率に強く影響され、相当な不確実性があるため、重要な監査事項であった。

2. 私どもは、算定の際適用された将来の資金流入の妥当性について、代表者によって作成された、監査役会に承認された3年計画に基づく予算との比較及び一般的若しくは業界特有な期待との調整によって確信を得た。

割引率の比較的小さい変更は回収可能金額について相当な影響を与える場合があるから、私どもは割引率の決定の際使用された、加重平均資本コストを含むパラメーターを監査し、会社の計算スキームを検討した。暖簾の根本的重要性のため、さらにその評価は会社の影響範囲を越える、国民経済学的条件にも影響されるため、私どもは補足的に独自の感度分析を行い、回収可能金額を簿価と比較し、暖簾が割引された将来の資金流入によって十分にカバーされることを確認した。

代表者が適用した評価パラメーター及び評価の前提は総括的に理解可能である。

3. 暖簾に関する会社の表明は注記表の22号に記載される。

2. 年金引当金

- (1) 連結年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務に対する引当金」として、合計4,200,000,000ユーロの年金引当金が提示される。いくつかの成績に基づく年金計画の資産超過のために、貸借対照表の科目「その他の長期資産」において、400,000,000ユーロの年金資産が記載されている。
3,800,000,000ユーロの年金引当金（税抜き）は、年金資産18,500,000,000ユーロに及ぶ年金債務の現在価値及び14,700,000,000ユーロに及ぶ年金資産の現在価値の差額である。

成績に基づく年金計画に基づく債務の評価は、IAS 第19条に従い、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。

更に、貸借対照表日付の割引率は高価かつ通貨適合の、似た満期の社債に基づいて判断されるべきである。

評価前提の変更は保険数学上の利益又は欠損として株主資産において示さなければならない。評価パラメーターの変更によって、1,300,000,000ユーロの保険数学上の損失が発生する。計画資産の評価は公正価値に基づき行われるため、推定が不確実である場合がある。計画資産の公正価値の予測される発展からの偏差は利益に影響を与えず自己資産に記載される。差額から700,000,000ユーロの利益金が発生する。

年金債務及び年金資産の評価は代表者の評価及び前提に強く影響されるため、私どもの意見では、以上の事情は重要な監査事項である。

- (2) 数値の評価の場合、会計に関する間違いのリスクが高まり、代表者による評価判断が連結財務書類に対して直接的かつはっきりとした影響があることを考慮し、私どもは価値、特に年金引当金の計算のための評価パラメーターの妥当性を監査する際、私どもに対して提出された意見を考慮し、私どもの年金評価専門家の専門的知識も考慮した。

年金資産の現在価値の監査のために、金融機関による証明書、その他の財産証明及び不動産評価に関する意見書を参考にした。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的でありかつ十分に記録され、年金引当金及び年金資産の評価を裏付けると確信を得た。

- (3) 年金引当金に関する会社の表明は注記表の37号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の連結事業報告書の部分も含むが、私どもはそれらの内容について監査を行っていない：

- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「ガバナンス」
- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289b条 1 項及び315b条 1 項に基づく「非財務情報」に含まれる非財務情報

その他の情報はさらに、監査された連結財務書類、連結事業報告書及びこの報告書を除く、事業報告書の全ての部分を含む（尚、更なる外部情報へのクロス・リファレンスは含まれない）。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。

連結年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかる上記のその他情報を読み、

- 当該情報と連結年次財務書類、監査した連結事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、
- 又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもの監査の際、その他の情報に関して重要な虚偽表示があると認める場合、私どもはそれについて報告する義務を負う。尚、そのような報告事項がない。

代表者及び監査役会の連結年次財務書類及び連結事業報告書に対する責任

代表者はEUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定を遵守する連結年次財務書類が作成され、連結年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない連結年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

連結年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、連結を清算し又は事業を停止する意図があり、又はそれらに対する現実的な選択肢が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は連結の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して連結年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する連結事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、連結事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は連結の連結年次財務書類及び連結事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

連結年次財務書類及び連結事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、連結年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、連結事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して連結年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの連結年次財務書類及び連結事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に連結年次財務書類又は連結事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的猜疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- 連結年次財務書類及び連結事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。
- 事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは連結年次財務書類の監査に関連する内部統制及び連結事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。
- 代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。
- 代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において連結年次財務書類若しくは連結事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- 連結年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び連結年次財務書類の元となる取引及びイベントが連結年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、EUに適用されるべきIFRS及びドイツ商法第315e条1項に基づいて補足的に適用されるべきドイツ法規定に従って表明するか否かを評価する。
- 監査するために、私どもは連結の企業から会計情報及事業に関する十分な証拠を求める。私どもは連結財務書類の監査に関する指示、管理及び実行について責任を負い、私どもの監査意見について唯一の責任者である。
- 連結事業報告書の連結年次財務書類との適合、連結事業報告書の法律の遵守及び連結事業報告書が示す会社の状況を評価する。
- 連結事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を検討し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項にかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の連結年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を連結年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成されたファイル「DP_AG_KA_KLB_ESEF-2021-12-31.zip」に含まれる連結財務諸表および連結事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、連結財務諸表および連結事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

上記ファイルに含まれるその他の情報

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「連結財務諸表および連結事業報告書の監査報告書」に記載された2021年1月1日から12月31日までの事業年度の連結財務諸表および連結事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる連結財務諸表の複製物および連結事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410 (10.2021))および国際保証業務基準3000(改訂)に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の品質保証システム：監査業務における品質保証のための要求事項（IDW QS 1）の要件に準拠している。

ESEF文書に関する法定代理人および監査役会の責任

当社の法定代理人は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、連結財務諸表および連結事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、連結財務諸表をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の法定代理人は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために法定代理人が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、批判的な姿勢で専門的な判断をする。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則（EU）2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの連結財務諸表および監査済みの連結事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- 報告日に効力を有する委任規則（EU）2019/815の第4条及び第6条に基づき、インラインXBRL技術（iXBRL）を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2021年5月6日の株主総会において連結会計監査人として選任された。私どもは2021年11月24日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第316a条2文1号における公益に関わる会社の要件を満たしてから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの連結公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された連結財務諸表及び監査された連結事業報告書並びに監査されたESEF書類と一緒に見る必要がある。ESEFのフォーマットの連結財務諸表および連結事業報告書（連邦官報で公開されるものを含む）は監査された連結財務諸表及び連結事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに変わるものではない。特に「ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された連結財務諸表および連結事業報告書の電子的複製物の監査報告書」及びそれに含まれる私たちの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF書類と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2022年2月18日、デュッセルドルフにて

プライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムペーハー
公認会計士事務所

ディートマール・ブリュム
公認会計士

ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士

[次へ](#)

BESTÄTIGUNGS- VERMERK DES UNABHÄNGIGEN ABSCHLUSSPRÜFERS

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Konzernabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, und ihrer Tochtergesellschaften (der Konzern) – bestehend aus der Konzernbilanz zum 31. Dezember 2021, der Konzern- gesamtergebnisrechnung, der Konzerngewinn- und Verlustrechnung, der Konzerneigenkapitalveränderungsrechnung und der Konzernkapitalflussrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 sowie dem Konzern- anhang, einschließlich einer Zusammenfassung bedeutsamer Rechnungslegungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Konzernlagebericht der Deutsche Post AG, der mit dem Lagebericht der Gesellschaft zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Be- stätigungsvermerks genannten Bestandteile des Konzernlage- berichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Konzernabschluss in allen wesent- lichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendendendeutschen gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Be- achtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Kon- zerns zum 31. Dezember 2021 sowie seiner Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 und
- vermittelt der beigefügte Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns. In allen wesentli- chen Belangen steht dieser Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünf- tigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Konzernlagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Konzernlageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prü- fung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537 / 2014; im Fol- genden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Konzernabschlusses haben wir unter ergänzender Beach- tung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschluss- prüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Kon- zernlageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von den Konzernunternehmen unabhän- gig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschrif- ten und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungssleistungen nach Arti- kel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Konzernabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachver- halte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeut- samsten in unserer Prüfung des Konzernabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prü- fung des Konzernabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab. Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsams- ten in unserer Prüfung:

- 1 Werthaltigkeit der Firmenwerte
- 2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssach- verhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

- 1 Sachverhalt und Problemstellung Prüferisches
- 2 Vorgehen und Erkenntnisse Verweis auf
- 3 weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssach- verhalte dar:

1 Werthaltigkeit der Firmenwerte

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Immaterielle Vermögenswerte“ Firmenwerte in Höhe von € 11,4 MRD ausgewiesen, die damit rund 18 % der Bilanzsumme und 58 % des bilanziellen Eigenkapitals des Konzerns repräsentieren. Die Firmenwerte werden einmal jährlich oder anlassbezogen von der Gesellschaft einem Werthaltigkeitstest („Impairment Test“) unterzogen. Der Werthaltigkeitstest der Firmenwerte erfolgt anhand des erzielbaren Betrags („Recoverable Amount“), der mittels eines Bewertungsmodells nach dem Discounted- Cashflow-Verfahren ermittelt wird.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße von der Einschätzung der künftigen Zahlungsmittel- zuflüsse durch die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sowie des verwendeten Diskontierungszinssatzes abhängig und daher mit einer erheblichen Unsicherheit behaftet, weswegen dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung war.

2 Von der Angemessenheit der bei der Berechnung verwendeten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse haben wir uns unter anderem durch Abgleich dieser Angaben mit den aktuellen Budgets aus der von den gesetzlichen Vertretern erstellten und vom Aufsichtsrat der Gesellschaft gebilligten Drei-Jahresplanung sowie durch Abstimmung mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen überzeugt. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ kleine Veränderungen des Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten erzielbaren Betrags haben können, haben wir auch die bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parameter einschließlich der gewichteten durchschnittlichen Kapitalkosten („Weighted Average Costs of Capital“) geprüft und das Berechnungsschema der Gesellschaft nachvollzogen. Aufgrund der materiellen Bedeutung der Firmenwerte sowie aufgrund der Tatsache, dass die Bewertung derselben auch von volkswirtschaftlichen Rahmenbedingungen abhängt, die außerhalb der Einflussmöglichkeit der Gesellschaft liegen, haben wir ergänzend eigene Sensitivitätsanalysen durchgeführt und festgestellt, dass die jeweiligen Firmenwerte ausreichend durch die diskontierten künftigen Zahlungsmittelzuflüsse gedeckt sind. Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und -annahmen sind insgesamt nachvollziehbar.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Firmenwerten sind in Textziffer 22 des Anhangs enthalten.

2 Pensionsverpflichtungen und Planvermögen

1 Im Konzernabschluss der Deutsche Post AG werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ insgesamt € 4,2 MRD ausgewiesen. Aufgrund der Vermögensüberdeckungen in einigen leistungsorientierten Versorgungsplänen wird außerdem unter dem Bilanzposten „Sonstige langfristige Vermögenswerte“ Pensionsvermögen von € 0,4 MRD ausgewiesen. Die Netto-pensionsrückstellungen von € 3,8 MRD ergeben sich aus dem Barwert der Verpflichtungen in Höhe von € 18,5 MRD abzüglich des zum Zeitwert bewerteten Planvermögens von € 14,7 MRD. Die Bewertung der Verpflichtungen aus leistungsorientierten Pensionsplänen erfolgt nach der Methode der laufenden Einmalprämien (Projected Unit Credit Method) gemäß IAS 19. Dabei sind insbesondere Annahmen über die langfristigen Gehalts- und Renten-trends sowie die durchschnittliche Lebenserwartung zu treffen. Ferner ist der Abzinsungssatz zum Bilanzstichtag aus der Rendite hochwertiger, währungskongruenter Unternehmensanleihen mit vergleichbaren Laufzeiten abzuleiten. Änderungen dieser Bewertungsannahmen sind als versicherungsmathematische Gewinne oder Verluste erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus veränderten Bewertungsparametern und erfahrungsbedingten Anpassungen ergeben sich versicherungsmathematische Gewinne von € 1,3 MRD. Die Bewertung des Planvermögens erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist. Abweichungen von der geplanten Entwicklung des beizulegenden Zeitwertes des Planvermögens sind ebenfalls erfolgsneutral im Eigenkapital zu erfassen. Aus diesen Abweichungen ergaben sich Gewinne von € 0,7 MRD.

Diese Sachverhalte waren aus unserer Sicht von besonderer Bedeutung, da die Bewertung der Pensionsverpflichtungen und des Planvermögens in einem hohen Maße auf den Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basiert.

2 Mit der Kenntnis, dass bei geschätzten Werten ein erhöhtes Risiko falscher Angaben in der Rechnungslegung besteht und dass die Bewertungsentscheidungen der gesetzlichen Vertreter eine direkte und deutliche Auswirkung auf den Konzernabschluss haben, haben wir die Angemessenheit der Wertansätze, insbesondere der Bewertungsparameter zur Berechnung der Pensionsrückstellungen, unter anderem anhand uns vorgelegter Gutachten und unter Einbezug der Fachkenntnisse unserer internen Spezialisten für Pensionsbewertungen beurteilt. Für die Prüfung der Zeitwerte des Planvermögens lagen uns insbesondere Bankbestätigungen, andere Vermögensnachweise und Immobilienbewertungsgutachten vor.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen hinreichend dokumentiert und begründet sind, um die Bewertung der Pensionsrückstellungen sowie des Pensionsvermögens zu rechtfertigen.

3 Die Angaben der Gesellschaft zu den Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen sowie zum Pensionsvermögen sind in Textziffer 37 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Konzernlageberichts:

- die in Abschnitt „Governance“ des Konzernlageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289 f HGB und § 315 d HGB
- die in Abschnitt „Nichtfinanzielle Erklärung“ des Konzernlageberichts enthaltene nichtfinanzielle Erklärung nach § 289 b Abs. 1 HGB und § 315 b Abs. 1 HGB

Die sonstigen Informationen umfassen zudem alle übrigen Teile des Geschäftsberichts – ohne weitergehende Querverweise auf externe Informationen –, mit Ausnahme des geprüften Konzernabschlusses, des geprüften Konzernlageberichts sowie unseres Bestätigungsvermerks.

Unsere Prüfungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungs-schlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die oben genannten sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Konzernabschluss, zu den inhaltlich geprüften Konzernlageberichtsangaben oder zu un-seren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten zu dem Schluss gelangen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusam-menhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Konzernabschluss und den Konzernlagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstel-lung des Konzernabschlusses, der den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und den ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Kon- zernabschluss unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermö- gens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig bestimmt haben, um die Auf- stellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Konzernabschlusses sind die gesetz- lichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusam- menhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwort- lich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, es sei denn, es besteht die Absicht den Konzern zu liquidieren oder der Einstellung des Geschäftsbetriebs oder es besteht keine realisti- sche Alternative dazu.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Konzernabschluss in Ein- klang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zu- treffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verant- wortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Kon- zernlageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Kon- zernlagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses des Konzerns zur Aufstellung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlan- gen, ob der Konzernabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Konzernlagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt sowie in allen wesent- lichen Belangen mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prü- fungsurteile zum Konzernabschluss und zum Konzernlagebe- richt beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grund- sätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergän- zender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesent- liche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Konzernabschlusses und Konzern- lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – be- absichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht, planen und füh- ren Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und ge- eignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Un- richtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem fu r die Pru fung des Konzernabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den fu r die Pru fung des Konzernlageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Pru fungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme abzugeben.

- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit des Konzerns zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Konzernabschluss und im Konzernlagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass der Konzern seine Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.
- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Konzernabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Konzernabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Konzernabschluss unter Beachtung der IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, und der ergänzend nach § 315 e Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt.
- holen wir ausreichende geeignete Prüfungsnachweise für die Rechnungslegungsinformationen der Unternehmen oder Geschäftstätigkeiten innerhalb des Konzerns ein, um Prüfungsurteile zum abzugeben. Wir sind verantwortlich für die Anleitung, Überwachung und Durchführung der Konzernabschlussprüfung. Wir tragen die alleinige Verantwortung für unsere Prüfungsurteile.
- beurteilen wir den Einklang des Konzernlageberichts mit dem Konzernabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage des Konzerns.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Konzernlagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben, und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Konzernabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei „DP_AG_KA_KLB_ESEF-2021-12-31.zip“ enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Konzernabschluss und zum beigefügten Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB

(IDW PS 410 (10.2021)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB und für die Auszeichnung des Konzernabschlusses nach Maßgabe des

§ 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 2 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Konzernabschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019 / 815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts ermöglichen.
- beurteilen wir, ob die Auszeichnung der ESEF-Unterlagen mit Inline XBRL-Technologie (iXBRL) nach Maßgabe der Artikel 4 und 6 der Delegierten Verordnung (EU) 2019 / 815 in der am Abschlussstichtag geltenden Fassung eine angemessene und vollständige maschinenlesbare XBRL-Kopie der XHTML-Wiedergabe ermöglicht.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 6. Mai 2021 als Konzernabschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 24. November 2021 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 316 a Satz 2 Nr. 1 HGB erfüllte als Konzernabschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Hinweis auf einen sonstigen Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Konzernabschluss und dem geprüften Konzernlagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Konzernabschluss und Konzernlagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Konzernabschlusses und des geprüften Konzernlageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der „Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB“ und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortliche Wirtschaftsprüferin

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, den 18. Februar 2022

PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm	Verena Heineke
Wirtschaftsprüfer	Wirtschaftsprüferin

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2020年12月31日付貸借対照表、2020年1月1日より2020年12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、連結事業報告書と一体化されている、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

- 添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2020年12月31日付の資産及び財政状態及び2020年1月1日から2020年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、
- 添付の事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014，以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。私どもは、国際監査基準（ISA）も考慮して年次財務書類の監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2020年1月1日から2020年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

u 関連会社の持分の評価

v 年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

事項と問題点

監査方法と所見 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

u 関連会社の持分の評価

関連会社の持分の評価

年次財務書類において、7,361,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の17.1％）。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び最低公正価値に基づいて評価されるべきである。公正価値はディスカунテド・キャッシュフロー・モデルによって、代表者の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。その際、将来の市場発展に関する期待及びマクロ経済学的影響要素の発展に関する前提も考慮される。ディスカウンティングは各金融投資について個別に定められる資本コストに基づいて行われる。判定された数値及びその他の資料に基づいて、切り下げの必要性はなかった。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際どのようなディスカウント率及び増加率を適用することに強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価の複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要を考慮して、それは私どもの監査において特に重要な監査事項であった。

監査方法と所見

私どもは、監査において、特に評価の方法を確認した。特に、適用された公正価値は適切にディスカунテド・キャッシュフロー・モデルに基づいて、関連の評価基準に従って判定されたかどうかを確認した。その際、一般的及び業界特有な市場期待に照らし、期待されるキャッシュフローの根拠となる重要な価値増加要素に関する代表者の説明に基づいて監査を行った。ディスカウント率の比較的小さい変更でさえも判定される企業価値に相当の影響を及ぼす場合があるから、私どもは適用されたディスカウント率のパラメーターを集中的に検討し、算定スキームを確認した。

私どもの意見では、代表者によって適用された評価パラメーター及び評価前提は、入手可能な情報に基づいて、関連企業の持分を公正妥当に評価するのに適している。

会社の金融投資に関する説明は注記表第20号に提示されている。

v 年金引当金

年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、3,606,000,000ユーロ（貸借対照合計の8.4％）の年金引当金が提示される。

年金引当金は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接的な債務に対する商法上の履行額（7,683,000,000ユーロマイナス貸借対照表現代化法(BilMoG)に基づく貸借対照表に示されていない132,000,000ユーロの差額）及び年金資産の現在の公正価値（4,109,000,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する151,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、13,000,000ユーロに及び、会社が内部で引き受けた関連の併存的債務が示されている。

直接及び間接の年金債務の評価は、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

監査の際、私どもは保険数学の意見書及び外部の専門家の専門的資格を評価した。さらに、保険数学上の計算の特徴を検討し、保険数学的パラメーター及び評価の元となる評価過程の相当性を毛九人した。それに基づいて、引当金の算出及びその貸借対照表並びに注記表における表示を確認した。年金資産の現在の公正価値及び外部の年金基金の資産を確認するために、私どもは銀行及びファンドによる確認書を取得し、各評価過程及び適用された評価パラメーターを検討し、不動産価値に関する意見書を監査し、監査した。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的であり、十分に記録されている確信を得た。

年金引当金に関する会社の表明は注記表の32号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「ガバナンス」
- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289b条 1 項及び315b条 1 項に基づく「非財務情報」に含まれる非財務情報

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

- 当該情報と年次財務書類、事業報告書若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、
- 又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもが実施した作業に基づいて、この他の情報の重大な虚偽表示があったと判断した場合、私どもはこの事実を報告する義務がある。この文脈で報告する事項はない。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業の前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供できるのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明

するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い、ISAの補足的参考に基づいて実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集合的に年次財務書類又は事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的懐疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- 年次財務書類及び事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい、これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。
- 事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。
- 代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。
- 代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- 年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。
- 事業報告書の年次財務書類との適合、事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。
- 事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項にかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3b)に基づく開示目的で作成された年次財務書類および事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3b)の規定に基づき、開示目的で作成された添付ファイル「DP_AG_EA+KLB_ESEF-2020-12-31.zip」に含まれる財務書類および事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、財務書類および事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

私どもは、上記の添付ファイルに含まれており、開示目的で作成された財務書類および事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書」に記載された2020年1月1日から12月31日までの事業年度の財務書類および事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記の添付ファイルに含まれる財務書類の複製物および事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3b)項に従い、IDW監査基準案「ドイツ連邦共和国第317条(3b)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW EPS 410)および国際保証業務基準3000(改訂)に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の品質保証システム：監査業務における品質保証のための要求事項（IDW QS 1）の要件に準拠している。

ESEF文書に関する法定代理人および監査役会の責任

当社の法定代理人は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、財務書類および事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、財務書類をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の法定代理人は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために法定代理人が必要と判断する内部統制の責任を負う。

また、当社の法定代理人は、ESEFの書類を、監査人の報告書、添付の監査済み財務書類および監査済み事業報告書、ならびにその他の開示すべき書類とともに、連邦公報の運営者に提出する責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、職業的懐疑心を保っている。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則（EU）2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの財務書類および監査済みの事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- インラインXBRL技術（iXBRL）を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2020年8月27日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2020年11月30日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第319a条1項1号における公益に関わる会社の要件を満たしてから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2021年2月19日、デュッセルドルフにて

プライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

ディートマール・ブリュム
公認会計士

ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, - bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2020 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden - geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Post AG, der mit dem Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 geprüft. Die im Abschnitt „Sonstige Informationen“ unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Lageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2020 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Lageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Jahresabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir

keine verbotenen Nichtprüfungsleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Pensionsrückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

Sachverhalt und Problemstellung

Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse

Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von € 7.361 Mio. (17,1 % der Bilanzsumme) ausgewiesen.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten und dem niedrigeren beizulegenden Wert. Die beizulegenden Werte werden als Barwerte der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den von den gesetzlichen Vertretern erstellten Planungsrechnungen ergeben, mittels Discounted-Cashflow-Modellen ermittelt. Hierbei werden auch Erwartungen über die zukünftige Marktentwicklung und Annahmen über die Entwicklung makroökonomischer Einflussfaktoren berücksichtigt. Die Diskontierung erfolgt mittels der individuell ermittelten Kapitalkosten der jeweiligen Finanzanlage. Auf Basis der ermittelten Werte sowie weiterer Dokumentationen ergab sich für das Geschäftsjahr kein Abwertungsbedarf.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße abhängig davon, wie die gesetzlichen Vertreter die künftigen Zahlungsströme einschätzen, sowie von den jeweils verwendeten Diskontierungszinssätzen und Wachstumsraten. Die Bewertung ist daher mit wesentlichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der hohen Komplexität der Bewertung und der wesentlichen Bedeutung für die Vermögens- und Ertragslage der Gesellschaft war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem das methodische Vorgehen zur Bewertung nachvollzogen. Wir haben insbesondere beurteilt, ob die beizulegenden Werte sachgerecht mittels Discounted-Cashflow-Modellen unter Beachtung der relevanten Bewertungsstandards ermittelt wurden. Dabei haben wir uns unter anderem auf einen Abgleich mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen sowie auf Erläuterungen der gesetzlichen Vertreter zu den wesentlichen Werttreibern gestützt, die den erwarteten Zahlungsströmen zugrunde liegen. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ geringe Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Unternehmenswerts haben können, haben wir uns intensiv mit den bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parametern beschäftigt und das Berechnungsschema nachvollzogen.

Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und zugrunde gelegten Bewertungsannahmen sind unter Berücksichtigung der verfügbaren Informationen aus unserer Sicht insgesamt geeignet, um die Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen sachgerecht vorzunehmen.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Finanzanlagen sind in Textziffer 20 des Anhangs enthalten.

Pensionsrückstellungen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ Pensionsrückstellungen in Höhe von € 3.606 Mio. (8,4 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Die Pensionsrückstellungen ergeben sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von € 7.683 Mio. (abzüglich des nicht bilanzierten Unterschiedsbetrages von € 132 Mio. aus der BilMoG-Umstellung) und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von € 4.109 Mio. und beinhalten des Weiteren die passivierten mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von € 151 Mio. Unter dem Bilanzposten sind außerdem entsprechende Verpflichtungen in Höhe von € 13 Mio. ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeiträge mit Erfüllungsübernahmen im Innenverhältnis erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen aus den unmittelbaren und mittelbaren Versorgungszusagen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode. Dabei sind insbesondere Annahmen über die langfristigen Gehalts- und Rententrends, die durchschnittliche Lebenserwartung und die Fluktuation zu treffen. Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft sowie des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist.

Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieses betragsmäßig bedeutsamen Postens in einem wesentlichen Maß auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem die eingeholten versicherungsmathematischen Gutachten und die fachliche Qualifikation der externen Gutachter gewürdigt. Ferner haben wir uns unter anderem mit den spezifischen Besonderheiten der versicherungsmathematischen Berechnungen befasst und das Mengengerüst, die versicherungsmathematischen Parameter sowie das den Bewertungen zugrundeliegende Bewertungsverfahren auf Angemessenheit überprüft. Darauf aufbauend haben wir unter anderem die Rückstellungsberechnung sowie die Darstellung in Bilanz und Anhang nachvollzogen. Für die Prüfung des beizulegenden Zeitwerts des Deckungsvermögens und des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen haben wir Bank- und Fondsbestätigungen eingeholt, die der jeweiligen Bewertung zugrundeliegenden Verfahren sowie die angewandten Bewertungsparameter in Stichproben überprüft und die Immobilienwertgutachten prüferisch gewürdigt.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen begründet und hinreichend dokumentiert sind.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Pensionsrückstellungen sind in Textziffer 32 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich. Die sonstigen Informationenumfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Lageberichts:

- die in Abschnitt „Governance “ des Lageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB
- die in Abschnitt „Nichtfinanzielle Erklärung “ des Lageberichts enthaltene nichtfinanzielle Erklärung nach § 289b Abs. 1 HGB und § 315b Abs. 1 HGB

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zum Lagebericht oder unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten den Schluss ziehen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss

unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter –falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten geschätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3b HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3b HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der beigefügten Datei DP_AG_EA+KLB_ESEF-2020-12-31.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF-Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten beigefügten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2020 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten beigefügten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3b HGB unter Beachtung des Entwurfs des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3b HGB (IDW EPS 410) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen –

beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind zudem verantwortlich für die Einreichung der ESEF-Unterlagen zusammen mit dem Bestätigungsvermerk und dem beigefügten geprüften Jahresabschluss und geprüften Lagebericht sowie weiteren offenzulegenden Unterlagen beim Betreiber des Bundesanzeigers.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 27. August 2020 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 30. November 2020 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse i.S.d. § 319a Abs. 1 Satz 1 HGB erfüllte als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Verantwortliche Wirtschaftsprüferin

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, den 19. Februar 2021

PricewaterhouseCoopers GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm
Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke
Wirtschaftsprüferin

(訳文)
監査報告書

監 査 報 告 書

宛先：ドイツポスト・アーゲー

年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書

監査意見

私どもはドイツポスト・アーゲー(ボン) の2021年12月31日付貸借対照表、2021年1月1日より2021年12月31日までの事業年度の損益計算書及び会計・評価方針の概要を含む注記表で構成される年次財務書類についての監査を行った。その他、私どもは、連結事業報告書と一体化されている、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に関する事業報告書の監査を行った。尚、以下「その他の情報」で提示する事業報告書の部分に関して、ドイツ法に従い、監査を行わなかった。

監査の結果に基づく私どもの意見において

- 添付の年次財務書類がすべての実質的事項に関してドイツ商法を遵守し、かつ、ドイツの公正妥当の会計に関する基準に照らして会社の2021年12月31日付の資産及び財政状態及び2021年1月1日から2021年12月31日までの経営成績の真実な概観を示し、
- 添付の事業報告書は全体で会社の状況を正しく示している。すべての実質的事項に関して、事業報告書は年次財務書類と一致し、ドイツの法令を遵守し、今後の発展のチャンス及びリスクを正しく示している。尚、私どもの監査判断は以下「その他の情報」に提示されている事業報告書の部分には及ばない。

ドイツ商法第322条第3項1文に従い、私どもは私どもの監査において年次財務書類及び事業報告書の適正性につきなんらの懸念も生じなかったことを表明する。

監査意見の根拠

私どもは、ドイツ商法第317条及び欧州連合の監査人規則（537/2014，以下：「EU 監査人規則」）に従い、更に及ドイツ公認監査士協会により公表されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められている財務書類の監査にかかる基準も考慮して監査を実施した。私どもは、国際監査基準（ISA）も考慮して年次財務書類の監査を実施した。これらの法律及び基準における私どもの責任は、私どもの当報告書の「年次財務書類の監査における監査人の責任」の項に詳細に記載されている。私どもは、欧州法、ドイツ商法及びドイツの職業規定規に従い、会社から独立した監査人であり、私どもはこれらの要件に従いドイツの職業上の責任を果たしている。更に、私どもは、EU 監査人規則第10条2項fに従って、同規則第5条1項によって禁止される非監査業務を行っていないことを表明する。私どもが取得した監査証拠が私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する監査意見の根拠として充分かつ適切なものであると考えている。

財務書類の監査における特に重要な監査事項

「特に重要な監査事項」とは、私どもの正当な判断において、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度の年次財務書類全般の監査において一番重要であった事項とする。これらの事項は財務書類全般の監査、及び私どもの監査意見の形成において検討され、かかる事項につき別途監査意見を表明しない。

私どもの見解では、特に重要な監査事項は以下の通りであった。

u 関連会社の持分の評価

v 年金引当金

これらの特に重要な監査事項に関する私どもの意見表明は以下の構成に従い表明される。

事項と問題点

監査方法と所見 更なる情報への言及

特に重要な監査事項は以下の通りである：

u 関連会社の持分の評価

関連会社の持分の評価

年次財務書類において、12,844,000,000ユーロに相当する関連会社の持分は貸借対照表項目「金融投資」として表明されている（貸借対照合計額の27.8%）。

商法に従って、関連会社の持分は取得費用及び最低公正価値に基づいて評価されるべきである。公正価値はディスカунテド・キャッシュフロー・モデルによって、代表者の企画計算に基づいて期待できる将来のキャッシュフローの現在価値として定められる。その際、将来の市場発展に関する期待及びマクロ経済学的影響要素の発展に関する前提も考慮される。ディスカウンティングは各金融投資について個別に定められる資本コストに基づいて行われる。判定された数値及びその他の資料に基づいて、切り下げの必要性はなかった。

評価の結果は会社の代表者が将来のキャッシュフローを如何に評価すること、その際どのようなディスカウント率及び増加率を適用することに強く影響される。そのために、評価は根本的な不確実性がある。評価の複雑さ及びその会社の資産・収益状況に対する重要を考慮して、それは私どもの監査において特に重要な監査事項であった。

監査方法と所見

私どもは、監査において、特に評価の方法を確認した。特に、適用された公正価値は適切にディスカунテド・キャッシュフロー・モデルに基づいて、関連の評価基準に従って判定されたかどうかを確認した。その際、一般的及び業界特有な市場期待に照らし、期待されるキャッシュフローの根拠となる重要な価値増加要素に関する代表者の説明に基づいて監査を行った。ディスカウント率の比較的小さい変更でさえも判定される企業価値に相当の影響を及ぼす場合があるから、私どもは適用されたディスカウント率のパラメーターを集中的に検討し、算定スキームを確認した。

私どもの意見では、代表者によって適用された評価パラメーター及び評価前提は、入手可能な情報に基づいて、関連企業の持分を公正妥当に評価するのに適している。

会社の金融投資に関する説明は注記表第20号に提示されている。

v 年金引当金

年次財務書類の貸借対照表項目「年金及び類似の債務」として、3,595,000,000ユーロ（貸借対照合計の7.8%）の年金引当金が提示される。

年金引当金は、会社の従業員及び年金受給者に対する直接な債務に対する商法上の履行額（8,062,000,000ユーロマイナス貸借対照表現代化法(BilMoG)に基づく貸借対照表に示されていない199,000,000ユーロの差額）及び年金資産の現在の公正価値（4,545,000,000ユーロ）の残高を示し、負債の部に組み入れられた外部年金基金の資産不足によって発生する164,000,000ユーロの間接的債務も含む。その貸借対照表項目にはさらに、13,000,000ユーロに及び、会社が内部で引き受けた関連の併存的債務が示されている。

直接及び間接の年金債務の評価は、予測単位積増方式によって行われる。その際、給料及び年金の長期的トレンド、平均寿命及び変動に関する前提が必要になる。会社の年金資産及び外部の年金基金の資産は、現在の公正価値に基づいて評価されるが、その現在の公正価値の評価は、不確実なところがある。

私どもの意見では、この重要な項目に対する取り組み及び評価は会社の代表者の評価及び前提に強く影響されるものであり、監査のために特に重要な要素である。

監査の際、私どもは保険数学の意見書及び外部の専門家の専門的資格を評価した。さらに、保険数学上の計算の特徴を検討し、保険数学的パラメーター及び評価の元となる評価過程の相当性を毛九人した。それに基づいて、引当金の算出及びその貸借対照表並びに注記表における表示を確認した。年金資産の現在の公正価値及び外部の年金基金の資産を確認するために、私どもは銀行及びファンドによる確認書を取得し、各評価過程及び適用された評価パラメーターを検討し、不動産価値に関する意見書を監査し、監査した。

監査に基づいて、私どもは、代表者の評価及び前提が合理的であり、十分に記録されている確信を得た。

年金引当金に関する会社の表明は注記表の32号に記載される。

その他の情報

代表者は「その他の情報」について責任を負う。「その他の情報」は以下の情報とする：

- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289条及び第315d条に基づく経営に関する表明「ガバナンス」
- 連結事業報告書に含まれるドイツ商法第289b条 1 項及び315b条 1 項に基づく「非財務情報」に含まれる非財務情報

年次財務書類にかかる私どもの監査意見は上記の情報をカバーしておらず、かかるその他情報につき私どもはいかなる判断や意見も表明しない。年次財務書類にかかる私どもの監査に関連して、私どもの責任はかかるその他情報を読み、

- 当該情報と年次財務書類、監査した事業報告書の記載内容若しくは私どもが監査を通じて得た理解との間に重大な矛盾があるか、
- 又は当該情報にその他重大な虚偽表示があるか否かを検討することである。

私どもが実施した作業に基づいて、この他の情報の重大な虚偽表示があったと判断した場合、私どもはこの事実を報告する義務がある。この文脈で報告する事項はない。

代表者及び監査役会の年次財務書類及び事業報告書に対する責任

代表者はドイツ商法のあらゆる重要な規定を遵守する年次財務書類が作成され、年次財務書類が会社の資産、財務状態及び経営成績に関する真実な概観を示していることについて責任を負う。更に、代表者はドイツの公正妥当な会計処理基準に基づいて、不正又は誤りによるものかにかかわらず、重大な虚偽表示を含まない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると決定した内部統制について責任を負う。

年次財務書類の作成において、代表者は、事業を継続させる会社の能力に関する判断について責任を負う。さらに、該当する場合、事業の継続に関連する事情を指摘する責任を負う。さらに、それを妨げる事実的又は法的な理由が存在しなければ、代表者は貸借対照表を継続企業的前提に基づいて作成する責任を負う。

さらに、代表者は会社の事態を正しく示し、あらゆる重要な事項に関して年次財務書類と一致し、ドイツ法の規定を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明する事業報告書を作成する責任を負う。さらに、代表者は、事業報告書を該当のドイツ法の規則に従って作成し、報告書の内容に対する十分の証拠を提供するのに必要と判断する装置及び対策（体制）について責任を負う。

監査役会は会社の年次財務書類及び事業報告書の作成に関するプロセスを監査する責任を負う。

年次財務書類及び事業報告書にかかる監査人の責任

私どもの目的は、年次財務書類がその全体において重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）を含んでいるか否か、事業報告書全体が会社の事態を正しく表明し、あらゆる重要な点に関して年次財務書類

及び私どもの監査に基づく理解と一致し、ドイツ法を遵守し、今後の発展に関する可能性及びリスクを正しく表明するか否かを十分確実に確かめ、私どもの年次財務書類及び事業報告書に関する判断を表明する報告書を提供することである。

「十分確実に」とは、高度の確実性ですが、ドイツ商法第317条、EU 監査人規則及びドイツ公認監査人協会が公表するドイツにおいて一般に認められた財務書類の監査基準に従い、ISAの補足的参考に基づいて実施された監査が常に重大な虚偽表示を検出することを保証するものではない。虚偽表示は不正又は誤りによって発生し得るものであり、また個別若しくは集散的に年次財務書類又は事業報告書を元にした使用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合において虚偽表示は重大なものと考えられる。

監査において、私どもは合理的な裁量を行い、職業的懐疑心を保っている。私どもはまた以下の事項を実施する。

- 年次財務書類及び事業報告書における重大な虚偽表示（不正によるものか誤りによるものかを問わない）のリスクの特定及び査定、かかるリスクに対応する監査手順の策定及び履行、並びに私どもの意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を取得すること。不正による虚偽表示が検出されないリスクは誤りによる虚偽表示が検出されないリスクよりも大きい。これは不正が共謀、偽造、意図的な削除、不実表示、又は内部統制を無効化するものである可能性があるからである。
- 事情に応じて適切な監査行為を図るために、私どもは年次財務書類の監査に関連する内部統制及び事業報告書の監査に関連する装置及び体制を理解するが、それによって、会社のかかる体制の有効性について判断することはない。
- 代表者によって適用された会計方針及び代表者が表明した価値及びそれに関連する表明の合理性を評価する。
- 代表者による会計上の継続企業基準の使用の適切性を判断し、また取得した監査証拠に基づき継続企業として存続する会社の能力につき重大な疑義を生じさせるようなイベントや条件に関連する重大な不確実性が存在するか否かを判断する。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、私どもには自身の監査報告書において年次財務書類若しくは事業報告書における関連の開示につき注目する義務があり、又はかかる開示が不適切なものである場合には私どもの監査意見を変更する義務がある。私どもの判断は私どもの監査報告書の日付の日までに取得された監査証拠に基づくものである。但し、将来のイベント又は条件により継続企業として存続することを終了させられる可能性がある。
- 年次財務書類の全般的な発表、構造及び内容を評価する。その際、表明の内容及び年次財務書類の元となる取引及びイベントが年次財務書類において、会社の資産、財務状態及び経営成績を正しく反映するよう、ドイツの公正会計基準に従って表明するか否かを評価する。
- 事業報告書の年次財務書類との適合、事業報告書の法律の遵守及び事業報告書が示す会社の状況を評価する。
- 事業報告書における、代表者の将来に関する表明について監査行為を行う。十分に適切な証拠に基づいて、私どもは特に代表者の将来に関する表明の元となる重要な前提を理解し、その前提に基づく将来に関する表明の推断が合理的であるか否かを評価する。尚、将来に関する表明及びその元となる前提について、私どもは判断をしない。将来の事情が将来に関する表明と著しく異なる必然的なリスクがある。

私どもは、監査を担当する者に対し、予定する監査の範囲及び時期並びに重大な監査所見（私どもが監査において特定した内部統制上の重大な欠如を含む）を伝達する。

また、私どもは監査を担当する者に対し、独立性に関連する倫理上の要件を遵守していること、並びに私どもの独立性及び関連の予防手段に影響すると合理的に考慮される可能性のあるすべての関係及びその他事項にかかる担当者に伝達するステートメントを交付する。

監査を担当する者に対し伝達された事項の中から、私どもは当期の年次財務書類の監査において最も重要な事項であり、よって監査事項の中心となるものを決定する。私どもは、上記の事項の開示が法令上除外されるものでない限り、これらの事項を年次財務書類の監査に関する私どもの報告に記載する。

その他の法令に基づく要件

ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された年次財務書類および事業報告書の電子的複製物の監査報告書

監査意見

私どもは、ドイツ連邦共和国法第317条(3a)の規定に基づき、開示目的で作成されたファイル「JahresabschlussDPAG2021ESEF.zip」に含まれる財務書類および事業報告書の複製物（以下「ESEF文書」ともいう）が、ドイツ連邦共和国法第328条(1)項の電子報告書フォーマット（以下「ESEFフォーマット」ともいう）の要件にすべての重要な点で適合しているかどうかを判断するために、十分に確実な監査を実施した。ドイツ法の要件に従い、本監査は、財務書類および事業報告書の情報をESEFフォーマットに変換することのみ及び、したがって、これらの複製に含まれる情報および以下の情報には及ばない。

私どもは、上記のファイルに含まれており、開示目的で作成された財務書類および事業報告書の複製物が、HGB第328条(1)項の電子報告書様式の要件にすべての重要な点で適合しているものと認める。私どもは、この監査意見および前記「年次財務書類及び事業報告書の監査に関する報告書」に記載された2021年1月1日から12月31日までの事業年度の財務書類および事業報告書に対する監査意見のほかに、これらの複製物に含まれる情報または上記のファイルに含まれるその他の情報について監査意見を表明するものではない。

監査意見の根拠

私どもは、上記のファイルに含まれる財務書類の複製物および事業報告書について、ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に従い、IDW監査基準「ドイツ連邦共和国第317条(3a)項に基づく開示目的で作成された財務諸表および経営報告書の電子的複製物の監査」(IDW PS 410(10.2021))および国際保証業務基準3000(改訂)に準拠して監査を行った。それに従い、私どもの責任については、「ESEF書類の監査に対する監査人の責任」で詳しく説明している。私どもの監査業務は、IDW品質保証基準の品質保証システム：監査業務における品質保証のための要求事項（IDW QS 1）の要件に準拠している。

ESEF文書に関する法定代理人および監査役会の責任

当社の法定代理人は、HGB328条(1)第4項第1号に基づき、財務書類および事業報告書の電子的な複製を含むESEF文書を作成すること、およびHGB328条(1)第4項第2号に基づき、財務書類をマークアップする責任を負う。

さらに、当社の法定代理人は、意図的または誤謬によるものであるかを問わず、HGB第328条(1)項の電子報告書フォーマットの要件に対する重大な不適合のないESEF文書の作成を可能にするために法定代理人が必要と判断する内部統制の責任を負う。

監査役会は、財務報告プロセスの一環として、ESEF文書の作成の過程を監督する責任がある。

ESEF文書の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、意図的または誤謬に起因するかどうかにかかわらず、ESEFの書類にHGB第328条(1)項の要件に対する重大な違反がないかどうかについて合理的な確信を得ることである。監査の際には、職業的懐疑心を保っている。さらに

- 意図的又は誤謬によるHGB第328条(1)項の規定の重要な不遵守のリスクを識別し評価し、これらのリスクに対応する監査手続を立案し実施して、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、ESEF文書の監査に関連する内部統制について理解を深める。
- ESEFドキュメントの技術的妥当性を評価する。すなわち、ESEFドキュメントを含むファイルが、報告日に改正された委任規則（EU）2019/815の要件に、そのファイルの技術仕様について準拠しているかどうかを評価する。
- ESEFの文書が、監査済みの財務書類および監査済みの事業報告書を一貫したXHTMLで表現しているかどうかを評価する。
- インラインXBRL技術（iXBRL）を用いたESEF文書のマークアップが、XHTMLレンダリングの適切かつ完全な機械可読XBRLコピーを提供しているかどうかを評価する。

EU 監査人規則第10条における「その他の表明」

私どもは2021年5月6日の株主総会において会計監査人として選任された。私どもは2021年11月24日監査役会によって依頼された。私どもは会社が2000年において初めて商法第316a条2文1号における公益に関わる会社の要件を満了してから継続的にDeutsche Post AG, Bonnの公認会計士を務めている。

私どもは、この報告書における判断がEU 監査人規則第11条(監査報告書)に基づく監査委員会に提出する追加の報告書と適合することをここで表明する。

その他の内容、本報告書の使用について

本報告書はあらゆる場合において監査された財務諸表及び監査された事業報告書並びに監査されたESEF書類と一緒に見る必要がある。ESEFフォーマットの財務諸表および事業報告書（連邦官報で公開されるものを含む）は監査された財務諸表及び事業報告書の電子的複製に過ぎず、それらに変わるものではない。特に「ドイツ商法(HGB)第317条(3a)に基づく開示目的で作成された財務諸表および事業報告書の電子的複製物の監査報告書」及びそれに含まれる私たちの監査判断は、電子的フォーマットで提供されたESEF書類と一緒にしか使用することができない。

責任者

本監査に関して責任を負う監査人はヴェレナ・ハイネケである。

2022年2月18日、デュッセルドルフにて

プライスウォーターハウスクーパース・ゲーエムベーハー
公認会計士事務所

ディートマール・ブリュム
公認会計士

ヴェレナ・ハイネケ
公認会計士

[次へ](#)

Bestätigungsvermerk des unabhängigen Abschlussprüfers

An die Deutsche Post AG, Bonn

Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Prüfungsurteile

Wir haben den Jahresabschluss der Deutsche Post AG, Bonn, – bestehend aus der Bilanz zum 31. Dezember 2021 und der Gewinn- und Verlustrechnung für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 sowie dem Anhang, einschließlich der Darstellung der Bilanzierungs- und Bewertungsmethoden – geprüft. Darüber hinaus haben wir den Lagebericht der Deutsche Post AG, der mit dem Konzernlagebericht zusammengefasst ist, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 geprüft. Die im Abschnitt "Sonstige Informationen" unseres Bestätigungsvermerks genannten Bestandteile des Lageberichts haben wir in Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften nicht inhaltlich geprüft.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse

- entspricht der beigefügte Jahresabschluss in allen wesentlichen Belangen den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage der Gesellschaft zum 31. Dezember 2021 sowie ihrer Ertragslage für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 und
- vermittelt der beigefügte Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft. In allen wesentlichen Belangen steht dieser Lagebericht in Einklang mit dem Jahresabschluss, entspricht den deutschen gesetzlichen Vorschriften und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar. Unser Prüfungsurteil zum Lagebericht erstreckt sich nicht auf den Inhalt der im Abschnitt „Sonstige Informationen“ genannten Bestandteile des Lageberichts.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung zu keinen Einwendungen gegen die Ordnungsmäßigkeit des Jahresabschlusses und des Lageberichts geführt hat.

Grundlage für die Prüfungsurteile

Wir haben unsere Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-Abschlussprüferverordnung (Nr. 537/2014; im Folgenden „EU-APrVO“) unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Die Prüfung des Jahresabschlusses haben wir unter ergänzender Beachtung der International Standards on Auditing (ISA) durchgeführt. Unsere Verantwortung nach diesen Vorschriften, Grundsätzen und Standards ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ unseres Bestätigungsvermerks weitergehend beschrieben. Wir sind von dem Unternehmen unabhängig in Übereinstimmung mit den europarechtlichen sowie den deutschen handelsrechtlichen und berufsrechtlichen Vorschriften und haben unsere sonstigen deutschen Berufspflichten in Übereinstimmung mit diesen Anforderungen erfüllt. Darüber hinaus erklären wir gemäß Artikel 10 Abs. 2 Buchst. f) EU-APrVO, dass wir keine verbotenen Nichtprüfungssleistungen nach Artikel 5 Abs. 1 EU-APrVO erbracht haben. Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht zu dienen.

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte in der Prüfung des Jahresabschlusses

Besonders wichtige Prüfungssachverhalte sind solche Sachverhalte, die nach unserem pflichtgemäßen Ermessen am bedeutsamsten in unserer Prüfung des Jahresabschlusses für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 waren. Diese Sachverhalte wurden im Zusammenhang mit unserer Prüfung des Jahresabschlusses als Ganzem und bei der Bildung unseres Prüfungsurteils hierzu berücksichtigt; wir geben kein gesondertes Prüfungsurteil zu diesen Sachverhalten ab.

Aus unserer Sicht waren folgende Sachverhalte am bedeutsamsten in unserer Prüfung:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Pensionsrückstellungen

Unsere Darstellung dieser besonders wichtigen Prüfungssachverhalte haben wir jeweils wie folgt strukturiert:

Sachverhalt und Problemstellung

Prüferisches Vorgehen und Erkenntnisse

Verweis auf weitergehende Informationen

Nachfolgend stellen wir die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte dar:

Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Finanzanlagen“ Anteile an verbundenen Unternehmen in Höhe von € 12.844 Mio (27,8 % der Bilanzsumme) ausgewiesen.

Die handelsrechtliche Bewertung von Anteilen an verbundenen Unternehmen richtet sich nach den Anschaffungskosten und dem niedrigeren beizulegenden Wert. Die beizulegenden Werte werden als Barwerte der erwarteten künftigen Zahlungsströme, die sich aus den von den gesetzlichen Vertretern erstellten Planungsrechnungen ergeben, mittels Discounted-Cashflow-Modellen ermittelt. Hierbei werden auch Erwartungen über die zukünftige Marktentwicklung und Annahmen über die Entwicklung makroökonomischer Einflussfaktoren berücksichtigt. Die Diskontierung erfolgt mittels der individuell ermittelten Kapitalkosten der jeweiligen Finanzanlage. Auf Basis der ermittelten Werte sowie weiterer Dokumentationen ergab sich für das Geschäftsjahr kein Abwertungsbedarf.

Das Ergebnis dieser Bewertung ist in hohem Maße abhängig davon, wie die gesetzlichen Vertreter die künftigen Zahlungsströme einschätzen, sowie von den jeweils verwendeten Diskontierungszinssätzen und Wachstumsraten. Die Bewertung ist daher mit wesentlichen Unsicherheiten behaftet. Vor diesem Hintergrund und aufgrund der hohen Komplexität der Bewertung und der wesentlichen Bedeutung für die Vermögens- und Ertragslage der Gesellschaft war dieser Sachverhalt im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem das methodische Vorgehen zur Bewertung nachvollzogen. Wir haben insbesondere beurteilt, ob die beizulegenden Werte sachgerecht mittels Discounted-Cashflow-Modellen unter Beachtung der relevanten Bewertungsstandards ermittelt wurden. Dabei haben wir uns unter anderem auf einen Abgleich mit allgemeinen und branchenspezifischen Markterwartungen sowie auf Erläuterungen der gesetzlichen Vertreter zu den wesentlichen Werttreibern gestützt, die den erwarteten Zahlungsströmen zugrunde liegen. Mit der Kenntnis, dass bereits relativ geringe Veränderungen des verwendeten Diskontierungszinssatzes wesentliche Auswirkungen auf die Höhe des auf diese Weise ermittelten Unternehmenswerts haben können, haben wir uns intensiv mit den bei der Bestimmung des verwendeten Diskontierungszinssatzes herangezogenen Parametern beschäftigt und das Berechnungsschema nachvollzogen.

Die von den gesetzlichen Vertretern angewandten Bewertungsparameter und zugrunde gelegten Bewertungsannahmen sind unter Berücksichtigung der verfügbaren Informationen aus unserer Sicht insgesamt geeignet, um die Bewertung der Anteile an verbundenen Unternehmen sachge- recht vorzunehmen.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Finanzanlagen sind in Textziffer 20 des Anhangs enthalten.

Pensionsrückstellungen

Im Jahresabschluss der Gesellschaft werden unter dem Bilanzposten „Rückstellungen für Pensionen und ähnliche Verpflichtungen“ Pensionsrückstellungen in Höhe von € 3.595 Mio (7,8 % der Bilanzsumme) ausgewiesen. Die Pensionsrückstellungen ergeben sich als Saldo aus dem handelsrechtlichen Erfüllungsbetrag der unmittelbaren Verpflichtungen gegenüber den eigenen Mitarbeitern und Rentnern der Gesellschaft in Höhe von € 8.062 Mio (abzüglich des nicht bilanzierten Unterschiedsbetrages von € 99 Mio aus der BilMoG-Umstellung) und dem beizulegenden Zeitwert des Deckungsvermögens in Höhe von € 4.545 Mio und beinhalten des Weiteren die passivierten mittelbaren Verpflichtungen aus der Unterdeckung von externen Versorgungseinrichtungen in Höhe von € 164 Mio. Unter dem Bilanzposten sind außerdem entsprechende Verpflichtungen in Höhe von € 13 Mio ausgewiesen, für welche die Gesellschaft Schuldbeiträge mit Erfüllungsübernahmen im Innenverhältnis erklärt hat.

Die Bewertung der Verpflichtungen aus den unmittelbaren und mittelbaren Versorgungszusagen erfolgt nach der Anwartschaftsbarwertmethode. Dabei sind insbesondere Annahmen über die lang- fristigen Gehalts- und Rententrends, die durchschnittliche Lebenserwartung und die Fluktuation zu treffen. Die Bewertung des Deckungsvermögens der Gesellschaft sowie des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen erfolgt zum beizulegenden Zeitwert, der wiederum mit Schätzungsunsicherheiten verbunden ist.

Aus unserer Sicht waren diese Sachverhalte im Rahmen unserer Prüfung von besonderer Bedeutung, da der Ansatz und die Bewertung dieses betragsmäßig bedeutsamen Postens in einem wesentlichen Maß auf Einschätzungen und Annahmen der gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft basieren.

Im Rahmen unserer Prüfung haben wir unter anderem die eingeholten versicherungsmathemati- schen Gutachten und die fachliche Qualifikation der externen Gutachter gewürdigt. Ferner haben wir uns unter anderem mit den spezifischen Besonderheiten der versicherungsmathematischen Berechnungen befasst und das Mengengerüst, die versicherungsmathematischen Parameter sowie das den Bewertungen zugrundeliegende Bewertungsverfahren auf Angemessenheit über- prüft. Darauf aufbauend haben wir unter anderem die Rückstellungsberechnung sowie die Darstellung in Bilanz und Anhang nachvollzogen. Für die Prüfung des beizulegenden Zeitwerts des Deckungsvermögens und des Vermögens der externen Versorgungseinrichtungen haben wir Bank- und Fondsbestätigungen eingeholt, die der jeweiligen Bewertung zugrundeliegenden Verfahren sowie die angewandten Bewertungsparameter in Stichproben überprüft und die Immobilienwertgutachten prüferisch gewürdigt.

Auf Basis unserer Prüfungshandlungen konnten wir uns davon überzeugen, dass die von den gesetzlichen Vertretern vorgenommenen Einschätzungen und getroffenen Annahmen begründet und hinreichend dokumentiert sind.

Die Angaben der Gesellschaft zu den Pensionsrückstellungen sind in Textziffer 32 des Anhangs enthalten.

Sonstige Informationen

Die gesetzlichen Vertreter sind für die sonstigen Informationen verantwortlich.

Die sonstigen Informationen umfassen die folgenden nicht inhaltlich geprüften Bestandteile des Lageberichts:

- die in Abschnitt „Governance“ des Lageberichts enthaltene Erklärung zur Unternehmensführung nach § 289f HGB und § 315d HGB
- die in Abschnitt „Nichtfinanzielle Erklärung“ des Lageberichts enthaltene nichtfinanzielle Erklärung nach § 289b Abs. 1 HGB und § 315b Abs. 1 HGB

Unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht erstrecken sich nicht auf die sonstigen Informationen, und dementsprechend geben wir weder ein Prüfungsurteil noch irgendeine andere Form von Prüfungsschlussfolgerung hierzu ab.

Im Zusammenhang mit unserer Prüfung haben wir die Verantwortung, die sonstigen Informationen zu lesen und dabei zu würdigen, ob die sonstigen Informationen

- wesentliche Unstimmigkeiten zum Jahresabschluss, zu den inhaltlich geprüften Lageberichts-angaben oder zu unseren bei der Prüfung erlangten Kenntnissen aufweisen oder
- anderweitig wesentlich falsch dargestellt erscheinen.

Falls wir auf Grundlage der von uns durchgeführten Arbeiten zu dem Schluss gelangen, dass eine wesentliche falsche Darstellung dieser sonstigen Informationen vorliegt, sind wir verpflichtet, über diese Tatsache zu berichten. Wir haben in diesem Zusammenhang nichts zu berichten.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für den Jahresabschluss und den Lagebericht

Die gesetzlichen Vertreter sind verantwortlich für die Aufstellung des Jahresabschlusses, der den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften in allen wesentlichen Belangen entspricht, und dafür, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie in Übereinstimmung mit den deutschen Grundsätzen ordnungsmäßiger Buchführung als notwendig bestimmt haben, um die Aufstellung eines Jahresabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

Bei der Aufstellung des Jahresabschlusses sind die gesetzlichen Vertreter dafür verantwortlich, die Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu beurteilen. Des Weiteren haben sie die Verantwortung, Sachverhalte in Zusammenhang mit der Fortführung der Unternehmenstätigkeit, sofern einschlägig, anzugeben. Darüber hinaus sind sie dafür verantwortlich, auf der Grundlage des Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit zu bilanzieren, sofern dem nicht tatsächliche oder rechtliche Gegebenheiten entgegenstehen.

Außerdem sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Aufstellung des Lageberichts, der insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt. Ferner sind die gesetzlichen Vertreter verantwortlich für die Vorkehrungen und Maßnahmen (Systeme), die sie als notwendig erachtet haben, um die Aufstellung eines Lageberichts in Übereinstimmung mit den anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften zu ermöglichen, und um ausreichende geeignete Nachweise für die Aussagen im Lagebericht erbringen zu können.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Rechnungslegungsprozesses der Gesellschaft zur Aufstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob der Jahresabschluss als Ganzes frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist, und ob der Lagebericht insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft vermittelt sowie in allen wesentlichen Belangen mit dem Jahresabschluss sowie mit den bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, den deutschen gesetzlichen Vorschriften entspricht und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt, sowie einen Bestätigungsvermerk zu erteilen, der unsere Prüfungsurteile zum Jahresabschluss und zum Lagebericht beinhaltet.

Hinreichende Sicherheit ist ein hohes Maß an Sicherheit, aber keine Garantie dafür, dass eine in Übereinstimmung mit § 317 HGB und der EU-APrVO unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der ISA durchgeführte Prüfung eine wesentliche falsche Darstellung stets aufdeckt. Falsche Darstellungen können aus Verstößen oder Unrichtigkeiten resultieren und werden als wesentlich angesehen, wenn vernünftigerweise erwartet werden könnte, dass sie einzeln oder insgesamt die auf der Grundlage dieses Jahresabschlusses und Lageberichts getroffenen wirtschaftlichen Entscheidungen von Adressaten beeinflussen.

Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Jahresabschluss und im Lagebericht, planen und führen Prüfungs- handlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die aus- reichend und geeignet sind, um als Grundlage für unsere Prüfungsurteile zu dienen. Das Risiko, dass wesentliche falsche Darstellungen nicht aufgedeckt werden, ist bei Verstößen höher als bei Unrichtigkeiten, da Verstöße betrügerisches Zusammenwirken, Fälschungen, beabsichtigte Unvollständigkeiten, irreführende Darstellungen bzw. das Außerkraftsetzen interner Kontrollen beinhalten können.
- gewinnen wir ein Verständnis von dem für die Prüfung des Jahresabschlusses relevanten internen Kontrollsystem und den für die Prüfung des Lageberichts relevanten Vorkehrungen und Maßnahmen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Systeme der Gesellschaft abzugeben.
- beurteilen wir die Angemessenheit der von den gesetzlichen Vertretern angewandten Rechnungs- legungsmethoden sowie die Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern dargestellten ge- schätzten Werte und damit zusammenhängenden Angaben.
- ziehen wir Schlussfolgerungen über die Angemessenheit des von den gesetzlichen Vertretern ange- wandten Rechnungslegungsgrundsatzes der Fortführung der Unternehmenstätigkeit sowie, auf der Grundlage der erlangten Prüfungsnachweise, ob eine wesentliche Unsicherheit im Zusammenhang mit Ereignissen oder Gegebenheiten besteht, die bedeutsame Zweifel an der Fähigkeit der Gesellschaft zur Fortführung der Unternehmenstätigkeit aufwerfen können. Falls wir zu dem Schluss kommen, dass eine wesentliche Unsicherheit besteht, sind wir verpflichtet, im Bestätigungsvermerk auf die dazugehörigen Angaben im Jahresabschluss und im Lagebericht aufmerksam zu machen oder, falls diese Angaben unangemessen sind, unser jeweiliges Prüfungsurteil zu modifizieren. Wir ziehen unsere Schlussfolgerungen auf der Grundlage der bis zum Datum unseres Bestätigungsvermerks erlangten Prüfungsnachweise. Zukünftige Ereignisse oder Gegebenheiten können jedoch dazu führen, dass die Gesellschaft ihre Unternehmenstätigkeit nicht mehr fortführen kann.

- beurteilen wir die Gesamtdarstellung, den Aufbau und den Inhalt des Jahresabschlusses einschließlich der Angaben sowie ob der Jahresabschluss die zugrunde liegenden Geschäftsvorfälle und Ereignisse so darstellt, dass der Jahresabschluss unter Beachtung der deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft vermittelt.
- beurteilen wir den Einklang des Lageberichts mit dem Jahresabschluss, seine Gesetzesentsprechung und das von ihm vermittelte Bild von der Lage der Gesellschaft.
- führen wir Prüfungshandlungen zu den von den gesetzlichen Vertretern dargestellten zukunftsorientierten Angaben im Lagebericht durch. Auf Basis ausreichender geeigneter Prüfungsnachweise vollziehen wir dabei insbesondere die den zukunftsorientierten Angaben von den gesetzlichen Vertretern zugrunde gelegten bedeutsamen Annahmen nach und beurteilen die sachgerechte Ableitung der zukunftsorientierten Angaben aus diesen Annahmen. Ein eigenständiges Prüfungsurteil zu den zukunftsorientierten Angaben sowie zu den zugrunde liegenden Annahmen geben wir nicht ab. Es besteht ein erhebliches unvermeidbares Risiko, dass künftige Ereignisse wesentlich von den zukunftsorientierten Angaben abweichen.

Wir erörtern mit den für die Überwachung Verantwortlichen unter anderem den geplanten Umfang und die Zeitplanung der Prüfung sowie bedeutsame Prüfungsfeststellungen, einschließlich etwaiger Mängel im internen Kontrollsystem, die wir während unserer Prüfung feststellen.

Wir geben gegenüber den für die Überwachung Verantwortlichen eine Erklärung ab, dass wir die relevanten Unabhängigkeitsanforderungen eingehalten haben und erörtern mit ihnen alle Beziehungen und sonstigen Sachverhalte, von denen vernünftigerweise angenommen werden kann, dass sie sich auf unsere Unabhängigkeit auswirken, und die hierzu getroffenen Schutzmaßnahmen.

Wir bestimmen von den Sachverhalten, die wir mit den für die Überwachung Verantwortlichen erörtert haben, diejenigen Sachverhalte, die in der Prüfung des Jahresabschlusses für den aktuellen Berichtszeitraum am bedeutsamsten waren und daher die besonders wichtigen Prüfungssachverhalte sind. Wir beschreiben diese Sachverhalte im Bestätigungsvermerk, es sei denn, Gesetze oder andere Rechtsvorschriften schließen die öffentliche Angabe des Sachverhalts aus.

Sonstige gesetzliche und andere rechtliche Anforderungen

Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB

Prüfungsurteil

Wir haben gemäß § 317 Abs. 3a HGB eine Prüfung mit hinreichender Sicherheit durchgeführt, ob die in der Datei JahresabschlussDPAG2021 ESEF.zip enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts (im Folgenden auch als „ESEF- Unterlagen“ bezeichnet) den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat („ESEF-Format“) in allen wesentlichen Belangen entsprechen. In Einklang mit den deutschen gesetzlichen Vorschriften erstreckt sich diese Prüfung nur auf die Überführung der Informationen des Jahresabschlusses und des Lageberichts in das ESEF-Format und daher weder auf die in diesen Wiedergaben enthaltenen noch auf andere in der oben genannten Datei enthaltene Informationen.

Nach unserer Beurteilung entsprechen die in der oben genannten Datei enthaltenen und für Zwecke der Offenlegung erstellten Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in allen wesentlichen Belangen den Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat. Über dieses Prüfungsurteil sowie unsere im voranstehenden „Vermerk über die Prüfung des Jahresabschlusses und des Lageberichts“ enthaltenen Prüfungsurteile zum beigefügten Jahresabschluss und zum beigefügten Lagebericht für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2021 hinaus geben wir keinerlei Prüfungsurteil zu den in diesen Wiedergaben enthaltenen Informationen sowie zu den anderen in der oben genannten Datei enthaltenen Informationen ab.

Grundlage für das Prüfungsurteil

Wir haben unsere Prüfung der in der oben genannten Datei enthaltenen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 3a HGB unter Beachtung des IDW Prüfungsstandards: Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben von Abschlüssen und Lageberichten nach § 317 Abs. 3a HGB (IDW PS 410 (10.2021)) und des International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised) durchgeführt. Unsere Verantwortung danach ist im Abschnitt „Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen“ weitergehend beschrieben. Unsere Wirtschaftsprüferpraxis hat die Anforderungen an das Qualitätssicherungssystem des IDW Qualitätssicherungsstandards: Anforderungen an die Qualitätssicherung in der Wirtschaftsprüferpraxis (IDW QS 1) angewendet.

Verantwortung der gesetzlichen Vertreter und des Aufsichtsrats für die ESEF-Unterlagen

Die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft sind verantwortlich für die Erstellung der ESEF-Unterlagen mit den elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach Maßgabe des § 328 Abs. 1 Satz 4 Nr. 1 HGB.

Ferner sind die gesetzlichen Vertreter der Gesellschaft verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Erstellung der ESEF-Unterlagen zu ermöglichen, die frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Vorgaben des § 328 Abs. 1 HGB an das elektronische Berichtsformat sind.

Der Aufsichtsrat ist verantwortlich für die Überwachung des Prozesses der Erstellung der ESEF-Unterlagen als Teil des Rechnungslegungsprozesses.

Verantwortung des Abschlussprüfers für die Prüfung der ESEF-Unterlagen

Unsere Zielsetzung ist, hinreichende Sicherheit darüber zu erlangen, ob die ESEF-Unterlagen frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – Verstößen gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB sind. Während der Prüfung üben wir pflichtgemäßes Ermessen aus und bewahren eine kritische Grundhaltung. Darüber hinaus

- identifizieren und beurteilen wir die Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – Verstöße gegen die Anforderungen des § 328 Abs. 1 HGB, planen und führen Prüfungshandlungen als Reaktion auf diese Risiken durch sowie erlangen Prüfungsnachweise, die ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.
- gewinnen wir ein Verständnis von den für die Prüfung der ESEF-Unterlagen relevanten internen Kontrollen, um Prüfungshandlungen zu planen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht mit dem Ziel, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit dieser Kontrollen abzugeben.
- beurteilen wir die technische Gültigkeit der ESEF-Unterlagen, d.h. ob die ESEF-Unterlagen enthaltende Datei die Vorgaben der Delegierten Verordnung (EU) 2019/815 in der zum Abschlussstichtag geltenden Fassung an die technische Spezifikation für diese Datei erfüllt.
- beurteilen wir, ob die ESEF-Unterlagen eine inhaltsgleiche XHTML-Wiedergabe des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts ermöglichen.

Übrige Angaben gemäß Artikel 10 EU-APrVO

Wir wurden von der Hauptversammlung am 6. Mai 2021 als Abschlussprüfer gewählt. Wir wurden am 24. November 2021 vom Aufsichtsrat beauftragt. Wir sind ununterbrochen seitdem die Gesellschaft im Geschäftsjahr 2000 erstmals die Anforderungen als Unternehmen von öffentlichem Interesse iSd. § 316a Satz 2 Nr. 1 HGB erfüllte als Abschlussprüfer der Deutsche Post AG, Bonn, tätig.

Wir erklären, dass die in diesem Bestätigungsvermerk enthaltenen Prüfungsurteile mit dem zusätzlichen Bericht an den Prüfungsausschuss nach Artikel 11 EU-APrVO (Prüfungsbericht) in Einklang stehen.

Hinweis auf einen sonstigen Sachverhalt – Verwendung des Bestätigungsvermerks

Unser Bestätigungsvermerk ist stets im Zusammenhang mit dem geprüften Jahresabschluss und dem geprüften Lagebericht sowie den geprüften ESEF-Unterlagen zu lesen. Der in das ESEF-Format überführte Jahresabschluss und Lagebericht – auch die im Bundesanzeiger bekanntzumachenden Fassungen – sind lediglich elektronische Wiedergaben des geprüften Jahresabschlusses und des geprüften Lageberichts und treten nicht an deren Stelle. Insbesondere ist der „Vermerk über die Prüfung der für Zwecke der Offenlegung erstellten elektronischen Wiedergaben des Jahresabschlusses und des Lageberichts nach § 317 Abs. 3a HGB“ und unser darin enthaltenes Prüfungsurteil nur in Verbindung mit den in elektronischer Form bereitgestellten geprüften ESEF-Unterlagen verwendbar.

Verantwortliche Wirtschaftsprüferin

Die für die Prüfung verantwortliche Wirtschaftsprüferin ist Verena Heineke.

Düsseldorf, den 18. Februar 2022

PricewaterhouseCoopers GmbH

Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Dietmar Prümm

Wirtschaftsprüfer

Verena Heineke

Wirtschaftsprüferin